

お茶の水女子大学ジェンダー研究センター年報

ジェンダー研究

Journal of Gender Studies

第17号

(通巻34号)

■特集 災害、復興とジェンダー

災害・復興の経験を「災害に強い社会の構築」に活かす
——大津波からインドネシアは何を学んだか、日本は何を学ぶのか

池田 恵子 1

Aged People's Evacuation Decisions in Response to Typhoon Warning:
Case Study of a Rural Southern Village in Thailand

Parichatt KRONGKANT 13

■特集 竹村和子さんのフェミニズム／ジェンダー研究

語る者たちの連鎖の中で——竹村和子さんのF-GENSでの活動を中心に

天野 知香 31

竹村和子さんとジェンダー研究センター

舘 かおる 33

文学の力に賭けること——『文学力の挑戦』は何に挑戦するのか

越智 博美 39

竹村さんは何を視ていたのか

斉藤 綾子 49

——竹村和子『彼女は何を視ているのか——映像表現と欲望の深層』私的な書評

清水 晶子 57

攪乱の暴力と向き合う——竹村和子『境界を攪乱する——性・生・暴力』書評

三部 倫子 69

「正しいセクシュアリティ」論からみるカムアウトされた母親の経験

山口菜穂子 75

竹村和子先生とフェミニズム

■投稿論文

日韓生命保険業における労働のジェンダー化

金井 郁・申 琪榮 81

日本近代における「更年期女性」像の形成

原 葉子 103

——「内分泌」をめぐる言説の考察を中心に

■研究ノート

外国人妻に向けられるジェンダー・バイアス

加藤 直子 119

——我が国の国際離婚裁判例の分析から

■翻訳

男性の形式と女性の形式について

ヴィルヘルム・フォン・フンボルト

杉田 孝夫・菅野 健／訳 129

解題

杉田 孝夫 153

■書評

Franceschet, Susan, Mona Lena Krook, and Jennifer M. Piscopo編著
The Impact of Gender Quotas

尹 智炤 155

スーザン・M・オーキン著 山根純佳、内藤準、久保田裕之訳

吉澤 京助 159

『正義・ジェンダー・家族』

北原恵編著

小西あゆみ 163

『アジアの女性身体はいかに描かれたか——視覚表象と戦争の記憶』

■夜間セミナー記録刊行

何春蕤著

舘 かおる 167

『「性／別」攪乱——台湾における性政治』

■ジェンダー研究センター彙報

171

■編集方針・投稿規程

196

■編集後記

198

2014年 3 月

お茶の水女子大学ジェンダー研究センター

ジェンダー研究

お茶の水女子大学ジェンダー研究センター年報

第 17 号 (通巻 34 号) 2014 年

目 次

■特集 災害、復興とジェンダー

災害・復興の経験を「災害に強い社会の構築」に活かす ——大津波からインドネシアは何を学んだか、日本は何を学ぶのか	池田 恵子	1
Aged People's Evacuation Decisions in Response to Typhoon Warning: Case Study of a Rural Southern Village in Thailand	Parichatt KRONGKANT	13

■特集 竹村和子さんのフェミニズム／ジェンダー研究

語る者たちの連鎖の中で——竹村和子さんのF-GENSでの活動を中心に	天野 知香	31
竹村和子さんとジェンダー研究センター	館 かおる	33
文学の力に賭けること——『文学力の挑戦』は何に挑戦するのか	越智 博美	39
竹村さんは何を視ていたのか ——竹村和子『彼女は何を視ているのか——映像表現と欲望の深層』私的な書評	斉藤 綾子	49
攪乱の暴力と向き合う——竹村和子『境界を攪乱する——性・生・暴力』書評	清水 晶子	57
「正しいセクシュアリティ」論からみるカムアウトされた母親の経験	三部 倫子	69
竹村和子先生とフェミニズム	山口菜穂子	75

■投稿論文

日韓生命保険業における労働のジェンダー化	金井 郁・申 琪榮	81
日本近代における「更年期女性」像の形成 ——「内分泌」をめぐる言説の考察を中心に	原 葉子	103

■研究ノート

外国人妻に向けられるジェンダー・バイアス ——我が国の国際離婚裁判例の分析から	加藤 直子	119
--	-------	-----

■翻訳

男性の形式と女性の形式について	ヴィルヘルム・フォン・フンボルト 杉田 孝夫・菅野 健／訳	129
解題	杉田 孝夫	153

■書評

Franceschet, Susan, Mona Lena Krook, and Jennifer M. Piscopo編著 <i>The Impact of Gender Quotas</i>	尹 智炤	155
スーザン・M・オーキン著 山根純佳、内藤準、久保田裕之訳 『正義・ジェンダー・家族』	吉澤 京助	159
北原恵編著 『アジアの女性身体はいかに描かれたか——視覚表象と戦争の記憶』	小西あゆみ	163

■夜間セミナー記録刊行

何春蕤著 『「性／別」攪乱——台湾における性政治』	館 かおる	167
------------------------------	-------	-----

■ジェンダー研究センター彙報		171
----------------	--	-----

■編集方針・投稿規程		196
------------	--	-----

■編集後記		198
-------	--	-----

Journal of Gender Studies

Ochanomizu University

No. 17 2014
(Total of 34 Issues)

Contents

■ Special Issue: Disaster and Gender

Lessons from Earthquake and Tsunami Disasters in Indonesia and Japan: Toward "Disaster Resilient Society"	IKEDA Keiko	1
Aged People's Evacuation Decisions in Response to Typhoon Warning: Case Study of a Rural Southern Village in Thailand	Parichatt KRONGKANT	13

■ Special Issue: TAKEMURA Kazuko's Feminism/ Gender Studies

Preface 1. Focusing on F-GENS activities	AMANO Chika	31
Preface 2. TAKEMURA Kazuko and Institute for Gender Studies, Ochanomizu University	TACHI Kaoru	33
What Should We Stake on Literary Study?: The Challenge of Kazuko TAKEMURA's <i>The Challenge of Power of Literature</i>	OCHI Hiromi	39
What Was Kazuko TAKEMURA Looking At: A Personal Book Review of Kazuko TAKEMURA's <i>What is she looking at?</i>	SAITO Ayako	49
Facing the Violence of Subversion: A Review of TAKEMURA Kazuko's <i>Kyōkai Wo Kakuran-Suru</i>	SHIMIZU Akiko	57
The Application of " <i>Tadashii sekushuariti (Heterosexuality)</i> " Theory to Experiences of Mothers of LGBS	SAMBE Michiko	69
Professor TAKEMURA Kazuko and Feminism	YAMAGUCHI Nahoko	75

■ Article

Gendered Labor in Life Insurance Industry in Japan and South Korea	KANAI Kaoru and SHIN Ki-young	81
Forming the "Menopausal Woman" in Modern Japan: In Light of the Discourse about "Endocrine Glands"	HARA Yoko	103

■ Research Report

Gender Bias Against Foreign Wives : Analysis of International Divorce Cases in Japan	KATO Naoko	119
---	------------	-----

■ Translation and Commentary

Ueber die männliche und weibliche Form	Wilhelm von HUMBOLDT	
	Translated by SUGITA Takao and KANNO Ken	129
Commentary	SUGITA Takao	153

■ Book Reviews

FRANCESCHET, Susan, Mona Lena KROOK, and Jennifer M. PISCOPO <i>The Impact of Gender Quotas</i>	Jiso YOON	155
Susan M. OKIN <i>Seigi Jenda Kazoku (Justice, Gender and the Family)</i>	YOSHIZAWA Kyosuke	159
KITAHARA Megumi ed. <i>Asia no josei shintai ha ikani egakaretaka: shikaku hyousyō to sensō no kioku</i> (How were asian women bodies represented: Visual representation and memory of war)	KONISHI Ayumi	163

■ Précis

Josephine, Chuen-juei HO <i>"Sei/ Betsu" Kakuran: Taiwan ni okeru sei seiji</i> (<i>"Gender/ Sexuality" Troubles in Taiwan</i>)	TACHI Kaoru	167
---	-------------	-----

■ Report on the Activities of the Institute for Gender Studies, Ochanomizu University (2012.4.1-2013.3.31)		171
■ Editorial Guidelines		196
■ Editor's Postscript		198

〈特集論文〉

災害・復興の経験を「災害に強い社会の構築」に活かす ——大津波からインドネシアは何を学んだか、日本は何を学ぶのか

池田 恵子

1. 本稿の課題

本稿の目的は、災害復興の過程に「ジェンダー平等の視点に基づいた災害リスクの削減」を組み込むことが、なぜ容易ではないのか、どうすれば可能になるのかについて検討することである。

2005年の第2回国連防災世界会議で採択された「兵庫行動枠組（2005-2015）」によって、「災害リスク削減のジェンダー主流化」の重要性が認識されるようになった。「災害リスク削減」とは、「防災・減災、または災害予防（防災広報、ハザードマップや防災計画の作成など）と呼ばれる狭義の災害対策分野での制度や技術の導入・整備にとどまらず、あらゆる政策・事業に災害リスクを削減する視点や方策を取り入れること」を意味する（UNISDR 2004, p.3）。つまり、産業、雇用、福祉、社会保障などなど、多くの人が防災とは直接関係しないと考えてきた分野にも、いざ災害が起きたときに被害を拡大するリスクが潜んでおり、そのリスクも削減することが災害に強い社会となる基礎となるという主張が、災害リスク削減である。それら多様な領域のリスクには、ジェンダーや年齢による格差があるため、そこにさらにジェンダー平等の視点を組み込むべきだとする考えが、「災害リスク削減のジェンダー主流化」である。

近年、平常時の開発事業や政策だけではなく、大災害が発生した直後の緊急救援や復興活動にこそ、災害リスクの削減を意識的に導入する必要があると考えられるようになってきた。平常時よりも、むしろ災害が発生した後にこそ、どんな災害リスクが潜んでいたのか、誰がより脆弱だったのかが明確になりやすい。また様々な制度や関係性、構造物がいったん破壊されて再建される時にこそ、災害リスクを削減する要素を入れ込むことが容易だと一般的には考えられている（Christoplos 2006a; 2006b; Birkmann *et al.* 2008など）。そのことは、大災害は災害脆弱性を克服するための「チャンスの窓（window of opportunity）」であるという言い回しや、「build back better」というキャッチフレーズにも反映されている。

災害とジェンダー分野の実務者と研究者の国際的ネットワークであるGender Disaster Networkが作成したリーフレット「災害とジェンダー平等：救援と復興にジェンダーの視点を取り入れるための6原則」でも、1番目の原則にこう謳われている。「ジェンダー平等と災害リスク削減の考え方は、減災、救援、復興のすべての側面で重視されるべきである。変革のための『チャンスの窓』はすぐに閉じてしまう。だからこそ、今から考えておこう。女性をエンパワーできるような救援活動とは？ ジェンダーやその他の不平等など、特定の人が災害の影響を受けやすくなる要因を復興計画で指摘して、それらを改善する方法とは？ 女性も正当に利益を得られるような産業復興や所得補助とは？・・・」（GDN n.d. [2005]）と。

一方で、緊急救援、復旧・復興の現場では、多様な状況にある男女の被災経験やニーズの違いに応じ

た支援を行うこと、ニーズの違いを把握することすら、大変に困難である（東日本大震災女性支援ネットワーク調査チーム 2012）。その困難を乗り越えたとしても、男女のニーズに合わせた支援を行うだけでは、災害リスクの削減、すなわち社会構造から発する災害脆弱性の解消には、自動的に繋がるはない。「ジェンダー平等の視点に基づいた災害リスクの削減」を緊急救援や復旧・復興の過程に組み込み、「災害に強い社会の構築」に活かすことは、容易ではない。

本稿では、インドネシア・アチェ州におけるインド洋大津波（2004年）、および東日本大震災（2011年）の二つの事例から、復興の過程にジェンダーの視点を導入する際に必要な制度上の課題を整理して提示する。アチェ州の復興過程は、ジェンダー主流化の明確な方針が導入され、多くの成果を上げた好事例の一つである。ジェンダー別の統計に基づいたジェンダー分析の実施と、脆弱性の高い集団の状況を積極的に改善する復興施策が行われた経過とその背景にある制度的措置を明らかにし、そこから日本が学ぶべき教訓を引き出してみたい。

2. 復興過程における「災害リスク削減のジェンダー主流化」

「災害リスク削減」という発想は、社会によって構築される災害脆弱性と、人々の回復復元力（レジリエンス）が、ハザードと重なったところで災害被害が発生するという「脆弱性論」の考えに基づく。この考えによると、制度化されてきた慣習、権力配分、資源配分のあり方（「脆弱性の根本原因」）が、政策や開発の進展を通して、災害脆弱性を構築する（Wisener et al 2004）。ジェンダーは、災害脆弱性の根本原因を形作る一つの要素である。こう考えるなら、災害以前の社会にあった慣習、権力配分、資源配分のうち人々の脆弱性の原因となっていた部分をそのまま活用した、つまり脆弱性を再生産するような救援や復興のすすめ方は容認されるものではない。すべての災害対応と復興は、脆弱性の改善という側面を持つ必要がある。

Birkmannら（2008）は、インド洋大津波後にスリランカとインドネシアで災害リスク管理の向上に関してもたらされた主要な変化について、法律／行政、組織制度、経済、社会、環境の各面にわたって分析した。しかし、その中にジェンダー平等の促進に関するものは含まれていない。

一方、Christoplos（2006b, pp.69-70）は、「Building back better」言説は一見常識的に見えて、そうではないという。確かに、災害直後は災害リスクについて理解が共有されており、そのような災害リスクを社会に作り出した、または放置した政策や制度の欠点が特定されやすく、既成の権力構造も災害によって基盤が揺らいでいる可能性がある。しかし、実際には、災害リスクの削減に深くコミットした復興の事例はあまりみられないという。

Christoplosは次のような理由をあげる。支援のスピードが重視されることが「より良い状態への復興」の検討に必要なスピードと相容れない。災害リスク削減に最も必要なものは、国や地方の行政機構や住民組織であるが、その整備や機能強化には時間がかかる。また復興はつまるところ土木・建設であるという意識が根強い。被災者自身も元の状態に戻ることを望み、外部者が‘better’だと主張する状態を理解したり信じたりできないことが多い。さらに、災害時には、支援者には「主流化インフレ圧力」がかかるという。つまり、貧困緩和、ジェンダー平等、HIV/AIDS、グッドガバナンス、環境配慮などなどの多くの視点が復興の活動に主流化されているか、時間との競争の中で確認しなければならない。しがたって、Christoplosは、現実には「復興における〇〇の主流化と呼ばれるものは機能しない」と結

論付ける（2006a, pp.2-3; 2006b, pp.69-70）。実際には、これらの複数の視点による「主流化」が実現してこそ、社会における排除や格差が解消されて脆弱な集団が力をつけ、環境リスクも減ることによって、災害リスクが削減される。Christoplosの指摘は、復興の現場では、このような議論がなかなか受け入れられないことを示している。

3. アチェにおける災害リスク削減とジェンダー主流化

では、インドネシアでは、インド洋大津波の経験から、どのように災害リスク削減とジェンダー平等を主流化したのだろうか。2012年9月4日～7日にアチェで行ったインタビュー調査と政府の防災関連政策文書に基づき、述べる。

1) 緊急救援における課題（災害直後の女性の状況）と対応

災害直後の女性たちの困難として、多くの課題が指摘された¹。女性世帯主の経済的困窮と安全の欠如、避難キャンプでのセクハラや暴力・ドメスティックバイオレンス（DV）の増加、女性用品の不足や男女別になっていない水浴び場、女性たちに支援の情報が届かないなどの問題である。

まず地元の女性NGOが中心的な担い手となり、物資の供給、トラウマ・カウンセリング、性暴力やDVに関する知識の普及と法的支援、女性向けの小規模金融の提供などが行われた。アチェの女性団体の多くは、自由アチェ運動とインドネシア政府の間でおきた紛争の影響を受けて国内避難民となったり性暴力被害に遭ったりした女性のたちを支援し続けていたので、被災した女性への支援に必要な技能と経験はすで蓄積されていた。また、津波の被災者と紛争の被害者の間に格差が生じないようにという配慮がなされた。

避難キャンプを運営していたのは、国軍、政府職員、コミュニティのリーダーであり、ほぼ全員が男性であった。彼らには、女性の安全に配慮したり女性のニーズに対応するという発想がなく、彼らに働きかけることは女性NGOの職員たちにとって難しいことであった。しかし、女性NGOがキャンプに入り込んで活動することに関して障害はなかったという。

2005年の災害直後に、県女性エンパワーメント局の局長の呼びかけによって、ジェンダー・ワーキング・グループが結成された。地域の女性NGOや研究者などが女性向け支援の調整を行うことを目的として集まったものであるが、後にこのグループは、被害のジェンダー分析も行うようになった。

2) アチェ・ニマス復興庁（BRR）の「ジェンダー方針」²

BRRが設立された2005年から2006年9月までは、復興のジェンダー主流化方針は導入されていなかった。この間、女性向けの事業として「女性と子どものエンパワーメントのための集会所」の建設が行われた。アチェ州23県のうち18県に集会所を建設し、原資を女性グループに提供して活動を自主運営してもらうものである。主要な活動内容は、女性たちが商売するための研修などであった。2012年9月現在、活動が続いているのは5県しかないという。ジェンダー方針が導入される前の女性向けの復興事業には、特に女性の災害脆弱性を緩和するという明確な意図はなかったように思われる。

2006年に入って復興庁は、「女性と子どものエンパワーメントのための集会所」で活動を続けていた女性たちが、復興庁から提供された資金を活用して法律アドバイザーを招き、女性の権利（土地、相

続、離婚後の親権など）について勉強会を行うのを支援するようになる。すなわち、社会や家庭内における女性の地位や状況を問い直すという意味で、被災地の女性たちに向けた活動の方向性に変化がみられるようになった。

同年9月、アチェ・ニアス復興庁の「ジェンダー方針」(BRR 2006)が導入され、1)すべての復興セクターにおけるジェンダー主流化、2)女性のエンパワーメントのための女性向けプログラムの推進、3)地域女性団体との連携が提唱された。このなかで、6つの課題領域において、女性は機会や資源へのアクセスが制限されていることが指摘された。1)経済(金融、土地、農具、雇用、市場へのアクセス)、2)地域政策の意思決定、3)女性への暴力や相続に関する法的正義、4)教育、5)医療サービス、6)情報テクノロジー。これらの課題領域について、セクターごとに実施要領(SOP: Standard operational procedure)とチェックリストの活用を通して女性の脆弱性の克服が目指された。

たとえば、経済セクターにおける女性の脆弱性克服のチェックポイントは次の通りである。

- ・伝統的に女性向けとみなされない業種でも、女性が所有／経営／働くことができるよう、事業を創出すること。
- ・資金、農業投入財、職業訓練の機会は、50%が女性に配分されるようにすること。(報告が義務づけられる)
- ・小規模零細企業のみならず、女性が大中規模の企業の経営にかかわるようパイロット事業を行うこと。
- ・農業、畜産に従事する女性の支援事業を実施すること。
- ・村落の水利組合や農民組合は男女双方が代表者となること。
- ・寡婦や女性世帯主が、金融にアクセスできるよう、事業を実施すること。
- ・漁業世帯の寡婦にも正当な補償を行うこと。
- ・普及員の育成研修では、男女別の研修内容を含むモジュールを作成すること。
- ・雇用機会、研修機会、産物の相場などの情報に男女双方が適切にアクセスできるようメディア活用などの工夫をすること。

また、緊急雇用創出(Cash for Work)では、老若男女問わず、誰かがれきの撤去に従事しても、同じ額の日当が支給された³。平常時の女性の日当は、男性より低い。

教育分野では、奨学金の配分を男女半々とする、保険医療の分野では、出産時の医師派遣コールサービスを確立する、文化・宗教に関しては、元々は男性のみ8名で構成されていた村の賢人会議に少なくとも一人の女性が加わるなど、具体的な施策が打ち出された。ここで重要なのは、これらの施策が復興期に限って行われるのではなく、将来にわたって地域の災害脆弱性の克服に直接つながるように、地域や行政の制度の見直しが行われたということである。

被災者向けの再定住地と復興住居は、男女(夫婦または同居する兄弟姉妹)の共同名義で登録することとされた。アチェ社会では女性が土地を相続できるが、新たに購入したりして所有する場合には、男性の名義となるという慣習があった。そのため、男女共同名義という方針は斬新であり、これが妥当かどうか議論するための会合がジャカルタでも持たれたという。実際に共同名義で登録された住宅は14,000戸に過ぎず、これは全体からみるとごく一部である。しかし、土地所有制度というジェンダーに

深くかわり、なかなか変更が難しいと思われていた領域もジェンダー主流化の対象となるのだという政府の強い意志を示し、ジェンダー平等という発想を社会に問うたという点で、シンボリックな重要性を持った。

アチェの復興におけるジェンダー方針は、特定の分野における女性のニーズの充足やエンパワーメントのための女性向けプログラムだけではなく、すべての復興セクターへのジェンダー主流化を目指した。その制度的背景として、すでに2000年には「国家開発におけるジェンダーの主流化に関する大統領令第9号」が公布されており、復興においてジェンダー主流化を行うかどうかは選択したり、したい団体だけがするような話ではなく、決定事項であったという（Enarson 2009, p.16）。ジェンダー主流化を担う組織として、ジェンダー・女性エンパワーメント・ユニットが復興庁内に設置された。このユニットが、全庁職員にジェンダー研修を行い、セクターごとの実施要領（SOP）とチェックリストを作成して、実施のモニタリングを担当した。

アチェ・ニアス復興庁が撤退した際（2009年）には、「ジェンダー出口戦略（Gender exit strategy）」が示され、これからのアチェ州政府が担う開発にも活用されるべく「アチェ復興枠組（2008年-2011年）」に組み込まれて引き継がれた。大災害と紛争の両方からの復興を視野に入れた「アチェ復興枠組」では、ジェンダー平等は3つの横断的課題の一つとして位置づけられている。

復興庁のジェンダー方針の土台を担ってきたのが、ジェンダー別統計とジェンダー分析であった。UNIFEMが津波の8か月後の2005年8月に17県の6,000人の被災女性を対象に行った調査に基づいて被災状況のジェンダー分析を行ったのをはじめとして、多くの団体がジェンダー分析を行った（Enarson 2009, p.19）。復興庁もしくはそのパートナー団体が行う事業の計画書は、どのセクターの事業であれ、ジェンダー別統計に基づいて作成されていなければ受理されなかった。また、事業の評価にもジェンダー別統計が活用された。その結果、災害が、各課題領域で男女に与えた影響の違いや、男女が復興事業から得た利益の格差などが、注意深く分析・モニタリングされることとなった。なおも2008年には、ジェンダー別統計の不足を補うために、UNFEM、CIDA、地域女性団体などが協力して、大掛かりなジェンダー別統計整備が行われ、保健、経済、土地、政治、教育、人口などの領域で合計204に及ぶジェンダー別の指標が整備された（Enarson 2009, p.18）。

3）開発計画への災害リスク削減とジェンダー平等の主流化⁴

インドネシアでは、防災法（2007年第24号法）が制定されたことで、国の防災体制は緊急対応型から災害リスク削減型へと転換した。中央では国家防災庁（BNPB）が、地方では州や県の地方防災庁（BPBD）が、防災体制を担う組織として整備された。防災法では、災害リスクの削減を開発に統合することは国家の責務であること、また地域住民や市民社会組織の防災体制への参加などが謳われている。国と州、県（市）レベルで、それぞれ災害リスク削減行動計画が作成される。災害対策本部（BPPA）では、5年対策、3年対策、緊急対策の3種類の行動計画を作成する。その際、災害リスクとジェンダー平等については、切り離さないでセットで考えるようになっている。被害のシミュレーションを行うときには、男女の人的被害を分けて想定し、避難訓練の時にも女性の参加をモニタリングしているという。

2010年より、市と県が災害対策を地域の開発計画に主流化することになった。開発計画（長期20年、中期5年、短期3年）のすべてで災害リスク削減とジェンダー平等を統合することとされている。国家

開発計画庁の地方局（BAPPEDA）が、予算をチェックしながらそのモニタリングを行っている。

このような防災施策の転換は、インド洋大津波の経験だけが後押ししたのではない。兵庫行動枠組に従えば、このような施策を行うことになる。国際社会の支援も大きな役割を果たしたし、また市民団体の連合が防災法の成立に大きくかかわっていることから、民主化の定着も防災施策の方針転換に貢献していると言える。

4) 緊急救援体制におけるジェンダーの視点⁵

インド洋大津波後に新たに整備されたインドネシアの緊急救援体制の興味深い点は、バンダアチェ災害対策本部だけでなく、女性保護エンパワーメント局や社会省にも独自の緊急救助隊（TRC）があることである。災害対策本部の緊急救助隊は、公務員・軍・警察からなり、その25%は女性である。半年ごとに行われる訓練は実践的で、その内容の一部に、男女別のテントを作るなど女性への配慮に関することも含まれている。

社会省の緊急救助隊は、2012年5月にユニセフの支援で設置されたばかりである。災害状況の有無にかかわらず、高齢者やホームレス、児童労働に従事させられている子どもなどの保護を行う。インド洋大津波の際に、孤児となった子どもや暴力被害を受けた子どもの保護の仕組みがなかったという反省から設置された。災害時には、災害対策本部の緊急救助隊が先に活動を開始して、保護が必要な子どもの情報を提供し、社会省や女性保護エンパワーメント局の緊急救助隊が保護して、ケースごとに最善の状況を共に考える。

また、社会省にはTaganaと呼ばれる災害時ボランティア制度がある。2007年に開設された。村落在住の18歳から42歳の男女が、災害発生3日までに被害状況を確認して連絡をする。災害対策本部の緊急救助隊の派遣がすぐには困難な地域で被害の情報収集をする。現在、アチェ州には1,341人のボランティアがおりその3割は女性である。

男女のボランティアの活動に違いはないが、現場では役割が違う。女性に情報を聞いたり説明したりするのは女性のボランティアである。「2005年までは、救援物資と言えば食料と毛布だと思っていたが、女性にとって必要な物資があるということ、ジェンダーとはどういうことか、大津波を通して学んだ」と社会省の担当者は話す。ボランティア向けの研修（年1回1週間）では、応急手当、蘇生術、情報収集、救助などを主に学ぶが、被害情報も男女別に収集し、妊婦の要望は特に注意して聞くようにと伝えられているという。

5) 小括

インドネシア・アチェ州における復興で、災害リスク削減のジェンダー主流化は、次のような特徴を持っていた。

第一に、復興の広い領域（雇用・生産など経済機会、地域政治の意思決定への参画、女性への暴力や相続に関する法的正義、教育・医療、情報技術などを含む）をカバーし、包括的にまた根本から脆弱性の原因に切り込むものであった。

第二に、これと並行して、開発政策への災害リスク削減とジェンダー平等の主流化が導入された。国家防災庁が作成した「兵庫行動枠組の進捗状況報告2009-2011年度版」（BNPB 2011）によると、「災害リスク削減とジェンダー平等を統合して開発政策に反映させる手段が明確に確立しているわけではな

く、この理念はまだ普及していない」という。実際の運用はこれからだと思われる。

第三に、女性保護エンパワーメント局や社会省に特定の脆弱性を抱えた人々を対象とした緊急救援隊が結成され、救援段階から復興期にかけて、脆弱な人々の保護の仕組みが作られた。

つまり、アチェでは、1) 復興において各開発セクターで積極的に男女の災害脆弱性を解消しつつ、2) 長期的な開発政策を通して各開発セクターで災害脆弱性緩和をジェンダーが主流化された形で行うこととし、3) 緊急救援の体制も、積極的に女性や脆弱な人々を保護するための方策を導入して改善してきた。これらの政策は、大災害から1年9か月から2年たってから徐々に導入されている。

その実施を後押ししたのは、被災状況のジェンダー分析であり、その基礎となった男女別のデータの存在である。また、アチェ・ニアス復興庁内部で、ジェンダー方針が受け入れられていった背景には、強固な政治的意思があったことがあげられるだろう。アチェ・ニアス復興庁長官は、中央政府の大臣であった人気のある人物であり、彼が、ジェンダー平等政策の推進をすべての職員が担うべき使命だと強調したという。

4. 東日本大震災の救援・復興におけるジェンダー視点との比較

1) 被災・復興経験の男女による違いと対応

東日本大震災においても、被災したすべての人々が困難に直面する中で、男女による被害状況や復興時の困難についての違いが指摘されている（東日本大震災女性支援ネットワーク調査チーム 2102）。避難生活期には、特に以下のような問題が見られた。

- ・ 環境の問題（間仕切りが導入されず、トイレが男女別になっていない、女性用の更衣室・授乳室・洗濯物干し場も設置されず、プライバシーのない状況が続いた避難所もあったなど）。
- ・ 女性や乳幼児、高齢者や介護が必要な人だけが使う物品（たとえば生理用品、女性用下着、化粧品など）の不足、女性の立場からすれば受け取りづらいという配布方法の問題。
- ・ 性暴力やハラスメントを含む女性と子どもへの暴力の増加。
- ・ ライフラインが整わない中での介護や子育て、避難所における炊き出しなど固定的な性別役割分担によるケア労働負担の女性への集中。

また、復旧・復興期に入ってからには次のような問題が見られている。

- ・ 生活を立て直すために必要な雇用機会や義捐金（世帯主に支給される）などが、女性にとって活用しづらい。
- ・ 緊急の雇用対策は、がれきの撤去や土木系の仕事など男性向けが多かった。
- ・ 震災後、男性の失業率は減少したが、女性の失業率は増加し（「朝日新聞」2011年11月30日朝刊、東京版）、特に母子世帯の雇用と収入確保の問題は深刻である。
- ・ DVの悪化、増加。
- ・ 地域の復興の議論に女性の参画が確保されない。

これらの課題が見られた原因は、避難所の運営や復興計画の策定などについて決定権のある女性の割

合が低すぎたこと、その上位にある災害対策本部に決定権のある女性職員が少ないことや男女共同参画・多様性配慮の視点をもつ職員が少ないことである。内閣府男女共同参画局が行った「男女共同参画の視点による震災対応状況調査」(平成24年7月)(内閣府、2012年)によると、東日本大震災への対応において、地方公共団体の震災対策本部の職員の男女比は、女性2.8に対して男性7.2であり、管理職では、女性0.5に対して男性9.5であった。さらに、行政、民間支援団体、被災した地域住民を問わず、支援活動において決定に権限を持つ人の大半は男性であり、女性や多様なニーズを持つ人々に配慮した避難所運営が必要であるということが十分に理解されていなかったことも原因である。

これまで男性中心で動いてきた組織が、女性の参画の必要性に気付かないままに審議を開始したり、女性が意思決定の場に参画することを受け入れられないという状況が見られた。復興庁男女共同参画班(2012年)によると、復興計画を策定した34の被災自治体で、計画策定のための委員会の委員合計751名のうち女性は84人(11.2%)で、9の自治体で女性はゼロであったという。

「男女共同参画白書(平成24年度版)」(内閣府男女共同参画局、2012)は、特集として「男女共同参画の視点からの防災・復興」を組み、地域の年齢構成と比較した男女別死者数はじめ、男女別に避難行動のパターン、避難所や応急仮設における生活の困難、人口移動、雇用、心身の健康(飲酒量の増加、睡眠、心の健康、自殺)などに関するデータを示した。また、災害時の暴力に関する記載も含まれた。被災状況を男女別に把握する行政としての試みは、これが最初であり、大きな前進である。しかし、緊急対応期から復興期までを通して幅広い課題については、男女別のデータが得られないために、被災状況の男女差を客観的に示すことができないものも多い。

2) 復興基本方針におけるジェンダーの視点

東日本大震災復興構想会議は2011年4月11日に15名(うち女性は1名のみ)で発足し、5月10日に「復興構想7原則」をとりまとめた。しかし、その中にジェンダーや多様な住民に関する言及はなく、また復興を通して社会が持つ脆弱性を緩和するという発想も見られない(東日本大震災復興構想会議、2011)。2011年6月に成立した「東日本大震災復興基本法」は、基本理念において、「被災地域の住民の意向が尊重され、合わせて女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと」と謳っている。また、復興構想会議が示した「復興への提言～悲惨のなかの希望～」(2011年7月)では、「これまで地域に居場所を見出せなかった若者や、孤立しがちな高齢者・障害者、声を上げにくかった女性などが、震災を契機に地域づくりに主体的に参加することが重要」とし、「とりわけ、男女共同参画の視点は忘れられてはならない」と強調している。ここから、震災をきっかけとして、新たな男女共同参画のあり方を模索しようという姿勢が見える。

東日本大震災復興対策本部が策定した「東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月)」においては、「男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する」とことと、復興施策に男女共同参画、特に女性の視点を反映することが明記された。

しかしながら、具体的施策として挙げられている3つの重点領域はかなり絞られている。1) 災害に強い地域づくり(高齢者、子ども、女性、障害者などに配慮したまちづくり、まちづくりにおいて、女性、子ども・若者、高齢者、障害者、外国人等の意見が反映しやすい環境整備に努める)、2) 地域における暮らしの再生(女性の悩み相談／若者・女性・高齢者・障害者を含む雇用機会／女性の起業活動)、3) 地域経済活動の再生(農業における高齢者・女性の参画)に限定されていると言ってよい。

また、それぞれの重点分野において、女性が地域の意思決定に参画できない要因や、雇用機会へのアクセスが不十分であるという要因そのものを改善するような方策が盛り込まれていない。また、アチェの復興方針においては、各セクターにおけるチェックポイントに、男女への復興資源配分の比率が具体化されて示されていた。しかし、同様な方策は日本では見られず、まちづくりや経済活動に女性が意味ある参画をするための積極的是正策は示されていない。これまで女性がまちづくりの意思決定に参画することができなかった状態において、女性たちが参画する場を得ることのおびただしい努力は、女性たち自身に任されている。

復興庁男女共同参画班は、復興の基本的考え方である「復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する」「子ども・障害者等あらゆる人々が住みやすい共生社会を実現する」の実践事例として、まちづくり、仕事、暮らし等の分野に関し、女性が活躍している事例や被災地の女性を支援している活動などを、事例集として取りまとめて公開している（復興庁男女共同参画班、2013）。その第3版には、23の事例が収録されている。復興会議への女性たちの参画や政策提言活動、復興や防災の体制にジェンダー・多様性配慮の視点を組み込むための自治体研修、子育て世代によるまちづくりの提言、女性農業者らの連携による地域の復興、障害者向けの就労の場の創設、外国人女性向けの資格取得講座、被災地における子どもの遊び場の創設など、その活動内容は、多岐にわたる。

これらの事業は、その大半が、ジェンダー多様性の視点による復興が不可欠だという信念を持つ民間団体や行政関係者が、努力を重ねて行っているものと思われる。アチェの場合、復興の理念に加えて、すべてのセクターにおけるジェンダー分析から始まり、実施要領やチェックリストの活用を経て、復興事業にジェンダーの視点を導入するのは、アチェ・ニアス復興庁の責務だった。しかし、日本では、復興の基本方針において、ジェンダーや多様性の尊重という発想が打ち出されたにもかかわらず、その実施は、民間や個別の自治体の決断と膨大な努力にゆだねられてしまっている。

3) 脆弱性緩和という発想の欠如

日本では、男女によって異なる被災状況に関しては、当初から、性別や年齢、障害の有無や家族構成などを考慮して、被災者の多様な状況に応じた被災者支援を行うこと、そのために年齢別性別の情報収集を行うことの必要性は、あまり認識されていない。支援を行うに当たって、被災や復興状況の男女格差が性別データによって把握されておらず、きめ細かな支援ができないと同時に、格差がそもそもなぜ生じたのかという分析ができないために、今後同様の格差を生み出さない社会を形成するための対策を含んだ復興策が提示できない。

5. アチェは何を学んだか、日本は何を学ぶのか

インド洋大津波から8年が経過した。この間、アチェ州では、災害リスク削減にジェンダーの視点は、徐々に導入されてきたといえる。アチェの事例から私たちは何を学べるだろうか。

まずは、被災地の復興の状況について、男女別に状況を把握し統計化して示すことだろう。そして、被災地の地域ごとのジェンダー分析を行い、ジェンダー化されて構築される災害脆弱性を理解することはできないだろうか。その情報を災害復興時に活用することができるのではないだろうか。そのためには、雇用や福祉、暴力防止などに関するジェンダー別の統計が利用可能でなければならない。男女別の被

害、復興経験の違いの根本原因は何か、それをよく考え正面から向き合う必要がある。また、予算や人員の配分も含めて、復興にジェンダー平等の視点を取り入れるという政治的意思が必要である。

また、現在、日本では、国や県市町村レベルで盛んに地域防災計画の見直しが行われている。そこには、しかし、日常のジェンダーの不平等に根差した脆弱性の根本原因を見出してそれを変革しようという発想はほとんど見られない。見直しの大半が、危機管理対応や予防における男女共同参画と女性のニーズへの対処である。地域防災計画や避難所の運営マニュアルなどに、女性や多様な人々の参画や安全、物資面で女性のニーズに関して記載が表れるという事だけでも、進歩なのだ。しかし、それだけでは、次の災害に女性のニーズには対応できても、「災害に強い地域」になっていくことは、なかなか難しい。

「兵庫行動枠組」では、一般考慮事項で、「各国は、自国の持続可能な開発の責任及び災害から自国民、インフラ、その他の国家財産を守るための災害リスク軽減の効果的な対策を講じる第一義的な責任を負う」としている。また、「リスク評価、早期警戒、情報管理、教育・トレーニングに関連したあらゆる災害リスク管理政策、計画、意思決定過程にジェンダーに基づいた考え方を取り入れることが必要である」、「災害リスク軽減計画を立てる際に、文化的多様性、年齢、及び脆弱な集団が適切に考慮されるべきである」とも謳っている。インドネシア政府は、この方針を着実に踏襲して、成果を上げた。日本政府も、兵庫行動枠組を共同採択した国家として、その責務を果たすべきである。

アチェの経験が語ることは、まだある。アチェ・ニース復興庁がジェンダー政策を取りまとめたのは津波から1年9か月後だった。それから、組織や人材を整えながら、災害リスク削減とジェンダー平等を復興に主流化する作業はすすめられた。東北の復興の「チャンスの窓」は案外遅く開き始め、もっと遅くまで開いているのではないだろうか。これからこそが、取り組むべき時期なのではないだろうか。

(いけだ・けいこ／静岡大学教育学部教授)

引用文献

- 国連国際防災戦略「兵庫行動枠組（2005-2015）」（暫定仮訳）2005年（http://www.unisdr.org/files/1037_wakugumi1.pdf）2013年9月10日閲覧。
- 内閣府男女共同参画局「男女共同参画の視点による震災対応状況調査」2012年a（<http://www.gender.go.jp/saigai.html>）2013年1月10日閲覧。
- 内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書（平成24年度版）」2012年b（http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h24/zentai/index.html#honpen）2013年1月10日閲覧。
- 東日本大震災女性支援ネットワーク調査チーム『報告書 第I部 東日本大震災における支援活動の経験に関する調査』東日本大震災女性支援ネットワーク、2012年。
- 復興庁、復興庁記者発表資料（平成24年6月19日）「被災自治体に対する復興の過程における男女共同参画の推進の働きかけについて」、2012年（<http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat10/sub-cat10-2/>）2013年1月10日閲覧。
- 復興庁男女共同参画班「男女共同参画の視点からの復興——参考事例集（第3版）」2013年（www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat10/sub-cat10-2/）2013年9月10日閲覧。
- 東日本大震災復興構想会議「復興7原則」2011年（www.cas.go.jp/jp/fukkou/pdf/kousou4/7gensoku.pdf）2013年9月10日閲覧。
- Birkmann, J. "Extreme events and disasters: a window of opportunity for change? Analysis of organizational, institutional and political changes, formal and informal responses after mega-disasters." *Natural Hazards*. 55. 3. (2008) : 637-55.
- BNPB. *Indonesia: National Progress Report on the Implementation of the Hyogo Framework for Action (2009-2011)*, 2011.

- (<http://www.preventionweb.net/english/countries/asia/idn/>) 2013年1月10日閲覧。
- BNPB. *National Disaster Management Plan 2010-2014*. 2010a. (www.bnpb.go.id/uploads/pubs/445.pdf) 2013年1月10日閲覧。
- BNPB. *National Action Plan for Disaster Risk Reduction 2010-2012*. 2010b. (www.bnpb.go.id/uploads/pubs/451.pdf) 2013年1月10日閲覧。
- BNPB. *Law of the Republic of Indonesia Number 24 of 2007 Concerning Disaster Management*. 2007. (<http://bnpb.go.id/>) 2013年1月10日閲覧。
- BRR. Promoting Gender Equality in Rehabilitation and Reconstruction Process in Aceh and Nias. 2006. (http://www.ineesite.org/uploads/files/resources/doc_1_58_Policy_and_Strategy__Gender_FINAL_ENG.pdf) 2013年1月10日閲覧。
- Christoplos, Ian. The elusive 'window of opportunity' for risk reduction in post-disaster recovery, in *ProVention Consortium Forum*, Bangkok, February 2-3 2006. 2006a. (http://ipcc-wg2.gov/njlite_download.php?id=5282) 2013年1月10日閲覧。
- . *Links between relief, rehabilitation and development in the tsunami response*. 2006b. (http://ochanet.unocha.org/p/Documents/TEC_LRRD_Report.pdf) 2013年1月10日閲覧。
- Enarson, Elaine. *Women Building Their Future: Gender Breakthroughs in Post Tsunami Aceh*. UNIFEM. 2009.
- Gender And Disaster Network, n.d. *Gender Equality In Disasters: Six Principles For Engendered Relief And Reconstruction*. 2005: (<http://www.gdnonline.org/>) 2013年1月10日閲覧。
- ISDR. *Gender Perspective: Working Together for Disaster Risk Reduction, Good Practices and Lessons Learned*. ISDR. 2008. (http://www.gdnonline.org/resources/UNISDR_gender-good-practices.pdf) 2013年9月10日閲覧。
- Wisner, Ben et al. *At Risk: Natural Hazards, People's Vulnerability and Disasters*. 2nd Ed. London: Routledge. 2004.

注

- 1 NGO (Flower AcehとPulhi Aceh) 職員、及びランパセ地区の女性4名(25歳～40歳)へのインタビューより。2012年9月4日～7日。
- 2 Arabiyani氏(元Director, Women and Child Protection and Family Welfare Unit, BRR)へのインタビュー。2012年9月5日。
- 3 ランパセ地区の女性4名(25歳～40歳)へのインタビューより。2012年9月6日。
- 4 国家開発計画庁地方局(BAPPEDA)職員Cut Triana Devi氏(ジェンダー担当)及びNanda氏(災害担当)へのインタビュー。2012年9月6日。
- 5 女性保護エンパワーメント局(BP3A)職員Amrina Habibi氏(2012年9月4日)、社会省(Dinas Social)職員Vici Julian氏、Rita氏へのインタビュー2012年9月6日。

〈特集論文〉

Aged People's Evacuation Decisions in Response to Typhoon Warning: Case Study of a Rural Southern Village in Thailand

Parichatt KRONGKANT

Introduction

Natural disasters have become an increasing global challenge for all population sectors. Some say that disasters affect people equally. Such a statement leads to a uniform pattern of disaster preparedness and relief arrangement for all sectors of the population whether they are men, women or aged people.

Generally, men are in a superior position to women due to their decision-making power in society, social status and the cultural context of their particular society. All these factors may benefit men in terms of better preparedness and faster recovery from a disaster.

Aged people meanwhile constitute a significant proportion of those at risk from natural disasters due to their reduced physical ability and other impairments. Evidence shows that aged people account for a high number in the death toll from natural disasters. For example, in the European heat wave disaster of 2003, there was a high concentration of mortality rate in elderly people due to health vulnerability owing to cardiovascular, cerebrovascular and respiratory causes (Haines et al., 2006); forty-nine percent of the victims of Hurricane Katrina in 2005 were people aged 75 or older (Brunkard, J. et al, 2008); in Cyclone Nargis of 2008, among the dead and the suffering survivors were many aged people and children (HelpAge, 2008).

This article has particular focus on the aged people and their decision to perform evacuation when threatened by typhoon. For Thailand, disaster preparedness at the community level is just developing, and survival depends on self protection and adaptation.

This article aims to explore the preparedness behaviors and factors responsible for the evacuation decision of aged people. The area of study was a multi-disaster prone community in Chumphon province, Southern Thailand¹.

1. Disaster Preparedness and Evacuation

There are three paradigms in disaster study. The “dominant” paradigm emphasizes individual human response behavior such as the study of risk perception as a predictor of protective action; namely, preparedness and evacuation (Gaillard, 2008). The second paradigm focuses on the structural construction of risk by looking at factors that construct the vulnerability of society and individuals to hazard impact such as demographics: age, ethnic minority and education, social inequality and political

ecology, especially economic and political marginalization in developing countries (Bolin, 2006). The third paradigm focuses on social domain, where ideas and practices concerning risk and disaster are exchanged, shared and organized in the ways references are made to disaster and risk (Hilhorst, 2004).

Disaster preparedness is one of the results of disaster experience and learning ability. Communities and individuals psychologically and physically prepared will be less vulnerable and more resilient in disaster events (Kreps, 1991; Mileti, 1999 cited in McGee, 2003). Social research has identified the socio-demographic factors responsible for preparedness as age, disability, marital status (Miceli et al., 2008), income and education (Russell et al., 1995; King and MacGregor, 2000 cited in McGee, 2003), home ownership (Mulilis, Duval and Bovalino, 2000 cited in Miceli et al., 2008, Charnkol, 2006). Social, human and cultural capital are identified as critical resources for disaster preparedness (Jakes et al., 2003; Mayunga, 2007). McGee (2003) found that social network, previous experience, culture of self-reliance, characteristic of community and social cohesion contribute to the preparedness behavior of rural communities. Studies on disaster preparedness look at several factors such as time allocation in preparedness (Los and Schut, 2008), knowing how to prepare (Rosenkoetter et al., 2007), and having a plan and supply kit (Horney et al., 2008). Providing people with information on a hazard and its impact will influence people's preparedness (Paton, 2006). Even though preparation is important, understanding of warnings and knowing how to prepare is left to the individual. However, studies show that a high level of preparedness is one of the predictors for evacuation behavior (Hodler, 1982 and Perry and Lindell, 1986 cited in Raid, 1998).

The term "evacuation" refers to the withdrawal of threatened people from a specific area to a safer place due to anticipated hazard impact. The major factors responsible for increasing the likelihood of evacuation are physical cues, social cues, perceived risk, knowledge of the hazard, education, presence of family members, family size, number of kin relations, age, community involvement, socio-economic status, gender (Enarson, 1999), number of children in family, personal warning, proximity to threat, message specificity, message frequency, message consistency, message certainty, message source credibility and source familiarity (Mileti and Peek, 2000). Factors responsible for evacuation are, but not limited to, risk perception, preparedness and social influence (Riad and Norris, 1998). In the post-tsunami study of evacuation behavior in the south of Thailand, six factors influencing speed of evacuation among tsunami-hit communities were identified: education level, house ownership, disaster knowledge, number of family members, exposure of house to hazards and status as a permanent or transient resident (Charnkol and Tanaborinboon, 2005). However, it was also found that social connections both facilitated and hindered evacuation decisions (Eisenman et al., 2007).

2. The Vulnerability of Aged People During Disasters

According to the United Nations definition, aged people are those 60 years old and above. According to the World Disaster Report (2007), 26 million aged people are affected by natural disasters every year and this number is set to double by 2050. Aged people are vulnerable to disaster in social, psychological and physical dimensions. Aged people suffer more long-term psychological distress and somatic symptoms than younger victims (Phifer, 1990 cited in Mayhorn, 2005). HelpAge (2005) reports that aged people are often left behind in the rush to escape a disaster and cannot reach distribution centers. Aged people are slow in responding to their surroundings including disaster threat, warning interpretation and evacuation order. Poor health also affects aged people's ability to move and increases their risk for illness-related complications during and after a disaster (Rosenkoetter et al., 2007). Aged people face age-related changes in perceptual and cognitive ability (Craik and Salt-house, 2000; Park and Schwartz, 2000 cited in Mayhorn, 2005). Thus, in an emergency situation, aged people may not be prompted for evacuation.

3. Gender Situation in Thailand

Gender is a socially constructed definition of women and men. It is not the same as sex (biological characteristics of women and men). Gender is determined by the conception of tasks, functions and roles attributed to women and men in society and in public and private life (Gender in practice, Swiss Agency for Development and Cooperation). The Thai government is in compliance with the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women (CEDAW) in 1985, the Beijing Declaration and Platform for Action and the Millennium Declaration. Under the 2011 Gender Inequality Index, Thailand's score is 0.382 (69th out of 146 countries). The Royal Thai Government (RTG) increasingly emphasizes addressing gender equity, both within its own Ministries and Thai society as a whole. The Disaster Prevention and Mitigation Department (DDPM) as the nodal agency for disaster management promotes gender equality in disaster management by identifying a gender focal point and setting up a policy framework and operational guidelines for gender equality.

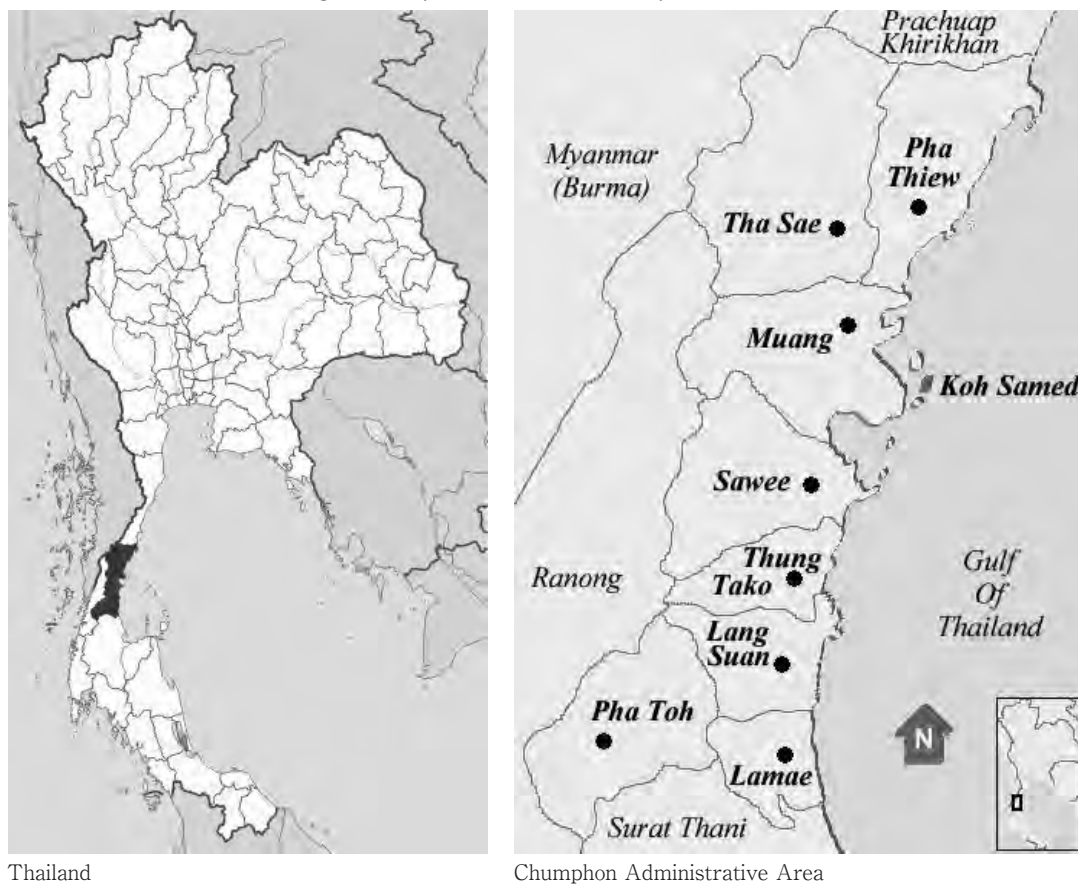
The Manual on Disaster Management: Gender Aspect, developed by gender-related organizations and NGOs and supported by the DDPM, gives guidelines for the participation of men and women in community-based disaster risk reduction and gender equality in relief and rehabilitation. These were developed as a collective effort to tackle the issue of gender in relief and rehabilitation. However, the implementation of gender-based projects is still limited to some NGOs and a few Ministries.

4. The Study Area

The study area is a rural traditional Buddhist Thai community in Chumphon, a southern province of Thailand. The culture in the south is different from other regions in Thailand. The southerners value honor, dignity, camaraderie, kinship and the patronage system (Pongpaiboon, 2004). Southerners act in a straightforward way and are unrefined in their speech. The personality of southerners in-

involves decisiveness, fast action, firmness, single-mindedness and courage to take risks. For southerners, daily life is conducted in a way appropriate to one's status, gender and age. Seniority is to be respected and social position is well-observed (Pongpaiboon, 2004). The community under this study features all the attributes of southern culture described by Pongpaiboon (2004) and can be considered a close-knit community because there are no new settlers from outside, except from marriage to community members. They were all relatives descending from a few original settlers. The presence of visitors was observed by community members with caution. The people are tied to their land. No one in this village sells their land to outsiders. All land ownership is in the form of a deed which requires a long process to acquire, especially in agricultural areas. This is one of the reasons for land attachment. Another outstanding characteristic of this community is the Village Head, who is elected to hold the position for fourteen years in a row. The Village Head is a single mother who was born and lived in the village. She has the characteristics of a good coordinator. Her team of assistants consists of men and women, but there are more women than men. She knows the names of all the villagers by heart and she is aware of everyone's situation. She plays an active role in organizing the community's activities with the local government and other stakeholders.

Figure 1: Map of Thailand and Chumphon Province



Thailand

Chumphon Administrative Area

Chumphon province lies in the path of tropical cyclones. The community experienced one typhoon hit in 1989, and has had four other typhoon threats in the past twenty years. Floods are a seasonal disaster because the community lives at the junction of two rivers in the Ta Tapao basin. The community does not have warning tools. There are no typhoon or flood shelters. The community members seek shelter in the temple, meeting hall and elementary school building if necessary. Most of these structures were built more than forty years ago. The main concrete road that divides the village into two is used as an escape route as it is on higher ground and does not flood. However, the arteries branching from this road into the villages are small dirt paths that turn into mud in the rainy season. Public announcements from television and radio are trusted sources of weather information for the community, but the messages are generally national weather forecasts rather than region specific. The messages are in the form of a weather report rather than a warning. Evacuation orders are to be decided by the concerned authority. As per the Civil Defense Master Plan, mandatory evacuation will be conducted only when necessary and without psychological effects (Tha Kam Civil Defense Plan, 2007).

The local authority has limited resources in terms of manpower, transportation and budget. In this community, the disaster budget is allocated at USD 1,400 per year for the whole sub-district of 6,855 people in 2,077 households (2008). Moreover, the local authorities perceive that providing relief and services is a popular policy that would create a state of dependency for residents. Similar to the community values, the local authority thinking is that people must help themselves instead of waiting for someone to help, and help from the government is always disappointing. But should this policy apply to everyone including aged people?

5. Findings

The community under this study is vulnerable in three ways: geographically, because they live in hazard-prone areas; socially, because they are rural marginalized and thus poor in protective structure; and politically, because they lack a participation process, and the disaster policy and administration does not support evacuation. Having a lack of resources, this community relies on individuals' and households' adaptation capacity and learns to take control over uncertainty. In the case of typhoons and flash floods, those who are vulnerable are taken to a safer place in the community described as being on higher ground, free from high floods and strong enough to withstand the force of the wind. Any houses of such characteristics would be turned into improvised shelters for those who need help.

Out of a total of 141 aged people aged 60 and above in this community, 114 participated in the questionnaire survey. Table 1 shows the characteristics of the aged people. Among the respondents, the gender balance is equal. The minimum age was 60 years and the maximum age was 100 years. Most had lived in this community since they were born. Around 49 percent had lived in this community for between 60 and 79 years. Most of them can read and write. The majority still had good mobility as measured by their ability to walk around without assistance. Hearing ability was reported to

be declining. Unclear vision or problems with eyesight was a major complaint.

Table 1: Characteristics of aged people in this study

Variables	Conditions	Number	Percentage
Age	■ 60-69 years	44	38.6
	■ 70-79 years	49	43.0
	■ 80-89 years	20	17.5
	■ Old than 90 years	1	0.9
Sex	■ Male	56	49.1
	■ Female	58	50.9
Variables	Conditions	Number	Percentage
Literacy level	■ Can read and write	97	85.1
	■ Cannot read and write	17	14.9
Self-reported health status	■ Normal physical movement	98	86
	■ Normal eyesight	66	57.9
	■ Normal hearing	81	71.1
Living condition	■ Live alone	11	9.6
	■ Live with spouse only	59	51.8
	■ Live with family of their children	45	38.6
Years of living in this community	■ Less than 19 years	2	1.8
	■ 20-39 years	6	5.3
	■ 40-59 years	40	35.1
	■ 60-79 years	56	49.1
	■ Longer than 80 years	10	8.8
Typhoon experience	■ Direct experience of typhoon	113	99.1
	■ No direct experience of typhoon	1	0.9
Evacuation Experience	■ Evacuated in a typhoon emergency at least once	73	64
	■ Never evacuated in a typhoon emergency	41	36
Typhoon Risk Perception	■ Think that typhoon is life-threatening hazard	114	100
	■ House is not safe for the next typhoon	91	79.8

The aged people described their relationships with others as, "I live on my own and others also live on their own." On the one hand, this statement may suggest that aged people in this community prefer privacy, but on the other hand, it may be a way to deny the state of social isolation due to their disengagement in economic activities. Thus, social interaction is limited to family members, next door neighbors and community grocery shop owners, respectively. Aged people pay visits to each other mostly in case of sickness or during festivals or Buddhist ceremonies, of which there are around five a year. Women gather with women and men gather with men. These aged people come from a generation when men and women must maintain their interaction in a proper manner. In addition, the topics of discussion between men and women are different.

In terms of family life, around half of the respondents live with their spouses. Thus, aged people are taking care of each other. This can be seen as a vulnerability factor as the aged people may have physical limitations and health problems which affects their understanding and interpretation of warn-

ings. In Hurricane Katrina, examples of old couples being victimized were documented (Cookman, 2007; Fussell, 2006; Cutter, 2006; Bytheway, 2006). It is observed that in this community, wedded sons or daughters usually build their house on their parents' land. This is a mutual advantage because they can provide care to parents and also have privacy for their own families. Social ties with neighbors and relatives were observed. In normal times, neighbors, family members or relatives help take aged people to hospital and the market, providing food and doing some small errands such as going to the bank.

Risk perception can be conceptualized as a process encompassing both cognitive and affective aspects (Slovic et al., 2004 cited in Miceli et al., 2008). Loewenstein (2001) argued "they (people) evaluate the risk cognitively and respond to it emotionally" (Miceli et al., 2008 p. 165). In this study, southern aged people's feelings towards typhoons were "fear" and "extreme fear"; they referred to floods as "stresses," "difficult" and "boring." While annual floods are just an additional "difficulty in daily activity" which is an extension of everyday hardship, typhoons are "a matter of life and death" meaning critical and life-threatening. This affective reaction to typhoons or the feeling of risk resulted from their first typhoon encounter in 1989, which established a social meaning that was strong enough to change perceptions and behavior towards the typhoon hazard. Thus, risk perception generates from experience of extreme events. Their response to typhoons was anxiety-driven associated with affective aspects of risk perception. We found that their memory of Typhoon Gay in 1989 was still fresh among both men and women. All of the aged people were able to recall their success story of survival as well as the scenario on that particular day. Individual experience of a natural hazard event was meaningful, especially for women who seem to articulate their fear of typhoons more than men. Typhoon Gay has left a psychological impact on many. To one woman, the experience has turned into a psychological insecurity about hearing the term "Pa-yu²." Many aged women reported that they feel a "shivering in their heart" and "light hearted." Some men also said that their hearts would "shake" or "beat like a trembling drum." One woman also said that if she feels that a wind is getting stronger, she wonders if it will become "another typhoon" and "another flight [for my life]." However, the survey also found that there are a few aged men who reported with confidence that they were not afraid of typhoons too much and believed that they would be able to help themselves if there was a typhoon again. This finding supports many studies that women seem to perceive disaster events or threats as more risky. Women report a higher level of fear or concern even though men have hazard awareness.

Due to their first shocking experience fueled by several typhoon threats during the past twenty years together with several floods, aged people, both men and women, have a high risk perception about typhoons and are prompted to preparedness mode in a typhoon emergency. As Perry (2000) notes, perception is crafted by the way that previous experience with natural hazards is interpreted (Peacock et al., 2005 p. 123). Moreover, it has been found that experiencing damage from a disaster is positively related to risk perception (Windham et al., 1977; Perry and Lindell, 1990; Norris et al., 1999;

Raid et al., 1999 cited in Peacock et al. 2005). We found similarities with western research in the formation of risk perception.

In terms of the cognitive aspect, older persons accumulate their knowledge from socialization, observation and personal experience. An old man of 70 noted that “I remember aged people in this community telling us about a severe storm that will come every sixty to seventy years” and another woman remembered that “her parents told her that normally a storm would last for an hour but that Typhoon Gay came with eight hours of strong wind.” A 65-year-old woman noted that her parents told her that they had “never experienced such a severe wind as Typhoon Gay in their lives.” It is found that aged people were able to demonstrate their knowledge about the characteristics of typhoon wind, its impact on physical structures and trees, and how to protect themselves amidst typhoon wind. They could also identify vulnerable areas and infrastructure in their locality. This is in correspondence with research that finds a positive relationship between affective risk perception and experience such as the findings of McGee (2003) in local preparedness for bushfires in Australia and Miceli et al. (2008) in the study of flood perception and preparedness in Italy and the study of Charnkol (2006) in a tsunami-affected province in Southern Thailand.

6. Typhoon Preparedness and Evacuation Intention

The scope of preparedness in this study focuses only on preparedness in response to a typhoon warning regardless of the warning channel. In reaction time research, preparedness time is used as an indicator to predict evacuation behavior (Los and Schut, 2008). However, this measure may be misleading because shorter preparation time also results in successful evacuation (Horney, J. et al., 2008). Our research does not emphasize a preparedness time but rather a pattern of preparedness behavior. Table 2 shows the list of preparedness activities of aged people in response to a typhoon warning.

Table 2: Preparedness behavior upon typhoon warning

Preparedness behavior	Frequency	Percentage
1. Take care of myself (eating enough rice, go to toilet and prepare betel nuts)	114	100
2. Close window and door	104	91.2
3. Move furniture to escape flood	79	69.3
4. Think about personal safety	32	28.3
5. Seek help from neighbors or relatives	30	26.3
6. Take livestock to safe place	10	8.8
7. Don't do anything, prepare to leave the house	3	2.6
8. Seek more information	2	1.8
9. Prepare transportation	1	0.9

From the study in the United States, consistent and repeated experiences with hurricanes have elevated both understanding and more realistic perception of risk (Cross, 1990 cited in Drabek, 1999).

Frequent flood and typhoon threats shape the pattern of preparedness in this community and knowledge has been handed down from one generation to another resulting in uniform patterns of preparedness. Aged people at high risk for flood and in low risk flood areas prepare for typhoons in a similar manner. Preparing for typhoons is important to everyone in this community, which means that people look for maximum protection from available resources to maintain their normal course of life in an unstable post-disaster situation. This is because “after a disaster, even if you have money, there is no rice for you to buy,” said one respondent. “Sometimes you have money but food is too expensive” and “help from the government has never been sufficient for everyone.” The scarcity of food and hardship after a disaster is the basis orientation of preparedness goals. From the way people respond to natural hazards, aged people as well as community members are action-oriented. The preparation can be divided into two parts. First is the preparation oriented towards securing belongings and property to prevent damage; second is preparation for evacuation. The most important aspect of preparation is to prepare the body and mind for the approaching typhoon. Taking care of oneself is the first priority, which by definition is to have taken food before the typhoon strikes because one does not know when the next meal will be. As one woman noted, “The last time I heard from the radio that a typhoon was coming towards this district, I got up at four in the morning to cook and ensured everyone’s stomach was full before the typhoon hit because we did not know how long the wind would last and it was difficult to take care of eating during the storm.” An old man in his late seventies also said that his daughter prepared a big pot of curry to last for a few days for a family of five. She said that, “It was difficult to do anything during the heavy wind and rain. The flood may reach the kitchen and soak the food and fuel.”

It is also noticed that in the preparation to take livestock such as cattle, pigs and donkeys to a safer place or higher ground, men are the ones who take this responsibility. Women take care of the cooking and preparing the necessary items in the house. Despite limited literature in gender and preparedness, there is some indication that women prepare their families for disaster more than men. Szalay et al. (1986) found that men are more concerned than women with specific and technical aspects of any preventive or protective measures.

Further interviews found that social norms play a role in preparation. As dignity is valued among southerners, therefore, self-responsibility is a way to demonstrate individual dignity. It was expressed by several people, old and young, that “One should not beg from someone else because everyone is in trouble.” Not to ask for help is a way to show dignity and it is also a way to prevent disappointment or embarrassment when help cannot be rendered. In this study, only 26.3 percent, especially women, reported that they need help from neighbors. The rest may also need help but do not voice their need, especially men. As southern people tried to remain self-dependent, “being a burden on others is a shame,” said many aged people. One old man said that one must help oneself first because others were also busy helping themselves. Many aged people believe that it is important for one to be ready with personal belongings such as clothes and food when they take shelter at someone’s house, even though the shelter belongs to family members or relatives. When considering items prepared for put-

ting in a supply kit, aged people put emphasis on preparing rice and dry food, clothes, drinking water, valuable items and money, medicine, and candles or torches, respectively. Thus, in terms of personal responsibility, there is no significant difference between men and women. This finding is supported by Turner et al. (1986), who discovered that men and women do not differ in preparedness.

Table 3: Items aged people prepared in supply kit

Item	Justification	Frequency	Percentage
1. Food (Rice, canned or dry food, and betel nuts)	The village will be disconnected in floods and typhoons for a couple days or a week. Stockpiling of food is a solution.	93	81.6
2. Clothes for 2-3 days	In typhoons, wind and rain can be expected. Dry clothes are needed to protect against illness.	91	79.8
3. Drinking water	Water will be contaminated in flooding.	52	45.6
4. Valuable items and money	For their protection, and to purchase necessary items	46	40.4
5. Medicine	To maintain care of health condition	14	12.3
6. Lanterns, candles, torches, matches and batteries	Electricity supply cut is expected in heavy rain and floods. Temporary lighting is needed as are batteries for the radio.	10	8.8

7. Evacuation Intention

More than half of aged people in this study (64 percent) evacuated from their houses in the past typhoon disaster (Table 1). The majority of them expressed their intention or willingness to evacuate in the event of another typhoon. About 81.6 percent (93 persons) intend to evacuate to a safer place; a minority of 14.9 percent or 17 persons are not certain if they would evacuate or not; 3.5% or 4 men are determined not to evacuate. For those men who did not want to evacuate, they reported that they were confident that they could survive in their houses. This may be explained by the psychological impact of disaster experience because men are likely to be less upset by disasters than women. The overall finding differs from the study of Sorensen and Richardson (1984) which found aged people are less likely to evacuate and from the study of Fussell (2006) in Hurricane Katrina who found that the aged people who are in bad health or disabled were less likely to evacuate. We found that aged people intend to evacuate while the younger adults are not certain whether evacuation is needed for them. This group of people who are not certain about evacuating may prefer to take the chance. For aged people who intended to evacuate, the reasons for such a decision were, in their words, "there is no place to stay (at home)," "cannot stay," "escaping is a must" and "staying means dead."

Table 4: Frequency distribution of factors responsible for evacuation intention

		I will evacuate	I will not evacuate	I am not sure	Total
Age	60-69 years	32	2	10	44
	70-79 years	46	1	6	53
	80-89 years	15	1	0	16
	Over 90 years	0	0	1	1
Total Frequency		93	4	17	114
Total Percentage		81.6	3.5	14.9	100

8. Factors Responsible for Evacuation Decision

Even though the majority of respondents reported that they intended to evacuate before a typhoon hit, there are several situations that lead them to evacuation. The first choice that best determines their evacuation decision is an evacuation order. The second set of factors to influence the evacuation decision is neighbors and family members. These three choices confirm that aged people tend to be conventional in complying with the collective decision (evacuation order) and to rely on social actors (neighbor and family) for collective action. This finding is similar to the study of Cutter and Barnes (1982) that evacuation of neighbors and friends is a major influence on the decision to evacuate (Drabek, 1999).

As they are aware that their physical ability, houses and community are vulnerable and exposed to typhoon destruction, their preparation is aimed toward protection of these assets in order to have personal control and avoid the state of dependency during disaster. Thus, it is seen that some aged people, despite the awareness of typhoon threat, try to bargain with nature by investing their efforts in limitation of time to reserve personal control over property and belongings and wait until the last minute to leave the house for a safer place as most of the aged people said that if possible, they would like to finish packing their belongings before leaving the house.

We found that the scenario of danger is important in probabilistic judgment. Most of the aged people, even if they had an evacuation intention, prefer the “wait and see” strategy. About 71.1 percent would evacuate if they saw that their house could not withstand the force of the wind. This is weighted fairly equally as a social factor influence (Table 5). This means that their perception of evacuation is not based on early evacuation which will reduce the risk of injury and death. The contextual factor of time is associated with a disastrous scenario and the evacuation decision. Almost half (48.2 percent) may not evacuate if the typhoon happens at night. This is because the physical environment is too dangerous and dark at night time. Thus, staying inside their houses would be safer than taking the risk of evacuation to another safer place. Almost half (45.6 percent) of all the aged people admitted that they needed help in evacuation although they seemed to be self-reliant and self-responsible in preparedness. This factor was emphasized in several studies on aged people evacuation (Gibson, 2006; HelpAge, 2006; Fernandez et al., 2002; Magnum et al., 1989). Aged people need support in the evacuation process such as with transportation and finding shelter. This finding also

implied that perception, preparedness and evacuation intention may not influence evacuation action because evacuation action depends on social context and how stressful people find a disaster at that particular moment. 65.7 percent intend to evacuate before a typhoon arrives but the actual evacuation would happen upon other conditions. Table 5 shows the situational context in making the evacuation decision.

Table 5: Frequency distribution of factors responsible for evacuation decision
Source: Field survey, May, 2008

Statements	Frequency	Percent
1. I will evacuate before the typhoon arrives	75	65.7
2. I will evacuate if there is an official evacuation order	93	81.6
3. I will evacuate if I see my neighbor evacuates	83	72.8
4. I will evacuate if my family members want me to do so	82	71.9
5. I will evacuate if my house cannot withstand the force of the wind	81	71.1
6. I will evacuate only during daytime	55	48.2
7. I will evacuate if I get help from others	52	45.6

Table 6 shows the concern for uncertain decision makers. Among the 17 respondents who could not decide to evacuate in the case of the next typhoon, it was found that the concerns were divided into two aspects: resource dependency such as on the availability of protective infrastructure, and psychological dependency such as personal feelings of concern with regard to privacy, comfort and subjective values associated with being "aged." The resource-dependent decision can be explained as the community does not have a typhoon shelter but uses available buildings to be a place of protection, those who could not decide on evacuation see the equal chance of risk between leaving and staying put. Moreover, there is no evacuation route while the roads in the village are covered by bushes amidst oil palm trees, rubber trees, coconut trees and other big trees. These trees could be damaged and turned into harmful flying branches by the force of the wind. This is the interpretation from the lack of the early evacuation concept, knowing their environment and perceived exposure to greater risk.

The psychological-dependent decision was demonstrated in the aged people's concern for privacy and comfort and the duration of stay in the shelter (Table 6). The other concern was the subjective value reflecting the self-perception of aged people as a burden. This is similar to the perception of society toward aged people. In the study of Hurricane Katrina, aged people were perceived as an extra burden to society (Bytheway, 2007). Thus, in evacuation, the threat from natural hazards may not be the only factor that triggers an evacuation decision.

Table 6: Frequency distribution of factors responsible for uncertainty decision.
Source: Field survey, May, 2008.

Statements	Frequency	Percent
1. I am concerned about my safety during evacuation	11	9.6
2. I am concerned about my comfort in the shelter	7	6.1
3. I am concerned about how long I have to be away from home	7	6.1
4. I do not want to be a burden on others	7	6.1
5. I am concerned about my privacy in the shelter	6	5.3
6. I am concerned about transportation to the shelter	6	5.3
7. I am concerned about my physical limitations	5	4.4

9. Discussion

Taking the cultural approach from Hofstede's often cited research, Thailand was classified as one of the most collectivist cultures among the countries he studied (Shannon, 2005; and Mandhachitara, 2005). Collectivism is positively associated with uncertainty avoidance; therefore, collectivists are more likely to avoid uncertainties and to evade events that may have an adverse impact on their harmonious way of life. In unpredictable and uncertain threats such as typhoons, collectivists become more interdependent with their in-group such as family, kin, tribe, and community in giving priority to the goals of their group above personal goals, shape their behavior on the basis of group norms and behave in a communal way (Mills and Clark, 1982; Hofstede, 1983 cited in Kongsomphong, 2005). Kongsomphong (2005) studied the behavior of Thai southerners affected by the Indian Ocean Tsunami and found that people affected directly by the disaster become more collective and less materialistic. Those affected by disasters showed a strong tendency to harmonize relationships, give support and avoid conflict with group members. Similarly, McGee and Russell (2003) found that characteristics of rural agricultural community including self-reliance, social networks, and experience with disaster, encourage preparedness (McGee and Russell, 2003).

Humans function best when they can maintain an integration of their cognitive, emotional and behavior capacities (Zautra, 2003 cited in Reich, 2005). Many aged people said that the first thing to do when they learn about a typhoon warning is to prepare their mind. Preparing their mind is a psychological mechanism to reinforce control over stress and fear. They believe that once the mind is stabilized enough, they will be able to clearly take appropriate actions in line with their choices: preparing and readying to leave for a safer place in the village. This way of thinking can be found in the Buddhist way of "sa-ti" (clear mind) and "pun-ya" (clear thinking). This reflects a risk perception that is placed alongside emotional or affective aspects. In contrast with Drabek's finding that the initial response to any warning is threat denial (Drabek, 1999), the older persons under this research respond to warnings by preparing their mind and ensuring their belongings are secured in a safe place. This can be explained by the fact that older persons are long familiar with flood and typhoon threats. Awareness and risk perception play an important role in protective action.

Collectivism orientation views the group goal over the personal goal. In this community which

appears to be closely knit by kinship, preparedness is shaped by social norms and values. The norm of "self-help and self-reliance" makes people responsible for their own safety and ready for collective action. Aged people conform to norms and compromise their need for property protection if they are asked to leave by the village headman, family members or neighbors, as collectivists tend to avoid social conflict. However, many of them state similarly that "once the typhoon comes, I don't need anyone to tell me to leave, I make my own decision." Even though the decision to evacuate is made by the individual, the orientation of the decision is on collective survival and tied to the strong sense of community which is a characteristic of agricultural communities (Larson and Dearmon, 2002 cited in McGee and Russell, 2003). This is the behavior in a collectivist society where concern for social norms can intensify risk aversion (Kongsomphong, 2005).

The findings of this study confirm the importance of social capital as well as trust in the conventional stages of disaster including preparedness, response, recovery and mitigation (Dynes, 2002) and in the work of Jakes et al. (2003) and Miller (2007). It was found in many studies that the behavior of people during a disaster is to band together, to seek out others and to establish bonds even with strangers because human nature is social (Reich, 2005). Social ties together with the respect for aged people and gender gives a positive benefit to people in a disaster situation. The community we have studied develops social ties from shared commonness, self-responsibility value and their close traditional society under the umbrella of the southern culture of self-dependence.

Aged people refer to the community norm to make critical decisions. Most of them were comfortable with evacuation and can be prompted to evacuate when influenced by social actors. The most influential person for preparedness and evacuation in this community is the Village Head. This is a key factor to discuss. The Village Head is a woman and she is trusted to be the leader of the village for more than fourteen years. Studies found that men and women view disasters differently. Women perceive the threat from natural hazards as more serious and risky than men. Women are risk-avoiders while men are risk takers (Cutter et al., 1992). As women have a dominant role in taking care of family members, women perceive risk as more threatening if it affects their family members. A study of Morrow and Enarson (1994) found that women prepare more due to their heightened perception of risk. This can be linked to the efficient preparedness of the Village Head as the leader of disaster management efforts in this village. Her team of assistants, which includes groups of women, is very active in community engagement including flood preparedness because the village holds community development activities that involve flood mitigation on a yearly basis. This can be explained by the fact that the Village Head and her assistants work together through female friendship networks and because floods pose a serious threat to their family and communities. Disaster preparedness benefits from female leadership and membership, and it is recognized by the authorities because this village later received an award from the Department of Disaster Prevention and Mitigation as an example of a flood-preparedness village. Home-visits to aged people's houses by the Village Head and her team represents social influence and brings about trust among villagers, including aged people. Thus, the major factor in making the evacuation decision is compliance to an evacuation order which at village

level must be authorized by the Village Head.

However, in the case of a more severe typhoon threat where community safety cannot depend on availability and improvisation of community infrastructure, evacuation to other places such as evacuation across provinces may be needed. In such a case the outcome of the evacuation decision may be different. Aged people may not want to evacuate to a new place as they may refer to their previous experience of evacuation and shelter in their own community. They may not want to stay in unfamiliar shelters which will require more effort to adjust or adapt. A systematic evacuation plan and operation must take into account the physical and psychological need of older persons.

Conclusion

This study found that aged people in the typhoon-experienced community perceive their risk and prepared themselves in response to typhoon warnings based on resilient principles of self-responsibility and self-reliance. Aged people expressed an intention to evacuate in the case of a typhoon but their actual evacuation depends on social influence and availability of resources such as safe evacuation route, safe shelter and safe mode of evacuation, as well as the actual scenario of the typhoon threat. It seems that aged people need assistance in typhoon evacuation. Early evacuation of older persons is recommended.

The findings call for providing accessible, understandable, timely warning information and providing evacuation services such as transportation, and an appropriate response plan to reduce vulnerability and increase the resilience of aged people.

(くろんかんと・ぱりちゃーと／元JICA防災能力向上プロジェクト・コンサルタント)

Bibliography

- Bolin, B. "Race, class, ethnicity, and disaster vulnerability." in Rodriguez, H. Quarantelli, E. and Dynes, R eds. *Handbook of Disaster Research*. New York: Springer Press, 2006.
- Brunkard, J. et al. "Hurricane Katrina Deaths, Louisiana, 2005," *Disaster Medicine and Public Health Preparedness*, August, 2008. Available at <http://www.dmph.org/cgi/content/abstract/DMP.0b013e31818aaf55v1>
- Bytheway, B. "Evacuation of older people: the case of hurricane Katrina." 2007. Available at <http://understandingkatrina.ssrc.org/Bytheway/>
- Cannon, T. "Vulnerability, 'innocent' disasters and the imperative of cultural understanding," *Disaster Prevention and Management*, 17. 3. (2008) : pp. 350-57.
- Charnkol, T. and Tanaboriboon, Y. "Tsunami evacuation behavior analysis: one step of transportation disaster response" *IA TSS Research*. 20.2. (2006) : pp. 83-96.
- Cookman, C. "Older people and attachment to things, places, pets and ideas." *Journal of Nursing Scholarship*. 28. 3. (2007) : pp. 227-31.
- Drabek, T.E. "Understanding disaster warning response." *The Social Science Journal*. 36.3. (1999) : pp. 515-23.
- Dynes, R. "The importance of social capital in disaster response," preliminary paper No. 327, Disaster Research Center, University of Delaware, New York, U.S.A. 2002.

- Eisenman, D.P. "Disaster planning and risk communication with vulnerable communities: lessons from Hurricane Katrina." *American Journal of Public Health*. 97. 1. (2007) : pp. s109-s115.
- Enarson, E. "Violence against women in disasters: a study of domestic violence programs in the US and Canada." *Violence Against Women*. 5. 7. (1999) : pp. 742-68.
- Fernandez, L.S. et al. "Frail elderly as disaster victims: emergency management Strategy." *Prehospital and Disaster Medicine*. 17. 2. (2002) : pp. 67-74.
- Fussell, E. "Leaving New Orleans: Social Stratification, Networks, and Hurricane evacuation." (2006) Available at <http://understandingkatrina.ssrc.org/Fussell/>
- Gillard, J.C. et al. "Living with increasing floods: insights from a rural Philippine community." *Disaster Prevention and Management*. 17. 3. (2008) : pp. 383-95.
- Gibson, M.J. "We can do better: lessons learned for protecting older persons in disasters." Washington, D.C. *AARP public policy institute report*. 2006.
- Haines, A. et al. "Climate change and human health: impacts, vulnerability, and mitigation," *Public Health*. 120. 7. (2006) : pp. 586-96.
- Help Age International. "Aging and emergency: how disasters affect aged people," *Ageways*. 66. December. (2005) : pp. 4-5.
- . "Older people in disaster and humanitarian crises: guideline for best practice." London: U.K. 2006. Available at www.helppage.org
- . "Older people and Cyclone Nargis: a study of the situation of older people 100 days on," *Help Age International Asia/Pacific*. Chiangmai: Thailand. 2008. Available at www.helppage.org
- Hilhorst, D.J.M. "Complexity and Diversity: Unlocking Social Domains of Disaster Response," in Bankoff G.F. and Hilhorst D.J.M. eds. *Mapping Vulnerability: Disaster, Development and People*, Earthscan, London: Routledge, 2004.
- Horney, J. et al. "Factors Associated with Hurricane Preparedness: Result of a Pre-Hurricane Assessment." *Journal of Disaster Research*. 3. 2. 2008: pp. 143-49.
- Kongsomphon, K. "Consumer Behavior Pre and Post the 2004 Tsunami." Paper presentation for the ANZMAT Conference 2005, Perth, Australia.
- Lindell, M.K. et al. "Organizational communication and decision making for hurricane emergencies." *Natural Hazards Review*. 8. 3. (2007) : pp.50-3.
- Local Administration Office. *The Population Statistics of Takham..* Thailand: Local Administration Office Chumphon, 2007.
- Long, N. "The Multiple optic of interface analysis," UNESCO background paper on interface analysis October 1999. Available at <http://www.utexas.edu/cola/insts/llilas/content/claspo/PDF/workingpapers/multipleoptic.pdf>
- Los, S. A. and Schut, L.J. "The effective time course of preparation." *Cognitive Psychology*. 57. (2008) : pp. 20-55. Available at www.elsevier.com/locate/cogpsych.
- Magnum W. et al. "Hurricane Elena and Pinellas Country Florida: some lessons learned from the largest evacuation of nursing home patients in history." *The Gerontologist*. 29. 3. (1989) : pp. 388-92.
- Mayhorn, C. B. "Cognitive aging and the processing of hazard information and disaster warnings," *Natural Hazards Review*. 6. (2005) : pp. 165-70.
- Mayunga, J.S. "Understanding and Applying the Concept of Community Disaster Resilience: A Capital-based Approach." Paper prepared for the summer academy for social vulnerability and resilience building, Munich, Germany, July 22-28, 2007.
- Mileti, D. and Peek, L. "The social psychology of public response to warnings of a nuclear power plant accident." *Journal of Hazardous Materials*. Vol. 75, (2000) : pp. 181-94.
- Miller, L.M., "Collective disaster response to Katrina and Rita: exploring therapeutic community, social capital and social control." *Southern Rural Sociology*. 22. 2. (2007) : pp. 45-65.
- Peacock.W.G. et al. "Hurricane Risk Perception among Florida's Single Family Homeowners." *Landscape and Urban Planning*. 73. (2005) : pp. 120-35.
- Paton, D. et al. "Preparing for bushfire: understanding intentions," *Disaster Prevention and Management*. 15. 4. (2006) : pp. 566-75.

- Pongpaiboon, S. "Southern Thai Cultural Structures and Dynamic Vis-à-vis Development," The Thailand Research Fund, Bangkok, Thailand. 2004.
- Raid, J. and Norris, F. H. "Hurricane threat and evacuation intention: an analysis of risk perception, preparedness, social influence, and resources," preliminary paper No. 271, Disaster Research Center, University of Delaware, Newark, Delaware, U.S.A. (1998) : pp.1-38.
- Reich, J.W. "Three psychological principles of resilience in natural disaster." *Disaster Prevention and Management*. 15. 5. (2006) : pp. 793-798.
- Shannon, R. & Mandhachitara, R. "Private-label grocery shopping attitudes and behavior: a cross-cultural study." *Journal of Brand Management*. 12. 6. (2005) : pp. 461-74.
- Rosenkoetter M. et al. "Perceptions of old adults regarding evacuation in the event of a natural disaster." *Public Health Nursing*. 24. 2. (2007) : pp. 160-8.
- Sorensen, J.H., Shumpert, B.L. and Vogt, B.M. "Planning for protective action decision making: evacuation or shelter-in-place." *Journal of Hazardous Materials*. 109. (2004) : 1-3, 1-11.
- Tierney, K. "Disaster preparedness and response: research findings and guidance from the social science literature," Disaster Research Center and Department of Sociology, University of Delaware, Newark, Delaware. Paper prepared for the U.S.-ROC Workshop on Natural Disaster Reduction, Taipei, Taiwan, June 24-26, 1993. Available at <http://www.udel.edu/DRC/preliminary/193.pdf>

1 This study was conducted in 2010.

2 Thai word for 'storm wind'

しには生まれえないものだと、あらためて実感した。」と記されていた。

2000年には、イヴ・セジウィック (Eve Sedgwick) を招聘し、IGSと英文科とが共催して講演会を行った。1997年頃だったか、竹村さんの研究室に行った時、セジウィックの*Between Men: English Literature and Male Homosocial Desire* 1985 (『男同士の絆——イギリス文学とホモソーシャルな欲望』名古屋大学出版会、2001年) を手に取り、このホモソーシャルの概念に触発され、彼女の観点からのセクシュアリティの構造を語ることができると述べていた時の表情は、実に生き生きとしていた。セジウィックの講演英文原稿は、『ジェンダー研究』(お茶の水女子大学ジェンダー研究センター編・刊) 第4号に、和訳は竹村和子・大橋洋一共訳「クィア理論をとおして考える」と題し『現代思想』2000年12月号に掲載された。

このように、トリン、バトラー、セジウィック等に対峙した竹村さんは、彼女のフェミニズム批評理論の幅を広げ、深めていったと思う。

一方で、竹村さんは、IGSが招聘した、少し分野を異にする外国人客員教授の夜間セミナーや講演会のコメンテーターとしても活躍した。2000年度に招聘した タニ・E・バーロウ (Tani E. Barlow) の夜間セミナー「(インター) ナショナルフェミニズムと中国」の「零度の歴史」のコメンテーターを務め、その後展開した論考、タニ・バーロウ／竹村和子「歴史と文学との邂逅——学問分析と研究実践をめぐる対話」が『現代思想』29巻第6号 (2001) に収録されている。

その他にも、IGSが招聘して開催するセミナーや公開講演会には、ディスカッサント、コメンテーター、司会としても関わった。2002年3月2日、オーストラリアのヴェラ・マッキー (Vera Mackie) のシンポジウム「トランス・ナショナルフェミニズムの可能性」、2003年には、台湾の何春蕤による「東アジアにおけるフェミニズムとジェンダー／セクシュアリティ理論の課題」(後に何春蕤著、館かおる・平野恵子編『「性／別」攪乱——台湾における性政治』御茶の水書房、2013年に収録)、2004年度は、IGSに赴任した河野貴代美さんと共に、アメリカのローダ・ケスラー・アンガー (Rhoda Kesler Unger) による「ジェンダーの社会構築——フェミニズムの視点による実証心理学」のセミナー運営に携わった。

2004年から国立大学が法人化されるにあたり、お茶の水女子大学は、ジェンダー研究の推進とその教育体制の確立を目指し、21世紀COEプログラムを申請することになった。原ひろ子後任の伊藤りさんも加わり、私たちはその申請書づくりに邁進し、2003年に採択された。2003年度以降は、竹村さんは、F-GENS の事業推進担当者、プロジェクトD「理論構築と文化表象」及び「文化表象のデータベース作成」担当責任者として目覚ましい活動を展開したことは、天野知香さんの記述にある通りである。私もF-GENSの事務局長を務めながら、プロジェクトCや連携研究の担当責任者として多忙を極めていた。FGENSに参加した教員も学生も、重労働の毎日に疲れていたが、意欲に溢れていた。

21世紀COEが終了した2008年7月には、竹村さんの科研費プロジェクト「暴力と主体構築」とIGSと共催で、「レイ・チョウ (Rey Chow) コロキウム」を開催した (講演原稿は『ジェンダー研究』第12号に収録)。

こうして振り返ってみると、竹村さんにとって、21世紀COEで招聘したバトラー、スピヴァクたちほか、多くの研究者との交流が、彼女の理論をより明晰な、豊かなものに築き上げることに繋がったことは確かである。また、彼女らと交わす息詰まる議論のあとの、竹村さんのチャームングでコミカルなまでの言動は、一層の親愛を深めるものであった。

彼女は、常に全力疾走しながら、理論を形づくる研究者であった。そして、いささか早く、現世での彼女の疾走を終えてしまった。しかし、彼女が魅かれ、病の床で眺めていた絵に描かれた山脈の向こうで、なおも疾走しているような気がしてならない。

(あまの・ちか／お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科准教授
たち・かおる／お茶の水女子大学ジェンダーセンター教授)



1998年6月3日 トリン・ミンハ教授夜間セミナー



2000年11月8日 タニ・バーロウ教授夜間セミナー



2004年12月11日 F-GENS 全体シンポジウム



2006年1月15日 F-GENS
ジュディス・バトラー教授セミナー



2008年5月16日 ゼミ生とともに

竹村和子主要初出論文一覧（刊行年順）

【自著論文】

- 「『眼』『意味』『結末』——小説家としてのポーに関する一試論」『えちゅーど』11号（1981）：pp. 66-82.
 「『対位法』におけるエクリチュールの選択」『シュンボシオン』1号（1982）：pp. 19-28.
 「時の侵蝕——『七破風の屋敷』論」『アメリカ文学評論』4号（1982）：pp. 68-75.
 「『事実』と『虚構』——現代アメリカ文学における『ノンフィクション・ノヴェル』と『ファブレーション』」『香川大学教育学部研究報告』58号（1983年）：pp. 51-69.
 「空白の頁へ向けて——『ピムの話』における構成の原理」『アメリカ文学評論』5号（1984）：pp. 16-27.
 「『イーサン・ブランド』論——副題の解説」『アメリカ文学研究』21号（1984）：pp. 83-98.
 「言説と隠蔽——『ヒギンボタム氏の災難』考ホーソーンにおける時間の相 その一」『アメリカ文学評論』9号（1987）：pp. 79-89.
 「署名の隙間——『酔いどれ草の仲買人』論」『アメリカ文学評論』10号（1989）：pp. 3-13.
 “A Drama of Relativity, One Representation of ‘Historicity’: *The Blithedale Romance*.” 『成蹊大学文学部紀要』26（1990）：pp. 275-90.
 “The Discourse of Sexuality and the Confession Complex in *The Scarlet Letter*.” *Forum*. 1（1991）：pp. 41-49.
 「誠首（脱 Cap）——19世紀関税政策と『税関』」『文藝言語研究・文藝篇』22号（1992）：pp. 65-83.
 「『ロマンス』の占有——独立戦争から南北戦争まで」『英語青年』139巻2号（1993）：pp. 2-6.
 「自伝という装置——序にかえて」『アメリカ文学評論』13号（1993）：pp. 1-10.
 “The Reciprocity between “The Gentle Boy” and the Emerging Domestic Ideology in early Nineteenth-Century America.” *Forum*. 2（1993）：pp. 47-59.
 “Women and ‘Imagined Nation-Family’ in *The Dancing Girl*.” 『アメリカ文学評論』15号（1995）：pp. 22-34.
 「カミングアウトして、どこへ——ジュディス・パトラーとレズビアン映像表象」『イマージ』7巻6号（1996）：pp. 182-93.
 「『ロマンティックな友情』からセクソロジー前夜まで——レズビアン研究の可能性（1）」『英語青年』142巻4号（1996）：pp. 187-89.
 「『呪いの文学』から『ガイドブック文学』まで——レズビアン研究の可能性（2）」『英語青年』142巻5号（1996）：pp. 262-64, 268.
 「フェミニズムとの関わり——レズビアン研究の可能性（3）」『英語青年』142巻6号（1996）：pp. 318-20.
 「女は『欲望の主体』となるか 精神分析と社会構成論——レズビアン研究の可能性（4）」『英語青年』142巻7号（1996）：pp. 376-78.
 「カミングアウト物語と有色人レズビアンへの対抗表象 レズビアン表象／理論の今——レズビアン研究の可能性（5）」『英語青年』142巻8号（1996）：pp. 430-32.
 「セックスの『形態学』——レズビアン研究の可能性（6）」『英語青年』142巻9号（1996）：pp. 475-79.
 「『噂』の俳優——グレッタ・ガルボをクィアに見る」『ユリイカ』28巻13号（1996）：pp. 190-203.
 「〈現実界〉は非歴史的に性化されているか——フェミニズムとジジエク」『現代思想』24巻15号（1996）：pp. 196-210.
 「忘却／取り込みの戦略——バイセクシュアリティ序説」『現代思想』25巻6号（1997）：pp. 248-56.
 「資本主義社会とセクシュアリティ——〔ヘテロ〕セクシズムの解体へ向けて」『思想』879号（1997）：pp. 71-104.
 「〈彼女〉はどこから語るのか——ヴァージニア・ウルフの遺言」『現代思想』25巻13号（1997）：pp. 68-82.
 「愛について」『思想』886号（1998）：pp. 5-33.
 「別れる理由、あるいは別離という生——シリーズとしてのレズビアン・パルプフィクション」『国文学』44巻1号（1999）：pp. 28-35.
 「ポストコロニアルなスタンス——トリン・T・ミンハを読む」『イメージ・フォーラム』1巻2号（1999）：pp. 89-93.
 「あなたを忘れない（上）——性の制度の『脱-再生産』」『思想』904（1999）：pp. 109-33.
 「あなたを忘れない（下）——性の制度の『脱-再生産』」『思想』905（1999）：pp. 121-39.
 「アイデンティティの倫理——差異と平等の政治的パドックスのなかで」『思想』913号（2000）：pp. 23-58.
 「〈普遍〉ではなく〈正義〉を——翻訳の残余が求めるもの」『思想』925号（2001）：pp. 252-74.
 「『翻訳の政治』——誰に出会うのか」『近代日本文学』64集（2001）：pp. 246-35.
 「親族関係のブラック／ホワイトホール——『アブサロム、アブサロム！』を乱交的に読む」『フォクナー』4号（2002）：pp. 40-53.
 「『欲望』の『夢』の出来事を生きたら——『マルホランド・ドライブ』をとらえて」『大航海』43号（2002）：pp. 110-18.
 「生存／死に挑戦する親族関係——セクシュアリティ研究の理論展開」『アンティゴネーの主張』（2002）：pp. 181-99.
 「『ファルス』の展開——グローバル化／文学表象／ジェンダー：アメリカ文学の場合」『「グローバル化とジェンダー規範」に関する研究報告書』（2002）：pp. 55-62.
 「暴力のその後——「亡霊」「自爆」「悲嘆」のサイクルを穿て」『思想』955号（2003）：pp. 35-59.
 「『アメリカ』のロリータ、あるいは空間の記憶喪失」『英語青年』150巻1号（2004）：pp. 14-16.

- 「修辞的介入と暴力への対峙——〈社会的なもの〉はいかに〈政治的なもの〉になるか」『社会学評論』219号（第55巻第3号）（2004）：pp. 172-88.
- 「何かをおこなう〈女〉たち——アメリカ小説のフェミニスト・ジャンル考」『英語青年』151巻8号（2005）：pp. 454-56.
- “Violence-Invested (non)Desire, Global Phallomorphism & Lethal Biopolitics.” *F-GENS Journal*. 3 (2005): pp. 65-71.
- 「対抗テロリズム小説は可能か——『マオⅡ』（1991）から『標本的日々』（2005）へ」『アメリカ研究』40号（2006）：pp. 19-37.
- “Pure Love” and Constitutional Amendments, Yukio Mishima and Today’s Cinematization of His Novel.” *F-GENS Journal*. 5 (2006): pp. 97-103.
- 「〈テロリストの身体〉のその後——『カサマシマ公爵夫人』の終わり方」『英語青年』152巻6号（2006）：pp. 337-40.
- 「マゾヒスティック・エイジェンシーの（不）可能性——アブグレイブ写真・『ソドムの市』・『ドッグヴィル』におけるプンクトゥムと暴力」『立命館言語文化研究』18巻2号（2006）：pp. 3-13.
- 「『新しき』共同体とジェンダー／セクシュアリティ——トランスパシフィック・テクスチュアリティ」『歴史・国家・女性』（2006）：pp. 153-162.
- 「穿視する観客／行為者——ローラ・マルヴィ『ニュー・テクノロジーから観る』への応答」『言語文化』23号（2006）：pp. 298-302.
- 「未来のバトラーとの対話に向けて」『思想』989号（2006）：pp. 16-25.
- 「スクリーンからの手紙はどこに届くのか——日韓米の戦争映画とジェンダー言説」『文化表象の政治学——日韓女性史の再解釈』（2007）：pp. 124-34.
- 「デリダの贈与、脱構築／ポリティックス／ポスト性的差異」別冊『環』13号（2007）：pp. 342-55.
- “Human/Inhuman: Death and Life in Biopolitics.” *F-GENS Journal*. 10 (2008): pp. 52-57.
- “Gaze and Bio-Death Politics.” *Women’s Bodies in the Age of Bio-Tech*. (2008): pp. 69-79. (English) & 80-89 (Korean).
- 「マルチチュード／暴力／ジェンダー」『現代思想』36巻5号（2008）：pp. 118-23.
- 「『戦争の世紀』のフェミニズム」『神奈川大学評論』第60号（2008）：pp. 76-83.
- “Foreignness and Friendship, American Studies and Gender Studies.” *Nanzan Review of American Studies Journal*. 30 Center for American Studies, Nanzan University (2008) : pp. 63-73.
- 「精神分析」『ジェンダー史学』第4号（2008）：pp. 57-61.
- 「死の領有——戦争映画と純愛物語が交差するところ」*Femininity Consumption, History, and Memories* (2009) : pp. 18-34 (Japanese) & 35-48 (Chinese).
- 「生政治とパッション（受動性／受苦）——仮定法で語り継ぐこと」『思想』1033号（2010）：pp. 201-27.
- “Feminst Studies/Activities in Japan, Present and Future.” *LECTORA*. 16 (2010): pp. 13-33.
- “(Counter-)transference and the politics of feminist therapy: toward naming a new 'problematics that has no name'.” *Feminism & Psychology*. 21. 4. (2011) : pp. 529-35.

【翻訳論文】

- マイケル・ライアン「ポストモダンの政治学」『現代思想』15巻15号（1987）：pp. 208-27.
- マーティン・シュワップ「科学技術の鏡」『現代思想』16巻2号（1988）：pp. 137-53.
- ジェフ・ベニングトン＋ロバート・ヤング「問題としての歴史」『現代思想』17巻2号（1989）：pp. 52-61.
- ライラ・アブ＝ルゴド「ヴェールにおおわれた感情」『現代思想』17巻14号（1989）：pp. 112-33.
- ジャック・デリダ＋イムレ・サルジンスキー「戯れする貴重な自由——ディコンストラクションと教育／制度」『現代思想』17巻8号（1989）：pp. 46-56.
- クリストファー・ティリー「物質文化を解釈する」『現代思想』18巻12号（1990）：pp. 99-109.
- ルートミラー・ジョーダノヴァ「解剖される他者——科学の前にヴェールを剥ぐ自然」『現代思想』19巻3号（1991）：pp. 180-204.
- P・アダムズ／J・ミンソン「フェミニズムにおける『主体』の問題」『現代思想』20巻1号（1992）：pp. 40-57.
- ジー・ザラー・T・キャプラン＋レスリー・J・ロジャーズ「性は定義できるか——生物還元主義による『正常』認定の嘘」『現代思想』20巻5号（1992）：pp. 202-22.
- ガヤトリ・C・スピヴァック「ポストコロニアリズム批評」『越境する世界文学』（1992）：pp. 269-76.
- ダグラス・クリンプ「エイズの時代にいかに乱交を続けるか」『セックスなんてこわくない』（1993）：pp. 73-108.
- トリン・T・ミンハ「私の外の他者／私の内の他者」『へるめす』50号（1994）：pp. 60-76.
- ジュディス・バトラー「パフォーマンズとしてのジェンダー」『批評空間』Ⅱ-8号（1996）：pp. 48-63.
- ジュディス・バトラー「触発する言葉——パフォーマティヴィティの政治性」『思想』892号（1998）：pp. 7-46.
- イヴ・K・セジウィック「クィア理論をとおして考える」『現代思想』28巻14号（2000）：pp. 30-42.
- ジュディス・バトラー「倫理の両義性」『批評空間』Ⅲ-2号（2002）：pp. 200-208.
- ジュディス・バトラー「自分の生と名に、いかに最後に応えるか」『現代思想』32巻15号（2004）：pp. 80-85.
- ジュディス・バトラー「ジェンダーをほどく」『思想』989号（2006）：pp. 4-15.

〈特集書評論文〉

文学の力に賭けること ——『文学力の挑戦』は何に挑戦するのか

越智 博美



『文学力の挑戦——ファミリー・欲望・テロリズム』（研究社、2012年。以下、『文学力』と表記）を手にとると、まず、ほとんど奇異とも言える、あるいは直截すぎるそのタイトルそのものに目を惹かれる。「文学力」とは、そして「挑戦」とは何を意味するのだろうか。さらにその副題「ファミリー・欲望・テロリズム」も同様である。これが「文学・表象・政治」ならば（むろん、そうしたタイトルですら、たとえば1970年代には考えつきもしなかったであろうが）、「穏当」なのかもしれないのだが、「欲望」をはさんで「ファミリー」と「テロリズム」が並置されているとは、なんとも剣呑な組み合わせである。竹村和子という文学研究者がこの過激とも言えるタイトル賭けたものは何だったのだろうか。みずからの文学（研究）に賭けた思いとは何だったのだろうか。

そもそも、竹村さんにとって文学を研究し、論文を書くことは、とりもなおさず、みずからに向かい合う、切実かつ苛烈な営為であった。

書くという行為——それはとりもなおさず物語を語る行為——は、わたし自身を解体していく道のりだった……愛についてまとまったものを書くことが、いかに自分と向き合い、自分がある意味で危機に陥れるものか、また自分自身がいかに既存の言語のなかに幾重にも取り込まれている存在なのかに気付いて、愕然とした……おそらく論文であれ小説であれ詩であれ、文章を書くとはそういうものだろう。自身が粉々に碎けるような気がして、恐ろしくて身がすくむ思いがしたこともあった……書き終えてみると、まだまだ書き尽くせないものがあることに気づく。（竹村 2002、p.26）

そして、このような、みずからの立ち位置をつねにみずからに問い続けながらの「書く」作業は、「読む」作業と表裏一体をなすものでもある。『文学力』の最終章、「ある学問のルネサンス？——英（語圏）文学をいま日本で研究すること」において示されるのは、読むこともまた「自身を解体」する営為、別の言い方をするなら、みずからを自明の自分とすることとは正反対にある、「自己の他者化」（竹村 2012、p.323）なのだ。

それにしても、なぜ文学を読むことやそれについて書くことが「自己の他者化」になっていくのか、そのことと文学の力はどこで接近し、交差するのか。以下、『文学力』をたどりながら、考えてみたい¹。

1. 文学が持つ力

『文学力』に収められた論文は、第四章を除いては2000年代、そしてその多くが2001年の同時多発テ

ロ以降に書かれたものである。2000年代の竹村さんは、ジュディス・バトラの『アンティゴネーの主張』の翻訳出版（2002年）、『触発する言葉』の翻訳出版（2004年）を果たし、さらに『“ポスト”フェミニズム』（2003年）を編纂し、政治的な関心とその仕事に目立っていた時期でもある。このことは、没後、文学に特化しない論考を集めた論文集『境界を攪乱する——性・生・暴力』（2013年）が編まれ、しかもそこに収められたものがすべて2000年代に発表されたものであることに如実に表れている。『文学力』に収められた論考は、これらの仕事と共振しながらすべてフェミニストとしての立ち位置を表明しつつ、フェミニストであるからこそ見えてくる今日的な問題——ファミリーやテロリズム——に、文学の読みから迫ろうとする試みである。

第Ⅰ部は、ポストファミリーというまなざしに貫かれた3編からなる。そもそも孤児（第一章）や婚外子認知（第二章）や正当と認められる親族関係（第三章）が物語のなかで「問題」となるのは、規範的な家族が、職場という生産の場所とは切り分けられて、命や労働力の再生産の場として、近代に現れた資本主義を支えるシステムとなってきたからである。女たちが、あるいは女たちの位相が、「男たちの公的空間を保管するために……私的空間の換喩として機能すべく動員される」とき、「私的」な親族関係が、「公的」な社会を背後から支えるための必要不可欠な「公的」装置」となり、結果として近代は「血縁至上主義ファミリー」の時代となるのである（竹村 2012、p.47）。

第1章「母なき娘はヒロインになるか——孤児物語のポストファミリー」は、19世紀アメリカ文学における孤児をヒロインにした物語の分析である。近代化の途上にあるアメリカ社会において、男女の性別二元論と相互に強化しあう男女の領域分化の思想は、結婚して近代家族を創設することを物語のゴールとするようなセンチメンタルな家庭小説として生産され、流通していた。しかし、そのような制約のなかであって、作品によっては、こうした性別二元論と、それを元にした近代家族像が、たとえば濃密なシスターフッド表象を通じて密かに切り崩されている。ただしこの章における分析は、表層に現れたプロットや象徴というよりはむしろ、編集上の制約との交渉のなかで、それぞれの作品が抱えたプロット内のジレンマ、しかもそれが安直な物語展開として表面化している点からおこなわれる。つまり、「攪乱的要素と、ジャンルに期待されている規範追従の要素は、ベストセラーという大衆受けする形式のなかで、レトリカル・ジレンマというよりも、プロット上のジレンマに変換され」（竹村 2012、p.36）ている点に着目するのだ。むろん、それが「文学的強度」（竹村 2012、p.36）を弱めているとしても、逆にそのジレンマや安易さが逆照射してしまうものこそ、女が階級、人種、国家といった力関係のなかで構築されるという性質を浮き彫りにする。

第二章「子どもの認知とポストファミリー——「パールの使命は果たされた」のか？」は、第一章と同様、子どもの位相と近代家族の生成という見地から、ナサニエル・ホーソーンの『緋文字』を再読する試みである。ヘスターとディムズデイルのあいだの許されない関係の結果生まれた娘パールは、父から認知されていない非嫡出子としてのみならず、社会の周縁にとどまっているという意味では「象徴的父を欠いた存在、いまだに象徴界の敷居に佇んでいる前＝言語的な存在」（竹村 2012、p.54）としても二重に他者化されている。それが意味するのは、パールが、父・母・子のエディプス関係を基盤とする社会制度の構築性やその権力を可視化し続ける存在であるということである（竹村 2012、p.54）。また、このような他者性を突きつけられ続けるディムズデイルも、ヘスターの夫（だが、そのことを隠し続ける）チリングワスも、それぞれの思惑ゆえに言葉に出さずお互いに密やかに繋がり続ける。チリングワスが、さながらディムズデイルの「象徴的父」のような機能を獲得するために、チリングワスの妻へ

スターと、象徴的には息子となるディムズデイルの姦通は、エディプスのごとく母と息子の近親相姦にもなりうるし、またディムズデイルとチリングワスのあいだもクィアとも取れる共棲関係を結んでいるという点で、これらの主要登場人物は、幾重にも「近代家族の語彙を混乱させるクィア・ファミリー」（竹村 2012、p.57）である。パールがここではない他のどこかで豊かに幸せに暮らしていると書かれていることにより、物語の現在は「婚姻制度と実子偏重の親族関係によって構造化されるのではない新しい親密圏」（竹村 2012、p.70）の到来をいまだ待つ場であるとする指摘は、既存の親密圏の構築性をあらわにする。

第三章「親族関係のブラック／ホワイトホール」は、同様の問題意識からウィリアム・フォークナーの『アブサロム、アブサロム！』を読み解く緊密かつ濃厚な、そしてその緊密さゆえに要約を拒むような論考である。一族を創設し、その「父」たらんとしたサトペンという男の野望の挫折を、その息子ヘンリー、娘ジュディス、および息子とされるチャールズ・ボンの錯綜した愛、言い換えれば親族関係の挫折として読み解くとき、この物語は近代の性の力学のテキスト化という相貌を見せる。この三人の関係のなかでも、とくにボンとヘンリーの関係——同性愛的な関係であると同時に兄弟間の愛、なおかつ異人種間の愛でもある——は、父の禁止の言葉が引き金となって顕在化する。このように物語を駆動するしくみを読み解く議論から引き出されるのは、「性関係と親族関係を連動させる解釈枠がまず存在しており、その解釈枠によって、性対象となる人物の属性が社会的につくられるということ」（竹村 2012、p.81）である。また、その際にボン自身がみずから語る「ニガー」という言葉は、そもそもサトペンの思い描いていた白人の父を父祖とする家系創設の夢を瓦解させるブラックホールのごとき消失点となる。竹村さんはここから、対照的な関係をサトペンの白人家系創設の犠牲者でもある女たちが創り出すあらたな姉妹のごとき関係——「全知の愛」を持つと自称するローザがブラックホールに飲み込まれながらも、親族関係の法を攪乱しうる「血縁関係を中心化する従来の親族関係ではなく、拡大家族を構成する親密性のエロティシズム」として、近代家族を解放し得るホワイトホール（竹村 2012、pp.94-5）——のなかに、希望の曙光を幻視する。

第Ⅰ部同様、第Ⅱ部においても、親族関係に、おもにセクシュアリティという点から光を当てる。レズビアン・パルプフィクションの分析（第四章）や、ヴァージニア・ウルフの『ミセス・ダロウェイ』とロビン・リピンコットの『ミスター・ダロウェイ』を重ね合わせて読む間テクスト的な解釈（第五章）を通じて、近代的な家族がいかに異性愛主義に貫かれ、そうでないセクシュアリティを、ともすれば認識不可能な域に追いやりかねないのか、しかしながらいかに、そうした場に異性愛の家族制度ではないあらたな親族関係がおぼろげながら想像され得るのかが示される。

文学に特化した分析を示すⅠ、Ⅱ部からあらためて感じるのは、竹村さんがフェミニストとして培ってきた理論とその視点があってこそあらたに姿を現す何かがあるという点である。たとえば第五章は、二編をつき合わせたときにはじめて、規範的セクシュアリティが、いかにわたしたちに沈黙を強い、ひいてはテキストに沈黙を強いているかという可能性が浮かび上がる点で、間テクスト的解釈という方法論なしには不可能な読みである。また、ホーソーやフォークナーのテキストの分析を支えるのは、ラカンの理論、あるいはまたバトラーがアンティゴネーをめぐるおこなった考察である。家族関係とは、なにより象徴界という言語の父の《法》としてあらわれ、また国家の法がそれを可視的な制度にする。しかもそれは「位置」の相関関係によってそうなるので、『緋文字』のように、ひとりの人物が複数の位置を占める可能性がある場合はもちろんのこと、女や子どもが＜家庭／^{ファミリー}家族＞のなかでの位置を

めぐる語彙で表しきれない場合にも、その図式そのものを揺るがしかねない。またフォークナー作品における近親相姦と同性愛、および人種という観点も同様である。それらは、象徴界にかかわることであるからには、承認し得ない関係性は、テキストという言語の世界の「敷居に佇んで」（竹村 2012、p.54）いるはずであり、理論的な思考と分析は、ひとつひとつの関係性をつまびらかにし抜いたとき、その言葉にし得ぬなものかの存在を、あるいはその可能性を照らし出すことを可能にする。

それにしても、まだ見ぬ関係の、あるいはいまだ言語化し得ない関係の幻視の可能性を見出し、敢えてそのことを言葉にしていこうとするその志向性をどのように考えたらいだろうか。なぜ、執拗なまでにポストファミリーにこだわらねばならないのか。竹村さんの2000年代の仕事を位置づけようとするなら、彼女がその独自の言葉遣いで表した「“ポスト”・フェミニズム」の問題を考えなければならない。そのことがまた、「テロリズム」という言葉が登場するⅢ部を考えることにも、また『文学力』の副題を理解することにもつながるだろう。

2. “ポスト”・フェミニズムのまなざし——ファミリー・欲望・テロリズム

90年代の理論は、近代の性の体制が、親密性を異性愛の核家族に限定し、そのなかで主体や身体の把握もおこなわれてきたということを暴いたが、わたしたちの現実はさらにそれを超えた相を、すなわちそれまでの語彙と解釈枠組みでは捕捉できない相を見せるようになってきた。それはフェミニズムにも及んでいる。アンジェラ・マクロビー（Angela McRobbie）はこのことを「予想もしなかったことが起こった」（McRobbie 2009, p.1）と言う。マクロビーにとって予想しなかった事態とは、フェミニズムが推進してきたエンパワメントや選択の自由といった考え方が、女という集団ではなくて、「個人的な言説」へと、しかも消費活動へとずらされ、フェミニズムの「代用品」として新自由主義的な自己責任と個人の自由の物語として再占有されているという事態である（McRobbie 2009, p.1）。このことを考えるには、数年前にブームを呼んだベストセラー『負け犬の遠吠え』を思い出してもいいかもしれない。あの本のなかで負け犬を自認する独身女性が趣味やお稽古ごとを楽しめるのは、男女雇用機会均等法で勝ち組となった女に限定されている。自立した女は消費主体として、あるいは消費の自由を享受する主体として提示されている。そのことは同じ年に出版された小倉千加子の『結婚の条件』で取りあげられる低所得の女たちと重ねてみれば明らかである。自由は、財力に左右されるのだ。そのことは、たとえば、生殖技術が自由であるとしても、実は個人の財力の差でその自由の行使ができたりできなかったりすることを考えてみればよいだろう。竹村さんが『アンティゴネーの主張』巻末論文で挙げていたさまざまな関係の生存可能性の承認も、このような事態と隣り合わせなのだ。

他方、2001年9月11日の同時多発テロ、またそれに引き続いて起こったイラク戦争のさなかアブグレイブ収容所において女性兵士までもが囚人を虐待した事件などを目にするにおよび、竹村さんの議論は暴力やグローバル化を問題にするようになる。このような従来とは違うと思われる暴力を、竹村さんは「社会の形質変化」（竹村 2013a、p.361）、すなわち近代の性の体制とセットになっていた政治経済システムの変容の徴候として捉えている。この変容とともに、性の体制が再度抑圧されたり不可視化されたりしはじめ、あらたな暴力も出てくるというのである。このことをアンソニー・ギデンズとウルリッヒ・ベックおよびスコット・ラッシュの言うように「再帰的近代」と呼ぶのか、あるいはピーター・ドラッカーのように「ポスト資本主義社会」と呼ぶのか、それとも「新自由主義」と呼ぶのか、呼称はと

もかくとして、竹村さんは、政治経済システムの現在を変容したものと捉えている。この状況下で、あるいはこの状況下であるから、「資本と欲望の自己増殖が、身体の自律性という近代の幻想を（たとえば臓器移植や美容整形をとおして）字義通りに有名無実にしていき」、バイオポリティクスはますます精緻に強力になり、単に生きることを管理するのみならず、その「致命的相貌」がむしろ露わになると指摘する（竹村 2013b, p.232）。ジョルジョ・アガンベンを援用しながら竹村さんが述べるのは、今やバイオポリティクスは、これまでは生きるに値していた市民すら、生きるに値せず悼まれることのない生としてのホモ・サケルにいと簡単に転化させる、「死の政治」（竹村 2008, p.248）と化して行くという認識である。アブグレイブのアメリカ人女性兵士が、その虐待行為が明るみに出たとたんに市民の位置からホモ・サケルへと転落するエピソードはそのことを雄弁に物語る。今やバイオポリティクスは「生政治」ではなく「死の政治」へと変質している。しかし、そのようにホモ・サケルへと簡単に転落する「市民かつホモ・サケル、殺害者かつ被殺害者となる」存在は、「収容所看守、空港職員、臓器移植をおこなう医師といった、社会権力を何らかのかたちで付与されている者」だけではない（竹村 2008, p.250）。むしろ現代社会が、「より良き生」を拡大させようとすればするほど、それは「剥き出しの生」の抹消に向かうが、そのような「より良き生」として「主体化／^{サブジェクシオン}従属化」を進めるほどに、主体は「市民かつホモ・サケル」へと転じていくのだとしか思えない暴力的な行為に向かっていくメカニズムが働いているのではないか（竹村 2008, p.250）。

こうした問題関心に踏み込もうとしたのが共編著『“ポスト”フェミニズム』である。ここで確認しておきたいのは、彼女が「ポスト」に敢えて引用符をつけることに何を賭けたのか、ということだ。先にも紹介したが、マクロビーによれば、（マクロビーはこうしたあり方に反対だが）フェミニズムのアジェンダはすでに達成されたからにはもはや「イズム」として言挙げする必要はないだろうという考え方が、一般的なポスト・フェミニズムである（McRobbie 2009, p.1）。竹村さんもこのようなポスト・フェミニズムには違和感を表明し、編著『“ポスト”フェミニズム』に寄せた文章「「いまを生きる」“ポスト”フェミニズム理論」において、「「ポスト」の意味は、まえの時代と重なり合いながら、まえの時代を自己批判的に、自己増殖的に見る視点」であり、さらに以下のように警鐘を鳴らしたうえで、「ポスト」をけっして「その後」や「終わった」のではないフェミニズムを表すものとして使うことを表明している。

フェミニズム運動が理論によって提示されている自己批判性を無視するなら、表面上は女の解放が達成されつつあるように装われているニューエコノミーの時代にあって、“ポスト”フェミニズムは、自己参照性という「ポスト」の役割を失い、「その後」という意味に転落していくだろう（竹村 2003, p.107）。

おそらく、ここで「ニューエコノミー」と竹村さんが呼ぶ体制が、フェミニズムのありようと密接に絡んでいる。それは、端的に言えば現在のグローバル化と新自由主義のエコノミーのことだろう。かねてよりアイデンティティの政治の危険性に警鐘を鳴らしていたナンシー・フレイザー（Nancy Fraser）は、端的に第二波フェミニズムが、はからずもこのあらたな危機を用意することに手を貸したと指摘している。福祉国家を批判することによって、「連帯がなくなり、グローバル化、新自由主義化」することによって貢献してしまった。男性を一家の稼ぎ手とするような家族給を支えるような福祉国家体制を批判

し、階級闘争よりは個人を志向したことにより、みずからをも流動化した労働資源とし、あらたなる格差の出現を後押ししたというのである（Fraser 2013）。

このようなエコノミーの社会がいかにして「死の政治」の場となるのか。三浦玲一は、この新自由主義状況のことを、フレドリック・ジェイムソンを援用しつつ「ポストモダニズム」と呼ぶ。ここで重要なのは、この「産業・社会・経済構造の根本的な変容」が福祉国家批判を梃子にされてきたということであり、第二波フェミニズムは、そもそも男性の稼ぎ手を中心とした核家族という性差別を制度化した福祉国家から「予め排除」された者を代表することを目指す点において、新自由主義と親和的であったという点である。三浦は、マクロビーに依拠しながら、このような新自由主義において、自己肯定的な消費主体として表象される解放された女たちが、実のところ「自傷行為」と裏表の関係であるとする点から、「福祉国家の性差別が福祉国家の生存権の保証と表裏一体であったことを」看破する。つまり、第二波フェミニズムが新自由主義と共振するとき、その「福祉国家の批判は、その制度的な性差別の撤廃と同時に、それと表裏一体の関係にあった、生存権の保証を手放してしまった」のである（三浦 2013, p. 20）。「死の政治」とはそのように理解される。

2000年代になって、竹村さんが暴力の問題に踏み込んだ議論は一見してフェミニズムから離れたように見えながらも、今述べたような問題意識の在りようからすれば、依然としてフェミニストとしての関心から書かれていると言ってよいだろう。上述したように、性体制の変化が欲望の再配置にも直結するからには、暴力と欲望、そして欲望とファミリーの想像力は不可分のものだ。であるからこそ、フェミニズムは、今こそ、このような政治、経済、社会、そして文化に応答せねばならないのだ。とくにバイオポリティクスの問題を考えると、竹村さんはアブグレイブの兵士のような例のみならず、佐世保で起こった小学生による同級生殺人事件もとりあげながら、わたしたち自身の「主体化」のありかたが変容した問題として捉えている。それは、フェミニズムの主張自体が「社会の形質変化」の一翼を担っていたからこそ、また主体化が性差を軸に配備された欲望を介して成り立っていたことを見据えてきたからこそ、フェミニズムはこのあらたな徴候に敏感にならざるを得ないということだろう。

『文学力』の副題が、「ファミリー・欲望・テロリズム」であり、第Ⅲ部が、テロリストやテロリズムをキーワードとしているのはこのような文脈においてである。第六章は、ヘンリー・ジェイムズの『カサマシマ公爵夫人』におけるテロリストをめぐる論考だが、テロ集団に属しつつも規範からずれた青年ハイアシンズと公爵夫人とのあいだでの、未完には終わるが、別の身体と親密圏が想像・創造され得ていた可能性を、むしろその未完という状態に読み込んでいく。グロリア・アンザルデュアの複層的な語りを諸力の戦いとして読み解く第七章に続く第八章は、テロリズムの表象可能性をめぐる論考である。ドン・デリーロの『マオⅡ』（1991）とマイケル・カニンガム『星々の生まれるところ』（2005）を扱うこの章で問われるのは、テロリズムに否応なしに向かい合わされる時代に、表象はテロリズムに対抗し得るのかという、文学の力を問う問いである。議論の前半でまず確認されるのは、9.11のスペクタクル惨事がハリウッドの映画を見るかのような既視感を呼び起こしたことは、芸術家もテロリストも、ともに「芸術の独自性」や「感性の個別性」といった近代の信仰が浸食されている複製文化のなかに」いたのであって、個人の想像力と集団の想像力の二分法は、すでに破壊されていたという身も蓋もない状況である（竹村 2012, pp. 187-89）。そのような状況を生きる『マオⅡ』の主人公である作家の書く物語は、テロリストと人質を区別できず、最終的には作家自身もみずからを破壊してしまうという意味で「自己参照的な自爆小説」（竹村 2012, p. 192）となり、その際にテキストの「残余」として、「死と暴

力と破壊」をそこに残す（竹村 2012、p. 206）のに対して『星々の生まれるところ』は、暴力に対抗するにあたり、テロリズムが未来に恐怖を投げかけるその時間性と同様、未来への時間を物語化しようとする物語であると論じられる。（元）テロリストの少年と生きる主人公の物語には、デリダ的な「歓待」の物語が潜む。Ⅰ、Ⅱ部同様、第Ⅲ部にも共通するのは、言語で構築された物語が、いまだ現れてはいない何かを、あるいは言い切れぬ残余を示唆する瞬間を希求する読み手の態度である。

3. フェミニストの文学研究

文学に何を求めるのか。あるいは文学の力とは何なのか。第Ⅳ部は、フェミニストとして文学を読み、研究すること、そして、そもそも何故文学を読むのか、ということをめぐる議論が並ぶ。わけても、第九章「虎穴に入れば……——〈フェミニズム・文学・批評〉」は、フェミニストとして「文学」を読む意義を前面に押し出す論考である。もちろん、本論の最初の節でも述べたように、竹村さんの批評の論理と言葉は、作品に「まだ見ぬなにか」をあぶり出すが、その「まだ見ぬなにか」を胚胎しうるところが、おそらく文学の力である。そしてそれは、レトリックや比喩的表現を通じておこなわれる。なぜならそうした技法は、えてして、そこにはない何か、あるいはそこには言われていない意味を指し示すからである。言語で構築された文学作品は、修辭的であるがゆえに、既存の象徴秩序を「錯乱させ」、それによって「いまだ見ぬもの、いまだ見ぬ正義を未来に向けて現実化する」（竹村 2012、p. 237）という意味において政治的であり得る。そのような文学は、言い換えれば「現実の象徴秩序を穿つ政治性を秘め」る「詩的事件」（竹村 2012、p. 238）である。

そうであるなら、そうした文学の技法のみを重視した形式批評にとどまるのは、内容の価値判断をおこなわないという点で、むしろ既存の価値観に与するものであり、かといって、ド・マンの影響下でヒリス・ミラー（Hillis Miller）が主張したような、テキストの統一を裏切るような修辭作用を引きうける倫理もまた、その「事件」を引きうけないからには、「なぜこのテキストをいま読むのか、読まざるをえないのかという、読者の切迫した状況」を回避したものでしかない（竹村 2012、p. 226）。なぜなら、「象徴をそれ以上還元不可能にさせているもの」、つまりは「詩的事件」の力を抑圧しようとするものは、「身体性に裏付けられた性的差異」（竹村 2012、p. 239）であるからには、文学言語の象徴機能が、レトリカルに日常言語を裏切る、あるいは亀裂を生じさせる場に、現実の象徴秩序を揺るがす可能性を見出すことこそが、フェミニストの立場表明をも含めた切迫した読みとなるはずだからである。

このように考えてくるときに、なぜ、『文学力』のⅠ～Ⅲ節に収められた論考がいまだ到来せざるものを幻視するヴィジョンを読み取り、またそれをわたしたちの前に提示してきたのか、その意味が明らかになる。そしてそうした可能性は、象徴機能を揺るがすがゆえに、みずからをも揺るがす事件として我が身を襲う。この切迫した読みこそが——「我が身の真の誕生としての我が身の死を行為遂行的に望むという意味で——まさに生と死が修辭をつうじて交差する象徴の場に進んで身を投じるという意味においてのみ——倫理的批評」（竹村 2012、p. 241）と化す。そして、その批評が成立するとは、第十一章でガヤトリ・チャクラヴォルティ・スピヴァクを援用しつつ示されるような、みずからの他者化を伴う作業なのだ。その経験は、まさしく「アイデンティティの中断」（竹村 2002、p. 259）であり、他者を迎える批評に——別様に言えば、『愛について』の最終章で提示されたような「翻訳の残余」に対峙する正義となるだろう。文学という言語の構築物に対峙するこの苛烈なる倫理的な姿勢は、言語的に存

在する「わたし」の中断を介した人と人とのあいだの応答責任という倫理、あるいは翻訳の倫理を導きだす。そして、そのように主体が主体としてのかたちを取るや取らぬやのあわいを再度問い直すことが、現代の暴力、あるいは暴力の主体の検討へと地続きになっているのだ。このような批評的態度を目にしたときに、そこに理論と「わたし」の橋渡しを、その「わたし」をはぐくみ、想像し、想像させられる社会的なものをいかに認知し、いかに語るのかと粘り強く問い続ける意志を——理論をみずからの身体そのもの、言葉そのものとして紡ごうとする意志を——見て取らないではいられない。

『文学力の挑戦』は、『境界を攪乱する』あるいは『彼女は何を視ているのか——映像表象と欲望の深層』（2012年）とともに、竹村和子というフェミニストのアクチュアルな問題関心の表出であると同時に、文学研究が困難な社会における文学（研究）の意義を再度言挙げする書である。文学は現実を変え得る修辞の場である限りにおいて、現実挑戦する力を秘めている。そして文学を読み、その読みを言葉で紡ぐことは、現実挑戦し、それを変えようという意志と不可分である。新自由主義、グローバル化といった社会状況のなかでの「ポスト・フェミニズム」状況や、「死の政治学」を問題視するなら、わたしたちもまた、わたしたちが生きるこの社会状況に想像的・創造的に介入する契機を秘めた文学を読むための想像力を、読みながら、批評しながら、養わねばならない。スピヴァクの言う「美学のトレーニング」、すなわち「認識のパフォーマンスをするために想像力を鍛える」（Caruth 2010, p. 1022）ことを、しなければならない。文学作品の中において変革の契機となる象徴の裂け目を、あるいはいまだ到来していない何かを、幻視しつつ、自己の他者化を引きうけながら。今、必要なのは、おそらくこのような態度を、我が身に引きうけることである。

（おち・ひろみ／一橋大学商学研究科教授）

註

1. 本論考は、『アメリカ文学』第74号（2013年）7-14頁に収録されている拙論「書いて生き、書いて進むこと」と重複する部分があることをお断りしておきたい。なお、この号では竹村和子さんを追悼して、2012年6月、日本アメリカ文学会東京支部月例会で開かれた「竹村和子さんの仕事——検証と継承」題されたシンポジウムの発表を文章化した特集が組まれており、上記拙論はそのひとつであり、また本論考において引用されている三浦玲一の議論も同じ特集のものである。その他折島正司氏による竹村さんの思索に触れる文章、小林富久子氏による『文学力の挑戦』のかなり詳細な紹介、小谷真理氏による当事者性議論などが収められている。

引用文献

小倉千加子『結婚の条件』朝日新聞社、2003年。

酒井順子『負け犬の遠吠え』講談社、2003年。

竹村和子『愛について——アイデンティティと欲望の政治学』岩波書店、2002年。

———.『"ポスト"フェミニズム』作品社、2003年。

———.「生と死のポリティックス——暴力と欲望の再配置」竹村和子編『欲望・暴力のレジーム——揺らぐ表象／格闘する理論』作品社、2008年。

———.「『戦争の世紀』のフェミニズム」『境界を攪乱する——性・生・暴力』。岩波書店、2013年a。

———.「生政治とパッション（受動性／受苦）——仮定法で語り継ぐこと」『境界を攪乱する——性・生・暴力』岩波書店、2013年b。

三浦玲一「リスク社会化と『ポスト』フェミニズム」『アメリカ文学』第74号（2013）：pp. 15-25。

Caruth, Cathy. "Interview with Gayatri Chakravorty Spivak." *PMLA*. 125.4 (2010) : pp.1020-25.

Fraser, Nancy. "How Feminism Became Capitalism's Handmaiden—and How to Reclaim It." 14th Oct. 2013. *Guardian*. 18th Oct. 2013<<http://www.theguardian.com/commentisfree/2013/oct/14/feminism-capitalist-handmaiden-neoliberal>>.

McRobbie, Angela. *The Aftermath of Feminism: Gender, Culture and Social Change*. London: Sage Publications, Inc. 2009.

〈特集書評論文〉

竹村さんは何を視ていたのか

——竹村和子『彼女は何を視ているのか——映像表現と欲望の深層』私的な書評

齊藤 綾子



1.

セクシュアリティ研究をする者にとって、視覚表象を避けて通ることはできない。視覚表象を研究する者にとって、セクシュアリティを避けて通ることはできない。このことを竹村和子さんほどに深く理解し、真摯に取り組み、理論と批評の実践に身を捧げた研究者はいないだろう¹。稀代の英（語圏）文学者として、またジュディス・バトラーの翻訳家として、フェミニズム理論の第一人者として、そして日本で最も信頼できるセクシュアリティ理論家として俊英ぶりを発揮していた竹村さんが取り組んでいたのは、さまざまな様式、さまざまな審級で作用し、機能し、行為化される人間の（文学も含めたうえでの）表象の営みに目を向け、読み解き、かつ問いかけ、呼びかけることだった。竹村さんは空虚な哲学的詭弁に陥ることなしに、理論のための理論とは無縁に、理論的思考を生きた言葉に表すことができる数少ない研究者であった。

竹村さんの著作や発表などに触れてきた者にとって、写真、映画を含めた映像文化に対する強い関心と深い造詣が彼女の文章にさまざまな形で表れていたことは周知の事実である。時には、熱烈な映画ファンとしての素顔が垣間見られることもあった。とはいえ、映画評、講演、シンポジウムでの発表、またディスカッサントとしてのコメントに至るまで、90年代半ばから折に触れてさまざまな媒体に書かれた多岐に亘る映像に関する彼女の文章をまとまった形で目にするのは必ずしも容易ではなかった。幸運なことに『彼女は何を視ているのか——映像表象と欲望の深層』という一冊の美しい本に収められた珠玉の論考集として今は読むことができる。

竹村さんの映像論を象徴的に表すかのようなグレッタ・ガルボの美しく謎めいたモノクロ鏡像ポートレイトをカバーに施した本書は、1996年から2009年に発表された論文、エッセイ、映画レビュー、講演原稿、インタビューなどを、6つのテーマ（Ⅰ部「レズビアン表象」Ⅱ部「女同士の絆」Ⅲ部「暴力と美学」Ⅳ部「メタ映像論」Ⅴ部「応答による批評実践」Ⅵ部「トリン・T・ミンハとの対話」）によって構成されている。2007年には自身で映像論集を企画していた竹村さん自身による論集の実現は無念にも叶わなかったものの、本書の構成は基本的に竹村さんの意向に沿って編集されたという。編集委員の一人でもあり、竹村さんと学術的にも個人的にも近かった新田啓子氏の優れた解説（「穿視する女^{ひと}」）が鮮やかに本書の全体像を捉えており、読者にとって羅針盤の役目を果たしている。

私は、たまたま同じ掲載誌に寄稿していたり、発表の場に同席したこともあり、収録された文章のうちいくつかを初出時に読んでおり、竹村さんの映像論がいかに優れたものであるかは十分に認識していたつもりであった。とりわけ2002年『大航海』に発表され、本書の1章に収録されている『マルホランド・ドライブ』論には心底驚愕し、理論を自在に駆使した竹村さんのアクロバティックともいえる映画（映像と物語両方）の読みの素晴らしさに脱帽したものだ²。だが、本書を手にとって改めて竹村さん

の映像論をまとまった形で読んでみると、その射程の広さを再認識するとともに、彼女がいかに70年代からの映画研究の動向を熟知した上で、独自の視点から見直し、映像テキストの意味作用に鋭く切り込んだ映像批評の実践者であったかと思ひ知らされる。

竹村さんは、実に魅力的かつ刺激的な映像論を展開した。彼女は、いとも簡単に文学、表象、映像、写真、絵画というようなジャンルを超えて「表象」として論じることができた。日本において「表象文化論」と称される論考が、ややもすれば、単純な表層特化論に終始しがちな傾向とは対照的に、竹村さんの関心はフーコー的な意味で表象を成り立たせるイデオロギーや認識の枠組みを正確に捉え、同時にフロイト的にその背後に潜む無意識を読み解く。さらにバトラーやスピヴァックといったポスト・フェミニズムやポスト・コロニアリズムの論客たちの時には難解な議論を介在させながら、ただの紹介者に終わることなく、またそのどちらにも批評的な距離を保ちつつ、精緻な表象分析を行った。竹村さんは、言語、視覚表象、物語が文化装置——竹村さんの言葉を借りるならば「視覚イメージをふくむ総合的な大衆表象であるゆえに、イデオロギーを強力に刷り込む映像表象」（竹村 2012 p. 76）——としていかに意味をねつ造し、更にそれを自然化してゆく過程を暴きながら、同時に、その揺らぎやズレ、微細な破綻の痕跡を逃さず捉え、できる限り誠実に言語化を試みていたように思う。竹村さんは文学研究者であったが、同時に優れた表象論の論客でもあったのである。

2.

恐らく単著を出すに当たっては完璧主義者であったであろう竹村さんの映像論集は、実現していたら、既存の文章に書き下ろしや徹底した加筆訂正を経て、本書とはかなり異なった内容になったであろうことは容易に想像できる。だが、執筆の時期が10年以上に亘っている本書に掲載された文章は基本的に初出の状態で、著者自身による新たな手を加えられることなくその姿を私たちの前に現している。したがって、時には細かいところで表現や主張が食い違っていたりすることもあり、それは竹村さんの本意ではなかったかもしれない。しかし、そのことは、少なくとも映画研究者の私にとっては、竹村さんが完成したであろうかもしれない映像論集に劣らず、いやそれ以上に魅力的だ。なぜなら、さまざまな雑誌媒体や劇場パンフレット、あるいはよりアクチュアルに進行中のテーマに取り組むことができるシンポジウムの発表、そして投げかけられたテーマに応答する形で自らの関心に結びつけ、さらに発展させていく余白のあるディスカッサントとしてのコメントといった、ある意味では学者としての竹村さんの業績においては周縁的ともいえる場や媒体に寄せられたこれらの文章の多くは、その文章が書かれた時代の文脈のみならず、竹村さん自身の関心や興味、そして映像に接した時の彼女の経験がその文章の中から蘇ってくるようなある種の情動が刻まれているからである。

当然ながら、竹村さんの文章は常に理論的な視座を失うことはない。映画を読み解く際の彼女の枠組みはあくまで、極めて学術的に洗練された批評理論を基軸にしており、例えば「メタ映像論」と題された第4部のように、映画や写真といった映像テキストはあくまで二次的に扱われている場合もある。しかし、程度の差こそあれ、本書に集められた論文は、アメリカ文学やバトラー、スピヴァックを始めとするフェミニズム理論、セクシュアリティ論、そしてポスト・コロニアル論に精通していた竹村さんが極めて頭脳的な仕事に秀でていた一方で、その思考の核に視覚や触覚、あるいは嗅覚に近い身体的なものがあつたことを明確に示す。

もちろん、『愛について——アイデンティティと欲望の政治学』（2002）においても、竹村さんの理論的な文章は情動性を排除することは決してなかった。いや、言語に収斂されない余剰なもの、「言語化できないもの」を背負うものとしての言語こそに近づくことがその目的であったはずだ。そして、『愛について』でもすでに彼女は重要なところに映画テキストを引き寄せながら、自分の論を展開している（例えば『ハンガー』『マルホランド・ドライブ』『セルロイド・クローゼット』『ナイトレート・キス』など、本書でも重要なテキストがすでに重要な位置を占めていたことを読者は改めて思い出すだろう）。それでも、本書に収められた文章は、他の彼女の著作に比べて、より明白に竹村さん自身の時代との関わりの軌跡を追うことを可能にするように思える³。それは、現実の痕跡を記録してしまう映像装置を、例えば個人の創作行為の過程や結果を文字媒体を通じて表象する文学より、より一層密接に社会との関係に置いて見ていた竹村さんの姿勢に関わっていたのではないか。

言語を主体とする文学も表象の一形態と捉えていたであろう竹村さんの文学に対するアプローチでも、彼女は言葉によって想起される視覚的表象を読み取り、それをさらにもう一度言語に純化させていくという営みを重視していたように思う。竹村さんは、取り組んでいる対象が何であれ、見えないものを見、聞こえないものに耳を澄ませ、語り得ないものを捉えようとした。欲望を可視化し、断片的な発話を紡ぎ合わせ、物語として再構築しつつ、同時に、見えるもの、聞こえるものに対し、細心の注意を払いながら、その現前性に鋭い批判の目を向けた。竹村さんの映像論も、一見して抽象的な理論のみで分析されているように見えるが、丁寧に読めば、その背後に明確な映画体験が見えてくるはずだ。文化装置としての映像のからくりには鋭い切りこみを入れながら、同時に、一度は身を委ねたであろう魅惑に立ち戻り、その背後にある相矛盾する意味作用の構造を明らかにすること。しかも、その個人的体験を社会の物語や文化装置の文脈の中に置き換え、フィルターを通し、そして「表^{リ・プレゼンテーション}象」として再確認しながら、同時に、その個人のレベルの受容とのズレを丁寧に拾い上げ、分析していくのである。それは、竹村さん自身の言葉を借りるならば、まさに「穿視」の作業だったといえよう。本書の頁をめくってゆくと、微細な揺らぎやズレを見逃すまいとじっと映像を見つめ、さらにかき消されてしまった声にじっと耳を澄ませていたであろう竹村さんの姿が目に見えてくるようだ。

本書を通底するのは、このような竹村さんの視覚表象に対する冷静かつ情熱的な眼差しであり、批評と享受の間を揺れ動く豊かな受容の在りようであり、理論と詩学を行き来する言葉の豊饒さとその発話の躊躇いが残した痕跡である。読者は、言葉の端々に込められた映画に対する竹村さんの複雑な感情の襞が立ち現われてくる発話と表象に収斂しえない欲望の豊饒な語りを改めて再確認する困難な作業に立ち向かうことになるだろう。竹村さんの言葉を追いながら、彼女が見ていたものは何か、と問いかけ、読み進めていくのは実にスリリングな体験である。

3.

竹村さんの映像論が、アメリカ研究者、フェミニズム理論、批評理論や文学理論の専門家にとって示唆に富むことは言わずもがなであろう。だが、私のような映画研究者にとっても十分に魅力的だ。それは、第一に彼女の批評の原点が映画を見る体験、そして映画テキストと自らの受容との関係を徹底的に見つめることにあることが文章から明確に伝わってくるからである。例えば「腹をよじり、目に涙を溜めて」笑ったと同時に兵士の姿に怯えを覚えたという告白から、戦争の暴力表象の不条理性、不可能性

へと展開する『陸に上がった軍艦』の短い映画評を読めばすぐに分かる。

文学研究者や社会学の文脈で映画が分析される場合、しばしば評者は映画の外部にある特定の目的をもって映画を選び、特定のテーマを見出すべく映画を見ることが多い。さらに、ハリウッド映画のような主流の大衆娯楽映画に対しては、いわゆるハイアートとされる文学や絵画に比べて低級だと軽視したり、産業、娯楽として支配的イデオロギーの直接的な装置とする前提に縛られることも多い。逆に、いわゆる製作の様式にはまったく考慮せず、内容のイデオロギーや政治性のみを注視し、表象モード自体の政治性に無頓着な場合もある。ゆえに、そこにしばしば起こる内容と形式の齟齬、つまり、ある意味を伝えている一方で、映像そのものがその意味を転覆するような瞬間を丁寧に読み取る試みがなされることも多くない。もちろん、強制的異性愛、権力による暴力や支配イデオロギーが社会・文化システムを制御し、その中で生産される映像がいかに私たちの日常生活に蔓延し、政治的に操作され、隠蔽し、抑圧し、そして自然化するかに強い関心を寄せていた竹村さんも、基本的には何かを語るために映画に言及するのであり、映画について語ることが本来の主旨であるとは限らなかった。だが、映画評であってもそれが単なる映画称賛に終わることはなく、例えば『夜の子供たち』（アンドレ・テシネ監督、1996）の評のように、女優のクィア性を追求するエッセイとして一つの宇宙を成している。

一方で、映像研究における映画学の方法論として、いわゆる映画装置や撮影技術、編集、演出^{ミゼンセン}といった映画固有のシニフィアンに向けられる形式主義的なアプローチが、正統な映画研究の領域であるという認識も根強い⁴。このような認識から、映像研究において、映像の形式的な固有性に焦点をあてては映像研究ではないという主張もある。分野が違うと言ってしまうまでもないのだが、実は、それ以上に表象の意味作用に深くかかわる問題である。ある形式の特殊性を重視する形式主義（それは美学的にはもっとも重要な命題の一つではあるが）と表象の問題にどのように取り組むか。文学や絵画、あるいは写真、映画といった映像も含めた表象テキストとしての分析方法がある意味で共通点を持つのはまさしくこの点においてなのである。優れた映画分析が映画研究者の特許であるわけではなく、分野を越えて優れたテキスト分析は可能である。映画研究の専門用語^{ジャーゴン}を使っていなくとも、竹村さんの映像分析は彼女が映像を読む方法論をしっかりと押さえていたことを端的に証明する。

4.

このことは、本書を時系列に見直してみるとより一層明確になる。96年から2009年に亘って執筆された論文は、大きく2003年以前と以降に分けられるように思う。2001年のニューヨーク貿易センタービル爆破と2003年のイラク戦争を境に竹村さんは、精神分析理論を基軸にした映像における歴史的・理論的なセクシュアリティ表象という問題から、戦争、テロリズムという緊迫した世界状況に目を向けるようになり、^{セクシュアリティ}性そのものに内在する暴力性、そして欲望に潜在する破壊性に焦点を当てることで、我々の生きている現実や社会に潜在する表象の暴力性と普遍性を今一度政治的に捉えようとする方向に移っていったように見える。それは、ラカンの精神分析概念を借用するならば、問題意識の焦点が象徴界と想像界の関係から象徴界と現実界の乖離へと移行し、意味作用としての言語と表象から、より^{パフォーマンス性}行為遂行性との関係の中で言語と表象を捉えなおそうとする道のりであったように思う。

2003年以前の論考の中心となるのは、大衆娯楽映画を代表するハリウッド映画のセクシュアリティ表象である。いずれも、70年代以降の英語圏における映画研究の主要な理論的議論とある程度並行してい

る。プロローグの「ハリウッドと同性愛表象」から第1部と第2部にまとめられたハリウッド映画のセクシュアリティの表象に関する論考は、竹村さんがいかに70年代から90年代にかけて主だった映画理論に精通していたかを示す。脱構築、記号論、テキスト論、ポスト構造主義、精神分析理論、フェミニズム理論、ポスト・コロニアル論など様々な批評理論の枠組みがダイナミックに交差し、刺激し合っていく中で、ジェンダー・セクシュアリティに関する理論の先端を行っていたのが映画研究であり、とりわけフェミニズム映画研究だったことのみならず、もともと映画好きに違いなかった竹村さんの知的好奇心を大きく揺さぶったのだろう。さらに、バーバラ・ハマーを始めとするレズビアン・アクティヴィストの多くが映像製作を自らの創作・政治活動として従事していたことや、トリン・T・ミンハとの出会い、さらに視線や身体を巡る視の制度を精神分析を駆使し家父長制批判を展開していたローラ・マルヴィ、メアリ・アン・ドーン、リンダ・ウィリアムズ、ジャックリーン・ローズ、カジャ・シルヴァマン、ジョーン・コブジェックたちが活躍する一方で、バトラー、テレザ・デ・ラウレティス、イヴ・セジウィック、ジュディス・メイン、ヴィト・ルッソ、リチャード・ダイアーといったクィア論の主要な論客たちが、ハリウッドの異性愛制度を分析し、刺激的な批判活動を行っていたからである。

例えば2章の「噂の俳優——グレタ・ガルボをクィアに見る」で竹村さんはデ・ラウレティス、メイン、ダイアー、ジャッキー・ステイシーの俳優論なども含め、手際よく既存言説を整理している。『クリスチナ女王』のガルボのキス・シーンは当時のセクシュアリティに関心を持っていた映画研究者にとってはもっとも有名なシーンの一つだった。そして、映画『セルロイド・クローゼット』が示しているように、映画産業界はほかのパフォーミング・アーツと同様に、クリエイターの多くがLGBTであったこともあり、エイズ危機の中、批評とアクティヴィズムの協働から派生したクィア理論が席卷した80年代末から90年代の映画研究から、もともと映画好きだった竹村さんが多くを吸収したであろうことがこれらの論文から見えてくる。それは、リュス・イリガライ、ジュリア・クリステヴァ、モニック・ウィティッグといったフランス語圏で展開していたフェミニズム論から、アメリカのアカデミズムの中から生まれてきた新たな理論的運動へと広がっていく過程でもあった。そのうねりの中で竹村さんは自らのポジションや研究者としての方向性を模索していたのであろう。3章の「カミングアウトして、どこへ——ジュディス・バトラーとレズビアン映画表象」は、バトラーが展開するパフォーマティヴィティとしてのジェンダーという議論がパフォーマンスとしてのジェンダーとは異なる審級から派生していることを十分承知していた上で、ジェンダーのパフォーマティヴィティの実践としての映画表象に表れる亀裂や軋轢を読み解いていこうとする竹村さんの思考過程を明らかにする。ここで、竹村さんは映像例を取り上げることで、概念の抽象化ではなく、具体化へと力強く伝奏していくのだ。

あるいは、第2部にある4章の「イヴからマドンナ、ラスベガス・ダンサーへ」と5章の「＜悪魔のような女＞の政治学——女の「ホモソーシャルな欲望」のまなざし」を対照すると興味深い。後者は前者の5年前に初出しており、映画テキスト内の女同士のまなざしに注目し、分析を行っている一方で、前者ではそのテキストの受容のジェンダー性、女性観客のまなざしも取り入れ、観客、俳優、物語、テキストへと射程が広がっている。このような枠組みの変化は、フェミニズム映画理論のパラダイムがテキスト内の視線の関係性から、受容も含めた社会文化的な文脈の中で、例えばジェンダーや人種も含めた観客性を考えるものに移っていった動きをきちんと踏まえたものであることが分かる。

また、映画を駆使してラカンの精神分析理論を独自に展開するスラヴォイ・ジジエックに対する批判として極めて洞察あふれた10章「＜現実界＞は非歴史的に性化されているか？——フェミニズムとジジエ

ク」も、映像論ではないものの、ラカンの精神分析理論が最も盛んに援用されたのが映画研究であり、その中でも急先鋒にいたジジエックについて、バトラーとの論争を整理しつつも、ただ単にジジエックがポスト・ラカン派精神分析論を援用しながら、表象の暴力や政治性を欲望という視点から論じていたという理由だけでなく、彼の議論が『ブルー・ベルベット』や『羊たちの沈黙』といった竹村さんにとって極めて重要な映画テクストを中心としていたことも寄与したのではないかと思わせる。

5.

いずれにせよ、映像研究者としての竹村さんの非凡な才能を端的に証明するのは、第1章の「欲望」と「夢」の出来事を生かれば——『マルホランド・ドライブ』をとおって——であることに異論を唱える者はいまい。日本では2002年2月に公開されたデイヴィッド・リンチ監督の『マルホランド・ドライブ』の映画評として多分もっとも優れたものの一本であるだけでなく、批評理論のエッセイとしても秀逸である。河野貴代美さんの「あとがきにかえて」によれば、竹村さんは映画を見た数日後この論を「トランス状態」で書いたという。映画のトランス状態に触発され、映画の物語と映像に感応して極度の集中と肥大する感覚が書かせたのだろう。リンチは竹村さんにとって最も強く惹かれていた監督の一人ではないかと思うが、彼女はしばしば難解と言われるリンチの世界を深く理解していた評者でもあった。彼女はリンチの映画体験が生む疾走する車の中で眩暈を覚えるようなドライブ感に興奮しつつ、同時に恐ろしいほどの覚醒という分裂状態を誰よりも楽しんだに違いない。本論で竹村さんは、この映画が差し出す、リンチの「映画の様式美を突き抜けて観客の心に刺さる」物語が「欲望の物語」であるからだとして読み解いてゆく。彼女の高度に洗練され、饒舌に近いほどに豊かに語られた分析の内容については、論文を読んでもらうのが一番であり、ここでまとめることはしない。それは要約やまとめが不可能なほどに凝縮され、自己完結された分析であり、一読しただけでは到底その分析の豊かさに触れることはできないからである。

だが、本論は、竹村さんのそれまで映像論を総括しつつ、2003年以降に中心的となる死の欲動や欲望の破壊性といった議論の萌芽が認められるという意味で重要なだけでなく、彼女の映像論の特徴が一番わかりやすく出ているという点でも重要である。テクスト論の古典的名著の『S/Z——バルザック「サラジヌ」の構造分析』（バルト 1970=1973）でロラン・バルト（Roland Barthes）が提示したように、竹村さんは『マルホランド・ドライブ』というテクストをいわば「書きうるテクスト」として、映画そのものの表象に別の物語を読み出し、^{スーパーインポーズ}二重焼きにし、欲望のテクストとして新たに書き換えていく。この作業は、『マルホランド・ドライブ』という映画をいかに正確に理解したかという地点とはまったく別の審級で行われる作業であり、そもそもこのような問いは無意味ですらある。だが、同時に、主人公であるベティとリタという二人の女性の関係は、竹村さんの分析を読んだ後では、これ以外の理解の仕様がないう印象を抱かせるのみならず、竹村さんによって紡がれた新たな物語によって、映画が物語のレベルで省略しつつも、表象で徴候的にのみ示されていた意味作用が明らかになり、その表象と意味内容のズレに横たわるのが「わたしの欲望」の不可解性であり、不可能性であることをまるで啓示のように示される。

さらに、この精緻な読みの成立を可能たらしめているのは、彼女が注視する映像の細部に他ならない。例えば、男性キャラクターの視線がどのように表象され（竹村 2012、p. 22）、あるいは、リタとベ

ティが涙を流しながら舞台を見つめるクローズアップ（竹村 2012、p. 27）といった具体的な映像である。彼女の分析は、まるで起源の幻想の場において自分を見つめる分裂したもう一人の自分のように映画の外部にあって、同時に映画の世界に入り込み、そこからこちらの世界を見つめるように映画の重なり合う表象の意味作用に切りこんでいくのだ。このような視点は、映像に魅惑され、そしてまた離れたことのある者のみに可能な作業である。ここで竹村さんが捉えたのは、間違いなく「映画」的な瞬間である。『マルホランド・ドライブ』論から数年経って発表された9章「マゾヒスティック・エイジェンシーの（不）可能性——アブグレイブ写真・『ソドムの市』・『ドッグヴィル』におけるプンクトゥムと暴力」においても、竹村さんの映像との関わりに明白に現れる。個人的には『ドッグヴィル』に対する分析に異論はあるものの、竹村さんが映像に対して読み替えてゆく作業は一貫している⁵。つまり、竹村さんは表象としての映画を解体しながら、常に「映画的なもの」を捉え、そのズレに極めて繊細であった。だからこそ、その映像論が説得力を持っていたのであろう。

映画理論家クリスチャン・メッツ（Christian Metz）は映画理論家になるためには、「映画をもはや愛しておらず、それでいていまだにそれを愛している」といった状態が望ましい。そして以下のように続ける。

かつて大いに映画を愛しながら、今ではそれと切れてしまっている。ただ、切れてしまっているが、いつでもそれを尻尾のほうから捉えなおすことはできる。つまり、かつて自分が映画を愛する原因となった窃視狂的欲望を仕留めるための標的として映画を捉えるような立場が理想なのである」（メッツ 1977=1981、p. 32）。

ローラ・マルヴィの発表に対するコメント「穿視する観客／行為者——デジタル・テクノロジー時代の〈死〉に漸近する観客の快楽」は短いものの、表象の破壊性と死について鋭い観察を提起する。マルヴィの発表に呼応して、竹村さんが問いかける「映画」テクノロジーそのものが観客を変えていく可能性がもたらす両義性について触れるとき、映像そのものの本質について豊かな考察が繰り広げられる。

残念ながら、本書には所収されなかったが、イラク戦争の勃発をきっかけに企画されたイメージ&ジェンダー研究会機関紙の『イメージ&ジェンダー』4号（2003年12月）「特集・拠点としての表象／身体」に掲載された竹村さんのインタビュー（「表象／身体——ジェンダー論は、今、何を問いかけるか」）から彼女の言葉を引用して、拙論を終えたい。このインタビューは、竹村さんの表象に対するスタンスを極めてストレートに語っており非常に貴重な資料である。^{リ・プレゼンテーション}「表象」において、シニフィアンとシニフィエは決して一対にはならず、そこには「必ずズレが生じる」、そして「表現不可能な領域」が現れるのがこのズレである。そして続ける。「表象不可能性は、けっして静能的に存在している「核」ではなく、表象しようとする力が挫折する現場であり、翻訳しようとする意図が裏切られる現場なのです。だから動的なものです」（竹村 2003 p. 12）。さらに、彼女は、表象に対して「ちょっと違うな」という感覚は、この現場検証の作業だと言葉を続ける。本書の多くの論文が、このような「違和感」から発展したであろうことは容易に想像できよう。

竹村さんは、常に現場に立ち戻り、現場を検証し、そして自らの内部に深く入り込み、探求していった。本書から浮かび上がってくる竹村さんは紛れもなく一流の映画理論家であったのである。

（さいとう・あやこ／明治学院大学文学部教授）

注

- 1 学術誌に掲載される書評などで著者を「さん」で呼称することはあまりないが、今回は追悼の意味も込めて「竹村さん」と表記したい。また本書に添えられた「竹村和子さんと＜チームK（和子）＞」にも感謝したい。
- 2 私事で恐縮だが、この時同誌に載った自分の論文の凡庸さに、映画理論研究を名乗ることを恥ずかしく思ったほどである。すでに99年にミンハのインタビューで竹村さんが映像に関心を持っていたことは知っていたものの、その時は、彼女の究極的な関心はやはりポスト・コロニアル論であり、映画に対する関心は二次的なものではないかと思っていたが、この『マルホランド・ドライブ』論で完全にその印象を変えられてしまった。いずれにしても、ハリウッド映画をここまで読み解く竹村さんの映画に対する関心と映画理論の理解は決して付け焼刃でなく専門的なものだとは確信し、2005年にローラ・マルヴィを含む5名の映画研究者を招いたフェミニスト・シンポジウムを勤務校で開催した時に、迷わずマルヴィのコメンテーターは竹村さん以外ないと決めて依頼したのである。彼女はマルヴィの発表を見事に咀嚼し、そしてさらに映像に対する自らの関心に引き寄せた洞察あふれるコメントを返してくれた。私の目に狂いはなかったと彼女に深謝した気持ちを今でもよく覚えている。
- 3 例えば、竹村さんにとってバトラーやスピヴァックの影響の大きさは言うまでもないが、実は『愛について』におけるテレザ・デ・ラウレティスの重要性は、このタイトルがミンハの映画『愛のお話』に加えて、デ・ラウレティスの名著*The Practice of Love—Lesbian Sexuality and Perverse Desire* (Teresa de Lauretis, Bloomington & Indianapolis, Indiana UP, 1994) に呼応していることは、本書を読んでやはり確信した。『愛について』の凝縮された文章と、本書に所収されたセクシュアリティ表象に関する文章を並列すれば、竹村さんの思考の軌跡が一層明確になるだろう。
- 4 こうしたアプローチを代表する映画研究者として日本でも小津安二郎論が翻訳されているデイヴィッド・ボードウェルがいるが、彼の新形式主義的な分析は映画研究を代表するものの、映画研究の固有性が形式主義のみにあるわけではないし、また映画固有の特質^{プロパティ}を分析するために必要な方法論としての形式分析はすべての映画研究の最終目的になるわけでもないことは指摘しておきたい。
- 5 当日の発表で、竹村さんはアブグレイブの写真と同じく衝撃を受けたのが、2004年6月に起きた佐世保の小学校6年の女子同級生殺人事件だったと言っていたことをはっきり覚えている。加害女児はインターネットのソーシャル・メディアやテレビに強い影響を受けており、竹村さんにとって、アブグレイブの米軍女兵士と女子小学生が見せた暴力性が、従来の暴力＝男性性という古典的なジェンダーの構図を根本から見直す必要性を感じさせるものであったように思う。この時期の竹村さんの模索は、性や自己形成におけるトラウマ的な体験に内在する破壊性は、セクシュアリティ表象を論じていた頃に見られた映像文化が時には持ちえたある種の転覆性^{エロス}がもたらす可能性を徐々に否定し、否定の力学へと移ってゆく道程でもあったように思える。彼女の映像論が、この段階で途絶えてしまったのは、重ね重ね残念である。彼女は、表象の暴力性、破壊性という死のタナトスから、もう一度「生の力」へと戻ってきたであろうと思えるからである。

引用文献

竹村和子『愛について——アイデンティティと欲望の政治学』岩波書店、2002年。

——「表象／身体——ジェンダー論は、今、何を問いかけるか」イメージ&ジェンダー研究会『イメージ&ジェンダー』4号「特集・拠点としての表象／身体」（2003）：pp. 16-26.

——『彼女は何を視ているのか——映像表現と欲望の深層』作品社、2012年。

Barthes, Roland. S/Z. French & European Pubns, 1970. (ロラン・バルト『S/Z——バルザック「サラジヌ」の構造分析』沢崎浩平訳、みすず書房、1973年)。

Metz, Christian. *Le signifiant imaginaire, psychanalyse et cinema*. 1977. (クリスチャン・メツ『映画と精神分析——想像的シニフィアン』鹿島茂訳、白水社、1981年)。

〈特集書評論文〉

攪乱の暴力と向き合う

——竹村和子『境界を攪乱する——性・生・暴力』書評

清水 晶子



はじめに

境界の攪乱。そう、それがあたかも私たちの目指すべき——その〈私たち〉とはいったい誰なのかという問いを通して目指すべき——到達点であるかのように、あたかもそれを引きおこしさえすればたとえ小さくとも現状に何かしらの意味のある亀裂をうみだしたことになるはずのラディカルな達成であるかのように、そのように思われた一時期がたしかにあったことは、否めないだろう。あるいは少なくとも、フェミニストやクィアの政治にかかわる理論的考察が境界の攪乱可能性を追い求め、見だし、推し進めることをほとんど最優先の課題としているかのような印象を与えた時期、そしておそらく実際に少なからずそうふるまっていた時期が、たしかにあったことは。もちろん、境界の攪乱と一口に言っても、たとえばアイデンティティの境界線がすでに無効であると、あるいはそれを横断してみせると、そう宣言すればそれで事足りるかのような夢見がちな議論から、境界線が偶発的でありかつ強制的であることを前提としつつ、そこに微細なずれや変容の可能性を切り開く隘路を突き止めようとする禁欲的な議論まで、個々の考察はさまざまではあった。同時に、〈境界の攪乱〉の追究が特権的な地位を占めることへの異議申し立ても、消えることなく存在していた。とはいえ、まさしくそのような異議申し立てがなされたことこそある一時期における（少なくとも英語圏の）フェミニズム／クィア理論のひとつの学術的潮流の証であった、と言うこともできるだろう。

竹村和子著『境界を攪乱する——性・生・暴力』は、フェミニズム／クィア理論のそのような一時期——1980年代半ばから1990年代を通しての時期——を経たあと、すなわち2000年代に執筆された論考を集め、著者の没後に編集された遺著である。ここで〈あと〉を強調するのは、偶発的に決定された境界の侵犯と攪乱という課題が2000年代以降のフェミニストやクィアの政治と理論とにとってはすでに考えつくされた過去のものとなった、と主張するためではない。1990年代に英語圏の理論家たちが重視したこのテーマが2000年代にようやく日本でも論じられるようになったと示唆するためでももちろんないし、ましてや、2000年代の竹村の考察をこの特定の〈一時期〉の議論の一端をなすいわば時代錯誤的なものとしてカテゴライズするためでもない。しかしそれにもかかわらず、本書を読むにあたって、この〈あと〉は——そのようにしてまたしても境界線を設定してしまう危険に注意を払いつつも——強調されなくてはならない。なぜなら、本書におさめられた論考は、繊細かつ勇敢な境界攪乱の試みに明確にかかわるものでありつつ、同時に、攪乱それ自体を寿いで終わることが可能であるかのような気分がもはやアカデミックな幻想としてすら保持できなくなった地点から書きはじめられたものであるからだ。フェミニストとクィアの理論と政治とにおいて「境界線を攪乱する」という試みに何が賭けられて来たのかを熟知しその試みに真摯に参入した理論家として、まさしくそうであるからこそ、境界線攪乱へのこの着目とその反面で何を見逃し、意図せざる何を呼び寄せてしまったのか、本書において竹村は、く

りかえし、かたちを変えて、その問いを問いつづける。本書の副題がいみじくも示すように、それは、性と欲望との編成を通じて可能な生の領域を統御しようとする制度の維持と変容とに纏わりつく暴力にかかわる問いであり、そして上述の〈一時期〉を経たあとのフェミニズム／クィア理論が、あらためてそして否応なく直面してきた、まさにその問いでもある。

1. 同一性の原理

しかし、〈あと〉について論じるためには、まずこの特定の〈一時期〉の議論とはどのようなものだったのか、とりわけそこで「境界線を攪乱する」ことがなぜ要請されたのかについて、簡潔に触れる必要があるだろう。

〈フェミニズム〉がまずもって問題とした境界線が〈男〉と〈女〉とを分かちはずのそれであったとしても、そこで境界づけられた〈女〉というカテゴリーがしばしばきわめて特定の——たとえば「第一世界」の、白人の、中流階級の、そして異性愛の——女たちのみをその構成員として念頭においてきたことへの批判もまた、フェミニズムにおいて長い歴史をもつ。「白人女性の政治とは異なる反人種主義的政治、そして黒人と白人との男性の政治とは異なる反性差別的な政治」をかかげた1970年代のブラック・フェミニズムを代表する文書のひとつである「コンバヒー・リバー・コレクティブ・ステートメント」にすでに明らかだったように（Combahee River Collective [1977] 2000, p.265）、〈女〉というカテゴリーの同一性をフェミニズムの政治の前提とすることへのこのような疑義は、境界づけられたはずのカテゴリーを横断する別の境界線のはらむ政治的重要性への着目に端を発するものであった。このような異議申し立てがなされたのは、言うまでもなく、人種に関してのみではない。「ステートメント」から10年以上を経た1990年に〈クィア理論〉の語を提唱したのは、フェミニズム映画理論において消去されるレズビアンの特異性にこだわりつづけたテレサ・デ・ラウレティスであった。コンバヒー・リバー・コレクティブとブラック・フェミニズムが（白人の）フェミニズムにおける人種主義と（黒人を含む）男性の性差別とを同時に告発したように、デ・ラウレティスが提唱したクィア理論が（異性愛主義的な）フェミニズムにおけるホモフォビアと（ゲイ男性による）ゲイ・リベレーション運動における性差別とに引き裂かれたレズビアンの差異、さらには「レズビアン相互の、レズビアンの中にある、諸々の差異」の理論化を要請するものだった（De Lauretis 1991, p. viii）ことは、忘れられるべきではない。

とはいえ、別の境界、別の差異の指摘が、カテゴリーの細分化——つまり、より繊細ではあっても〈内部〉の同一性はゆるぎなく維持されるような境界設定——をその目的とするわけにはいかないこともまた、明白であった。社会構築主義と脱構築の議論とを経由した1980年代のフェミニズム理論は、そもそもアイデンティティ・カテゴリーの同一性それ自体を批判の俎上にのせはじめていたのだ（Fuss 1989）。『境界を攪乱する』の第一章としておさめられた「『資本主義はもはや異性愛主義を必要としない』のか——『同一性の原理』をめぐるバトラーとフレイザーが言わなかったこと」は、1990年代半ばにジュディス・バトラーとナンシー・フレイザーとの間でかわされた議論（Butler 1997a; Fraser 1995, 1997）の批判的読解を通じて、差異の指摘とカテゴリーの同一性の批判というこのふたつの要請が孕む緊張を論じたものである。「セクシュアリティにおいて周縁化されてきた人々がみずからのセクシュアリティの公的権利と承認を求めて展開しはじめている運動のなかで、戦略化あるいは自明

化されるアイデンティティの政治（アイデンティティ・ポリティックス）に、社会構築主義はどのように接合しうるのだろうか」（竹村2013、p.4）という問いから議論をはじめた竹村は、カテゴリーが何らかの生得的本質をもつのか社会的に構築されているのかではなく、わたしたちの個別の差異がいかに所与のカテゴリーへと同一化されていくのかを、問題にする。個々のカテゴリーが「内面化、身体化、個人化」されて自己同一性を形成していくこと、それによって「歴史的な産物」であるカテゴリーが「本質のように錯覚され」強制力をもった境界線を維持していくこと、しかしだからこそそうして構築されたカテゴリーと個別の経験とのずれがその強制力への抵抗となること。竹村はそれを確認した上で、バトラーやフレイザーの議論においてまさしくそのようなカテゴリーの同一性が呼び戻される瞬間を鋭くとらえ、批判する。異性愛主義的な〈男〉と〈女〉の境界設定にもとづく「性の（再）生産様式」が資本主義体制と互惠関係をむすんできた」と指摘するこの論考は、この境界線をゆるがしカテゴリーの同一性を「脱構築」することこそを、重要な政治的課題としているのである。

カテゴリーの同一性への疑義、その境界線の攪乱という課題の一端は、本書に収録された中ではこの論文と並んでもっとも初期のもの（2001年）である講演録『『翻訳の政治』——誰に会おうのか』にもうかがえる。翻訳における他者性——そして私たちの議論にとって重要なことにその暴力——をテーマとしたこの講演録は、「翻訳のなかで、翻訳として」発生する「他者との邂逅による自己の亀裂」を強調し（竹村2013、p.388）、多数の境界線に引き裂かれた非連続に身を晒しつつそれを生き延びようとすることを、翻訳テキストの「夢」として提示する。そのようなテキストの例としてここでとりあげられるのがグロリア・アンサルデュアの『ボーダーランズ／ラ・フロンティア』であることは、竹村がフェミニズム理論における境界と同一性をめぐる議論を当然に念頭においていることをも裏付ける（Anzaldúa 1987）。けれどもこの講演録に関してそれにも増して注目すべきなのは、この時点で竹村がすでに、もはや同一性の幻想を維持し得ない境界地域の雑種性を「手放しの礼賛にせず」、テキストに頻出する「戦場の比喩」と「暴力」とに対する（ヒロイックな楽観主義とは無縁の）こだわりを示している点である。境界性と雑種性とを生きるアンサルデュアのテキストに描き出される暴力のイメージが「安易な理解や、時間の共有性の幻想を打ち砕く」ことを確認した竹村は、それに続いて、本書を通底する——つまりは2000年代の竹村が取り組み続けた——問いを発する（竹村2013、p.393）。

しかしその暴力は誰が誰に向けているのでしょうか。あるいはその暴力は、日常の生とまったく異質な次元のものでしょうか。

同一性の脱構築あるいは境界の攪乱とかかわる〈暴力〉についてのこの問いは、本書において、緩く段階をふみながら二種類の暴力の考察へと焦点を結んでいるように思われる。すなわち、境界を攪乱する存在がそれ自身へと向ける自己破壊的暴力と、人間がそのようにして「液状化」（竹村2013、p.337）した後、いやむしろまさにそのただ中で、それを通じて、発生する暴力である。

2. 身体破壊と自死的暴力

『境界を攪乱する』がこの二種類の暴力への考察を展開するのは、おもに第三部「バトラー解説」と第四部「生政治と暴力」におさめられた論考においてだが、そのいわば直前におかれた第二部第四章

「修辞的介入と暴力への対峙——〈社会的なもの〉はいかに〈政治的なもの〉になるか」（初出2004年）では、「自己（あるいは自己で非ざる者）の形成過程に埋め込まれる暴力性」が取り上げられる（竹村2013、p. 122）。ここで竹村が注目するのは、〈ペニス＝ファルスをもつ者〉と〈もたない者〉とを公／私の領域にふりあてかつその両者の不安定な境界をめぐる抗争を糊塗する異性愛的な性別の二分化が、自己の内部の矛盾や暴力を外部に設定された他者へと照射することで自己を維持していく、そのシステムである。

内部に生じている矛盾・葛藤は、〈女性的なもの〉と〈男性的なもの〉という二つの形態（「形式」と詐称されている）に割り振られて演じられ、欲望の異性愛化という両者の補完作用によって目くらましされる。そして馴化された内なる暴力は、〈女性的なもの〉を比喩化した外部（階級・人種・民族・宗教……において捏造された他者）へと向けられていく。（竹村2013、p.121）

近代的な自己／他者の境界構築にまつわるこのような暴力的作用を批判的に明らかにし、その機制への攪乱的介入をはかる企て自体は、しかし、まさしく1990年代のフェミニズム／クィア理論において集中的になされたものである。とりわけ、本書の第Ⅲ部が繰り返し論じるジュディス・バトラーを筆頭に、1980年代後半から1990年代のクィアの理論家たち（あるいはフェミニズムの理論家と言っても良い——竹村も示唆するように、この両者は「まったく別物」（竹村2013、p.78）ではないからである——）にとって、この暴力は、同時代の英米におけるAIDSの流行と同性愛嫌悪の高まりに密接な関連をもつ、切迫した問題だった。維持され保護されるべき生と、生としての価値を認められず死へと追いやられる生、ウィルスがその境界を易々と超えて〈内部〉と〈外部〉、〈自己〉と〈他者〉との区分を限りなく不安定にする。そしてだからこそ、境界維持の要請はますます暴力的に強められる。AIDSの流行はその機制を露骨に可視化したのだったし、それに対する攪乱的介入の可能性の探求は文字通り生死を左右しう課題だったのだ。

むしろ竹村の論考で重要なのは、そのような攪乱もまた暴力と不可分だという指摘である。

ある社会構築をべつの社会構築へと作りかえようとする「政治」は、（中略）そのかぎりにおいて、表象領域——すなわち社会／身体領域——に対して暴力的な介入がなされるはずである。（竹村2013、p.119）

これは、第Ⅲ部で展開されるバトラーの批判的読解に忠実に呼応するものと言えるだろう。たとえば第六章「いかにして理論で政治をおこなうか——『触発する言葉』訳者あとがき——」は、アルチュセールの呼びかけを通じた主体形成が一度きりではなく何度も、そして身体レベルで、繰り返されるなかで、その歴史性から「新しい文脈、新しい身体」の契機があらわれる、というバトラーの議論の攪乱的な政治性を評価しつつも、同時にこう指摘する——「身体レベルでの攪乱性は（中略）従来の身体の破壊としても論じられなくてはならない」（竹村2013、p.157）。実際、境界線攪乱にかかわるバトラーの、とりわけ初期の議論は、大きくふたつの流れをもつと言ってよい。パフォーマティビティをめぐる考察（バトラーにとってこれは、先行する言説の強制力を伴う引用と反復とがその引用元をさかのぼって自然化、実体化する作用を指す）と、喪失とメランコリーをめぐる考察（同性愛タブーがひきおこす愛の

対象の喪失がメランコリックで反隠喩的な体内化を通じて〈文字通りに〉性別化された身体をうみだす」とである（Butler [1990] 1999, 1993）。バトラーの初期の議論に関してもっとも良く知られているのは、言説の引用と反復のずれが引き起こすパフォーマティブな攪乱と変容可能性という論点である。しかしそれは、歴史的に沈積され〈実体化〉した身体の、安易な変容を困難にする——もちろんそれは変容が不可能であるということではないのだが——〈物質性〉についての議論と、表裏をなしていたのだ。とはいえ、たとえばトランスセクシュアルの身体に関連してジェイ・プロッサーが、あるいは病理化される身体に関連してエレン・サミュエルズが批判したように、バトラーの〈身体〉がしばしばその〈身体性〉や〈物質性〉をおきざりにするように見えるという指摘もまた、的を外れたものではない（Prosser 1998; Samuels 2011; 清水2013）。言うまでもなく、そのように〈物質性〉として認識される〈身体性〉もまた構築されたものであり変容可能なものであると示すこと、換言すれば身体と性に関する〈物質性〉の境界線それ自体を攪乱することにこそ、初期のバトラーの議論の真価はある。しかしそれは裏返って、沈積を通じて〈実体化〉された歴史をもつ身体が変容や攪乱を暴力として経験する可能性について、彼女の考察を不十分なままにとどめているのではなかろうか。「従来の身体の破壊」に目を留める竹村の指摘は、まさにこの点を突いているのである。

興味深いことに、竹村のこのような視点は、一見それとは逆方向をむいているかに思われる論考、境界線の横断と攪乱——そして脱構築——の重要性を説く論考においても、消え去ることなく維持されている。第九章「デリダの贈与——脱構築／ポリティックス／ポスト性的差異」は、パフォーマティブな脱文脈化をめぐるバトラーによるデリダ批判とデリダを経由したペギー・カムフによるバトラー批判とを照らし合わせながら（Butler 1997; Kamuf 2005）、それを「あらゆる発話行為が有する構造としての脱文脈化が、どのように歴史性を獲得しえるか」（竹村2013、p.203）という問いへと発展させるべきだと主張する。「性的差異の意味づけなおし」の可能性を脱構築的な「散種」に見いだそうとする本章は、意味を書き込み／かき消し続けるような「テキストとしての身体／身体としてのテキスト」に注目することになり、その限りにおいて、脱文脈化それ自体を暴力として経験する「従来の身体の破壊」を論じるものではない。しかし竹村はこの論考の終盤で「死を遠ざけ、生を組織化してきた」近代の機制を脱構築する必要を説いて、やや唐突に次のように述べる。

脱構築の視点から導き出される「死」について——生がみずからにふるう暴力について、その言語的表出について——思考する必要があるのではないだろうか。（竹村2013、p.211）

この「言語的表出」がまさしく「構造としての脱文脈化」の歴史的な表出を含意していることは続く一節で明らかにされる（「脱構築が語る非歴史的な生／死が、バトラーが批判する歴史的な言説暴力となってどのように表出することになったのか」）。「非歴史的な生／死」ではなくその歴史的で具体的な表出としての暴力。そこには、生を統制する境界設定の暴力とともに、歴史的に沈積され〈実体化〉された身体が境界攪乱にあたって経験する暴力もまた、否応なくふくまれるだろう。いや、それどころか、「生に内包される」あるいは「生を生として統御する」暴力ではなく、「生がみずからにふるう」暴力という竹村の表現が示唆するのは、むしろ、みずからを破壊しながら境界攪乱をひきおこす身体が経験する后者の、いわば自死的暴力の方ではなかろうか。

自死的暴力への批判がより明確にあらわれるのは、アンティゴネーをめぐる考察を展開する第十三章

「暴力のその後……——『亡霊』『自爆』『悲嘆』のサイクルを穿て——」である。公／私、男／女、共同体／個人の領域を峻別し統御しようとする〈法〉は、侵犯者への有罪宣告→有罪者の暴力的喪失→喪失対象のメランコリックな喪失→破壊と自死的暴力→有罪宣告というサイクルを駆動させながら、結局のところ、有罪者の悲嘆とそれによって引き起こされる暴力を再包摂し、有罪を宣告しうるものとしての〈法〉自身を遡及的に強化していく。竹村によれば、暴力と再包摂とのこの循環をぬけだすには、喪失をメランコリックに——つまり、暴力的にもたらされた喪失を喪失として認めないままに——解決するのでも、悲嘆を他者に対する有罪宣告へと振り向けるのでもなく、喪失されたものを弔う「追悼」とそれへの応答が必要である。この点において竹村は、共同体に反抗するアンティゴネーを「没落に向かわざるをえない」形象としてとらえたヘーゲルのみならず、自死に至る彼女の抵抗を「新しい社会形態」を可能にする公的メランコリーと呼んで評価したバトラーとも、袂を分かとうとする (Hegel [1931] 1949; Butler 2000)。法にその追悼を禁じられた喪失のもたらすメランコリーが追悼者の文字通りの自死にいたる時、それは公的な追悼の言説が触れられない領域をこじあけるのではなくむしろその領域の内部にとどまることになる、という竹村のバトラー批判は、それ自体説得力がある。しかしここで注目したいのは、竹村がこの時にふと漏らす疑問である (竹村2013、p.310)。

ここでバトラーは、「暴力」「宿命的罪」を、「新しい社会形態」の出現のために、やむを得ず引き受けなければならないものと捉えているようだ。だがその「暴力」「宿命的罪」という言葉に、バトラーはどれほどの現実感を与えているのだろうか。

「現実感」がより厳密に何を指すのか、竹村はそれ以上踏み入ってこの用語について論じようとはせず、この一節はなかば宙に浮いたままに放置されているようにも見える。けれども、本節がここまで追ってきた竹村の議論を思い返せば、そして、アンティゴネーに対する懲罰としての「生きながらの死」と彼女がみずからにもたらす「実際の死」とをバトラーは峻別し損ねているのではないかという竹村の指摘を考えれば、この「現実感」の少なくとも一端が〈実体化〉された身体の破壊とかかわることは明らかである。〈法〉の措定する境界線を攪乱するどころか再包摂されてそれを強化してしまうメランコリックな暴力の連鎖への批判という、いわば本章の中心をなすロジックは、またしても、竹村の論考で展開されないままに繰り返し顔を出し続けるあの問い——境界攪乱を引き起こす身体が経験する破壊的暴力をどう考えるのかという問い——を、その背後に潜ませているのだ。だからこそ、それに続けて出てくる問いは、次のようなものになる。すなわち、〈法〉の維持にかかわる暴力（「戦争・脅迫・一時的協定を繰り返すホモソーシャルな磁場」）と、境界攪乱の暴力（「アンティゴネーが『新しい社会形態』のために呼び起こす暴力」）とのあいだに、「何か違いがあるのだろうか」（竹村2013、p.311）。

3. 液状化した人間

境界攪乱にともなう身体破壊的な暴力への竹村のこのこだわりは、攪乱を包摂しあるいは乗り越えて生き延びるのはいかなる身体なのかという、フェミニズム／クィア理論において2000年代に前景化された重要な問いにつながるものである。第四章で「通常の物語に抗して自己が立ち上がる」ときに出現するベルサーニ的な「自己解体の享楽」の暴力性 (Bersani 1986) ——それは同時に「波状的に外部に向

かつて」暴力を生みだすものでもある——が批判的に論じられているのは、その点で興味深い。ホモフォビックで規範的な男性性への「自殺的に」受動的な——すなわち（ベルサーニによれば）女性的な——同一化を通じたゲイ男性のラディカルな自己攪乱の可能性を説くベルサーニに対して、キャロル＝アン・タイラーは、このような同一化は〈他者〉として設定された存在との「一見したところ同一化であるような形をとった非同一化」に過ぎない、と批判を向ける（Bersani 1987; Tyler 1991）。換言すれば、ここでの「自殺的」な同一化を通じた攪乱はゲイ男性主体を〈文字通り〉死に導くものではないが、その一方で、まさに「自殺的」な存在として同^{アイデンティファイ}定される女性性には攪乱を生き延びる非同一化のチャンスは与えられないのだ（「直腸が墓場であるとき、明らかに、膣はただの行き止まり^{dead end}である」（Tyler 1991, p.40強調引用者））。

誰が攪乱を乗り越えて生き延び、誰がデッド・エンドに突きあたるのか。フェミニズム／クィア理論においてこの問いが政治的重要性を増しながら浮かび上がってくるのは、AIDSのパニックと同性愛嫌悪の高まりを経て英米における性的少数者の権利が多少なりとも拡大しはじめた90年代後半から2000年代のことである。たとえばロバート・マクルーアは、身体が正常／異常、異性愛／同性愛、健常／病や障がいという強固な境界線にもとづいて統御され、後者の身体が前者を常に脅かすものとして暴力的に排除される、という機制それ自体が、90年代後半以降のアメリカ合衆国においては変容しはじめている、と指摘する（McRuer 2006）。そのかわりに前景化されるのは、そのように脅かされ危機を迎えつつもその危機を乗り越えそれを包摂して生き延びるだけの〈柔軟性〉をもつ、寛容で十全な——そして異性愛的で健常な——身体である。逆に、非異性愛的な、あるいは健常ではない身体は、異性愛的で健常な身体の十全性を保証する存在として包摂されるか、あるいは黙って消え去るか、そのどちらかを選択するよう要請されるのだ。ただし、ここでの〈柔軟性〉はあきらかにタイラーの指摘した「同一化の形をとった非同一化」に通じるものであり、それを考えれば、〈柔軟に〉危機を乗り越えて生き延びる身体とそのために利用される身体とを分かち境界線は、必ずしもマクルーアが主張するような異性愛／同性愛の軸に沿うわけですらない。むしろ、とりわけフェミニズム／クィア理論にとって問題になってくるのは、境界攪乱の可能性を開こうとする政治的追求が、実際には攪乱を生き延びることのできる〈柔軟な〉身体以外の——つまりは、攪乱の暴力に晒されて破壊されかねない——身体をあらかじめ排除してきたのではないのか、という点であった（Puar 2009; 井芹2013）。

この文脈において、破壊される身体に対する竹村の注目、2000年代のフェミニズム／クィア理論の試み——デイスアビリティ理論ともたがいに交錯しながら歴史的に〈実体化〉された身体の生存と破壊とをあらためて考え直そうとする試み——と確実に接続されうる契機を内包していたと言える。しかしながら、『境界を攪乱する』におさめられた論考は、それ以上〈実体化〉された身体と直接にかかわる考察を展開することはない。そのかわりに竹村が取り組むのは、境界の攪乱をいわば滋養にして存続するシステムと、それによって産み出されそれを支える「人間主体を液状化させる暴力」（竹村2013, p. 335）という問題である。この点に主眼をおいた論考は主に本書の第Ⅳ部におさめられているのだが、そこで繰り返し強調される竹村の現状認識は、そもそも従来のフェミニズム／クィア理論が〈攪乱〉しようとしていた〈境界〉自体が「液状化」しており、私たちの生が経験する暴力はまさにその「液状化」にかかわっているのではないか、というものだ。

そもそも男性性／女性性や主体／他者の明確な区別を要請していた近代のドメスティック・イデオ

ロギー自体が、資本主義の展開、とくにグローバル資本の隆盛によって、国内的にも、また国境を挟んでも、当初のイデオロギーの必要性を失いつつある。(竹村2013、p.367)

この一節の引用元である2008年初出の第十五章「『戦争の世紀』のフェミニズム」は、このような境界線の液状化がもたらす「別様の暴力のかたち」を、ジョルジョ・アガンベンをひきながら「バイオポリティクスが『致命的マシン』化する時代」と結びつけて論じるのだが、この結びつきをより詳細に述べているのが、それと同年に書かれた第十四章「生と死のポリティクス——暴力と欲望の再配置」である。アガンベンによれば近代民主主義社会は「『死』によって、『他者』として登録される者たち」であるホモ・サケルの殺害と排除の制度化を通じて維持されてきたのであり、従って、それは常にホモ・サケルの殺害につきまといわれている(竹村2013、p. 338; Agamben 1998)。このメカニズムが加速度を増していくなか、〈市民〉を規範的に統制し生産していくフーコー的な生政治は、その裏に貼り付いたデス・ポリティクス——竹村はこの用語を採用しているが、これはアキユ・ムベンベが唱えるネクロ・ポリティクスと同じものを指すと考えられる(Mbembe 2003)——をますます前景化していく。しかしここで「アガンベンの議論には盲点がある」と竹村は指摘する。すなわち、アガンベンはこのようなメカニズムを明らかにし「殺害されるホモ・サケル」を論じるものの、そこでは「自らの手でホモ・サケルを殺害する『市民』の考察」はなされていないのではないかと(竹村2013、p.340)。アブグレイブ収容所での虐待を例にとりながら、竹村は、〈市民〉が〈市民〉としてシステムに従属するなかで——まさにその従属のゆえに——ホモ・サケルの実際の殺害者となり、そのいわば〈市民〉らしからぬ暴力を理由として自らがホモ・サケル化されていく様相を描き出す。〈市民〉とホモ・サケルとの境界が限りなく不安定なものになる——つまり人間主体が「液状化」している——現代社会において、〈市民〉は「市民性の定義を突き破り、自らの暴力によって自らが社会から放逐されるという自死的暴力の淵に」駆り立てられるのである(竹村2013、p.351)。

したがってここでも竹村は、〈市民〉をかたちづくる境界線の攪乱それ自体にそれだけで何らかの抵抗の可能性を見ることに対して、懐疑的である。第十二章「マルチチュード／暴力／ジェンダー」は、その点においてアントニオ・ネグリのマルチチュード論に疑問を投げかける。ネグリによれば、〈社会〉からはじき出された不安定な〈生〉の「内なる非—連続性」が「情動や感情といった(中略)動的な変容性を秘めたエネルギーをバネにして」生権力^{フモン}に対抗する〈共〉を切りひらく(竹村2013、p.283)。しかし、そのような生——人間というカテゴリーが液状化してしまっているような人間——が実際に〈共〉に結びつくのだろうか、まずはそのような人間によって「現実^{フモン}にふるわれる暴力」を考察する必要があるのではないかと(竹村2013、p.285)。竹村のこの批判において、「現実^{フモン}にふるわれる暴力」とはすなわち〈市民／ホモ・サケル〉が駆り立てられる「自死的暴力」である。そして、自死的暴力における身体の破壊についての竹村のこだわり——実際、「現実^{フモン}にふるわれる暴力」という表現は前節で確認した竹村によるバトラー批判(「『暴力という言葉に』 どれほどの現実感を与えているのだろうか」と見事に響き合う——を考えれば、人間主体の「液状化」にかかわる彼女の議論が、〈実体化〉された身体の経験する暴力に関する考察と結びつこうとしていたのは、明らかだろう。残念ながら『境界を攪乱する』においてその両者を明示的につなぐ論考は存在しない。しかし、ふたたびフェミニズム／クィア理論の文脈にもどるならば、著者である竹村の早すぎる死によって展開されることなく断ち切られてしまったこの結びつきにこそ、現代のフェミニズム／クィア理論の理論家としての彼女の真髄がうかがえるので

はないか。現代の〈死の政治学〉、近代的な性別やアイデンティティに基づく統御と包摂／排除ではなくどこまでも拡大する包摂とその内部での恒常的な死のリスク管理、そこにおける主体のいわば「液状化」。それらは言うまでもなくフェミニズム／クィア理論においても取り上げられてきた問題である (Puar 2007, 2009; Berlant 2011)。とりわけ、境界の攪乱と越境とを主張してきたクィアの議論においては、境界の液状化を糧としながら拡大する新自由主義的な資本主義の要請に意図せずして応えてきたのではないかという観点からも (Hennessy 2000; Puar 2011)、このような「液状化」をあらためて捉え直すことは重要な課題の一つとなってきた。たとえば、ディスアビリティ理論、情動理論やポストヒューマニズムとフェミニズム／クィア理論とを交錯させながら資本主義の生／死の政治のもとにおかれた身体を考えようとするジャスビル・プアの試みは、竹村の考察と方向性が重なる部分も大きいと言えるだろう。けれども、主体や身体の——個別の〈人間〉の——境界がすでに成立せずまさしく流動的でしかないことを強調するこれらの議論がいまだ明らかにしていないのは、あるいはむしろ、明確な問いを立てそびれているのは、次の点である。すなわち、流動的であると同時に個別の歴史的な沈積によって〈実体化〉されてもいる身体は、その流動性をどのような「現実の」暴力として経験し、それをどのように「暴力 (パワー)」ではなく「革命的力 (パワー)」へと変容できるのか (竹村2013, p.285)。たしかに『境界を攪乱する』はそれらの問いへの答えを提示してくれるものではない。けれども、それらの問いに至る道筋を示し、私たち読者がそれらの問いを問わざるを得ないところまで私たちを連れていく、私たちはまさしくそこに2010年代のフェミニズム／クィア理論の書籍としての本書の真価を見るべきではなかろうか。

4. おわりに

『境界を攪乱する』所収の論考の中ではもっとも近年のものの一つである第十一章「生政治とパッション (受動生／受苦) ——仮定法で語り継ぐこと」(初出2010年)は、その結語部分で、このような液状化の暴力への「抵抗」の希望を、こう語る。

人間の境界を液状化しながら肥大する生政治への「抵抗」がもしありえるとすれば、それは、存在論化あるいは原理化された形象のなかに見いだされるのではなく、生政治のただなかで、それが生み出す「生」と「死」が重なり合う地点で発せられる「語り (に非ざる語り)」のなかに、かろうじて見いだすことができるのではないだろうか。(竹村2013, p.267)

これだけをとれば、〈実体化〉された「現実」の身体の破壊から言語と語りの可能性へと竹村の議論の焦点が移行したようにも思えるかもしれない。しかし、メルヴィルの『代書人バートルビー』を扱うこの論考が、バートルビーの「仮定法の語り」(「できれば、しないほうがいいのですが」)を巡る議論を注意深くたどりながら、バートルビーが最終的には死に至るというその一点、その「重態性や、問題の火急性」に、それこそ取り憑かれたように繰り返し立ち戻るということを、忘れてはならないだろう。竹村は、バートルビーの死に新しい秩序の創造を見ることにも、あるいはそれを革命的な根本的拒絶として称揚することにも、頑なに同意しない。彼女が唯一(「かろうじて」)希望を見いだすのは、みずからも液状化の暴力にさらされて文字通り「生」と「死」の閥にいる語り手が、もはや正当な〈人

間〉の語りからは滑り落ちつつある語りをバートルビーから引き継いで行く、その試みなのだ。その試みに実際に希望を、そして竹村の問いへの答えを、見いだせるのかどうか、それはまだわからない。けれども、人間を「液状化」する暴力、そして「液状化」した人間がふるう暴力について論じながら、あくまでもそれを抽象化せず（「存在論化あるいは原理化」せず）、「現実にはふるわれ／た」「身体を破壊する／した」暴力として考え続けること。『境界を攪乱する』を読む私たちは、その要請を受け、その地点から、語りはじめなくてはならないのである。

（しみず・あきこ／東京大学大学院総合文化研究科准教授）

参考文献

- 井芹真紀子「フレキシブルな身体——クィア・ネガティビティと強制的な健常的身体性」クィア学会『論叢クィア』Vol.6（2013）：pp. 37-57.
- 清水晶子「喪失にあつて語るということ——セジウィックの「白いめがね」とアイデンティフィケーションをめぐるアンビバレンス」中央大学人文科学研究所編『愛の技法——クィア・リーディングとは何か』中央大学出版部、2013年。
- 竹村和子『境界を攪乱する——性・生・暴力』岩波書店、2013年。
- Agamben, Giorgio. *Homo Sacer: Sovereign Power and Bare life*. Trans. Daniel Heller-Roazen. Stanford: Stanford University Press, 1998.
- Anzaldúa, Gloria. *Borderlands/La Frontera: The New Mestiza*. San Francisco: Aunt Lute, 1987.
- Berlant, Lauren Gail. *Cruel Optimism*. Durham, NC: Duke University Press, 2011.
- Bersani, Leo. *The Freudian Body: Psychoanalysis and Art*. New York: Columbia University Press, 1986.
- . "Is the Rectum a Grave?." *October* 43 (1987) : pp.197-222.
- Butler, Judith. *Gender Trouble: Feminism and the Subversion of Identity*. 1990. New York and London: Routledge, 1999.
- . *Bodies that Matter: On the Discursive Limits of "Sex"*. New York and London: Routledge, 1993.
- . a. "Merely cultural." *Social Text*. 52/53 (1997) : pp.265-277.
- . b. *Excitable Speech: A Politics of the Performative*. New York: Routledge, 1997.
- . *Antigone's Claim: Kinship between Life and Death*. New York: Columbia University Press, 2000.
- Combahee River Collective. "The Combahee River Collective Statement." 1977. In Barbara Smith ed. *Home Girls: A Black Feminist Anthology*. 1983. New Brunswick, New Jersey: Rutgers University Press, 2000.
- De Lauretis, Teresa. "Queer Theory: Lesbian and Gay Sexualities." *differences*. 3.2 (1991) : pp.iii-xviii.
- Fraser, Nancy. "Recognition or Redistribution? A Critical Reading of Iris Young's *Justice and the Politics of Difference*." *Journal of Political Philosophy*. 3.2 (1995) : pp.166-180.
- . "Heterosexism, Misrecognition, and Capitalism: A Response to Judith Butler." *Social Text*. 52/53 (1997) : pp.279-289.
- Fuss, Diana. *Essentially Speaking: Feminism, Nature and Difference*. New York and London: Routledge, 1989.
- Hegel, G.W.F. *The Phenomenology of Mind*. 1931. Trans. J.B. Baillie. New York: Dover Publications, 2003.
- Hennessy, Rosemary. *Profit and Pleasure: Sexual Identities in Late Capitalism*. New York and London: Routledge, 2000.
- Kamuf, Peggy. "The Other Sexual Difference." In *Book of Addresses*. Stanford: Stanford University Press, 2005.
- Mbembé, Achille. "Necropolitics." Trans. Libby Meintjes. *Public Culture*. 15.1 (2003) : pp.11-40.
- McRuer, Robert. *Crip Theory: Cultural Signs of Queerness and Disability*. New York and London: NYU press, 2006.
- Prosser, Jay. *Second Skins: The Body Narratives of Transsexuality*. New York: Columbia University Press, 1998.
- Puar, Jasbir K. *Terrorist Assemblages: Homonationalism in Queer Times*. Durham, NC: Duke University Press, 2007.
- . "Prognosis Time: Towards a Geopolitics of Affect, Debility and Capacity." *Women & Performance: A Journal of Feminist Theory* 19.2 (2009) : pp.161-172.
- . "Coda: The Cost of Getting Better Suicide, Sensation, Switchpoints." *GLQ: A Journal of Lesbian and Gay Studies* 18.1

(2012) : pp. 149-158.

Samuels, Ellen Jean. "Critical Divides: Judith Butler's Body Theory and the Question of Disability." *NWSA Journal* 14.3 (2002) : pp. 58-76.

Tyler, Carole-Anne. "Boys Will be Girls: The Politics of Gay Drag." In Diana Fuss ed. *Inside/out: Lesbian Theories, Gay Theories*. London and New York: Routledge, 1991.

〈特集研究ノート〉

「正しいセクシュアリティ」論からみるカムアウトされた母親の経験

三部 倫子

はじめに¹

^{ヘテロノーマティヴ}異性愛規範²社会に生きるレズビアン・ゲイ・バイセクシュアル（以下「LGB」）は、自ら生まれ育った異性愛の定位家族のなかで苦悩し、そこからのオルタナティヴとして新たな家族——「選び取る家族」（Weston 1997）——を形成するとみなされてきた。LGBの視座にたつ研究は、「同性愛者は異性愛規範に基づく家族から疎外されている」（風間 2003、p. 34）とし、定位家族を時に抑圧的に記述する。では、LGBを育てた母親は異性愛者であるがゆえに、LGBに対する「抑圧者」だといえるのか。結論づける前に立ち止まって考えたいのは、母親をとりまく社会、すなわち「女性」が置かれる性差別的構造の存在である。

本稿は、社会学の観点から家族集団のジェンダー規範を問い直す研究と、家族研究の分野で自明とされてきた異性愛規範を問い直す「正しいセクシュアリティ」論（竹村 2002）を整理し、後者の枠組みからカムアウトされた母親が抱く苦悩の分析を試みるものである。

1 近代家族論とフェミニズムからの家族の問い直し

家族研究の分野では、近代家族論やフェミニズムの論者が家族という集団の女性への抑圧性に焦点を合わせていた。

日本で高度経済成長期に定着したとされる（上野 1990、pp. 195-196、山田 1994、p. 112）近代家族は、落合恵美子によれば「(1) 家内領域と公共領域の分離、(2) 家族成員相互の強い情緒的関係、(3) 子ども中心主義 (4) 男は公共領域・女は家内領域という性別分業、(5) 家族の集団性の強化、(6) 社交の衰退、(7) 非親族の排除、(8) 核家族」により特徴づけられる（落合 1989、p. 18）。マルクス主義フェミニズムは、労働者（夫）を休ませ、次世代の労働力（子ども）を育てる女性の家事労働が、労働力を必要とする市場にとって必須であるにもかかわらず、それを「愛」の名のもとに無報酬で行われる「不払い労働 unpaid labor」（上野 1990、pp. 7-39）とされることに警笛を鳴らした。今日、核家族世帯は減少し続け、共働き世帯が増加するなかで、実体としての近代家族は多数派とはいえない。それにもかかわらず、「婚外子」に対する忌避感、性別役割分業を前提とした働き方が残る日本社会において、近代家族は家族らしい家族として理想化される「イデオロギーとしての家族」（島 2012）として生き続けている。

以上の研究は、近代家族が所与とするジェンダー規範を明らかにしている。しかしながら、それが異性愛規範に基づく家族制度であることには切りこんでいない。風間孝は、同性婚が反対されるのは、同性カップルが子どもだけでなく、「父」「母」に伴う「適切」な性別役割分業を再生産できないからだとして述べる。つまり近代家族は、「ジェンダー役割および規範的異性愛を組み込んできた」（風間 2003、

p. 41)。異性愛規範の考慮なしには、LGBが家族をめぐって経験する葛藤や苦悩は分析できないといえよう。

2 「正しいセクシュアリティ」からの近代家族論の問い直し

風間（2003）は、近代家族の異性愛規範から疎外されるLGBの立場を描くことに成功している。しかし、異性愛規範を前提とする家族内で、我が子からカムアウトされる母親の立場は触れられていない。彼女たちが組込まれる母親というジェンダー規範、再生産を女性に課す異性愛規範の双方を捉えるために、竹村和子の「正しいセクシュアリティ」（竹村 2002）を取り上げたい。

竹村は、「同性愛をそれ〔引用者注：異性愛〕と対立させることは、同性愛に対する抑圧構造をかえって見えなくさせる」（竹村 2002、p. 37）という問題意識から出発する。彼女のいう「抑圧構造」とは、「男女の性差別（セクシズム）」が、分ちがたく結びついた「〔ヘテロ〕セクシズム」であり、これが『『正しいセクシュアリティ』の規範』（ibid. p. 37）を生み出すと述べる。「正しいセクシュアリティ」とは、男女の「終身的な単婚を前提として、社会でヘゲモニーを得ている階級を再生産する家庭内のセクシュアリティ」（ibid. pp. 37-38）を指す。つまり、「正しいセクシュアリティ」を軸にセクシュアリティが序列化、階層化される構造が社会の問題であると論じている。

ここで注目すべきは、男女で異なる性の二重基準、すなわち、男性は家庭外において生殖から解放された性行為から快楽をえることが可能である一方、女性は「性器＝生殖中心のセクシュアリティの拘束」（ibid. p. 38）から家庭の内外で自由になれないと看破するジェンダーの視点である。セクシュアリティは「普遍的な分類法のなかで、セックスやジェンダーと並列的にならぶ独立した一項目ではなく、片方に生殖＝次世代再生産という目標をもち、もう片方に家庭を基盤とする男女の非対称性を戴く相互連関的なカテゴリー」（ibid. p.41）なのである。「正しいセクシュアリティ」の規範は、「合法的な異性愛を特権化し、婚外子の査閲や、離婚・再婚の制限」（ibid. p. 39）をもたらし、異性愛の中にヒエラルキーを作り出す。換言すれば、竹村は男女の異性愛ではなく、男女が婚姻を通して生涯結びつき、婚姻内の自然生殖で子どもが再生産されるべきであるとする、性差別的な「正しいセクシュアリティ」こそを問題視しているのである。

3 「正しいセクシュアリティ」論から検討する異性愛者の母親の経験

性差別的な基盤の上に成り立つ、近代のセクシュアリティ規範を問題化する竹村の視座を引き継ぎ、LGBの子がいる母親へのインタビューデータ（調査期間2007年3月～2009年8月）からいくつかの事例を分析したい。この調査は、日本国内で筆者が実施したもので、子どもからカムアウトされた親を支援する目的で作られたセルフヘルプグループ（SHG）と、そこには参加していない親から協力を得ている。SHGに参加している親は大文字、していない親は小文字、インタビュアーは「*」表記とした。分析の軸とするのは、1）男女で異なる性の基準、2）「正しいセクシュアリティ」が生み出すヒエラルキーである。具体的にはまず、ジェンダーの面からカミングアウトされた母親と父親の語りを、同性愛の「原因」を軸に対比的に示す。次に、カミングアウトされる以前の立ち位置の違いが、母親たちの語りに影響を及ぼすことを明らかにする。

(1) 同性愛の「原因」とされる母親——父親との比較

父親と母親で大きく異なるのは、自らを子どもの同性愛の「原因」として帰属させるかどうかであった。妊娠中、遺伝子等の「生得説」、成育環境や養育方法などの「環境説」が語られていたが、双方ともに原因とみなされているのは母親である。

A：やっぱりしばらくは、もう寝ても覚めても「何が悪かったん？私の妊娠中のなんか、悪いことがあったのかな」「何かが起こったから、こういうことになったのかな」っていうの、ものすごいね、生理的な面でも考えましたねーうん。〔息子がゲイ、母親70代〕

父親が原因説に言及する際も、やはり原因としてほのめかされるのは母親である。

b：〔胎児のときに浴びるホルモン〕シャワーが狂っちゃうと体と心が食い違ってくるっていうね、それは要するにホルモンのシャワーの影響だみたいな説があって、それを読んで「なるほど」と思ったことがあるんですけど、「ああ、なるほど微妙なもんなんだな」って。だけど、そういうものとはうちの娘は違うんだらうと。〔娘がバイセクシュアル、父親60代〕

母親に原因を追及する言説を背景に、家庭で子どもの養育責任を課される母親が、カムアウトされた際に父親よりも自責の念に悩まされやすいことがうかがえる。

(2) 「主婦」か「シングルマザー」か——「正しいセクシュアリティ」からの距離

さらに、母親内の語りの違いに着目したい。研究に協力した母親たちを、子育てのために一度は仕事を辞めて家庭に入っていた「主婦タイプ」と、夫はおらず仕事をしながら子どもを育てたり、自分の定位家族がシングルマザー世帯だった「シングルマザータイプ」とにわけてみる³。主婦タイプは自らを「原因」として責め、子どもが異性愛ではないことを受け入れがたく悩んだと振り返るが、シングルマザータイプはそうではない⁴。具体的にみていこう。

後にカムアウトする息子と、第二子を妊娠した際に数日間離れたことが、息子が同性愛になった原因だと「確信した」という主婦タイプのCさんはこう述べている。

C：そしたら、「私になんかすれば取り返せるかもしれない」って思ったのね。で、あたしの気持ちを〇〇〔息子の名前〕が、「ママ」って言ってね、〔寄って〕来ても、きっと自分でも、〇〇自身も、もうわかってないその、もう〔心の〕奥の奥の部分に、そういう私に対する思いがあって、そこがいけないんだらうと思ったわけ。だから、自分でもね、「ママ好きだよ」って、「ほんと好きだ」と思ってるんだけど、ほんとには憎しみがほんとにあるんじゃないとかね。（中略）知らないところで、ね、それがあって、それが〇〇にもわかんないうちに、それ出てきて、そのために女性が嫌いになったんだって、それが一番確信できちゃったの、自分ではね。で、それから、すごいそれで悩んじゃった。それで「なんとかできないか、なんとかできないか」とかね、思ったんだけど、なんとかできなかった〔笑〕。

*：〔笑〕最初はじゃその、同性愛っていわれたときとか、そういうイメージは、その、男の人、女

の人が嫌いでも男の人を好きになるんだってというような感じの理解で理解してたってこと？

C：そそ、そういう感じ、そう理解してた。そう、自分の、それが一番のね、最終的な理解だったのね。だから〔息子が〕私を好きになれば、女の人を好きになるんじゃないかって。って思ったから、そう。〔息子がゲイ、母親50代〕

原因を特定したと実感した母親を待ち構えるのは、母親失格の烙印であった。「タイムマシーンがあったら、そこに戻りたいと思って、どうしても〔息子を〕抱きしめたかった」と、Cさんは強い自責の念に苦しんだ。母親原因説を引き受ける母親は、こうして一人で悩みを深めることになってしまう。

異性愛が「普通」だと考えていた主婦タイプのDさん〔娘がレズビアン、母親60代〕は、『『ともかくこれは人には言ってはいけない』』と。だから『家族にも言えない』』と、カミングアウトされたことさえ数年間口に出さずに過ごしていたと言う。一方、シングルマザーとして息子を育てたEさんは、自分が離婚していたからこそカミングアウト後、楽だったと語っている。

E：家族の形態自体が、もう、イレギュラーよね、普通じゃないよね。〔元夫ではない男性の〕パートナーの人と〔事実婚〕、ねえ？一緒のところでいるんだから、ほんまに〔笑〕今のフランスの女の人みたいに、一回離婚して、次のパートナーと一緒にやってるみたいなね、そういう感じ、もう、うん。だから逆にそれは楽やった。家っていう、しがらみがなかったからね。〔息子がゲイ、母親50代〕

家庭内暴力をふるう父親がいたfさんは〔娘がバイセクシュアル、母親40代〕、「自分の生い立ちがそんな、世間体を気にしてたら大変なことになるような部分があったんで、世間体はほとんど気にせず」、娘がバイセクシュアルであることには悩まなかったと話している。

カミングアウトされた時、「子どもの方が、心配して、私は別に」と感じたgさんは、ショックを受けない理由に、離婚後の忙しさとそれ故の子どもとの距離を挙げた。

g：多分、普通の知った親とは私は多分感覚が違う。あの子〔レズビアンの娘〕にも言ってあるけど。普通の親は多分、とんでもないショックを受けると思う。でも私はね、あの子が三つのときに離婚しちゃったから、そのまんま、ずっと忙しく育って行って、全然〔子どもを〕見てないから、嫉もろくにしていし、あの子は休みになったら○●〔gさんの故郷〕行っちゃったりして、だから、うーん、普通の親よりは離れて暮らしてるから、あまりその、子どもってばかり集中していないから、そんなにねショックとかもないし、「まあそんなもんなんだな」とかね。〔娘がレズビアン、母親50代〕

これらの結果を、「正しいセクシュアリティ」に当てはめて考えてみよう。子育ての担い手として期待される母親が、異性愛の子を再生産できなかったため、自責の念に悩まされると捉えることができる。加えて、主婦タイプの方が子どもの非異性愛の受け入れがたさを語るのは、当初は「正しいセクシュアリティ」のヒエラルキーでは上位——性別役割分業に基づき、婚姻内で次世代再生産に専念している場所——にいた彼女たちが、子どものカミングアウトを契機に、遠く離れた場へと位置づけられた

ことを意識したからではないだろうか。夫がいない、離婚した家庭で育ったシングルマザータイプの女性たちは、元々、「正しいセクシュアリティ」の下位に位置していたため、子どもが非異性愛であることに、それほど抵抗感を示さなかったと考えられる。

おわりに

男女で異なる性規範によって、母親が子を異性愛者に育て上げられなかった自己を責め、同時に「正しいセクシュアリティ」からの距離の違いが、母親がカミングアウトの受け止め方に差を生じさせていた。性別役割分業に親和的な家庭生活を送ってきた主婦タイプのほうが、同性愛嫌悪をより強く内面化していたように、「正しいセクシュアリティ」と同性愛嫌悪は不可分である。

本稿を通して、「異性愛ではない子」を、妊娠し、出産し、育ててしまったという、母親の強い責任意識を析出した。彼女たちが背負う苦悩は、近代家族の基盤である異性愛規範に抵触した際の社会からのサンクションでもある。しかし、近代家族の規範を相対化できるようになった親たちは、それから離れた思考方法を身につけるようになる。彼女たちのその後の実践については、別の機会に論じたい⁵。

(さんべ・みちこ／お茶の水女子大学大学院リサーチフェロー)

注

- 1 本研究の一部は文部科学省研究費（日本学術振興会特別研究員）、お茶の水女子大学GCOE「格差センシティブな人間発達科学の創成」公募研究・協働研究によるものを含む。
- 2 ヘテロノーマティヴィティとは、「性愛／異性愛の二元論によって異性愛から同性愛が分離され、互いに対立的な位置に配置されているが、それは両者が対等な関係に置かれるのではなく、むしろ異性愛という規範を生成するために同性愛を構成的外部として位置づける」ことに注目した概念である（河口 2003、p. 53）。
- 3 ちなみに父親の協力者は、全て妻のいる異性愛男性である。
- 4 シングルマザーでも、「原因」として自己を責めたり、主婦タイプとそれほど変わらない葛藤を抱えたりするケースも考えられる。本稿は、ショックをうけなかった理由、カミングアウトを乗り越えた理由の正当化言説として、シングルマザーの語りに注目している。
- 5 社会学の学的課題として、カムアウトされた母親が他者との関係のなかでどのように変化したのかも問わねばならない。本稿は、カムアウトされた当初の反応を振り返る語りのみを分析した。彼女たちのその後の対処戦略については、三部（2012、2014近刊）を参照されたい。

文献

河口和也『クィア・スタディーズ』岩波書店、2003年。

風間孝「同性婚のポリティクス」『家族社会学研究』第14巻第2号（2003）：pp. 32-42.

落合恵美子『近代家族とフェミニズム』勁草書房、1989年。

三部倫子『レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル「家族」の質的研究——可視性をめぐるジレンマと親子の相互行為』お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科発達社会科学専攻平成23年度博士学位論文、2012年。

———.『カムアウトする親子——同性愛と家族の社会学』（仮）、2014年（予定）。

島直子「家族規範と結婚の変容」松信ひろみ編著『近代家族のゆらぎと新しい家族のかたち』八千代出版、2012年。

竹村和子『愛について』岩波書店、2002年。

上野千鶴子『家父長制と資本制——マルクス主義フェミニズムの地平』岩波書店、1990年。

山田昌弘『近代家族のゆくえ——家族と愛情のパラドックス』新曜社、1994年。

Weston, Kath. *Families We Choose: Lesbians, Gays, Kinship [Revised Edition]*. New York: Columbia University Press, 1997 [1991].

〈特集研究ノート〉

竹村和子先生とフェミニズム

山口 菜穂子

1. 「私はナチュラル・ボーン・フェミニストです」

筆者が竹村ゼミに参加したのは2001年のことであるが、ほどなくして驚かされたのは、竹村先生が「私は自分のことをジェンダー研究者ではなくフェミニズム研究者だと思っている」と繰り返していたことだった。というのも、第二波フェミニズムの熱気を直接には知らず、また「男女平等」という目標が先人たちの努力によって公的領域に浸透しつつあった頃に成長期をおくった団塊ジュニア世代である私は、1999年に男女雇用機会均等法が改正され、また同年に男女共同参画社会基本法が施行されたこともあり、「フェミニズムはもう終わり。これからはジェンダー・セクシュアリティ研究を竹村ゼミで勉強するのだ」と素朴に考えていたからである。ちょうどこれらの法改正が行われるのと並行して、90年代は学術的にもまるでフェミニズムは時代遅れと言わんばかりに「クィア・スタディーズ」と「ポストコロニアリズム理論」が日本の人文・社会学系の間で興隆を極めていた。イヴ・K・セジウィックを題材に文学作品のクィア読解で卒業論文を書き、イギリスの帝国主義とジェンダーについて修士論文を書いた私からすれば、フェミニズムの重要性をあらためて強調する竹村先生が意外に思えたのだ。

竹村先生が自らを「フェミニスト」だと規定することにこだわっていた理由について考えてみる。「ジェンダー研究」という言葉に対して、否定的な評価を下していたわけではけっしてなかったものの、どうもそこに「価値中立的な響き」を聞き取っており（竹村 2003、p. 2）、現実の性差別撤廃に取り組んでいる「運動」としてのフェミニズムとアカデミアでの研究との回路が切断されるかもしれないことに、先生は懸念を抱いていたように思われる。先生自身「現実には、権力関係がそこに存在しているから、問題」なのだと書いているように（竹村 2003、p. 2）、表面上、男女の平等が達成されつつあるように見えるだけで、従来の男女差別とは別の権力関係が発生し始めている点をことあるごとに強調していた。とはいえ、旧来のフェミニズムのように、「女」であることを所与のものとして教条的に主張することはなかった。むしろ、竹村先生が目指していたのは、「女」というカテゴリーの徹底的な脱構築であり、「女の解放」を目指しつつも、同時に「『女の解放』という姿勢自体を問題化していく」ことだったのである（竹村 2000、p. vii）。

2. 「誰も助けてくれるひとはいません。あなたはひとりなのです」

カテゴリーとしての「女」を脱構築しつつ、フェミニズムを所与の「女」以外のものにも開いていくために、竹村先生が批判の対象として焦点化したのは「異性愛主義」であった。資本主義と分かちがたく結びついた異性愛主義が、「女」を還元不可能なものとして社会的に構築するプロセスの、言語的・経済的・物質的な規制を詳らかにしていったのである。その際、言語的／想像的観点からそのプロセスを文学批評や映画批評において分析するために、ジェンダー研究、セクシュアリティ研究、クィア批評

のみならず、精神分析、マルクス主義批評、ポストコロニアリズム理論を駆使しながらフェミニズム批評そのものの射程を拡げていくことになった。しかしながら、こうした批評を行うときの竹村先生の手つきは、たとえば「文学研究」というディシプリンを盤石にするためのものではなく——すなわち「フェミニズム」それ自体を脱構築していくのと同様に——動員する批評理論のディシプリンもまた脱構築していくようなものであった。いわば、帝国主義的な、普遍を掲げて異質な他者をも帝国の言説へと取り込み基盤を強化していくようなやり方とは正反対に、文学研究や批評理論のディシプリンそれぞれが危機にさらされるような軌道へと次々と乗せていくやり方だった。そこで目指されていたのは、「文学性」のなかに、名づけられることのない欲望を見出し、未だ到来することのない関係性を構想し、言語の象徴秩序内では生存不可能なものが生き延びることを可能にしようとする、すなわち、共約不可能なものを立ち上げようとする、ことだった。

竹村先生はこうした共約不可能なものを顕現させるために、多文化主義的な複数の集团的アイデンティティを個々に対立させ対話させる方法とはらず、むしろそれらが内部で重なり合い、ときに反目しあう「わたし」の抱えた亀裂に可能性を見ようとしていた。そして、そのような（内なる他者を伴った）『わたし』を構成する要素のあいだの無限のアゴーン（葛藤）」として「同一性と他者性の境界や重なりをたえず査定しなおす無限運動」を批評の倫理だと竹村先生は捉えていた（竹村 2013, pp. 27-8）。「女」である「わたしたち」は安易に共約可能だとはけっして考えていなかったし、それが竹村先生の批評の強度の源泉だったのである。

したがって、この節の冒頭にある「誰も助けてくれるひとはいません。あなたはひとりなのです」と筆者に言ったその言葉の意味は、単に一人前の研究者になるための指導上の叱咤激励を超えて、安易に共約可能な価値判断に頼ることなく、内なる他者にまずは敏感であれという倫理的教訓であったと解釈できる。第二波フェミニズムが収束したのち、リベラルフェミニズムが個人主義を極度に推し進めていった結果、「自己実現」や「ライフスタイルの選択」等の、グローバル化における消費主義的な主体的地位の占有が「女」の主体形成の目標になってしまった現在のポストフェミニズム的状况（McRobbie 2009, p. 1）において、「わたし」だけではない「わたしたち」のフェミニズムとして、どのようなものが想像できるのだろうか。と筆者は戸惑い続けていたし、現在もそうである。今になってようやく理解できるのは、竹村先生が筆者に対して、早急に集团的アイデンティティを措定する前に、あくまでも孤独に共約不可能な他者性について思考するよう要求することによって、共約不可能性をともなった「わたしたち」を想像するための隘路を示してくれていたのだということなのである。

3. 「女の連帯を創り出したいのです」

個別の議論において、「女たち」というものを言挙げすることが減多になかった竹村先生は、その一方で、「女の連帯」の夢について常々語ってもいた。2003年に出版した『“ポスト”フェミニズム』では多くの論者が多様な観点から参加・寄稿し、フェミニズム理論と政治との関連を強調するかのよう、当時の最先端の批評理論を結集しただけでなく、行政や現実の制度運用まで取り上げた。様々な異なる専門分野の研究者と多様な角度からフェミニズムについて語り合う竹村先生の、知的好奇心に満ちた興奮している姿に涙を禁じ得ないが、フェミニズムに関心のあるものたちの共同作業——すなわち連帯——で出来上がったこの本が提出している論点や問題点は、未だ解決の筋道の立たない、困難で重要なものば

かりである。

「女の連帯」を何よりも体現していたのは、2003年から2008年まで5年間に渡ってお茶の水女子大学21世紀COEプログラム「ジェンダー研究のフロンティア」における活躍であろう。リーダーを務めた「理論構築と文化表象」のプロジェクトにおいて、数えきれないほどの多くの研究者に協力を仰ぎ、ディシプリンに囚われない多様な専門分野との学際的で国際的な共同研究を行った。プロジェクトのリサーチ・アシスタントだった筆者は、研究会やシンポジウムのあまりの多さと豊かさ（と忙しさ）に、当時はどれだけ重要なことが起きているのかまったく理解できていなかった。竹村先生の労力の消耗は筆者の忙しさとは比べようもない途方もないものであったが、今では、それがグローバル化による社会の変容によって「女」のカテゴリー生成がまったく異なった様相を見せ始め、資本が「個人」をむき出しにし、そのすべてを財に変え活用しようとする状況のもと、社会規範や制度や権利が骨抜きにされつつあるなかで、従来の近代福祉国家批判および資本主義批判だけでは到底カバーできない事態に正面から取り組むためのものであったことが理解できる。そしてこの共同研究のプロジェクトこそが、竹村先生が希求した「女の連帯」——生物学的に言うところの「女」ではなく、「女」の問題に取り組もうとするものはみなパフォーマティブに「フェミニスト」であるという意味での連帯——だったと言えるのだろう。

4. 竹村先生が残した仕事

「彼女〔アーレント〕の主張は、もしも人間が共に行動しうらなら——これこそ、革命について彼女が理論化したことですが——、『わたしたち』として共に行動することしかないということです。実際のところ効力のあるエイジェンシーがあるとすれば、それは『わたしたち』というエイジェンシーしかありえません。」（バトラー 2008、p. 40）

竹村先生が異性愛主義の綻びを文学作品に見出すとき、それが未来への希望という形で、とりわけ未だ到来しない「親密権」の在り様を提示するとき、そこには孤独ではなくて、ひととひととの関係性、すなわち「わたしたち」がある。たとえば、ナサニエル・ホーソーンの『緋文字』読解においては、クィア・ファミリーという「婚姻制度と実子偏重の親族関係によって構造化されるのではない新しい親密権が現実化される『もっと明るい時代』」（竹村 2012、p. 70）に希望を見出しているし、ヴァージニア・ウルフの『ミセス・ダロウェイ』とロビン・リビンコットの『ミスター・ダロウェイ』の分析においては「異性愛／同性愛とか、家族制度の内／外とか、偽り／本物という既存の境界を横断する関係へと——いまだに名づけえないセクシュアリティへ、いまだにその形式が定かではない新しい家族関係へと——一歩踏み出していることを暗示している」（竹村 2012、p. 136）と、クィアな欲望の様相とその関係性について思考を巡らせている。ただし、注意しなければならないのは、これらの「新しい親密権」や「新しい家族関係」は、文学的想像力のなかでは生きることが可能でも、現在の社会制度下では存在し得ないものであるということだ。そして、制度への参入を求めるセクシュアル・マイノリティによる運動によっても、残念ながらこれらを存在可能にすることは難しい。あまりにもクィアとしか呼びようのないものなので、「わたしたち」を想定することが困難であるからだ。

かように、竹村先生はマイノリティのアイデンティティ・ポリティクスによる制度への参入には批判

的ではあったものの、フランスで施行された「パックス（PACS＝連帯の民事契約）」に留保付きではあるが、賛同を表明している。「パックスが与えている希望は、異性愛者／非異性愛者という、資本主義の（再）生産様式によって社会構築されたアイデンティティが、『同一性の原理』という本質主義的な手のなかに再回収されずに、ラディカルに変容する可能性を提示していることである」（竹村 2013、p. 35）。パックスは、性的指向にかかわらず「共に生きる者たち」に法的権利を与えるという点において、異性愛主義を空洞化させる可能性を持つ政策であり、たとえそれがフランス国内でのみ適用されているとはいえ、現実にはそうした制度が存在していることが竹村先生にとっては希望であったことは間違いない。

最後に、今後竹村先生の研究の遺産を発展させていくために、別のある道筋を——異性愛主義に再回収されることなく「わたしたち」を想定することを可能にさせるもの——を紹介しようと思う。岡野八代氏が著書『フェミニズムの政治学——ケアの倫理をグローバル社会へ』において構想する、「フェミニズムに潜在する新しい共同性」である（岡野 2012、p. 2）。彼女は「自立した個人」を想定するリベラリズムの基礎となっている公私二元論において、依存関係にある存在が忘却・隠蔽されている点を指摘し、人間が傷つきやすく依存する存在であるという事実を社会関係の中心に据えることを提案する。岡野氏が提示するこの「わたしたち」の関係性——傷つきやすいものへの責任を社会で分有するケアの倫理——は、主に性別役割分業に支えられてきたがゆえに異性愛主義の（再）生産様式である、リベラルな社会制度を根底から作り変えようとする試みである。とはいえ、近年の女性の労働市場への進出（いわゆる共働き）の増加によって、ケア労働がますます外部化され、性別役割分業はもはや消えかけていると考えるひともしいるかもしれない。

そうした疑念に対して女の労働の観点から三浦玲一氏は異議を唱えている。岡野氏の問題意識と共鳴する三浦氏の議論によれば、新自由主義とその市場原理主義の趨勢によって、フレキシブルな労働力として「女性の労働者」が特権化される一方で、家事労働、出産、育児等のケア労働はなくなったのではなく不可視化されつつあり、その結果、女は「労働」を介して分断された状況に置かれている。彼は、こうした女の分断を引き起こしている「労働」を再定義し直すためにも、社会運動としての「階級をこえた女の連帯を構想する」必要性を提唱する（三浦 2013、p. 76）。それは必然的に、ケア労働に従事し、搾取されている外国人の女性労働者の存在も議論に含まれるものであり（岡野 2012、p. 187）、国内のみならずいまやグローバルに階層が形成されている女の連帯を志向するものとなる。したがって、竹村先生が残した、フェミニズムが「国家と隠微に連携しているグローバル資本とどう邂逅していくか、それに再占有されることのない理論を現実から乖離しないでどう発信していくか」（竹村 2012、p. 282）という問いを今後発展させていくための可能性のひとつが、女性の「労働」を捉え直し、フェミニズムの「新しい共同性」の中に組み込みつつ展開していくことにあるように思われる。再びフェミニズムを「わたしたち」のものにするための試みは、まだ始まったばかりである。

（やまぐち・なほこ／明治大学兼任講師）

引用文献

岡野八代『フェミニズムの政治学——ケアの倫理をグローバル社会へ』みすず書房、2012年。

ジュディス・バトラー、ガヤトリ・スピヴァク『国家を歌うのは誰か？——グローバル・ステイトにおける言語・政治・帰属』

- 竹村和子訳、岩波書店、2008年。
- 竹村和子『フェミニズム』岩波書店、2000年。
- .「なぜ“ポスト”フェミニズムなのか？」竹村和子編『“ポスト”フェミニズム』作品社、2003年。
- .『文学力の挑戦——ファミリー・欲望・テロリズム』研究社、2012年。
- .『境界を攪乱する——性・生・暴力』岩波書店、2013年。
- 三浦玲一「ポストフェミニズムと第三波フェミニズムの可能性——『プリキユア』、『タイタニック』、AKB48」三浦玲一・早坂静編『ジェンダーと「自由」』彩流社、2013年。
- McRobbie, Angela. *The Aftermath of Feminism: Gender, Culture and Social Change*. LA: Sage, 2009.

〈投稿論文〉

日韓生命保険業における労働のジェンダー化

金井 郁・申 琪榮

Life insurance industry has traditionally been a major employer of middle-aged women in Japan and South Korea. Unlike the American and European life insurance companies where male agents are the staple of sales personnel, women comprise a vast majority of the labor force in Japanese and South Korean companies. However, women and men are expected to do different works and their works are valued differently. Women are hired as sales personnel whose work conditions and payment are strictly subject to individual performance, whereas men are employed as fulltime regular workers such as white collar office workers or managers of women sales personnel. Those male workers' employment is fully protected regardless of their short-term performances. This article argues that while women's work as sales agents is indispensable for the sales strategy of the companies, their labor is undervalued as low skilled and easy to lay off, partly because of the gendered work assumptions in which women are believed to be naturally cut out for selling life policies and caring clients, and their work to be subsidiary to that of men.

キーワード：生命保険、ジェンダー、営業、女性労働、中高年女性、特殊雇用関係

1. はじめに

日本と韓国の生命保険業界は、グローバルな慣行に照らしてみると、独特な雇用慣行と商品販売戦略を用いてきた。一般的に欧米の生命保険業は、他の金融業と同様に専門職の男女営業職員による商品販売か、代理店を通じた営業を行っている。欧米諸国においても、保険の営業職はジェンダー偏差不いとは言えないが、むしろ男性中心であり、顧客層も男性を中心としているといわれている。例えばアメリカでは、保険販売エージェントと言えは専属、独立にかかわらず、伝統的に男性の仕事と認識されてきた¹。このように、米国において保険を販売するエージェントが男性を中心としている最大の理由は、主たる市場が白人男性であることに求められるとされている（山下 2005）。

一方、日本や韓国の生命保険業界は、中高年女性を営業展開の主力にした販売戦略とリクルート戦略を取っている。しかし、近年急速に進んでいる生命保険業界をはじめとした金融の規制緩和やグローバル化の影響によって、社会経済環境の変容が加速し、日韓に独特な雇用慣行や商品販売戦略に影響を与えている。

このような状況の中で日韓生命保険業界の女性労働を検討することは、日韓の労働市場における女性をめぐる様々な問題の特徴を浮き彫りにする。3節で詳しく見るように、日本の生命保険業における「営業職員」という働き方は、中高年女性にとって「正社員」として再就職できる数少ない就職先である。金井（2008）では、個票を用いた統計分析から、パートから正社員に転職した者（「パート→正社員」）の正社員となった先の業種・職種を検討したが、「金融・保険」業「営業・販売」職が大幅に高いことを明らかにした。さらに、職種を小分類でみると「パート→正社員」の「営業・販売従業職」の割合を高めているのは、保険営業職であった。このように、日本の生命保険業の営業職は中高年女性にとっていわゆる「正社員」の再就職先として大きな役割を担ってきた。

一方で、日本の生命保険会社の「営業職員」は、正社員といってもその人事管理の仕組みは日本の一般的な雇用慣行から考えると非常に特異であった。内勤職員は、各社で多少扱いが異なるもののいわゆる新卒採用で生命保険会社の正社員として採用され、基本的に終身的に固定給が支払われる。営業職員については、年金・健康保険・雇用保険・労災の4つの社会保険加入ができるが、一定の保障給があるとはいえ出来高給の賃金制度が主流であり、税制上は個人事業主扱いとなっている。

同様に韓国においても中高年女性が生命保険営業の主力である。その数が90年代の後半に急激に減ったとはいえ、最近まで生命保険商品の主たる販売チャンネルである。しかし、韓国の生命保険の営業職は日本の営業職員に類似する仕事及要求されているものの、「正社員」の名称はもとより「労働者」として認められていない。保険の販売に従事する者は「保険設計士」、「ファイナンシャル・プランナー（FP）」、「募集人」等と呼ばれ、労働法及び税制上の個人事業主の扱いになっている。そのため、日本と同様に一つの会社に専属して営業するのが一般的であるが、一般的な正社員が会社を通して加入する4つの社会保険には加入できない。

本稿では、日本と韓国の生命保険市場における90年代以降の変容も踏まえながら、日韓の生命保険会社における女性労働の実態について、とりわけ女性営業職員、または募集人²の状況やその変化、会社内での位置づけ、雇用慣行に注目しながら、男性正社員との違いや日韓の共通点、相違点を検討する³。日韓の生命保険業における女性労働を取り上げる本研究は、これまで不可視化されてきた金融機関の中高年女性の労働の実態を明らかにするとともに、とりわけ次の三つの意義があると考えられる。

第一に、保険産業における女性労働の役割を明らかにすることである。生命保険は個々の契約者の生命や健康のリスクによる将来収入の損失を共同で分担する仕組みであり、生命保険会社はそのための業務やサービスを行うものである。同時に、契約者から預かった多額の資金を運用し投資受益を得る金融業でもある⁴。生命保険会社は、生命保険資金の性格上長期的、安定的な運用が求められ、主に国債など安全性が確保できる運用先に投資することが求められるが、そこから安定的にリターンを得るためには一定程度の資金の規模を確保しなければならない。すなわち、生命保険会社にとっては長期の保険契約に基づく長期安定的な性格の保険料を集めることが最も大事であり、この仕事を営業に従事する女性たちが担っている。本社の内勤職員の何倍にもものぼる人数の中高年女性たちの営業力は、膨大な保険料を集め、さらにその保険料が継続的に支払われるよう顧客を発掘、維持、管理する保険業の核心的な役割を担っていると言える。

第二に、労働のジェンダー化の実態を明らかにする。3節で詳しくみていくように営業に従事する女性たちに対する待遇は、日韓生命保険会社ともに内勤職員と異なり低位で不安定である。生命保険会社の人員体制は、大まかに言えば資金運用や営業職の管理を担当する（男性）正社員と、彼らとはことな

る報酬や待遇を受ける女性営業職の2本立てで構成される。生命保険会社の営業職は「正社員」であろうが、「募集人」であろうが、一方では「女性が向いている」仕事として広く中高年女性をリクルートしながらも、彼女らが仕事を続けるには厳しい成果主義が適用され、成績によって容易に実質的な解雇が認められる。さらに、日韓の生命保険の営業に従事する女性たちの働き方や仕事の内容、貢献度が類似しているにもかかわらず、日本では非典型的な「正社員」であり、韓国では特殊雇用労働と呼ばれその社会的位置づけが異なる。これらの実態からみて、労働の社会的な意味には仕事の内容や性格以上に誰がその仕事を担っているのかが大きく影響していることが示唆される。つまり、生命保険の営業職の職務内容や待遇は、「中高年女性」の担う仕事であるとの認識と深く絡み合って形成されているのである。

第三に、生命保険会社で営業に携わる女性の労働は、少なくとも日本では1960年代以降、韓国では1970年代以降、1つの女性労働の形態として一定の規模を占めてきたが、研究対象として注目されることはなかった。男性労働者を中心とする労働研究からも、経営戦略に関心が集中する保険業に関する研究からも、その産業の根底をなす中高年女性たちの労働に関心を持たれることがなかったからであろう。しかし、現在日韓両国ともに典型的な男性正社員という働き方は縮小しており、従来型の労働者の範疇から外れる多様な働き方が出現している。生命保険の営業に従事する女性たちの働き方を明らかにすることは、その大半を占める中高年女性の一労働形態を明らかにするだけでなく、現実的に生じている多様な非典型的な労働の全体像を理解するためにも一つの手かかりになると考えられる。

2. 日韓の生命保険業界の位置づけ

本節では、世界の保険市場における日本と韓国の保険市場の位置づけや日韓生命保険会社の概要について女性労働に影響を与えうる同業界の特徴や趨勢を概観する。

2010年の世界の市場占率をみると、アメリカの20.9%に次いで日本市場は17.5%を占め世界の第2位となっており規模が非常に大きい（表1参照）。しかし、会社数はアメリカの946社と比較して47社と極めて少ない。韓国の生保は、世界市場の2.82%を占め第8位だが、収入保険料の対GDP比は7%と日本の8%に近く国内市場の規模が大きい。韓国の生命保険会社数は24社（2012年）で、数少ない会社が大市場を占有している状態が日韓の共通点と見られる⁵。ただし、市場規模を考えると日本の47社は韓国よりも寡占状態に近く、国内競争は韓国よりも低いと言えよう。

表1 主な国の生命保険主要業績統計（2010年）

国名	日本 ⁽⁺⁾	韓国	米国 ⁽⁺⁾	英国 ^(*)	ドイツ ⁽⁺⁾	フランス ^(*)
収入保険料 ¹ (各国通貨、百万)	38,267,120 円	82,543,424 ウォン	506,228 米ドル	138,312 ポンド	86,632 ユーロ	145,127 ユーロ
米ドル換算 ² 収入保険料（百万）	440,950	71,131	506,228	213,831	114,868	192,428
世界市場占率（%）	17.50	2.82	20.09	8.49	4.56	7.64
世界市場順位	2	8	1	3	7	4
収入保険料の対GDP比（%）	8.0	7.0	3.5	9.5	3.5	7.4
1人当たり収入保険料（米ドル）	3,472.8	1,454.3	1,631.8	3,436.3	1,402.2	2,937.5
年末資産 ³ (各国通貨、十億)	320,691 円	372,525 ウォン	4,959 米ドル	1,597 ポンド	731 ユーロ	1,472 ユーロ

米ドル換算 ⁴ 年末資産（十億）	3,434	320	4,959	2,500	977	1,967
年末資産の対GDP比（％）	62.2	36.3	34.8	111.1	29.5	76.2
会社数 ⁵ （社）	47	22	946	190	95	122
国内総生産（GDP）（十億米ドル）	5,519	882	14,258	2,251	3,306	2,580
人口（百万人）	127.0	48.7	307.2	62.2	81.8	64.9
1人当たりGDP（千米ドル）	43.46	18.11	46.41	36.19	40.42	39.75
対米ドル通貨換算率 （年平均） ² （年末） ⁴ （各国通貨）	86.78	1,232.09	1.00	0.65	0.75	0.75
	93.40	1164.50	1.00	0.64	0.75	0.75
	円	ウォン	米ドル	ポンド	ユーロ	ユーロ

※ 本表の収入保険料等の数値は主に、スイス・リー（Swiss Re）社の資料を参照している。収入保険料は企業の国籍を問わず当該国で引き受けられた元受保険料ベースで、傷害・医療保険（accident and health insurance）は、生保ではなく損保に算入されている。

※ 日本、米国、ドイツ、タイ、シンガポール、中国が暫定値（*）、英国、フランス、イタリア、カナダ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、インドが推定値（*）を表す。

※ 13. 生命保険業績統計（各国別）における各国協会等発表の収入保険料と、本表掲載の収入保険料等の数値とは、集計手法・対象や時期等の相違により、一致しない場合がある。

※ 米ドル換算収入保険料の対米ドル通貨換算率は、各国の会計年度の平均為替レートによる。

※ 年末資産は、原則2010年末時点の数値。ただし、日本は2011年3月末、韓国は2010年3月末、米国、カナダ、タイ、およびインドネシアは2009年末時点の数値。ドイツ、フランス、イタリアは運用資産額。生命保険会社の数値に加えて、フランスは混合（生命・傷害疾病）保険会社の数値も、マレーシアは生損保兼営会社および再保険会社の数値も含む。

※ 米ドル換算年末資産の対米ドル通貨換算率は、各国の年末資産/年度末資産に対応する年末/月末のレート。

※ 会社数は、原則年末資産と同じ時点の数値。生命保険会社の数値に加えて、フランスは混合（生命・傷害疾病）保険会社の数値、マレーシアは生損保兼営会社および再保険会社の数値を含む。

（資料）収入保険料（各国通貨・米ドル換算）、世界市場占率・順位、収入保険料の対GDP比、1人当たり収入保険料、国内総生産（GDP）、人口、対米ドル通貨換算率（年平均）：Swiss Re「Sigma No.2/2011 - World Insurance in 2010」。

年末資産、会社数：各国協会等発表の数値。

対米ドル通貨換算率（年末）：日本貿易振興機構（JETRO）「海外情報ファイル」の各年末レート（日本および韓国については、FBI為替ヒストリカルデータの各年度末の月末レート）による。

*米ドル換算年末資産、年末資産の対GDP比、1人当たりGDPは上記データから算出。

*年末資産が2009年の国（米国・カナダ・韓国・インドネシア）については、GDP、人口、ドル換算を2009年の数字とし、入力計算した。

（出所：2011年版国際生命保険統計）

2-1 日韓の生命保険業界の規制緩和の流れと商品構成の特徴

日本では、2011年10月現在、46社の生命保険会社が営業を行なっている。法律的には、内国会社（42社）と外国会社（4社：アメリカンファミリー生命、アリコジャパン、カーディフ生命、チューリッヒ生命）に分けられる。内国会社は、日本の法律によって設立され、保険業法の定める内閣総理大臣より免許を受けた生命保険会社で、本店を日本国内に有しているものを指し、外国会社とは、外国に本店を有する外国保険業者で、日本国内に支店等を設けて、日本国内においても生命保険事業を営むために内閣総理大臣の免許を取得した生命保険会社を指す（出口、2009）。しかし、図1にみるように、出身母体によって国内生保、外資系生保のように区分する方法も使われている。

出身母体別に生命保険会社の「新契約高」「保有契約高」「収入保険料」のシェアを2000年と2012年を比較してみる（図1）。「新契約高」とは、新たに契約した保険金額（個人保険、個人年金）で、「保有契約高」とは各企業が保有する個人保険・個人年金の保険金額のことを指し、「収入保険料」は、保険会社の売上高に相当し、保険料収入の合計を指している。2000年と2012年を比較すると、どの項目も伝統的生保のシェアが落ち込み、その代わりに外資系生保や損保系生保、異業種系生保のシェアが伸びている。特に、「新契約高」では伝統的国内生保のシェアは82.1%から49.7%と12年で3割以上落ち込んでいる。一方で、外資系生保は9.4%から26.6%と3倍近くシェアを大きく伸ばしている。新たな保険契約の獲得において、伝統的国内生保の苦戦が目立っている。

こうした伝統的国内生保がシェアを落としている背景には、1995年の保険業法改正以降、保険分野での規制緩和が進んできたことが挙げられる。それ以前は、商品設計や料率に関して一律認可制をとっており、会社間で商品や保険料率に差をつけることが出来なかった。95年の改正以降届け出制となり、商品設計や料率が会社間で異なるようになったため、商品開発力や魅力的な保険料設定、営業力などによって新規参入した会社がシェアを伸ばすことが可能となった。こうした規制緩和によって、従来、日本の伝統的生保会社がとってきた、会社間で大きくは変わらない商品を大量の営業職員を投入して販売

し、顧客を獲得する戦略に大きな見直しが迫られている一方、大量の既契約の維持には大量の営業職員が必要で大きく戦略を変えることができないでいる。

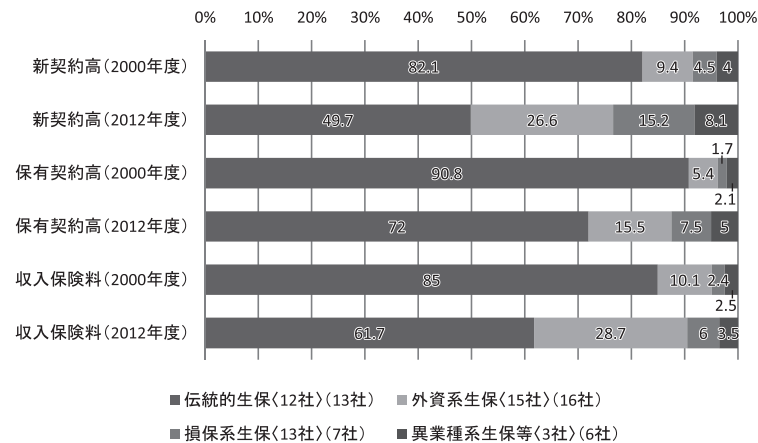


図1 日本国内生保市場の内訳

注) 伝統的生保…日本、第一、明治安田、住友、三井、太陽、富国、朝日、大同、T&Dフィナンシャル、第一フロンティア、フコクしんらい、メディケア
 外資系生保…ジブラルタ、アメリカンファミリー、メットライフアリコ、アクサ、ハートフォード、アイエヌジー、プルデンシャル、マニユライフ、マスミューチュアル、アリアンツ、プルデンシャルジブラルタ、ピーシーエー、カーディフ、ソニーライフ・エイゴン、クレディ・アグリコル、チューリッヒ
 損保系生保…東京海上日動あんしん、三井住友海上プライマリー、東京海上日動フィナンシャル、三井住友海上あいおい、NKSJひまわり、富士、損保ジャパンディール・アイ・ワイ
 異業種系生保…ソニー、オリックス、アイリオ、ライフネット、みどり、ネクステア
 (出所：ニッセイ基礎研究所「2012年度生保決算の概要」より筆者作成)

また、生命保険（第一分野）と損害保険（第二分野）の中間に位置づけられる疾病・傷害・介護・ガン保険など、第三分野の保険を日本国内の生命保険会社や損害保険会社が取扱う事は、規制により事実上禁止されていた。95年の保険業法改正により、子会社方式による生損保相互参入の道が開かれ、97年1月から第3分野保険に部分的に国内会社も参入できるようになり、2001年以降、全面解禁となった。そこで、損害保険系の生保のシェア拡大も規制緩和によって進んできた。

次に日本の新契約高、保有契約高の商品構成の変化をみてみよう。死亡保険は、被保険者の死亡リスクを保障するもので、保険金はあらかじめ定められた保険金受取人に支払われる。生存保険は、被保険者が保険期間満了時に生存していた場合、満期保険金をあらかじめ定められた保険金受取人（通常は本人）に支払うもので、被保険者の生存リスクを担保するものである。老後生活保障のほか、子供の学資保険等、目的に応じた必要資金を準備するためにも活用される。生死混合保険とは、定期死亡保険と生存保険を組み合わせたもので、いわゆる養老保険と呼ばれている。被保険者が保険期間満了時に生存していた場合は必ず保険金を支払う必要があることから、保障と貯蓄の性質を兼ね備えたものと考えられる。

日本の新契約高、保有契約高の商品構成をみると、規制緩和によっても大きくは商品構成に影響を与えていない。新契約高、保有契約高の商品構成は、ともに死亡保険が8割を超え、次いで生死混合保険が約17%と、生命保険商品の大部分を死亡保険が占めている。98年以降の推移をみると、2004年まで死亡保険の割合は徐々にではあるが減少し、その後ほぼ同水準を保っている。

一方、韓国の生保市場は、伝統的にサムスン、キョボ、デハン生命の3大生保社が大半を占めてきた。これら3社は収入保険料総額の70%以上を占め2000年に80.8%まで上昇しピークを迎え、その後減少に転じ、2012年には48.5%まで減少した。生保市場の内訳をみると外資系の生保社は日本より少なく、生命保険協会の統計によると2012年末時点で9社、銀行系は7社が営業している。2000年に市場占有率が5.8%だった外資系生保社は2007年には22.5%まで急成長したが、その後サブプライムによる世界危機の影響を受け徐々に減っている。その代わりに銀行系生保社（11.4%）と中小生保社（23.7%）が割合を高めている。

次に韓国の商品構成の変動をみよう。日本と比べると韓国の商品構成は90年代末までに大きく変動した。生命保険発達の初期段階では生存保険を中心とする商品構成であったが、90年代半ばから死亡保険中心の商品の販売が伸び、1996年には長期死亡保険の新規契約件数が生存保険を上回ることになった（図2）⁶。新規契約の金額別でも、死亡保険が大半を占めることになり、日本の生保市場と似たような商品構成になった（図3）。80年代後半に突出して生存保険が急増したのは、87年に生保市場が対内外的に解放されたことにつれ、新旧生保会社間の売り上げ競争が激しくなったことに起因する。会社の規模を拡大するために、短期貯蓄型商品を競争的に販売したからである⁷。

90年代前半からは外資系生保が韓国に進出し、商品も多様化した。特に終身保険が新しい商品として販売され始め、韓国生命保険会社も競って死亡保険の終身保険を販売するようになった。90年代後半以降の死亡保険の増加はその結果と見られる。終身保険の人気は最近下がっているとはいえ、2011年保険研究院の調査によると41.8%と、2人に1人に近い割合で加入している。

90年代半ば以降も、さらに国内市場が解放されるとともに規制緩和が進んだ。1995年1月1日からWTOが創設され自由貿易化を押し進める世界的な状況の中、韓国はOECDに加入し、金融全般にわたって規制緩和をすすめた。この頃から規制緩和や市場開放による生保関連の制度変化が多く見られる。これらの変化によって生保全体において競争は激しくなったが、事業の自由度は以前より高くなり、新契約件数は減少傾向となったが、保有契約金額は増加しつづけ、2000年代までも生保の国内市場は成長しつづけてきたと言える。

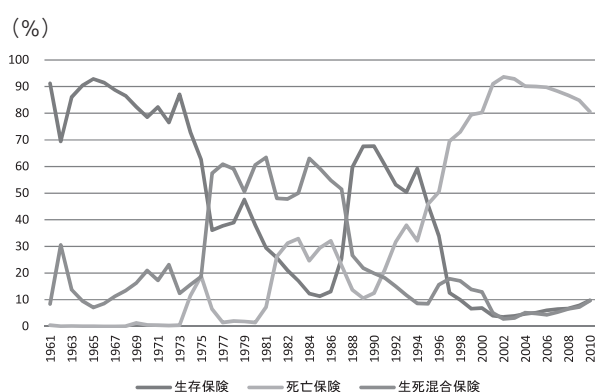


図2 韓国の新契約件数における商品構成の推移

（出所：韓国生命保険協会より筆者作成）

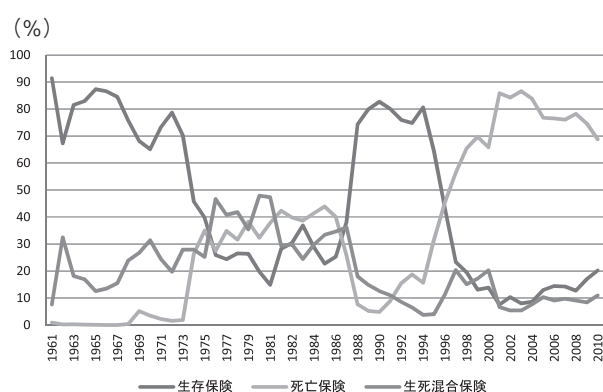


図3 金額の商品構成の推移（個人）

2-2 日韓における生命保険の加入率

日本における生命保険の世帯加入率は、1994年の95%をピークに徐々に減少しており、2009年では

86%と9ポイント減少した。とはいえ、それでも国際的にみれば驚異的な加入率を誇っている。さらに、世帯平均の生命保険の加入件数も1991年の5.3件をピークに2009年には3.7件に減少している。この間、少子高齢化や未婚率の上昇、単身世帯の増加など世帯構造にも変化があるが、90年代以降の不況の影響で家計支出の見直しを行った影響や、生命保険に対する姿勢の変化も影響していると考えられる。

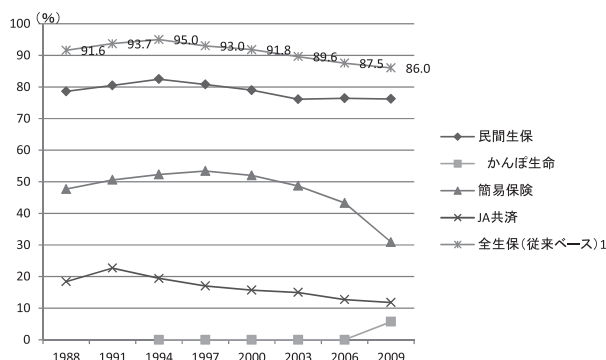


図4 日本における世帯加入率の推移

(注) 1. 2006年（平成18年）度調査までは、民間生保、簡易保険、JA共済の合計をもって全生保としていたが、2009年（平成21年）度調査より、民間生保（かんぽ生命を含む）、簡易保険、JA共済の合計を、「全生保（従来ベース）」とし、これに生協・全労災も加えた合計を、「全生保」としている。

(出所：生命保険事業概況より筆者作成)

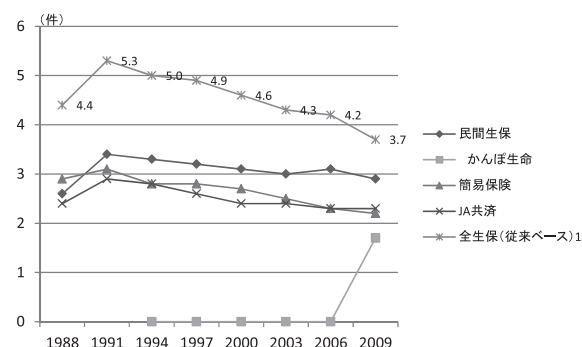


図5 日本における世帯平均加入件数

韓国の世帯加入率は、2012年の生命保険業界の調査によると、2003年に全世帯加入率が89.9%とピークを迎え、民営生命保険への加入率は85.4%であった。2000年後半からは減少傾向に転じ2012年に民営生命保険に83.6%、郵政生命保険に16%、農（畜）・水協生命共済に5.2%の世帯が加入し、全体でピーク時より3%強減少した86.6%の加入率になっている。世帯別平均加入件数も2012年にはそれまでの増加傾向が止り4.3件となったが、世帯加入率、世帯平均加入件数ともに現在では日本を上回っている。1世帯あたりの月平均保険料も同様に、1997年の24万ウォンから2009年には41万5,000ウォンに急増したが、2012年に初めて40万8,000ウォンに減た。

日本ではすでに世帯加入率、世帯平均加入件数ともに減少局面を迎え、韓国でも市場は飽和状態近いとの認識が広がり、日韓生命保険会社ともに2000年代以降海外進出を進めている。

3. 日韓の生命保険会社における女性営業職員

本節では日韓の伝統的な生命保険会社における女性営業職員の仕事や人事管理の仕組みを検討する⁸。

3-1 日韓の生命保険の加入チャンネルの推移と女性営業職員

日本では、他の金融機関の本支店数、従業員数と比較すると生命保険会社の規模が圧倒的に大きいと指摘されている。山内（2013）によると、地方銀行や信用金庫、信用組合が地域金融を支える銀行業と比べ、日本の生保の経営は大手が全国津々浦々をカバーする体制となっており、本社－支社－営業といった3段階に分かれていることが多い。生命保険会社の本店機能は、第一に生命保険商品の製造、販売促進およびその引き受けにある。日本の生命保険会社は一社で膨大な契約件数を抱え、保険種類が多く、

保険期間も終身保険が中心であるため超長期の管理が必要である。そのシステム管理部門が本社機能の中では大きい（出口 2009）。支店、営業所の機能は生命保険の販売であるが、営業職員が販売の機能を直接担うため、支店、営業所の主たる役割は営業職員の労務管理にあるとも言われている（出口 2009）。

日本における生保業界全体の1991年以降の営業職員数および内勤職員数の推移をみよう。男女別データが1997年以降しか公表されていないため、それ以前については男女計となっている。1991年には44万3397人だった営業職員数は、断続的に減少しており、2011年には23万7001人と20年で半数近くになっている。男女別データが分かる1997年以降をみると、男性営業職員は1997年に3万582人、2011年は2万9555人でほとんど変化していないが、女性営業職員は、1997年の32万8494人から2011年には20万7446人へと12万人近く減少している。営業職員の減少分の大多数は女性営業職員の減少で説明できる。

一方、内勤職員についてみると、1991年に9万9843人、2011年には10万3071人とほとんど変化していない。その間、97年から2004年の8万507人まで2万人近く減少したが、2005年以降増加傾向にあり、1991年水準を保っている。内勤職員の男女比は、ほぼ変わらず、1991年では男性が約54%であったが、2011年には女性が54%となり女性比率の方が若干上回っている。

全体をみると営業職員の約9割を女性が占め、内勤職員では男女比がほぼ半数になっているが、この構造は会社によって大きく異なる。特に、伝統的国内生保は営業職員の9割以上を女性が占めることが共通するが、プルデンシャル生命やソニー生命は9割以上を男性の営業職員が占めている。注8で言及したが、企業の営業戦略の違いが男女比に表れている。

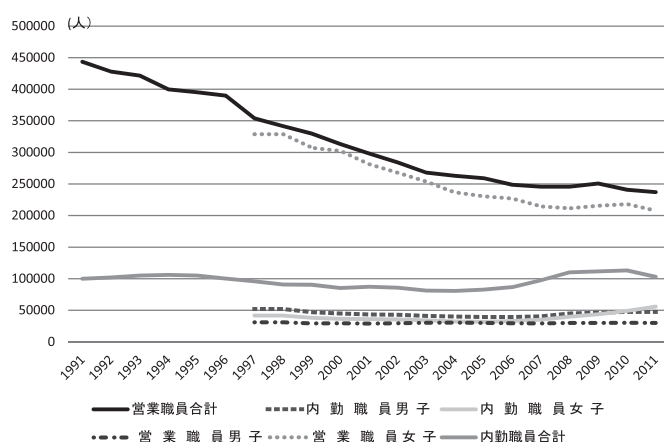


図6 日本の生命保険会社における営業職員数（男女）と内勤職員数（男女）の推移

（出所：生命保険事業概況各年版より筆者作成）

生命保険の加入チャンネルは、統計の取り方が各年度で異なっていることから、単純に比較は出来ないが、参考として1991年～2012年までの加入チャンネルの推移を示す。1991年では日本の生命保険の加入チャンネルとして、生命保険会社の営業職員から加入した者が89.3%とほぼ9割を占めていたが、2012年では68.2%と20%以上低くなった。その間、通信販売や銀行・証券会社などを通じて保険を購入する者が大きく増え、生保の加入チャンネルが多様化していることがうかがえる。

しかし、それでも2012年でも7割近い者が生命保険会社の営業職員から保険を購入しており、日本の生保の加入チャンネルとしては、営業職員ルートがシェアを落としているとはいえ、生保加入の主要チャンネルとなっている。

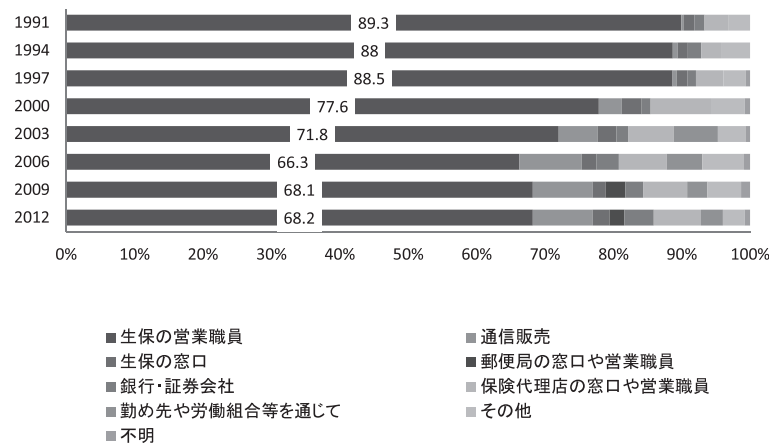


図7 日本の生保の加入チャンネルの推移

(出所：生命保険文化センター各年版より作成)

韓国においても女性営業員は重要な加入チャンネルであるが、近年バンカシュランス（銀行販売）による急激な変化が起きている。韓国では2003年に、金融改革の一環として銀行窓口で生命保険を販売できる規制緩和が行われ、保険商品の販売チャンネルの多様化が計られた。バンカシュランスやウェブ販売が可能となり、伝統的な募集人を通じた加入が減りつづけ、女性募集人の状況を大きく変化させる要因となっている。図8をみると、特に、バンカシュランスの成長は著しい。バンカシュランス導入5年目の2008年には、初回保険料に占める割合がすでに伝統的保険募集人の販売（39.7%）よりも大きくなっている（46.8%）ことがわかる。

募集人による初回保険料の推移は販売チャンネルの多様化措置以降減り続け、2001年には保険販売額の60%であったものが、2008年時点で40%を下回り、2012年第1四半期には17%にまで落ち込んだ。初回保険料とは違って個別保険加入を維持するためには女性募集人の役割が大きいとはいえ、全国に広く店舗を持つ銀行の販売力は大きく、生命保険の販売方式に与える影響力は大きい。

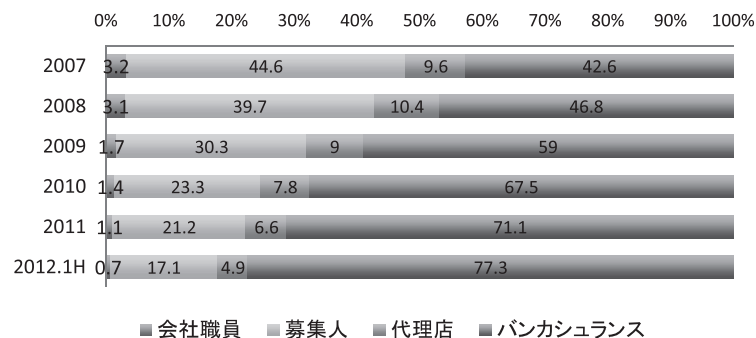


図8 韓国生保の加入チャンネルの推移（初回保険料（一般会計）基準、%）

(出所：生命保険協会より筆者作成)

韓国の生命保険会社は支店と営業所を合わせて全国に約4,500前後の店舗を持っている。募集人は全国の営業所に所属され、各店舗は所長を始めとする正社員の管理のもと、販売活動を行う。生保企業の中で3大会社は500店舗を超える規模であるが（業界1位のサムスン生命は約1000カ所）、生保会社の店舗をすべて合算してもまだ国内銀行の店舗数の半数しかなく、日本の状況とは異なっている。

銀行が生命保険商品を販売できるようになって以降、バンカシュランスが急激に成長したのはこのような規模の格差が原因の一つであると考えられる。

3-2 日本の生命保険会社における営業職員の雇用管理

① 雇用関係

日本の生命保険会社の営業職員は、必ずしも本雇い従業員と認められてこなかった。それどころか、従業員とも認められなかった。彼らの地位が「雇用」であるのか、「委任」であるのかは労使関係上重大な争点であった（仁田 2009）が労働組合による「雇用制度改善闘争」などによって、雇用関係を徐々に確立させていったといわれている。

こうした歴史的な経路依存性から、営業職員の「雇用」の性格は非常に特異なものとなっている。税金については、個人事業主扱いをされる一方、会社と雇用契約を結び、社会保険は被雇用者として年金、健康保険、雇用保険が適用される。就業規則により朝の朝礼義務等を課す場合が多く、始業時間・終業時間の概念や遅刻の扱いなどもあり、年休は20日間付与されている。

このように、社会保険加入の点においては、女性が多数を占めるパートタイム労働者や派遣労働者の処遇などと比べて高い処遇条件を有していると言える。また、税制上の地位は個人事業主となり、営業にかかった費用の控除が出来るなど営業職員にとって有利な地位を有しているともいえ、雇用と個人事業主の双方の性格を持つのが特徴的な点となっている。また、④で詳しく述べるが、「正社員」と呼ばれるものの雇用保障は成績に依拠しており実質的にはないに等しい。

一方で、生命保険業界では、内勤職員も営業職員も同じ企業別労働組合に加入していることが多い。戦後、多くの場合、営業職員（当時は外務員・外交員・外勤職員などと呼ばれた）は自分たちの労働組合を作り、内勤職員の組合と一面では協力し、また時には対抗しつつ、自らの産業別組織によって独自の運動を貫いた。その後、産業別組織は生保労連に統合され（1969年）、大手生保会社では、内勤職員の組合と合同して1企業1組合に収れんしてきている（仁田 2009）。現在でも、内勤職員で組織する組合、外勤職員で組織する組合が別々の大同生命、アクサ生命など完全に労働組合が別々の会社や、内勤の組合はあるけれども外勤職員の組合がない太陽生命のケースもあるが、基本的には、内勤職員と外勤職員が同一の労働組合に組織される組合が多数である。ただし、内部で、営業職員部会と内勤職員部会に分かれているところもある（第一生命、三井生命、スター生命など）。日本では、パートタイム労働者の推定組織率は2012年で6.3%と加入が進んでいない状況にあるが、日本の伝統的生命保険会社では基本的に営業職員も全員組織化されている。

一方、韓国ではあとでみるように、営業員の「労働者性」が否定されているため労働組合は結成されていない。この点も日本の生命保険会社の営業職員の特徴といえる。

② 営業職員の採用

営業職員の要員計画や採用決定については、通常支社に権限がある場合が多いが、会社によっては本社にある場合もある。

募集は、様々な方法をとっている。新聞等での求人広告、ハローワークでの募集、営業職員の顧客や知り合いを通じたリクルートなどがある。広告などを見て、自分から応募する者は少数で、営業職員の顧客や知り合いを通じたリクルートが多い。

営業職員の顧客や知り合いを通じたリクルート方法は、営業所それぞれで具体的方法は異なるが、例えば営業職員が保険営業に向いていると思う人に声をかけて、営業所の中で食事会やフラワーアレンジメントなどのイベントを開催し営業所の雰囲気をもてもらうことから始める。「保険会社の営業職のイメージがあまりよくないことを払拭するため、働いている人がどんな人なのかなど営業所の楽しい雰囲気を見せて、女性の警戒心を解く」⁹という。営業所内でリクルートのためのイベントをどのように開催するかなどは、営業所の裁量に任されることが多い。

保険営業に向いていると思う人について、営業職員として募集・採用の責任者をしているAさんは「普通に話せる人。会話ができる人。お客様相手だから私が嫌だと思う人はお客様も嫌だと思うので私が見て嫌だなんて思わない人。話をして逆になると気持ちのいい人」で「後はやってみないと分かんない」という¹⁰。

保険に対する知識より外見や人柄が最も重視されている。多くの伝統的な国内生保会社では、営業職員に対する採用基準として学歴や年齢に関する厳しい制約はない。高卒以上の学歴や50代前半くらいまでが好ましいと考えられている程度である。さらに暗黙的に女性であることが条件である。外資系生保では、プロフェッショナルとしての営業経験や職業経験、学歴などが問われるが、リクルート時に重要視されている点でもみたように、伝統的国内生保の営業職では職業経験が問われることはほとんどない。むしろ、同じ生保業界で働いていた者は、他社での成果が上がり歩合給を手に来なかったため転職したと考えられ、敬遠される傾向にある。

インタビューによると、営業職員は「女性として生きてきた経験」¹¹としてむしろ年齢がある程度高いことが歓迎されている。例えば、顧客が子育て中の世帯だと、結婚して子育てした経験のある女性の方が話がしやすかったり共感できたり自分の経験として教育費にどれくらいかかるなどの話が出来ると考えられており、同様に介護経験なども営業職員としてプラスの経験だと考えられている。そのため、生命保険業の営業職は職業経験は問われず主婦としての経験が好まれる中高年女性にとって数少ない「正社員」雇用の機会となっている。

③ 技能形成、教育訓練

上記のように募集された女性たちが入社のある意思がある場合、保険募集人試験のための2週間程度の教育研修期間が設けられている。この教育は、内勤職員によって行われ、女性たちは資格取得に必要な保険の仕組みや用語、計算方法など基本的な生命保険販売について学ぶ。試験を受けて合格すると登録され正式に入社となる。

入社後は、各営業所をまとめている支社で教育担当の社員による研修を1ヶ月程度受ける。内容は、実際に売っている商品の説明や身だしなみなど生命保険営業の基本的な事柄についてとなっている。

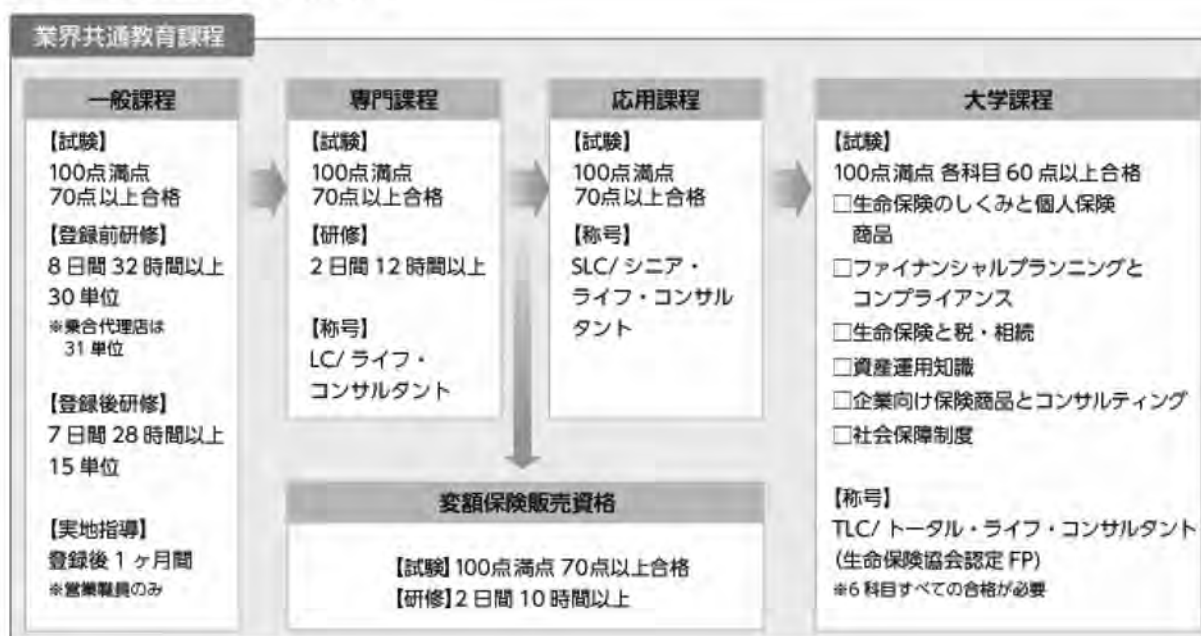
この1か月の研修の後、営業所に配属になる。営業所に配属後は、マネージャーや所長によって、新人研修など新人だけを集めた勉強会が開催される。マネージャーと所長は、新人を同行させ、実際にマネージャーの営業や他の営業職員の営業などを見せ、次に実際に本人に営業をやらせながらOJT (on-the-job training) により教育する。OJT期間は人それぞれであるが、主には3ヶ月間となっている。この最初の3ヶ月の間に必ず新人が最低1件の契約を取れるよう育成することが育成する側の責任となっている。

生命保険業界では、昭和49年に業界共通の生命保険募集人教育制度を確立し、一般、専門、応用、生

命保険大学の各課程試験ならびに変額保険販売資格試験を段階的・体系的な教育制度（業界共通教育課程）として実施している。平成21年に、「コンプライアンス、説明責任、保険金支払い等のアフターサービス」等を中心とした「お客さま重視・法令等遵守」の教育を充実させるため、上記の業界共通教育課程のカリキュラムを抜本的に改定し、継続教育制度も新設した。原則として全ての生命保険募集人に対して、毎年、継続的・反復的に教育を実施する仕組みを導入している。

各生命保険企業では、上記の業界資格や国家試験、FP（ファイナンシャル・プランナー）、損保の販売資格など資格取得に向けて、営業職員に対して情報提供を行い、資格試験のためのCD教材やテキストの配布などで資格取得を促している。業界資格など必ず取得する必要がある資格試験については、会社が試験対策として教育研修を実施する。これらの資格取得も、営業職員の中のグレード（資格）を上げるのに必要な仕組みとなっているため、資格取得が促されている。

生命保険業界共通の教育制度



継続教育制度

原則すべての生命保険募集人が生命保険協会が定める継続教育制度標準カリキュラムに則った研修等を毎年履修する

※当年度に生命保険募集に関する業務に携わらないことが明確な人を除きます。

※所属する保険会社または代理店にて研修を実施します。研修名は各社により異なります。

図9 日本における生命保険業界共通の教育制度

(出所；生命保険協会HPより引用)

④ 職位・報酬制度

営業職員の職位は資格制度で運用され、伝統的な国内生保ではどこでも類似の制度を持っている。資格制度は次のように運用される。資格ごとに例えば3ヵ月毎、6ヵ月毎、1年毎など会社や資格によって査定期間は異なるが、その期間に決められた最低の件数と成績をクリアしなければ、基本的に正社員としての地位を失う仕組みとなっている。査定期間に最低条件がクリアできない場合は、「嘱託」といった雇用形態に編入する形態をとり、最大で数ヶ月の雇用期間の契約に変更となる。処遇条件も変更され、固定給はなくなり契約が取れた場合少しの手数料収入が支給される程度となり、社会保険も適用外となる。嘱託から通常の営業職員に戻る制度もあるが、実質的に営業職員は数ヵ月～数年ごとに実施される査定を毎回クリアしなければ辞めざるを得ない状況となっている。正社員とはいえ、実質的な雇用保障はないといえる。

基本的に、この資格に報酬も連動している。資格が上がると基本給が高くなり、歩合部分に対する掛ける係数も高くなる。成績査定は、保険料と保険金額とする場合が多いが、会社によっては商品の収益性が考慮された係数を使用している場合もある¹²。また、各資格の中でも成績上位者、通常者、下位者によって基本給や歩合給の掛け率も変わることも多い。そのほか、ボーナスの基準も資格と査定期間での成績で決まる。したがって、資格が高くなればなるほど、同じ資格の中でも成績がいいほど、基本給も歩合給も高くなる仕組みとなっている。ただし、一定期間を過ぎたら固定給は少額となり、歩合給のウェイトが高くなるのが一般的である¹³。

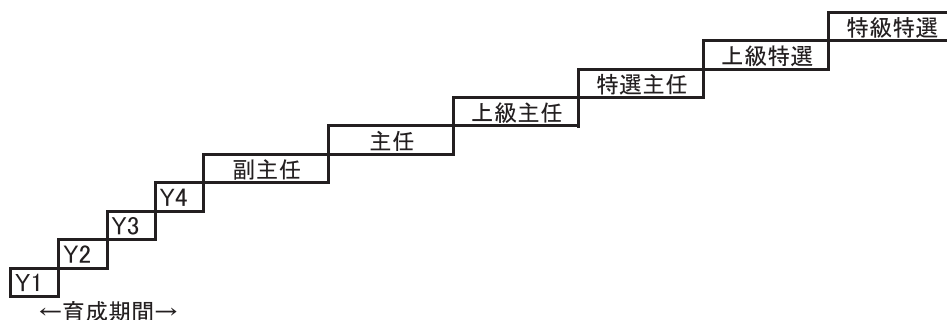


図10 営業職員の資格制度の例

(聞き取り調査より筆者作成)

近年の伝統的日本の生命保険会社の営業職員の雇用管理の動向としては、最初の育成期間を伸ばし定着を促す試みがされている。具体的には、育成期間における査定期間を伸ばすこと、育成期間中の固定給割合を増やすことを行っている。育成期間は、短い会社で1年、長い会社では5年程度となっている。

もっとも長い育成期間を設けた明治安田生命の人事制度改革をみてみよう。明治安田生命では、2006年に営業職員処遇制度改革を行った。以下では、人事実務(2008)で紹介された営業職員制度改革を紹介する。従来は育成期間を2年とし、平均的な月収に占める固定給的給与の割合は、4割程度であった。少なくとも月3～4件の新規契約を獲得しなければ「月17万円」には届かない仕組みであった。それを、一定の条件を満たせば、固定的給与を「月17万円」まで引き上げ、育成期間も5年とした。顧客への『安心サービス活動』の実践と社内検定試験、月に1件程度の契約を得ることによって、固定的給与が担保されるようになった。入社3年目で固定的給与17万円というのがイメージする姿となっている。

一方、成績給等は、契約クオリティ（継続率）と新契約実績に基づき、支給レート格差を拡大し、高効率・高クオリティ層の処遇を魅力化していくという。

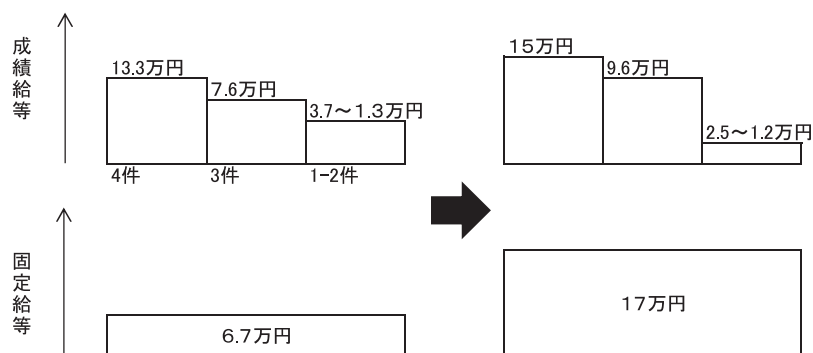


図11 明治安田生命における営業職員の処遇制度改革

（産労総合研究所（2008）より筆者作成）

こうした改革の背景には、営業職員の採用や教育コストの損失を抑制することや保険契約の継続率を上げることがある。現在は、比例要素を大きくしていく前段の育成期間の給与制度をどうするのか、という部分で各社の考え方が出ている。

⑤ 離職率の問題

営業職員制度の最大の問題点は、ターン・オーバー（大量導入・大量離脱）と呼ばれる定着率の低さにあるといわれている。古いデータになるが、生保協会が調べた80年、85年、90年の半年～2年経過後の定着率をみると、定着率は上昇傾向にあるが、それでも1年で半分以上が離職し、2年後の定着率は2-3割程度となっている。さらに、年度の営業職員の新規登録者数と業務廃止者数のわかる最新データである2002年度では、新規登録者119452人に対して業務廃止者は132556人と大量に新規採用されるが、大量に離職している実態が浮かび上がっている。

近年では、国内生保企業でも、採用するときに数を絞って質のいい人を採用し、育成率（定着率）を上げる試みが行われている。営業職員の教育・訓練コストの削減として、育成率も営業所・支社単位で数値目標となっている他、育成率は教育担当社員の評価項目にもなっている。

そのため現在では、例えば大手生命保険会社では2年目に6割、3年目に3割程度の在籍率となっており、徐々に離職率は下がり、育成率は上がっている¹⁴。上述したように報酬体系を変更し育成期間を伸ばしたため固定的給与の割合が高い期間が長くなり、1年後の在籍率が大幅に改善しており、この傾向は伝統的生命保険会社において同様に見られる。

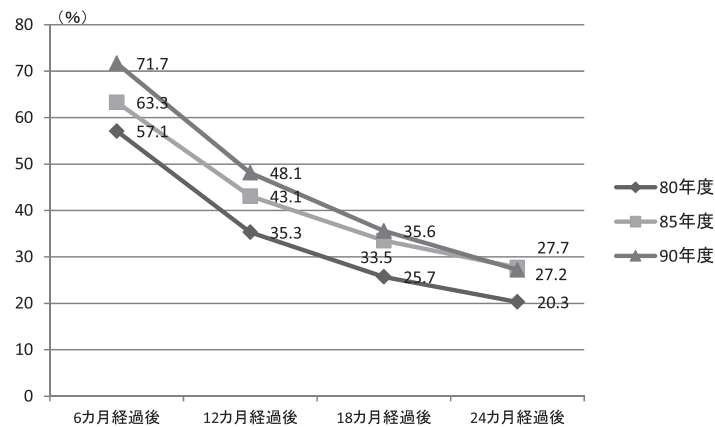


図12 新規登録者の経過月別定着状況

(出所：生保協会「専業営業職員実態調査」)

3-3 韓国の生命保険会社における女性保険募集人

① 保険募集人の構成の歴史的変化

上述したように、韓国と日本の生命保険会社では、中高年女性を中心とした一社専属の保険募集人による営業方法が共通の特徴として挙げられる。韓国では、こうした営業戦略は70年代半ばに成立し、未だに韓国生命保険会社の主要販売戦略である¹⁵。韓国も始めは男性が営業の中心であった。1970年前半までは保険商品の開発が進んでおらず、男性募集人は主に団体保険の契約を担当していた。生命保険会社は、団体保険市場が飽和するにつれ個人向け商品の販売にシフトし、個人商品販売の戦略として身近な地域を営業の基礎単位にする方法を取りはじめた。地域を単位とする販売戦略の主体として注目されたのが中高年の主婦層であり、それから主婦募集人体制に全面的に変更したと言われる。この変化は速やかに進み、1975年にはすでに女性の募集人が男性を大きく上回る状況に変わった。男性募集人はその後も増加するが、図13でみるように、女性募集人のリクルートは急激に増加を続けた。1985年には女性募集人が男性の15倍を超えるようになり、完全に女性中心の営業体制に変わった。

1987年、外資の保険会社¹⁶が初めて韓国市場に進出したのちも女性募集人のリクルートはつづき、韓国3大保険会社では中高年女性募集人の割合が圧倒的な多数を占めた。最も女性募集人が多かった90年代半ばには33万を超える人が登録されていた。しかし、伝統的韓国生保社は、アジア通貨危機以降営業の効率化を迫られ、維持コストが高いと考えられる大量採用・大量解雇方式の女性募集人体制への依存を減らそうと試み¹⁷、女性募集人の数は急激に減らされた。その結果、2000年代半ばに10万人前後にまで落ち込み、近年は10万から15万の間で維持されている。

男性募集人は全体的にみれば2008年頃まで緩やかに増えてきた。男女比率をみると、男性募集人は2000年にわずか6.5%だったが、2007年には女性の減少により24.7%にまで増加している。それは、韓国の伝統的生保会社が男性募集人を中心としている外資系生保の戦略に学び男性を増やした結果であるが、まだ女性募集人より成果を上げたという評価はない。最近では男性にシフトするよりは、女性募集人の効率化をはかる戦略に重点をおいている¹⁸。

一方で、内勤職員はここ10年間ほとんど減っていない。1990年代前半に生命保険業が大きく拡大するときに募集人と共に内勤職員も増加したが、その後の経済危機以降拡大戦略を諦め、内勤職員も大幅に減ったと思われる。2000年代に入ってから生命保険業界の職員、募集人数ともに大きな変化はなく安

定している。人員拡大による成長から効率化をはかる戦略に重点をおくようになった結果と見られる。

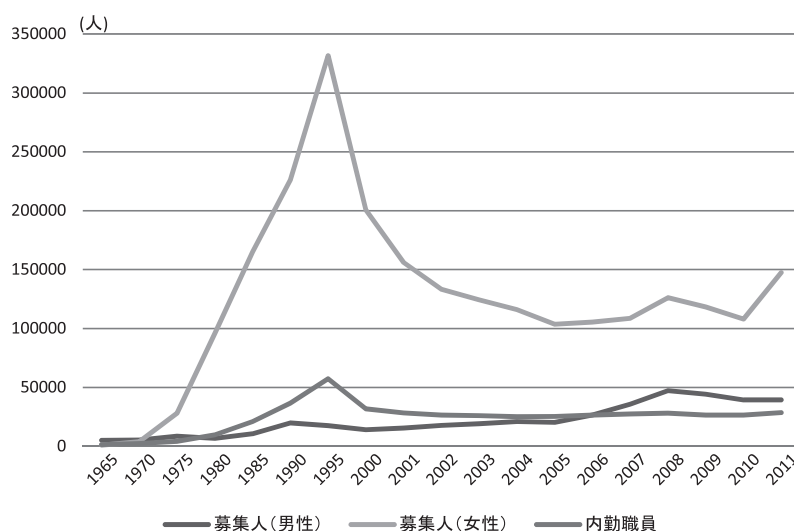


図13 募集人（男女）と内勤職員数の推移

（出所：韓国生命保険協会）

② 特殊雇用勤労

日本の女性営業職員と比べて韓国の生命保険会社に従事する女性募集人が最も異なる点は法的身分である。上述のように日本の営業職員も典型的男性正規労働者とは相当な水準で異なる待遇や労働形態を取っているが、すくなくとも専従する会社と直接雇用関係にある労働者とみなされている。その核心的な様相は会社を通じて社会保険に加入し、一社専従で直接雇用による指揮・命令を受けるところにある。

それに対して、韓国の生命保険会社の募集人は、労働法上の雇用関係にある勤労者ではなく会社と事業契約を結んだ「個人事業主」の身分として扱われている。彼女らの仕事は完全な自営業でもなく自営業と労働者の雇用労働の中間領域に存在するとされ、募集人の労働は会社との契約関係によって成立する「特殊雇用勤労」と呼ばれている¹⁹。従来の労働法体系は自営業と労働者の2本立てを中心に形成され、現在膨大に増えている中間領域の多様な非典型的労働は概念上捉えられない。これまでの労働法は使用者に対して弱者である労働者を保護し、その権利について定めることを目的とした。しかし、労働法はだれが労働者なのかについては必ずしも明確ではなく判例と立法によってその基準が変わってきた。これまでの韓国の判例では、特殊雇用関係にあるものは「勤労基準法」²⁰上直接雇用関係にある「労働者」とみなされてこなかった。

さらに、韓国の労働者の社会保障は労働法と連携されている。つまり、労働法の定める「労働者」の範疇に含まれるか否かが社会保険加入のために決定的に重要である。現在特殊雇用関係にあるものは労働者でないため、雇用主による社会保険の加入義務は発生しなくなる。保険募集人は企業を通じた社会保険加入は出来ず、個人事業主として自ら社会保険料を負担し加入しなければならない。他方で「労働組合法」上の労働者概念は労働法による概念より広いが、保険募集人は労働組合法上の労働者としても認められていない。団体交渉のための労働組合への加入も認められないのである。近年、韓国で募集人の「労働者性」が繰り返し争われたが、行政解釈及び裁判判決において特殊雇用関係にある者の「労働者性」は基本的に否定されているといえる²¹。このような状況は保険販売に従事する中高年女性の働き

方をさらに不安定にさせる原因となっている。表2～4にみられるように、保険募集人は現在韓国における非正規の非典型的な労働の中でもっとも大きな部分を占めているにもかかわらずである。

表2 韓国における労働形態別人数と構成比の推移（単位：千人、カッコ内%）

	2001	2002	2003	2004	2005	2006
賃金労働者全体	13,540	14,030	14,149	14,584	14,968	15,351
派遣	134 (1.0)	94 (0.7)	98 (0.7)	117 (0.8)	111 (0.8)	131 (0.9)
請負	307 (2.3)	332 (2.4)	346 (2.4)	413 (2.8)	431 (2.9)	499 (3.2)
特殊雇用関係	810 (6.0)	772 (5.5)	600 (4.2)	711 (4.9)	633 (4.2)	617 (4.0)
家庭内	256 (1.9)	235 (1.7)	166 (1.2)	171 (1.2)	141 (0.9)	175 (1.1)
日雇い（短期）	298 (2.2)	412 (2.9)	589 (4.2)	666 (4.6)	718 (4.8)	667 (4.3)

*注：（）は賃金労働者対比構成比。非正規職の内類型別重複により規模及び比重の合計は不一致となる。
（出所：조준모 (2007:55) より引用）

表3 韓国の特殊雇用労働従事者の内訳と推移（単位：千人）

	2001	2002	2003	2004	2005
賃金労働者全体	13,546.00	13,401.60	13,525.30	13,842.60	13,661.50
保険募集人	188.2	207.2	195.3	188.7	224.8
学習紙家庭訪問教師	70.3	70.8	88	95.8	78.6
ゴルフ場補助	-	-	-	-	14.7
レミコン運送車主	19.3	20.3	22.2	23.6	23.5

（出所：조준모 (2007:67) より引用）

表4 韓国の特殊雇用労働従事者の男女比率と推移（単位：千人、カッコ内%）

	2001	2002	2003	2004	2005	2006
全体	810 (100)	772 (100)	600 (100)	711 (100)	633 (100)	617 (100)
男性	329 (40.7)	329 (42.6)	229 (38.1)	308 (43.3)	239 (37.8)	186 (30.1)
女性	480 (59.3)	443 (57.4)	371 (61.9)	403 (56.7)	394 (62.2)	431 (69.9)

（出所：조준모 (2007:56) より引用）

③ 募集人の属性

募集人の労働は保険業が金融機関として成り立つ上で最も基礎的な資金集めや安定的な資金収入を維持するのに欠かせない仕事である。しかし、そのような核心的な役割を担う募集人の仕事は、中高年女性達の個人的な能力に多く委ねられており、彼女らのネットワークや「女性」としての特性に依存している構造になっている。「女性」としての個人的な能力を期待される募集人はどのような女性であるのか。

募集人の年齢分布をみると、再就職が多い30～40代が最も多い。生命保険の募集人は、韓国においても出産以降の労働市場の再参入の職場になっていることが窺える。次に表5の募集人の所得分布²²をみると、2009年平均年収は3,576万ウォン²³で韓国の働く女性の年収からしても少なくない。ただ、離職率が極めて高いため、成果を出し仕事を続けられる者しか安定的な収入が得られない。また、ここで示されているのは収入の平均値であるため、極端に多い収入を得る募集人を除けば、一般の女性募集人が得る収入は決して多いとは言えない。彼女らは社会保険加入もできないので、ある程度の契約高を出せな

いと収入が少なすぎて離職せざるを得なくなることが推測される。

表5 韓国の女性募集人の平均年収（100ウォン≒10円）

所得分布	募集人数（人）	構成比
～100万ウォン未満	13886	21%
～200万ウォン未満	14373	21%
～300万ウォン未満	12428	19%
～500万ウォン未満	14858	22%
～1000万ウォン未満	8875	13%
1000万ウォン以上	2357	4%
計	66957	100%

（出所：生命保険3大社実績基準2008年1～10月平均）

次に女性募集人の学歴を見ると高校卒業が最も高いが、年々高学歴化が進んでいる。それは、韓国で高学歴の女性の労働市場参加率が諸外国と比べて低い実態から考えれば、高学歴の女性達が中高年になって就職先を探しにくい現実に戻ることでもあろう。また、会社としては、実績があがらない募集人を多く解約するより、教育効果が期待される高学歴層の女性の方が効率がよいとして積極的にリクルートしている。さまざまな認定制度や複雑化する商品に対する教育訓練が整備されるなど、実際に高学歴の女性達が選択する職業になってきた可能性もある。

表6 韓国の女性募集人の学歴分布の推移（%）

	1995	2000	2003	2005	2007
高卒以上	94.5	92.2	79.2	68.7	53.6
大卒以上	5.5	7.8	20.8	31.3	46.4
うち大学院卒以上	0.1	0.1	3.6	9.1	18.5

（出所：生命保険協会より筆者作成）

生保の募集人について会社側にとって最も悩ましいことは、日本と同様、高い離職率である。会社側は定着率を上げることを目標に募集人の定着をはかる施策を試みるが、営業実績に応じた報酬体制では離職率が高くなることは避けられない。また、日本とは異なり、特殊雇用関係という不安定な身分ではよりよい条件を提示する会社への募集人の頻繁な移動を止めることはできない。企業間で募集人をめぐるリクルート競争も激しく企業の間では過去6ヶ月以内他社へ登録をしたことがある募集人を互いに委嘱しない規定も設定したが、これは契約法の違反とされた。その結果、生命保険協会が発表した勤続年数は、下記の表で示した通り、1年未満が37.6%を占めもっとも多くなっている。一方5年以上も28%あり、格差も大きい。

表7 韓国の女性募集人の勤続年数分布の推移（%）

	2000	2003	2005	2007
1年未満	37.4	31.4	27.8	37.6
1～2年未満	16.3	14.1	15.4	16.3
2～5年未満	22.1	22.4	21.5	18.1
5年以上	24.2	32.1	35.3	28

（出所：生命保険協会より筆者作成）

4. 終わりに

本稿では、日本と韓国の生命保険会社で営業に従事する女性たちの働き方を明らかにしてきた。そこで最後に、日韓の生命保険会社における営業職の実態をまとめながら、「はじめに」で述べた本研究の意義を再度検討したい。

一般的に日韓の雇用システムにおけるいわゆる「大企業男性正社員」は、雇用保障があり、社会保険加入および企業福祉の恩恵を受けることができると考えられる。社宅や福利厚生施設の利用、教育訓練から企業年金、退職金、ボーナスといった金銭的・非金銭的企業福祉も享受する場合が多い。賃金に関しては、特に日本の場合、基本給は固定給が一般的であり、能力や成果をどの程度、どのように反映させるのか、何を能力・成果とするのかなどは時代とともに変化し、会社や業種、従業員区分によって異なるものの、一般的には年功的な賃金カーブとなっていることが多い。一方、一般職などのいわゆる「女性正社員」は、結婚や出産などで暗黙に雇用継続を阻害する慣行がある場合もあるが、制度的には雇用が保障されている。社会保険加入および企業福祉の恩恵を受けるが、享受できる範囲は男性総合職と比較すると狭い場合が多い。固定給も支払われるが、男性総合職と同じような年功的な賃金カーブは運用や制度によってほとんど適用されず、賃金上昇は早くにストップすることが多い。特に日本では、1985年の男女雇用機会均等法成立以降、大企業を中心に広がったコース別雇用管理制度が、従事する業務と勤務地の組み合わせとして定着し、雇用管理区分の男女間での偏りを強固に生み出し続けてきた(金井 2013)。

他方、日本の伝統的生命保険会社における営業職員は、「正社員」と呼ばれるものの、日本の雇用システムにおけるいわゆる正社員とは大きく異なる。採用システムは新卒中心ではなく中途採用中心で、リクルートシステムも女性営業職員たちのネットワークを活用している。中途採用にもかかわらず、職業経験は問われず、人柄や外見が重視される。雇用保障は成績に依存しており、実質的には保障されないうに等しい。教育・育成制度も、総合職と比べると非常に短く、十分とはいえない育成システムの中で査定が行われ、成績がクリアできないものは離職せざるを得ない労働条件となっている。近年では、この育成制度の充実が会社や組合の中で重要視されており、少しずつ変化しているが、外資系企業のプロフェッショナルな営業職員育成システムと比べると非常に簡易なものとなっている。報酬制度も育成期間は保障給割合が高くなる会社も近年ではあるが、基本的には一定期間を過ぎたら固定給は少額となり、歩合給部分のウェイトがより高くなる。日本の生命保険会社の営業職員に対するインタビューからは、月給で20万円台の層が厚く、60万を超えるような高所得層も数パーセントいるが、10万円前後の層も20%程度おり、営業職員の報酬格差は大きく全体的には収入分布は下位層に偏っている。

さらに、顧客と接し実際に営業を行うのは大多数が女性で、営業を行う女性たちを管理するのは男性であることも日韓生保会社の共通の特徴である。他業界では「営業は体力勝負」で男性向きとしばしば言われるが、生命保険業界では「女性はコツコツと回る保険営業に向いている」「忍耐力があるのは女性」といった言説が成立している²⁴。こうしたジェンダーイメージは、大量の女性が導入されると共に広まったと考えられる²⁵。

実際には、上述してきたように日韓の伝統的生命保険会社では、新契約獲得のためにも既契約を維持するためにも、常に大量の営業職員を必要とするビジネスモデルであった。コストを抑えて大量に採用できる対象が「家庭にいる主婦」であり、大量の職員を「男性正社員」と同じように採用、育成、処遇

することはしなかった。そのため、女性たちは自分のネットワークやもともとの性格といったポテンシャルを生かした営業をせざるを得なかったといえる。女性たち自身で営業ノウハウを身につけたものは、会社の教育訓練投資が少ない一方で会社に利益をもたらす者とみなされ、一般的な女性労働者よりは処遇水準が高くなり、実力勝負でいくらでも給与を高くすることが出来ると本人たちに「認識」させながら、長く従事させる仕組みとなっている。

「はじめに」でも述べたように、労働そのものの性格や内容がその労働の社会的価値を決めるのではなく、労働を遂行する人が女性なのか男性なのか、また、女性がする労働についての社会的意味づけが、彼女らの労働の地位や「生活保障されるべき労働者」の範疇を決めている。

1990年代以降、日韓双方の労働市場において、いわゆる安定的な男性正社員モデルの働き方が減少している。日本では、2011年厚生労働省に「非正規雇用のビジョンに関する懇談会」および『「多様な形態による正社員」に関する研究会』が相次いで設置され、そこでは「多様な正社員」に関する調査・検討が行われ、「多様な正社員」という考え方が注目を集めている。有期雇用契約を結びながら契約更新を繰り返しているような「常用非正規労働者」が増加していることに着目して、彼・彼女らが現状の「正社員ほどではないがある程度安定している働き方（傍点筆者）」²⁶にしていくべきではないかという問題意識が出された。この「常用非正規労働者」を正社員と非正規労働者の中間的な雇用形態としての「多様な正社員」に位置づけることをどう考えるか、賃金についてはディーセント・ワークの実現に向けてどのような水準をイメージし、企業が正社員に対して担ってきた生活給要素をもつ賃金体系との整合性をどう考えるか、雇用保障の強さを現状の正社員と比較してどの程度緩めるのか、などが論点として挙げられている。まさしくこれらの論点は、日韓生命保険会社の営業に携わる女性たちの働き方においてみられている特徴と重なる。

本研究で明らかにした日韓生命保険営業職の女性たちの労働条件や不安定性は、労働者間の格差と安定的な仕事や収入、そして社会保障を考える上で大きな示唆を与えてくれるものと考えられる。

（かない・かおる／埼玉大学経済学部准教授

しん・きよん／お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科准教授ジェンダーセンター准教授）

掲載決定日：2013（平成25）年12月11日

注

- 1 Census of U.S. sales personnel calendar 2007によると、フルタイムの専属エージェントの女性比率は1993年以降増加しているが、2007年においても23%、独立エージェントの中の女性比率は14%と少数である。
- 2 韓国は会社と営業に従事する女性達の間に雇用関係が認められていないため、職員という言葉を使用せず、「募集人」と呼ぶ。
- 3 本研究は、日韓両国で行った伝統的生命保険会社及び労働組合、外資系生命保険会社、伝統的生命保険会社における女性営業従事者、生保労連へのインタビューと文献・資料調査から行われる。
- 4 一般的に生保会社の資金運用は、生保資金の特質に基づく安全性、収益性、流動性、公共性の運用原則と資金運用に関する監督規制によって方向付けられている（山中編、1989年）。
- 5 例えば、韓国の生命保険市場はサムスン、キョボ、デハン生命の3大生保社が2000年に80.8%（収入保険料基準）まで上昇した。近年は中小生保社の参入により減少し、50%前後に停まっている。
- 6 96年には「保険業監督規定」が更新され、契約額の計算が変わった。

- 7 生命保険協会 2010『生命保険協会60年史』
- 8 外資系企業や新設された生命保険会社では日本の伝統的生命保険会社と異なった体系の人事管理が行われ、競争の源泉とされている。その競争戦略は伝統的生命保険会社とは違った形のジェンダー化された雇用を用いている。こうした外資と伝統的日本企業のジェンダー化された競争的雇用戦略は別稿で論じる。
- 9 日本の伝統的生命保険会社営業職員インタビュー（2013年3月）。
- 10 日本の伝統的生命保険会社営業職員インタビュー（2013年3月）。
- 11 生保労連執行委員インタビュー（2011年9月）。
- 12 ある伝統的生命保険会社では、今までは保険料と保険金額によって成績は計算されてきたが、近年、会社収益に連動させる報酬体系に変更した。保険料と保険金額ではなく、商品ごとに細かく会社が係数を決めた。簡単には、貯蓄性の商品は成績が下がり、死亡保障系の商品かつ年齢が高ければ高いほど成績が高くなるよう設定された。
- 13 外資の場合はほぼ全部が歩合給といった報酬体系になっているが、成績1件当たりの歩合給の係数が非常に高く報酬分布は平均的に高い。また報酬のすべてが歩合給でも生活できるよう営業職員としての教育を徹底して行っている。
- 14 日本の伝統的生命保険会社労働組合へのインタビュー（2013年4月）。
- 15 すでに述べたように、近年では、銀行窓口販売の拡張が著しい。
- 16 ライナ生命、アリコ生命（現在AIA生命）が1987年に韓国に支店を設立した。これらが韓国に進出した最初の外資系生保である。外資系生命保険は伝統的韓国生保とは違い、男性営業員を中心としていると言われている。
- 17 韓国の伝統的生命保険会社の本社内勤職員インタビュー（2011年4月ソウル）。
- 18 韓国の伝統的生命保険会社の本社内勤職員インタビュー（2011年4月ソウル）。
- 19 特殊雇用関係は、特殊形態勤労関係など多様な名称で呼ばれている。
- 20 日本の労働基準法にあたる。
- 21 この件については、経営側と労働組合の対立が激しい。特に集団的権利など労働法上の権利について意見が分かれている。
- 22 生保のほうが損保より所得が高く、伝統的生保社より外資系がさらに高い。
- 23 約330万円に相当する。
- 24 例えば、アメリカの生命保険の営業職は男性がほとんどであるが、その理由として体力が必要な大変な仕事であることが指摘されている（Leidner, 1993）。
- 25 仁田（2009）が指摘しているように、日本において保険の営業の仕事は個人代理店という形でもともと男性が多数を占めていたが、一社専属に雇用されるにつれる時期と平行して多数を女性が占めるようになったといわれている。
- 26 平成21年度第4回雇用政策研究会議事録。

参考文献

- 金井郁「女性パートの正社員への転職・再就職に関する実証分析」『國學院経済学』57巻1号（2008）：pp. 111-135.
- 金井郁「『多様な正社員』施策と女性の働き方への影響」『日本労働研究雑誌』636号（2013）：pp. 63-76.
- 金瑤「生命保険販売チャンネルの問題点とその再構築戦略——日英比較を中心に」生命保険文化研究所『文研論集』No.131（2000）：pp. 277-304.
- 厚生労働省『雇用政策研究会報告 持続可能な活力ある社会を実現する経済・雇用システム』、2010年。
- 厚生労働省『「多様な形態による正社員」に関する研究会報告』、2011年。
- 厚生労働省『非正規雇用のビジョンに関する懇談会報告』、2011年。
- 産労総合研究所「明治安田生命保険——営業職員の在籍率向上を目指し、固定給要素を改善・安定化（多様な顧客のニーズに応える 営業・販売社員の処遇）」『人事実務』45. 1042（2008）：pp. 24-29.
- 田中隆「生命保険販売における営業職員に関する一考察」『生命保険論集』169号（2009）：pp. 1-28.
- 出口治明『生命保険入門 新版』岩波書店、2009年。
- 仁田道夫「企業別組合に何ができるか」『日本労働研究雑誌』591号（2009）：pp. 4-14.
- 飛田正之「資産運用の技能形成——生保ファンドマネージャーの事例」『日本労働研究雑誌』478号（2000）：pp. 40-52.
- 山内麻理『雇用システムの多様化と国際的収斂——グローバル化への変容プロセス』慶応義塾大学出版会、2013年。
- 山下由夏「米国保険販売における女性エージェントの活用」『生命保険経営』第73巻第2号（2005）：pp. 3-26.

山中宏編『生命保險読本 第3版』東洋經濟新報社、1989年。

米山高生『戦後生命保險システムの変革』同文館出版、1987年。

국회입법조사처·복지노동포럼(의원연구단체) 공동세미나 자료집, 『특수형태 근로종사자 보호를 위한 입법·정책적 개선 방안』 2013

조준모 외 『특수형태근로종사자 보호에 관한 이해』 도서출판 해남2007

이병희 「사회보험료 지원을 통한 사회보험 사각지대 해소 방안」 『동향과 전망』 여름호 (통권 82호) (2011) : pp. 185-211.

생명보험협회 『생명보험협회60년사』 2010

강상태 「특수고용직의 노동법적 보호: 관례상 근로자 판단방식의 변화를 중심으로」 『노동정책연구』 제7권 제3호, (2007) : pp. 99-117.

박수근 「레미콘운송기사와 경기보조원의 근로자성에 관한 검토」 『노동법학』 제14호 (2002) : pp. 21-52.

Leidner, Robin. *Fast Food, Fast Talk; Service Work and the Routinization of Everyday life*, Berkeley, California; University of California Press, 1993.

〈投稿論文〉

日本近代における「更年期女性」像の形成
——「内分泌」をめぐる言説の考察を中心に

原 葉子

In the Meiji period (1868–1912) the word “konenki” was introduced in Japanese medicine to describe a newly articulated women’s aging phase having some physical and psychic disorders. While much of the medical literature explained disorders occurring during konenki using traditional interpretations until about 1920, the new concepts of the endocrine glands and sex hormones began to dominate the discourse about konenki in the 1920s and 1930s, although the whole system of menopausal disorders remained unclear.

While these new medical concepts essentially followed the existing social order, they did introduce new aspects. Firstly, endocrine glands and sex hormones constructed the norm of the “woman,” meaning the menopausal woman would be “scientifically” excluded from the norm. Secondly, the menopausal woman’s behavior would be regarded as being resolved at the biological level. In addition, konenki would become an aging woman’s destiny, something which could not be personally avoided. Moreover, the rising concept of sex hormonal therapy divided the “young” and the “old,” introducing the possibility of reversing the aging process while giving negative implications to being old at the same time. Finally, the new concepts contributed to negating the male menopause and therefore to genderizing aging.

キーワード：ジェンダー、エイジング、中年期女性、医療化

はじめに

本稿で考察するのは、日本近代における、女性の「更年期」の構築過程の一局面である。現在「更年期」は「閉経」の前後に伸びる、女性のエイジングにおけるひとつの移行期¹として捉えられると同時に、多くの場合「更年期障害」と結び付けられ、また同義に使われてもいる。この「更年期障害」とされる症状は、閉経前後の女性に固有のものではないことも指摘されており、その枠組みはそれほど確固としたものではない（山本 2001）。

ジェンダー史研究の理論的基盤を築いたジョアン・スコット（Joan Scott）は、「ジェンダー」を性差に関する知、より精確には「肉体的性差に意味を付与する知」と定義し、そうした知が常に相対的なものであり、文化や社会集団や時代によってさまざまに異なっているものであると指摘した（スコット

1988=1992, p. 16)。身体的差異に意味を付与する、こうした歴史的構築物としての知は、身体的差異に意味を与えると同時に、世界を秩序だてる。女性に特殊なエイジング局面として形成されてきた「更年期」という概念も、こうした知が社会的秩序のために身体的差異に付与してきた意味であるということができるだろう。

この「更年期」を定義し、輪郭を描くのに中心的な役割を果たしてきたのが、婦人科医学をはじめとする近代医学である。明治以降、欧米からの影響を受けた新しいジェンダー観を内包した近代医学が、女性身体をどのように位置づけてきたかについては、すでに先行研究が明らかにしてきた。長志珠絵は、従来の身分制を否定した明治近代国家の建設過程において、人間の身体が富貴貧賤を問わず均質化され、それがかえって肉体的差異の持つ意味を際立たせ、男女のラベリングが政治的な意味を持ったと述べる。身分ではなく性差によって人間集団を一括して捉え、『女性』という性別区分を一つのまとまりとしてたちあげる」ことが、近代というシステムの働きであったという（長 2003）。その際、欧米から導入された近代医学が大きな影響力をもつ。川村邦光によれば、明治初期にはすでに、男女の差異を生理学的・生物学的な要因と関連付けて二項対立で位置づけるジェンダー観が構築され始めていた。そのなかで女性の身体は、「病の器」としての子宮を中心とした病理的なものとして説明されるようになっていったという（川村 1993）。女性の身体は、その再生産機能に焦点が当てられると同時に、病理性を内在したものとして解釈されていくのである。また成田龍一は、1900年前後において、女性の身体が性を中心として捉えられ、男性との対比のなかで生殖と月経によって特徴づけられていったことを指摘している（成田 1990）。こうした女性の象徴としての月経は、近代になってそれまでの不浄観念から解放されると同時に、衛生の場へ引き出され、次第に監視や管理の対象になっていった（田口 2003）。しかし、このような女性の再生産機能への医学の関心の増大が、女性のエイジングをどのようにまなざすことになったのかについては、まだ十分に検討されていない課題である。

欧米において、メノポーズをめぐる医学言説は、女性のライフコースを分節化し「医療化」してきたと同時に、中年女性の意味づけにも寄与してきたことが指摘されてきた。メノポーズの医療化において大きな役割を果たしてきたのは婦人科医学であったが、その婦人科医学が取り入れた内分泌学と、その知見に基づくホルモン補充療法は、メノポーズの構築に大きな影響力をもってきた。アメリカにおけるメノポーズ言説の長期的な流れを追ったジュディス・ホウク（Judith Houck）は、20世紀への世紀転換期にメノポーズに注目が集まった要因として、婦人科医学の確立と内分泌学の隆盛をあげている（Houck 2006）。スーザン・ベル（Susan Bell）は、メノポーズの医療化の始まりを1930年代に見たうえで、性内分泌学の導入により、女性が直面する本来多様なはずの問題がエストロゲンによっておこるものだけに限定され、メノポーズが個々の女性の身体内部の出来事に矮小化されたとする（Bell 1990）。フランシス・マッククレア（Frances McCrea）は、アメリカで1960年代以降、メノポーズが女性ホルモンの「欠乏病」として位置づけられ、症状の治療のみならず「女性らしさ」を維持する手段としてホルモン補充療法が推奨されていったことを指摘した（McCrea 1983）。日本における「更年期」の医療化過程については、戦後の専門家言説を検証した山本祥子の研究（山本 2001）があり、日本でも「更年期」が「エストロゲン欠乏」を軸に構築されたことを明らかにしている。他方、日本の戦前のプロセスについてはまだあまり研究蓄積がない²。

すでに、トマス・ラカー（Thomas Laqueur）（Laqueur 1990=1998）やルドミラ・ジョーダノヴァ（Ludmilla Jordanova）（Jordanova 1989=2001）の研究が明らかにしているように、近代医学の言説は

その科学的な装いにかかわらず、社会的な規範や価値観を強く媒介してきた。「更年期」や「エイジング」がどのように捉えられたかについては、さまざまな角度からの考察が可能であるが、本稿ではとりわけ日本近代の婦人科医学における内分泌概念の導入をひとつの契機として捉え、近代医学の新しい言葉づかいが社会的なジェンダー規範とどのように関わり、かつどのように「更年期」を切りとり意味づけていったのかを見ることにしたい。その際、「性」にかかわる「分割線」の政治性を指摘した荻野美穂の議論（荻野 2009、p. 11, 荻野 2011、pp. 31-2）を参考に、近代医学によって導入された内分泌という概念が、エイジングとジェンダーの交差する局面においてどのような分割線を引くことに貢献したのかという面にも注目していこう。

考察の対象とするのは、日本に「更年期」という概念が導入され始めた1890年前後から、1940年前後までの期間における、「更年期」をめぐる医学言説である。具体的には対象期間中に出版され、「更年期」またはそれに関連する記述があることを著者が確認することができた婦人科医学の専門書、家庭用・女性用医学書、医学関連雑誌掲載の論文、および女性雑誌（主婦之友、婦女新聞、婦人衛生雑誌、婦人画報、婦人公論、婦人之友）や新聞（読売新聞、朝日新聞）掲載の「更年期」関連記事である。原則としては医師や医学者の言説を考察対象とするが、補足的に医学者以外の言説も参考とする。また、この時代の文献においては「変換期」「経閉期」など「更年期」以外の用語が使われている場合があるが、これらが「更年期」と同様に閉経周辺の一定の期間をさす概念と判断される場合には、考察の対象とする。

上記のような言説には、その発信先や情報の水準などの違いによってさまざまなバリエーションがあるが、考察に先立ってそれぞれの特徴を確認しておこう。まず、婦人科の医学書や専門雑誌の論文は、欧米の議論を参考にしながら、専門用語や、時には外国語を交えて専門家レベルでの情報伝達を目的としたものである。読者としては排他的に（男性の）医療専門職が想定されていたと推測される。ただし、これらは同時に一般読者に対する二次的な情報のリソースでもある。次に、この時期盛んに書かれた家庭用医学書や女性向けの啓蒙書、女性雑誌などにおける医学記事は、医師を書き手として読者の女性に対して直接情報を伝達するものであり、医学的な内容を平易に説明したものが多い。こうした活字メディアを読むにはある程度のリテラシーが必要であり、読者は高等女学校以上の学歴を備え、経済的条件をはじめとして女性が活字を読む環境が整っていた都市中間層に集中していたものと思われる（木村 2010、pp. 30-3）。最後に、新聞に掲載された医学的文章やコラムがあるが、これらの言説は字数が限られているだけに、より読者の関心を引くような単純明快な内容になっていることも多い。大正から昭和前期にかけて、新聞の読者層は労働者階層や農村にもある程度広がっていたことが明らかになっており（山本 1981、pp. 217-46）、他の媒体に比べ受け手の範囲は広いと推測されるが、本稿で考察対象とする新聞は比較的知識人に好まれる種類であったことから（永嶺 1997、p. 167）、やはり受け手の中心は都市の新中間層となるだろう。これらの媒体は、それぞれのレベルにおいて「更年期」の形成に寄与していたと考えられるが、言説の射程はある程度限られたものであること、とくに一定の階層性を備えていたことには留意しなければならない。

また、本稿の考察範囲は医療実践ではなく、あくまでも言説レベルでの展開過程にとどまるものであり、また病としての「更年期」の構築過程よりは、ライフステージとしての「更年期」の意味づけに重点を置いた考察となる。以下、まず「更年期」概念がどのように日本に導入されたのか、そのプロセスを概観したのち、「内分泌」という新しい概念の登場にともなう「更年期」の変容と意味づけを検証し

ていくことにする。

1 1910年代までの展開

(1) 「血の道」から「更年期」へ

「更年期」という用語が入ってくる以前の日本に、「更年期」に該当する概念はあったのだろうか。近世においては、女性の不調をあらわす「血の道」という言葉があったが³、この「血の道」とは多岐にわたる女性の症状を包括するもので、ことに産褥時に起る症状に使われていた（九嶋・鈴木 1953、p. 2）。江戸中期の代表的な漢方医のひとり、香月牛山の『牛山活套』（1779年）では、「婦人産後ハ気血ヲ補フベシ／産後大抵気色モ能ク床ニツクコトモナクブラツキアリテ不足シ血ノ道持トテ生涯病者ナル者アリ」として、産褥時の養生を促す文脈で「血の道」が登場している。同じ巻では、「経閉」として病理的に月経が止まった時の対処について言及されているものの、加齢にともなう閉経や、それに随伴する症状への言及は見られない（香月〔1779〕2003、pp. 511-6）。

明治期に出された民間薬の手引き書『衛生手函』（1890年）でも、「古書に云く男子は精を主とす婦人は血を主とす／大抵婦人の病は血より起らざる者少なし云々と」として、女性の病がおしなべて血と結び付けられる傾向を指摘しているが、「血の道」に効くとして挙げられている民間薬の適応症は、いずれも「産前産後」「月経不順」「血行不全」「子宮よりおこる病」その他の諸症状であり、「閉経」期の不調に関するものはない（岸田〔1890〕1993、pp. 23-8）。同様に、明治25年に『婦人衛生会雑誌』に掲載された、日本最初の医学博士のひとりである三宅秀の講演記録でも、「血の道」につながるような「血の繰り廻し」が「狂う」ときとしてあげられているのは月経や妊娠、授乳期などであり、閉経には言及されていない（三宅 1892、p. 7）。こうしてみるならば、19世紀末までの「血の道」に集約される女性身体の不調への関心においては、閉経前後の問題は取りたてて分節化されていなかったといえるだろう。「更年期」というある一定の、比較的高い年代における不調を対象とするコンセプトは、新しいものであったと考えられる。

明治政府は近代国家形成のために西洋医学の導入とそれに基づく医療システムの制度化を図り、明治3年（1870年）にドイツ医学の採用を決定する。同時に、1874年の「医制」公布をはじめとして西洋医学への一元化政策を次々と打ち出し、それまで主流であった漢方医を周縁化していった（菅谷 1978、pp. 6-44）。欧米で19世紀後半に形成されつつあった「更年期」概念が日本に入ってくるルートは複数あったと推測されるが、たとえば東京大学医学部（当時は東校）ではドイツより医学教師2名を招聘、1872年にドイツ式のカリキュラムを導入して西洋医学による産科学・婦人病論の講義を行っており（教室百年史あゆみ編集委員会 1984、p. 9）、ここで使われていたとされるドイツ語の教科書に「更年期」が登場している。

この教科書は、婦人科医カール・シュレーダーの名前で、ドイツにおいて1874年から1921年までの間に17版を重ねた婦人科教科書の定番であった。これは、明治23年（1890年）には『朱氏婦人病学』として翻訳されており、そこでは閉経を意味するMenopauseに対して「月経閉止期」、現在は「更年期」と訳されるklimakterisches Alterに「変換期」という訳語がつかわれていた。これによれば、女性は45歳の頃より月経が不順になって終止するが、その際通常は「白帶下ヲ発シ」「精神違和ヲ覺エ気脹」「直腸出血」「下利〔ママ〕」「下腹ノ疼痛」「発汗過多」「其他ノ諸症」を来たすことが少なくないとい

る（シュロエーデル 1890、p. 474）。「更年期」（Klimakterium）は、当時ドイツでもようやく枠組みが形成されはじめた概念であり（原 2007）、説明はそれほど詳細ではないが、この本は「更年期」に関する情報を国内で提供した初期のものだといえることができるだろう⁴。なお、この「変換期」という訳語は、1902年の増訂第4版（シュロエーデル 1902、p. 165）では「更年期」に変わっている。

（2）「更年期」伝達の枠組み

こうした「更年期」概念は一般の読者に向けても発信されたが、その枠組みは、1910年頃まではまだ従来の身体観と結び付いたものだった。明治40年（1907年）に『婦人衛生会雑誌』に掲載された医学士「ふわ子」名による「変換期に於ける婦人の摂生」によれば、「女子の変換期」である「四十二、三歳から五十歳までの間」に女性は「此時代に特有な徴候を現はす様に」となるという。しかしその説明は、生殖機能が衰退するのにとともに「全身の調子も一変し、血液分布の具合も元の様ではなく、従て身体の諸機関に鬱血する様になり、病氣と云う程でなくとも何処となく気分のすぐれぬ様になります」というものであり（ふわ子 1907、pp. 42-3）、不調の要因を血の滞りに見る伝統的な「血の道」や東洋医学の「於血」の概念⁵に裏打ちされている。

また、医学博士の佐藤得齊が監修した大正2年（1913年）刊行の『実用問答 婦人病篇』では、婦人科医学の権威である緒方正清を引きながら「男子は八、女子は七に二を乗じた年齢に生殖時期が始まり、其数を自乗したる年齢に生殖時期が終る」として、女性の月経閉止時期が 7×7 の49歳であることを根拠づけている。この説明によれば、月経閉止期に「大抵の人」が苦しむ理由は、「此年頃になるまでは大抵の人は二三回乃至四五回の妊娠、分娩等を経、また幾多浮世の荒波とも戦つて来て居るから非常に身体が疲れて居る、抵抗力が減じて居るそれで少しのことで身体に障る、以前ならば何とも無かつたことが障つて病氣となるのである」とされている（佐藤 1913、pp. 36-8）。ここに見られるのは、男女の身体を特定の数の倍数で意味づける東洋医学的な考え方⁶であり、月経閉止に伴う身体症状の出現要因は、これまでの妊娠・出産、「浮世の荒波」による身体の疲労や抵抗力の弱まりに求められている。杉山章子によれば、漢方を中心とする東洋医学は、制度上は排除されたのちも、人びとの日常生活では影響力を持ち続けていたという（杉山 2006、p. 236）。「更年期」という概念は、この時期においては、医師も含めた人びとの日常的な身体観や伝統医学とのつながりのなかで解釈されていたといえる。

2 「内分泌」概念の登場

しかし1920年代になると、「更年期」の説明はやや体系的になると同時に、卵巢内分泌という新しい論理が取り入れられていくことになる。大正9年（1920年）に刊行された安藤晝一の『婦人科学』では、「更（交）年期〔ママ〕は生殖成熟期より老年期への移行期」とであると定義が示され、卵巢の一般機能との関連があると述べられる。「更年期」の症状は、「局所徴候」と「一般徴候」に分類され、「局所徴候」としては生殖器に起るさまざまな「委縮現象」、「一般徴候」として「所謂更年期障碍」があげられている。「更年期障碍」の分類は、第一に「血管運動神経障碍」として（a）「発作性に突発する擦過性熱感」「顔面潮紅」（b）「逆上」「心悸亢進」「眩暈」「耳鳴」「発汗」、第二に「精神障害」として「急速なる気分変化」「刺戟感受性の亢進」「憂鬱症」「記憶力減退」、第三に「新陳代謝障害」として「全身性脂肪過多症」があげられている。こうした徴候は一般に「卵巢欠落症状」と総称されるとしつ

つ、その要因が直接的に卵巣機能の欠落にあるのかどうかは未判明であることにも言及されている（安藤 1920、pp. 57-61）。

卵巣内分泌機能についての解明は、欧米でもようやく1900年前後から始まったところであった。内分泌学は当時の最新の学問であり、体内の腺から分泌され血液にのって運ばれる化学的伝達物質という概念は、身体のすべての反応を神経の刺激によるものと考えていた19世紀の生理学の枠組みをこえる、新しい説明モデルを提供するものであった（Hofer 2008, pp. 108-9; Oudshoorn 1990, pp. 6-7）。しかしその一方で、1920～30年代の段階ではまだ未解明な部分を多く残してもいた。

安藤のいう「卵巣欠落症状」というのは、卵巣機能の停止によって起こる症状をさし、卵巣摘出手術によって発現するものであることはすでに知られていたが⁷、その機序は明らかではなかった。同じ安藤の『婦人科学総論』（1927年）では、卵巣の欠落症状と言われる症候群の要因については「諸説尚一致するところなし」としながら、「更年期症候群の成因は当に卵巣機能の欠落のみにあらずして」、卵巣内分泌、その他の諸器官からの内分泌、自律神経という三者による連関に起因を求めるべきだと述べられている。そして、そのなかで「卵巣機能の欠落が原発」であることから、「これを卵巣欠落症状と称するも誤なし」と結論付けられているのである。また、「是等障碍の発現する程度及持続は個人的に差異あり且是等の総てを現はすものにあらず」として、こうした症状の発現には個人差があり、すべての症状が全員に、また同じように起こるわけではないことにも注意が促されていた（安藤 1927、p. 125）。

このように、安藤の議論では、いわゆる「更年期症状」が、卵巣内分泌機能の停止を契機としながらも、卵巣内分泌を含む複数のシステムが関連するものであること、また個人差をもって発現することが示唆されており、さらに「更年期症状」をめぐる全体像が未解明であることも認識されていた。しかし後で見るように、「更年期」の女性像が流通する段階においては、こうした留保は取り去られ、症状と要因はより単純で明快なつながりをもって伝達されていく。「更年期症状」の要因として卵巣内分泌機能の停止のみが大きくクローズアップされ、さらにそこに神経系統の乱れが結びつけられることにより、卵巣内分泌が多様な症状を説明できる概念となっていくのである。そして「婦人の生活現象は甚だしく鋭敏であつて、内分泌と神経系統との関係も、男子よりは遥かに著しいもの」であるため、「その及ぼす影響も非常に強いものと云はねばなりません」（川添 1929、pp. 99-101）という認識のもと、卵巣ホルモンの支配下にある「更年期女性」像が形成されていった。また、「更年期症状」が「卵巣欠落症状」として明確に位置づけられることにより、「更年期性変化はその度に軽重はあるが、殆ど凡ての閉経期婦人に発現するもので、閉経期に於て何等の苦悩、障碍を感知せぬ婦人は寧ろ稀である」（岩田 1933、p.45）として、加齢プロセスにおいて不可避なものとして解釈されていくのである。

3 「更年期女性」へのまなざし

(1) 内分泌と「女性性」

内分泌の概念は、「女性性」の構築にも寄与するものであった。イギリスの生理学者アーネスト・H・スターリング（Ernest H. Starling）によって1905年に「ホルモン」という言葉が導入されたのち、男女の性腺で生産されるホルモンはそれぞれ「男性ホルモン」「女性ホルモン」と呼ばれるようになる。これは、性ホルモンが「男性性」「女性性」を作り上げる化学的エージェントだとする性的二元論を構築することになった。1920年代から30年代にかけて、こうしたコンセプトが再検討を要するようになっ

てからも、名称は変更されないままであった (Oudshoorn 1990, pp. 6-7)。日本においても、女性ホルモンが女性の特徴や「美しさ」を司るものだという考えが広がり、「あらゆる女性美は実にその生殖腺たる卵巣より血液中に送致する処の内分泌物、所謂性ホルモンが肉体及び精神の両方面に顕著なる影響を及ぼし、以て女性に特有の体質と心情とを喚起するがためである」(田中 1926, p. 50) という認識につながっている。ここでは、女性ホルモンが、身体のみならず精神のあり方にもかかわる鍵とされている。

このことは逆に、「更年期」になり女性ホルモンが減少してきた女性を、心身ともに「女性」から退歩したものとする見方につながっていった。医学博士の小倉清太郎は、「[卵巣が] 遺憾なく活躍して卵の製造と同時に多量の女性ホルモンが製り出されて血液内を循環して各臓器に活力を与へ女性美を高潮する」時期を「花なら満開の時季」と位置づける。そして、「婦人も四十歳を越へると皮膚は活力を失つて小皺がより、五十の経閉期には皮膚はたるみ白髪さへ混じへるように」なるとして、内分泌作用の変化からくる女性の老いを可視化するとともに、これを「凋落」であると述べる (小倉 1934, p. 89)。また、精神科医の杉田直樹は、内分泌がさらに減退していくと、「其の性格は女性の優柔を失つて、むしろ男性に近づくやうに変化して来る」とし、「気性も亦男性的に粗くなり」「残忍、冷淡に」なるのだとして、精神面での「女性性の喪失」に言及している (杉田 1933, p. 109)。ここでは内分泌作用の有無がライフコースを分割するとともに、「女性美」や女性らしさの分かれ目、すなわち「女性」の境界線を決めているといえるだろう。前提とされているのはジェンダーの二項対立図式であり、「女性性」を失ったものは男性へ近づくという単線的な解釈が行われているが、その際女性が男性に近づくことはジェンダーの越境であり、望ましくない現象としての意味づけが行われている。女性は加齢によって「女性」の特性を失って男性化され、若年世代から差異化され、「女性性」の序列においては下位にあるものとして位置付けられていくのである。

(2) 逸脱する「更年期女性」

女性がホルモンの支配下にあるとする解釈は、「更年期」の年代にある女性の精神的な変調と行動の逸脱を強調する言説を生みだしていくことにもつながった。すでに1910年代には、欧米の女性犯罪論を参考に、月経中の女性が犯罪を犯しやすいという言説が浮上していたが (田中 2006)、月経が閉止しようとする局面である「更年期」に対しても、同じような認識が付与されていた。たとえば犯罪心理の研究者である寺田精一の『婦人と犯罪』(1916年)では、「月経閉止期」の女性は「心身に様々な変調」がおこり、「強烈な性欲の興奮」が生じたり、異性に頼って生活していた者が「自己の身体の衰頹と生活維持の方法」に直面したり、さらに「社会に対する羞恥の感を減じ」たりすることから、犯罪を犯す割合が増えるとされている (寺田 [1916] 1982, pp. 287-8)。1920年代の医学言説は、こうした逸脱像に、性腺の内分泌の減退という「根拠」を当てはめたものであった。生理学者で作家の小酒井不木は、『婦人公論』誌上で次のように述べている。

月経閉止が生理的の現象であることは申すまでもありませんが、同時に、この時期に於いて女子の心理にも変動を来すことは争はれぬところとなつて居ります。(…) 産殖腺の内分泌が中止しますと、一般に身体が粗剛になり、精神が荒つぽくなるのでありまして、多くの犯罪学者は、この時期をもつて女性の最も危険な時期であると申します。即ちこの期の女子はたえず、気が苛々

して落つかず、嫉妬や怨恨の情が増して来て、所謂「悪」の性質が露骨にならうとするのであります（小酒井 1926、p. 41）。

ここでは生殖腺の内分泌が止まり、身体や精神がいわゆる「女性性」を失っていくことが、犯罪をもたらす要因とされている。また、前出の杉田は、「婦人の一生涯中青春期に次いで此の時期は最も精神感動の激しい時」とであると述べ、「些細なことからかあとのぼせて、障害、放火等の犯罪行為に陥り易く」、「情的の事柄に対する正しい道義的批判力を失つて、羞恥心薄らいで所謂厚顔無恥となる」（杉田 1933、p. 108）として、「女性」から逸脱するとともに、行動も変調する「更年期女性」像に言及している。荻野美穂は、西欧近代において女性の全存在が性へと還元され、女性の生理機能が病理化されたことが、女性を公的価値の世界から排除する論理として作用したとしているが（荻野 2002、pp. 191-2）、「更年期女性」のこのような表象もまた、この年代の女性の責任能力に疑義を呈し、社会的に周辺化するものであったといえるだろう。

1930年代になると、このような「更年期」の年代にあたる女性のステレオタイプが新聞などの大衆メディアで面白おかしく流布されるようになる。『読売新聞』紙上では、精神科医の式場隆三郎によって、日本初の女性アナウンサーだった翠川秋子の情死事件（1935年）や、大本教の弾圧に絡んで元女官長の島津治子らが不敬罪の嫌疑により検挙された事件（1936年）を契機に、「[[更年期に] 不幸な女達は神経病精神病を発するか、身体病に見舞はれる、それを免れても家庭悲劇を起し易い」（『読売新聞』1935年8月23日）、「更年期の頃の女の狂信は危険」（『読売新聞』1936年9月4日）という、「更年期女性」の逸脱イメージが形成されていた。

こうしたなか、「嫁いじめ」をする五十歳前後の「姑」の行動も、「ホルモンの欠乏」による自律神経系統の不調によって説明されていく。「婦人は四十五、六から五十前後になるとホルモンが欠乏して」「月経が閉止していはゆる更年期に」なり、「些細なことをこせこせと気にかけたり、直ぐにぼうつとのぼせ上がつてヒステリックになつたり」するが、「五十前後のお姑さんが、常識を外れたやうなお嫁さんいぢめをするのも、そのお姑さんが更年期症状にあるから」だという。この症状を防ぐ方法は「卵巣のホルモンを注射する」ことや、「脳下垂体にレントゲンの刺激照射を行ふ」ことだとされている（『読売新聞』1939年2月7日）。

「嫁姑」の確執による悲劇は、大正から昭和戦前期にかけて、1年に数件程度断続的に報道されるトピックであった（読売新聞）。婦人公論をはじめとした女性誌上においても、「嫁いじめ」や姑との葛藤や悩みはしばしば記事の主題とされている。牟田和恵は、明治期において家庭内の心的交流に高い価値を付与する価値観がうまれたことを指摘しているが（牟田 1996、p. 54）、そうした規範に照らせば、「嫁いじめ」をする「姑」は近代的な家族形成を阻害する「悪」であったと考えられる。しかし、個々人がその人間関係や社会的文脈のなかで抱えていた問題や、家父長制に基づくイエや共同体にそもそも内包されていた矛盾は、「姑」の行動を「ホルモンの欠乏」に還元することによって捨象され、この年代の女性の主体性を剥奪していくとともに、社会的には無害化が図られていくことになる。

4 「ホルモン」と「若返り」ブーム

内分泌を鍵概念に押し上げた要因のひとつは、製薬会社による相次ぐホルモン製剤の開発と販売促進であった。1920年代には製薬各社がホルモン製剤の開発に次々と参入し、大正15年（1926年）の『最新ホルモン学説』第6版では、国内外のメーカーのものを合わせて11種類（越智 1926、pp. 294-300）、昭和11年（1936年）発行の『常用新薬集』第10版には計34種（日本新薬株式会社学術部編 1936、pp. 478-9）の「卵巣製剤」が掲載されている。また、男性ホルモンも大正15年に12種類（越智 1926、pp. 289-93）、昭和11年に19種類が掲載されており（日本新薬株式会社学術部編 1936、p. 478）、1930年代には「第一次のホルモンブームともいえる現象」（持田製薬創業七十周年記念誌編集委員会 1984、p. 29）が生まれていた。こうしたホルモン製剤需要の背景にあったのは、「若返り」への関心の高まりである。

男性を対象とした回春術は、欧米ではすでに、1889年にフランスの生理学者シャルル・E・ブラウン・セカール（Charles E. Brown-Séquard）が行った回春実験以来、社会の関心を集めており、20世紀になってからはフランスのセルジュ・ヴォロノフ（Serge Voronoff）による猿の睾丸移植や、ウィーンの内分泌学の権威オイゲン・シュタイナハ（Eugen Steinach）による精管結紮術などが話題になっていた。回春術は、それまで避けられないものと考えられていた老いの意味を変えることになる（Sengoopta 2003）。日本国内でも若返り法は大きな関心を集め、1920～30年代には、回春術をめぐる期待の入り混じった報道が新聞紙上にぎわっていた。帝国臓器製薬が昭和9年（1934年）に発売した男性ホルモン製剤「エナルモン」は、当時すでに効果が否定されていたシュタイナハの若返り法にかわるものとして人気を集め、高額にもかかわらず品切れが続いたという（帝国臓器製薬株式会社社史編纂委員会 2000、pp. 45-7）。

一方、回春術に主眼があった男性ホルモンとは異なり、女性ホルモン使用の目的はおもに卵巣欠落症状など諸症状の治療にあった。とはいえ、若返りの鍵が女性ホルモンにあるという言説はさかんに流され、「若し婦人がいつまでも卵巣の活動を続けホルモンさへ体に緊満してゐることが出来れば、若さはいつまでも続けられる訳である」（小倉 1934、p. 91）という認識が促されていく。「更年期女性」の治療も、若返り効果と不可分につながっていた。女性誌上で「ホルモン博士」と紹介される医学博士中村みかゑは、自ら「更年期の婦人」を対象とした内服用の女性ホルモン錠剤の創製も手がけていたが、性ホルモンが「老衰せる全身の細胞」を「賦活せしめる」として、その錠剤による若返り効果を強調している（中村 1936、p. 13）。ホルモンは、それひとつで「老」「若」を越境するものであった。この時代の性ホルモン製剤は一般家庭の平均収入に比べて高額であり⁸、「更年期」の治療に実際にどの程度利用されていたかは定かではない。しかし、「更年期」をホルモン治療するというコンセプトは、科学が老いを克服するという新たなメッセージを人びとに提供するものであったといえる。

しかし、こうした「若さ」や「若返り」への関心は、「老い」に対する否定的な評価の裏返しでもある。大正15年7月の『婦人公論』の特集「なぜ女は老けるか？」で、数名の医師にまじって寄稿している評論家の千葉龜雄は、「老けやすい」日本の女性と、欧米の女性を対比し、日本では「すべての青さ、若さを軽蔑して、老いを尊いとする風習があつた」が、「老年が、智恵の総額〔ママ〕であるという観念を取り除きたい」と述べ、老いの優遇を日本文化の欠点として断罪する。そして、「わが国は若くならねばならぬ。それには人が若くならねばならぬ」と、人間と国力の若さを重ね合わせるのである（千葉 1926、pp. 35-6）。

こうした発言からもうかがえるように、「若返り」への関心とホルモンブームは、人びとの個人的な欲望を喚起するものであっただけでなく、近代国家としての国の方向性とも一致するものであった。1920年代から30年代にかけ、国民の健康や体力は国家的な関心の対象になりつつあり、ラジオ体操や健康優良児表彰制度など、15年戦争期へと続く健康キャンペーンが始まっていた（鹿野 2001、pp. 61-6）。1931年には満州事変が勃発、そこから国民の健康・体力は「人的資源の培養、健兵健民の育成」の問題として国家の管理下におかれることになり、1938年には厚生省、保険院が新設されると同時に、国民健康保険法も公布されている（新村 2006、pp. 236-8）。個人の若返りが奨励される背景には、こうした国の活力と国民の生殖力を同等視し、「人口増殖の盛んな民族ほど若い」とするような言説があった。ここでは「子孫を産み落として行く過程」は「若返り」であり、「日本民族」は「若い生命を脈々と波打たせてゐて、民族の初老の徴候は些かも見られない」とされ、老年期に入っているとされる「アングロサクソン民族」と対照的に捉えられていく（赤須 1943、pp. 8-9）。生殖力を有することは、国家の「若返り」に資することになっていくのである。

身体を若く保つことや若返りを図ることは、健康であることが国民の責務としての意味をもち始める時代背景のなかで肯定的な価値を有するものであった。その意味で、老いを回避するホルモン製剤のブームはこうした時代を象徴するものであったと同時に、「ホルモン」の活動が退行し老いていく局面としての「更年期」の否定的な位置付けを反映するものでもあったといえるだろう。

5 男性に「更年期」はあるか

ところで、「更年期」が「血の道」や妊娠出産の疲れという女性特有の事象から説明されていた時期と異なり、加齢のプロセスにおける内分泌作用の変化によって説明されるようになってくれば、論理的には男性のライフコースにおける「更年期」の可能性が浮上してもおかしくはない。実際、欧米ではすでに内分泌学が盛んになった1910年代より「男性更年期」の存在をめぐる議論が行われていた（cf. Hofer 2007）。しかし、日本では「男性更年期」についての議論は、男女のエイジングの差異を強調することで回避されていたように見受けられる。前出の『婦人公論』の特集「なぜ女は老けるか？」では、「女が男に比して老け易いこと」は繰り返し確認され、その理由として「生殖力の早い衰え」とともに、「性的器官の内分泌の変化」があげられている。医学博士の高比良英雄は、

男の性的機能は成年期から老年期に入るに従つて漸減的に減少するものであるが、女は急激に減退する。即ち女は四十五歳乃至五十歳で卵巢内分泌は停止し、排卵作用及、月経は止み、受胎作用は無くなる。この性的機能の停止とともに、生活力も新陳代謝も同時に減退するものである。男子の性的機能は女の如く急激に減退せず、老人に於ても之を保有してゐるものは多い（高比良 1926、p. 29）。

と述べ、女性に比べ、男性の老いがなだらかで、生殖機能も遅くまで維持されることをもって男女の差異を強調する。この論理によれば、生殖力を失うことがそのまま「老け」へとつながり、男女の生殖可能期間の差がそのまま老いの速さの差になる。「老い」を内分泌および生殖機能に還元することによって、男性の老いがより有利であり、かつ女性とは異なるものであることが生物学的に下支えされること

になる。

皮膚病や性病についての著作がある医学博士の賀川哲夫が昭和4年（1929年）に日本性病予防協会の機関紙『體性』に連載した「男の五十から」は、ドイツの精神科医アルフレッド・ホッヘ（Alfred Hoche）による「男性更年期」を否定する議論（Hoche [1928] 1936）をもとにした内容となっている。賀川も、はじめから男女のエイジングの差異を強調する。賀川によれば、「女には更年期又は閉経期と名ける〔ママ〕時期があり、此の時期に入つた女は、製児器械としての女の職務から免職となり、失業者の群に投じて、肉体的にも精神的にも、少からぬ苦痛を嘗めなければならぬ」のに対し、男性は「五十歳頃は智的に最も円熟した時期で、個人的にも、社会的にも、最も役に立つ所の活動時期である。（…）六十歳までは、男は充分に男としての職分を完ふすることが出来るもの」であるという（賀川 1929a, p. 14）。近代国家において女性に割り当てられた、あるいは女性自身も内面化した役割が、国民を「産み育てる」ことであったとすれば（牟田 1996）、「更年期」の女性はまだ単に「若くない」だけでなく、社会的な役割を終えたものとする見方にも囲まれていたことが分かる。女性のみを生殖と強く結び付けることによって、女性のエイジングが再生産領域によって規定されることもまた正当化されていく。

賀川は「男子に於ても、女子更年期に一致した時期に達すれば、精神上にも肉体上にも一種の変化が現はれて来るのは、明白な事実である」としながらも、それが男性にとっての「更年期障碍」といえるのかどうかについては留保をつける（賀川 1929a, p. 27）。以下、賀川は、ほぼホッヘの議論に従いながら「更年期障碍は女子では屢々起るが、男子では稀」「〔更年期障碍は〕女子では階段的に現はれ発展するが、男子では緩慢な勾配を作つて発展する」「ホルモン障碍に帰すべき障碍は女子に於ては極めて著明で、全症状の総てを支配してゐるけれども、男子に於てはホルモン障碍と看做すべき症状は極めて不著明である」等々の比較を羅列し、男性に起こる変化は、（内分泌の欠落症状というよりは）「何か或る原因に対する一反応」であるとする（賀川 1929b, p. 28）。そして、「女子の生涯は大部分生殖作用を最高の目的とする家婦生活であるから、生殖腺内分泌の支配の下に生存してゐると謂つてもよい位である」のに対し、「男子に於てはその生涯は業務的であつて生殖作用は其の一部分を占むるに過ぎない」ため、「仮令その機能が減退し廃滅しても、精神及び肉体に及ぼす影響は極めて些細である」として、

是等の事実から推断すれば、女子に於て一定の病的現象と看做されてゐる更年期障碍は、男子に於ては決してあり得ないものである。仮令高年に於て類似の症状が現はれることがあつても、それは種々の点に於て女子更年期障碍とは趣を異にして居るもので老成に依る生理的現象と看做すべきものである（賀川 1929b, p. 28）。

と結論付けるのである。内分泌機能の退行に即して男女の「差異」を語りながらも、その「差異」の基盤となっているのは「生殖」を一義的な女性の領域とする社会的なジェンダー規範を前提とした二重基準であった。

ドイツの医学史家ハンス・ゲオルク・ホーファー（Hans-Georg Hofer）は、ロバート・コンネル（Robert Connell）の提唱する「ヘゲモニックな男性性」概念を参照しながら、「男性更年期」をめぐる議論が、男性内部における「更年期男性」の周辺化と、女性との差異化によって、「ヘゲモニックな男性性」を防御しているという考え方を示している（Hofer 2007, p. 235）。近代日本で「男性更年期」が

否定されていく要因のひとつも、五十歳男性の職業生活や社会的立場の強調に明らかなように、優越的「男性性」の維持という点に見ることが可能だろう。男性に女性と同じような退化プロセスがあるということは、「ヘゲモニックな男性性」の観点からは容認され難い。賀川が「更年期」の女性をさして、「女性としての存在は殆ど全く無意義となり、唯男に嫌気を喚起させる一動物として世に存らえてゐるに過ぎない。誠に悲惨であり、気の毒であり、又不経済なことである」（賀川 1929a, p. 14）と連載の冒頭で述べたことは、男女のエイジングの差異化に対する強い要請でもあった。

1920年代において、エイジングにおけるジェンダー間の分割線を引くのに使われたのが、内分泌の概念であった。それは、最新の科学の知見を入れたものであったが、既存のジェンダー秩序を補強するのに使用されている。内分泌作用が減退する時期やその度合い、影響力の差異を理由に男性の「更年期」は否定されると同時に、「更年期」は女性というジェンダーに特殊なものとして再確認されていくのである。

おわりに

西洋近代医学とともに日本に輸入された「更年期」という概念は、中高年期女性の身体を医療のまなざしの下に入れるとともに、女性のエイジングの一局面を新しいやり方で分節化するものであった。新しい概念であった「更年期」は、1910年代までは日常的な身体観に根ざした解釈が行われていたが、1920年代より当時注目を集めていた内分泌学の成果を受け、卵巣の内分泌機能を中心に体系的に理解されるようになっていく。まだ不明なことも多かった卵巣内分泌と「更年期症状」との関連性は、一般向けのメディアのなかでは単純で明快なものとして伝達され、「内分泌」や「ホルモン」が「更年期」を説明する鍵概念になっていった。科学的な装いで説明されたこうした枠組みは既存の社会的秩序を踏襲したものであったが、新たな知が関わることによってそれまでになかった意味を生み出すことになる。

まず、内分泌概念を介した「更年期女性」像の構築に関して、次の三点が指摘できる。一つ目は、「女性の本質」をめぐるものであり、卵巣ホルモンが精神的・身体的な「女性らしさ」を形成するとされたことによって、卵巣内分泌の働きの有無が大文字の「女性」と、そこに含まれないものを「科学的に」分割する役割を担うことになったことである。また二つ目に、「更年期女性」の身体におこる変化も、「逸脱的」行動も、「内分泌機能の変化」で説明されることによって、その言動が生物学的なレベルに回収されていったことがあげられる。このことは、この年代の女性の主体性が剥奪され、社会的に周辺化されることを意味しただけでなく、社会的矛盾が個人的要因に還元される可能性をも示していた。さらに三つ目に指摘できるのは、「更年期」に出るとされる症状が、内分泌機能の低下ないし「欠落」という加齢プロセス上の出来事と結び付けられたことで、「更年期」が女性なら誰もが不可避免的に経験するものとして解釈されることにつながったことである。すなわち、女性はエイジングと共に否応なく「更年期症状」の潜在的な保持者となり、その年代にあるという事実によって「更年期女性」として刻印されることになる。症状の集積としての「更年期」と女性のライフステージとしての「更年期」は、読み替え可能なものになっていく。

四つ目に指摘できるのは、内分泌という概念が、それが分割線となることによって「若さ」と「老い」をともに構築したことであろう。内分泌の減少によって加齢を語る枠組みは、内分泌機能の低下を補うことによる「治療」や「若返り」の可能性を開く画期的なものでもあった。ホルモンを補充すると

いう観念が出てきたことによって、それまで不可避だと考えられていた「老い」は可逆的で制御可能なものとなる。ただし、それは「老い」からの解放を意味すると同時に、近代国家の方向性とも関連しながら「老い」そのものの否定を意味するという両義性をもつものであった。そこには、生殖しない身体を周辺化する政治的な力をみることができる。五つ目に、内分泌の作用は女性のエイジングと男性のエイジングを異なるものとして意味づける根拠ともなった。「更年期」は「女性性（からの逸脱）」を付与されたジェンダー特殊なものとなり、その存在自体がジェンダーを分ける要素となったのである。女性は、生物学的・社会的に男性とは異なる老いを生きる存在であることを明示することが、「更年期」というジェンダー特殊な概念のひとつの役割であろう。新しい知の導入は、大文字の女性を構築し、老いを定義し、男女を差異化することによって、ジェンダー間およびジェンダー内部の分割線を創設し、また強固なものにしたといえる。

世紀転換期から1920年代にかけては、「新しい女」の登場とそれをめぐる議論に見られるような、ジェンダー秩序をめぐる絶え間ない分割線の引き直しが行われた時期であった。明治23年（1890年）の「集会及政社法」における女性の政治活動禁止は、逆に女性の政治的自由回復を目指す動きを生み、20世紀初頭にかけて既成のジェンダー秩序からの解放を模索する複数の女性団体設立につながっていく（鈴木 1996）。明治32年（1899年）には高等女学校令が公布され、「良妻賢母」という近代的な性別役割分業の論理を実現する装置として女子中等教育が整備されるが、その高等女学校は大正期に拡大された女子向き専門職に従事する人材を育成する場にもなり、女性の社会進出の足掛かりになった（秋枝 1995、p. 456）。このように、女性の役割をめぐる相反する方向性をもった動きが錯綜するなか、内分泌作用の有無でライフコースを分割し「女性の本質」を定めるポリティクスや、「男性更年期」を否定する議論は、こうした分割線の揺らぎを押しとどめようとする動きのひとつとして捉えることも可能であろう。

上記のような「更年期」像の広がりについては、この時代における言説の射程からみて、限定的なものと考えざるを得ない。とはいえ、こうした議論の蓄積がその後のプロセスに影響していくことを考えれば、その重要性は小さくないだろう。本稿では女性の「更年期」を形成する内分泌概念をめぐる医学言説を軸として考察をすすめたが、紙幅の関係もあり、ひとつのストーリーを示すにとどまった。こうした「更年期」の構築過程に見られる言説の複層性や、当事者の女性にとっての意味、さらに女性自身の関与については稿を改めて考察したい。

（はら・ようこ／お茶の水女子大学人間発達教育研究センター研究協力員）

掲載決定日：2013（平成25）年12月11日

【注】

- 1 国際更年期学会では、「生殖期から非生殖期への移行をしるしづける、女性のエイジングにおける局面」という定義を採用している。（http://www.imsociety.org/menopause_terminology.php）
- 2 日本近代の「更年期」を扱ったものとして、婦女新聞の健康相談欄について佐藤・松山（1999）、松山・佐藤（1999）、東川（2000）、セクシュアリティに関して関谷（2006、2007）の研究がある。
- 3 小山誠次は、近世の「血の道」概念自体も、14世紀の「金瘡」（刀傷）の意からはじまり、「産後の出血」→「女人の血症」→「女人の気病」へと変遷を重ねたことを指摘している（小山 2011）。
- 4 「変換期」については、1879年に山崎元修がわずかに言及している（山崎 1879、p. 416）。

- 5 「於血」は東洋医学における概念で、「滞った血」を意味し、血の循環が障害される症状をさしている（大塚 1996、pp. 63-4）。
- 6 中国医学の最古の医学書である『黄帝内経』では、女性には7年ごとにからだの変化が訪れ、14歳で「天癸」が充満して月経がはじまり、49歳で天癸がつきて月経が停止すると説明されている（石田 1991、pp. 33-7）。
- 7 欧米では1870年代から、卵巣摘出手術が婦人科の治療の一環として行われるようになっていた（Oudshoorn, 1990, p. 9）。
- 8 たとえば昭和11年（1936年）の広告によれば、中村みかゑ創製の女性ホルモン剤「フラウミン」は30錠入り 2 円50銭とあり、服用量は1日2錠となっている（中村 1936、p. 13）。なお、1936年の世帯平均収入は、労働者90.32円、給料生活者100.26円であった（日本統計協会 1988、p. 478）。

【参考文献】

- 赤須文男『婦人の予防医学：初老期の医学（女性篇）』昭和刊行会、1943年。
- 秋枝蕭子『『良妻賢母主義教育』の逸脱と回収：大正・昭和前期を中心に』奥田暁子編『女と男の時空V』藤原書店、1995年。
- 安藤畫一『婦人科学』吐鳳堂書店、1920年。
- 『婦人科学総論』第4版 吐鳳堂書店、1927年。
- 石田秀実監訳『現代語訳黄帝内経素問』上巻 東洋学術出版社、1991年。
- 岩田正道『婦人の生理と衛生』金原商店、1933年。
- 大塚恭男『東洋医学』岩波書店、1996年。
- 荻野美穂『ジェンダー化される身体』勁草書房、2002年。
- 「はじめに」荻野美穂編著『〈性〉の分割線：近・現代日本のジェンダーと身体』青弓社、2009年、
- 「総論：ジェンダー／セクシュアリティ／身体」服藤早苗・三成美保編著『権力と身体』明石書店、2011年。
- 小倉清太郎「生理『女の一生』」『婦人公論』第221号（1934）第二別冊付録：pp. 1-92.
- 長志珠絵「近代日本の女性政策あるいは文明化する身体：江戸の記憶から都市文化へ」『日本思想史研究会会報』第20号（2003）：pp. 114-29.
- 越智真逸『最新ホルモン学説』第6版 現代之医学社、1926年。
- 賀川哲夫a「男の五十から」（1）『體性』第13巻第2号（1929）：pp. 14-7.
- b「男の五十から」（4）『體性』第13巻第5号（1929）：pp. 26-8.
- 香月牛山（香月啓益著）『牛山活套 巻之下』大塚敬節・矢数道明編『近世漢方医学書集成61』名著出版、[1779年] 2003年。
- 鹿野政直『健康観に見る近代』朝日新聞社、2001年。
- 川添正道『嫁入叢書 婦人衛生篇』実業之日本社、1929年。
- 川村邦光「女の病、男の病：ジェンダーとセクシュアリティをめぐる”フーコーの変奏”」『現代思想』第21巻7号（1993）：pp. 89-109.
- 岸田吟香編「衛生手函」瀧澤利行編『近代日本養生論・衛生論集成20』大空社、[1890年] 1993年。
- 木村涼子『〈主婦〉の誕生：婦人雑誌と女性たちの近代』吉川弘文館、2010年。
- 教室百年史あゆみ編集委員会編『東大産科婦人科学教室百年史あゆみ』東大産科婦人科学教室同窓会、1984年。
- 九嶋勝司・鈴木泰三『更年期障碍及び更年期障碍様症候群：所謂血の道症』医学書院、1953年。
- 小酒井不木「女性と早老」『婦人公論』第131号（1926）：pp. 38-45.
- 小山誠次「女神散の立方と血の道の変遷」『漢方と診療』第2巻第1号（2011）：pp. 49-53.
- 佐藤珠美・松山敏剛「わが国における更年期障害に関する歴史的考察：婦女新聞の分析から第2報」『日本看護研究会雑誌』第22巻3号（1999）：p. 328.
- 佐藤得齊監修『実用問答 婦人病篇』丸山舎、1913年。
- シュローエーデル、カール 下平用彩訳『朱氏婦人病学』照春園、1890年。
- 下平用彩訳『増訂四版 朱氏婦人病学』吐鳳堂、1902年。
- 新村拓『健康の社会史：養生、衛生から健康増進へ』法政大学出版局、2006年。
- 菅谷章『日本医療制度史』原書房、1978年。
- 杉田直樹「処女読本」『婦人公論』第212号（1933）別冊付録：pp. 1-130.

- 杉山章子「西洋医学体制の確立」新村拓編『日本医療史』吉川弘文館、2006年。
- 鈴木裕子「解説」鈴木裕子編『日本女性運動資料集成 1』不二出版、1996年。
- 関谷ゆかり「〈更年期〉をめぐる女性のセクシュアリティ：1920年代から1930年代の性科学における女性の性欲の認識変化を中心に」『Sociology today』第16号（2006）：pp. 26-32.
- 「〈更年期〉をめぐる〈老人女性〉のセクシュアリティ：1930年代から1950年代婦人科学における女性の性欲の認識変化を中心に」東海ジェンダー研究所『ジェンダー研究』第10号（2007）：pp. 81-99.
- 高比良英雄「女は何故老け易いのかの問題」『婦人公論』第131号（1926）：pp. 21-9.
- 田口亜紗『生理休暇の誕生』青弓社、2003年。
- 田中香涯「女体の男性化に関する考察」『婦人公論』第131号（1926）：pp. 50-5.
- 田中ひかる『月経と犯罪：女性犯罪論の真偽を問う』批評社、2006年。
- 千葉龜雄「特に老ける日本の女性」『婦人公論』第131号（1926）：pp. 30-6.
- 帝国臓器製薬株式会社社史編纂委員会編『帝国臓器製薬80年史』帝国臓器製薬株式会社、2000年。
- 寺田精一「婦人と犯罪」『近代婦人問題名著選集続編 第二巻』日本図書センター、[1916年] 1982年。
- 中村みかゑ「活力を創造する性『ホルモン』の話（下）」『婦女新聞』第1899号（1936）：p. 13.
- 永嶺重敏『雑誌と読者の近代』日本エディタースクール出版部、1997年。
- 成田龍一「衛生環境の変化の中の女性と女性観」女性史総合研究会編『日本女性生活史 4 近代』東京大学出版会、1990年。
- 日本新薬株式会社学術部編『常用新薬集』日本新薬学術部、1936年。
- 日本統計協会『日本長期統計総覧第4巻』日本統計協会、1988年。
- 原葉子「〈更年期〉概念の形成と認識枠組みの変容：ドイツ18世紀末～20世紀初頭の医学言説から」『年報社会学論集』第20号（2007）：pp. 119-30.
- 東川佐枝美『『婦女新聞』健康相談欄にみる西洋医学知識の受容：月経と更年期障害を中心として』『福山市立女子短期大学紀要』第28号（2000）：pp. 63-8.
- ふわ子「變換期に於ける婦人の摂生」『婦人衛生雑誌』第210号（1907）：pp. 42-7.
- 松山敏剛・佐藤珠美「わが国における更年期障害に関する歴史的考察：婦女新聞の分析から第1報」『日本看護研究会雑誌』第22巻3号（1999）：p. 327
- 三宅秀「血の話」『婦人衛生会雑誌』第35号（1892）：pp. 1-14.
- 牟田和恵『戦略としての家族：近代日本の国民国家形成と女性』新曜社、1996年。
- 持田製薬創業七十周年記念誌編集委員会編『創業七十周年記念誌』持田製薬株式会社、1984年。
- 山崎元脩『婦人病論』連沼善兵衛、1879年。
- 山本祥子「更年期：医療化された女性の中高年期」黒田浩一郎編『医療社会学のフロンティア：現代医療と社会』世界思想社、2001年。
- 山本武利『近代日本の新聞読者層』法政大学出版局、1981年。
- Bell, Susan. "Changing Ideas: The Medicalization of Menopause." In Ruth Formanek ed. *The Meanings of Menopause: Historical, Medical, and Clinical Perspectives*. Hillsdale: The Analytic Press, 1990.
- Hoche, Alfred. *Die Wechseljahre des Mannes*. 3. Aufl. Berlin: Springer, [1928] 1936.
- Hofer, Hans-Georg. „Medizin, Altern, Männlichkeit: Zur Kulturgeschichte des männlichen Klimakteriums.“ *Medizinhistorisches Journal*. 42: 210-46, . 2007.
- . „Von der „inneren Sekretion“ zur hormonellen „Anti-Aging-Therapie“: Die Entwicklung der Endokrinologie.“ In Dominik Gross und Hans J. Winckelmann eds. *Medizin im 20. Jahrhundert: Fortschritt und Grenzen der Heilkunde seit 1900*. München: Reed Business Information, 2008.
- Houck, Judith A. *Hot and Bothered: Women, Medicine, and Menopause in Modern America*. Cambridge: Harvard University Press, 2006.
- Jordanova, Ludmilla. *Sexual Visions: Images of Gender in Science and Medicine between the Eighteenth and Twentieth Centuries*, New York: Harvester Wheatsheaf, 1989. (ルドミラ・ジョーダノヴァ『セクシュアル・ヴィジョン——近代医学におけるジェンダー図像学』宇沢美子訳、白水社、2001年。)
- Laqueur, Thomas, *Making Sex: Body and Gender from the Greeks to Freud*, Harvard University Press, 1990. (トマス・ラカー

『セックスの発明——性差の観念史と解剖学のアポリア』高井宏子・細谷等訳、工作舎、1998年。）

McCrea, Frances B. "The Politics of Menopause: The 'Discovery' of a Deficiency Disease." *Social Problems*. 31, 1 (1983) : pp. 111-23.

Oudshoorn, Nelly. "On the Making of Sex Hormones: Research Materials and the Production of Knowledge." *Social Studies of Science*. 20 (1990) : pp. 5-33.

Scott, Joan Wallach. *Gender and the Politics of History*. New York: Columbia University Press, 1988. (ジョアン・スコット『ジェンダーと歴史学』荻野美穂訳、平凡社、1992年。)

Sengoopta, Chandak. "'Dr. Steinach Coming to Make Old Young!': Sex Glands, Vasectomy and the Quest for Rejuvenation in the Roaring Twenties." *Endeavour*. 27, 3 (2003) : pp. 122-6.

〈研究ノート〉

外国人妻に向けられるジェンダー・バイアス

——我が国の国際離婚裁判例の分析から

加藤 直子

Many international divorces in Japan are between a Japanese husband and a foreign wife; in international divorces, battles are often fought over the granting of legal guardianship. Regarding the granting of legal guardianship of young children, a gender bias exists in the judiciary whereby in principle priority is given to the mother.

In this paper, I will cover two court cases of international divorce where a foreign wife sought legal guardianship of a young child against a Japanese father. In both cases legal guardianship was granted to the Japanese father. By analyzing the reasons why the foreign wife was not granted legal guardianship, I aim to make clear the gender bias directed against the foreign wife.

As a result of analysis, it was revealed that in court cases of international divorce between a Japanese husband and a foreign wife, in some cases the principle of giving priority to the mother was not applied due to: 1) the mother's low level of Japanese language ability, 2) the mother's foreign nationality. A perspective which interprets this as gender bias directed against the foreign wife is crucial to the judiciary, which is the last bastion of human rights.

キーワード：外国人妻、国際離婚、親権者、母親優先の原則、司法におけるジェンダー・バイアス

はじめに

近年、我が国における国際結婚の増加に伴い¹、国際離婚も増加している²。その内訳は、国際結婚の約7割、国際離婚の約8割が日本人夫と外国人妻によるものであり、日本人妻と外国人夫によるものを大幅に上回るという特徴がある（厚生労働省 2013）。司法統計³によると、我が国の家庭裁判所に係属する婚姻関係事件数のうち、日本人夫と外国人妻による事件は、2007年以降、毎年1,000件を超えている。日本人妻と外国人夫による事件が毎年500件以下であることと比較すると、家庭裁判所で扱われる婚姻関係事件数も日本人夫と外国人妻によるものが多い。今後、我が国におけるグローバル化が進む場合、家庭裁判所で扱われる日本人夫と外国人妻による婚姻関係事件が一定の割合を占めていくと考えられる。

国際離婚において争点となるのは圧倒的に子の監護に関することであり、国際離婚裁判例でも、子の

親権者⁴指定を争うケースが多い（榊原 2012、p. 173）。子の親権者指定に関しては、司法におけるジェンダー・バイアス⁵が存在すると指摘されている（市毛ほか 2005、p. 12）。静岡家沼津支審昭和40年10月7日判タ198号199頁では、「一般的に考えて、子が幼児であって父母が離婚後自己が親権者になることを望んで譲らない場合、母が監護養育するのを不相当とする特段の事情のないかぎり、母を親権者と定め、監護養育させることが子の福祉に適合するものと考えられる。なぜならば、子の幼児期における生育には、母の愛情と監護が、父のそれにもまして不可欠であるからである。」と判断して幼児の親権者を母親に指定しており、近年の離婚裁判でも、幼い子は母親によって養育される必要があるという理由で離婚後の親権者を母親に指定することが少なくない⁶。このことは母親優先の原則⁷と呼ばれ、実際の協議離婚で親権者が母親になるケースが85%以上を占めていることや「男は仕事、女は家事育児」という性別役割分業に基づくもので、司法におけるジェンダー・バイアスであると言われている（棚村 2009、p. 117）。

イ・インジャ（李仁子）は、我が国においてマイノリティとして生活している女性の場合、一般の日本人女性とは異なった差別を甘受している可能性を指摘する（李 2005、p. 14）。司法におけるジェンダー・バイアスである母親優先の原則が、マイノリティである外国人妻に向けられる場合、日本人妻に向けられる場合とは異なる差別となっていることが予測される。

本論では、日本人夫と外国人妻による国際離婚裁判例で、外国人妻が幼い子どもの親権を求めた2つの事案を取り上げる。裁判例1（東京地判平成16年3月18日判例集未登載（平成15年（タ）283号））と裁判例2（東京地判平成17年5月19日判例集未登載（平成16年（タ）159号、同342号））である。取り上げた2つの事案は、いずれも判決当時、親権を争う子が4～5歳と幼く、司法におけるジェンダー・バイアスである母親優先の原則を適用しやすい事案である。しかしながら、取り上げた2つの事案は、共に外国人妻を親権者に指定せず、日本人夫を親権者に指定した。外国人妻が親権者に指定されなかった理由について検討し、国際離婚裁判において外国人妻に向けられるジェンダー・バイアスを明らかにすることを目的とする。

1. 外国人妻が親権者指定を求めた離婚裁判例

本論で扱う2つの事案は、共に外国人妻である原告と日本人夫である被告による離婚裁判例である。裁判例1は、判決当時4歳の長男の親権を争った事案である。裁判例2は、判決当時5歳の長男の親権を争った事案である。以下では、まず2つの裁判例に関する事案の概要と判決の要旨を述べる。

1-1 裁判例1

1-1-1 事案の概要

原告（外国人妻）と被告（日本人夫）は、平成11年2月4日に婚姻し、平成12年に長男Aをもうけたが、夫婦関係は次第に悪化していった。原告と被告は、被告の両親と共に弁当・惣菜の販売等を営む家業（屋号・Bストア）に従事していたが、原告は給料の不満からBストアの業務に従事することを放棄し、近所のスーパー・Cで勤務するようになった。被告は、平成14年4月10日ころ、Aと共に被告の実家に戻り、以降、原告と被告は別居している。原告と被告の別居後、Aは、朝食後被告に連れられて保育園に行き、被告の妹に迎えられて夜までその家族と過ごし、被告の終業後は朝まで被告及びその両親

(祖父母)と過ごすという生活を送っている。原告は、被告との別居開始まもなく家事調停を申し立て、その過程でAとの面会交流⁸や婚姻費用分担についての調整も試みられたが、解決のため互いに歩み寄る方向には進まず、被告は、平成14年8月11日ころ鍵を交換して自宅から原告を閉め出すという実力行使に出た。そのため、原告は自分の住居を確保することに専念せざるを得なくなり、家事調停の続行を断念するほかなかった。原告は、平成14年11月ころ、再度家事調停を申し立てたが、平成15年2月14日同調停は不成立に終わった。そのため、原告は、被告に対して離婚及びAの親権者指定等を求めた事案である。

1-1-2 判決の要旨

本判決は、Aの親権者指定について「①幼児の親権者が原則として母親とされるべきであるというのは、経験的及び科学的な観点からも、妥当であるというのがほぼ一般的な理解であり、実務の大勢からみてもこれを尊重すべきものとする⁹が、他方、親権者の指定をするに当たっての根本準則が子の福祉であることは疑いがない。そして、②子の福祉という観点からみた場合、被告が愛情をもって積極的にAの養育に当たっていることに疑いはなく、前記1(5)¹⁰のとおりその養育環境にも問題はなく、他方、被告側での養育環境と比べてみた場合、原告側での養育環境には経済的にも生活環境的にも不安定な要因が多いといわざるを得ない。その限りで③原告が外国人であることは不利に働くことは否めず、Aが我が国民であり現に我が国で暮らしているという現実には相当の重みがある。もちろん④別居以後の被告の対応に行き過ぎた面のあることは否めないが、さりとてスーパー・Cに勤務するなどの原告の行動も余り感心できないといわざるを得ないであろう。なお、⑤被告が原告のもとからAを無理やり連れ去ったということもできない。したがって、本件では母親が子を監護養育し親権者となることが不適当と認められる特段の事情があるともいえるのであり、Aの親権者として被告を指定するのが相当である」として4歳のAの親権者を被告（日本人夫）に指定した。

1-2 裁判例2

1-2-1 事案の概要

原告（外国人妻）と被告（日本人夫）は、平成11年3月に婚姻し、同年10月に長男Aをもうけたが、夫婦関係は徐々に悪化していった。平成13年8月、原告と被告は東京都町田市内に新居を構えたが、夫婦関係が修復することはなく、平成15年10月11日に、被告は、その弟にAを引渡し、弟はAを連れて京都の被告の実家に戻った。以降、Aは、被告の実家で主に被告の母親によって監護養育されている。平成15年10月15日に、原告は東京家庭裁判所八王子支部に夫婦関係調整の調停を申し立てた。平成15年11月11日、原告は自宅を出て、それ以降、原告と被告は別居している。平成15年12月5日に、原告は、京都家庭裁判所にAの監護権者の指定及び子の引渡しを求める審判を申し立て（平成16年7月20日に取り下げ）、同月8日に、夫婦関係調整の調停が不成立となった。そのため、原告は、被告に対し、被告の無関心、被告による経済的遺棄、被告によるAの拉致、被告による自宅からの締め出しなど、被告の行為により精神的苦痛を受けたとして不法行為に基づく損害賠償、離婚、Aの親権者指定等を求めた事案である。

1-2-2 判決の要旨

本判決は、「⑥原告と被告間の婚姻関係が破綻したのは、原告及び被告とも、相手の立場や考えを尊重する姿勢に欠け（ことに、原告と被告は国籍を異にするのであるから、円満な夫婦関係を築くためには、このような姿勢は不可欠であると考えられる。）、双方の性格や価値観の相違から生じる行き違いにつき、夫婦関係を改善するための努力を尽くすことを怠ったことに原因があると考えられ、いずれか一方に、専らその責任があるというべきものではないと認められる」とし、Aの親権者指定について「Aは、⑦原告と被告との別居後1年半近くの間、被告の実家で、主に被告の母により監護養育されている（同居している被告の弟も、監護に協力的である。）ところ、行き届いた配慮の下、十分な面倒を見て貰って非常に安定した生活を送っており、母親の不在にも、特に精神的に不安定になる様子もなく、心身ともに健全に成長していること、被告も、週末ごとに必ず実家に戻り、東京にいる間には頻繁に電話をする等して、父親としてAに愛情深く接しており、父子関係は極めて良好であることが認められる。

他方……⑧原告は、日本語を全く理解することができないことから、就職先や交友関係も限定される上、Aの養育について協力してくれる者も近くにはいないこと、現在の住居は単身者向けのもので、Aを引き取った後には、転居や保育園入園等の手続を要するが、具体的な計画を立てたり、そのための準備をしているわけではないこと、したがって、⑨日常会話をほぼ全て日本語で行っているAとの間の意思疎通を含め、Aを引き取った後の生活に不安があることは否めないことが認められる。

前記事実には照らすと、⑩Aが未だ5歳の幼児であること、原告が、Aに対して母親として深い愛情を抱いており、その監護養育能力には特に問題はないと考えられる（被告主張の原告によるAの虐待の事実が認められない……）こと等を考慮しても、Aが将来にわたって健全に成長していくために、必ずしも原告自らの手でAを監護養育しなければならないという必要性は認められず、⑪現在の安定した生活環境を変更して、Aに新たな負担をもたらすことは、Aの福祉に適うとはいえないというべきである。……⑫原告は、被告がAを連れ去った行為は、未成年者略取罪の構成要件に該当するから、被告が親権者と指定されるべきではない旨主張するが……原告の主張は、採用できない。

もっとも、⑬被告はAと原告との面接交渉¹¹に理解がないとする点については、母子の面接交渉は、最大限に尊重されるべきであるから、Aの福祉のためにも、その実現が強く望まれるところであるが、原告と被告との関係が極度に悪化している現在の状況下において、被告がAと原告との面接交渉に対して否定的な考えを有していることは、被告の親権を否定する理由にはならないというべきである。よって、離婚後のAの親権者は被告と定めるのが相当である。」として5歳のAの親権者を被告（日本人夫）に指定した。

2. 離婚裁判における親権者指定の判断基準に関する検討

裁判例1及び2は、共に外国人妻が親権者指定を求めたが、裁判所は親権者を日本人夫に指定した事案である。親権者指定に関して、以下3つの観点から検討を加える。

2-1 親権者指定の判断基準の適用

中山直子によると、我が国の離婚裁判における親権者の指定は、監護者の指定（民法第766条第2項）や親権者の変更（民法第819条第6項）が定める「子の利益」が基準となる（中山2002、p.182）。過去

の事実を認定して法的評価を下すという通常の司法判断と異なり、子の将来を予測して健全な成長を促す親がいずれであるかを判断することになる。双方の親ともに監護能力や養育環境に欠けることがない場合、以下の具体的な判断基準によって親権者を指定する。具体的な判断基準とは、①母親優先の原則 ②継続性の原則¹² ③子の意思の尊重（概ね10歳以上の子どもの場合）④面接交渉の許容性 ⑤有責性 ⑥きょうだいの不分離である。以上の判断基準①～⑥が裁判例1及び2に適用されているか検討する。

裁判例1は、①母親優先の原則を適用しなかった。原告と被告の別居後、Aは、被告の実家で養育されているが、その養育環境に問題はない（下線部②）として②継続性の原則を適用した。③子の意思の尊重は、Aが4歳であることから適用外である。④面接交渉の許容性に関しては判断せず、⑤有責性は、「別居以後の被告の対応に行き過ぎた面のあることは否めないが、さりとてスーパー・Cに勤務するなどの原告の行動も余り感心できないといわざるを得ないであろう。」（下線部④）と判断している。⑥きょうだいの不分離は、親権を行う子がAのみであることから適用外である。

裁判例2は、①母親優先の原則を適用しなかった。原告と被告の別居後、Aは、被告の母によって養育されており、その養育環境が安定しているため、養育環境を変更することは子の福祉に適うとは言えない（下線部⑦及び⑪）として、②継続性の原則を適用している。③子の意思の尊重は、Aが5歳であることから適用外である。④面接交渉の許容性に関しては、原告と被告との極度に悪化した関係を理由に、被告がAと原告との面接交渉に対して否定的な考えを有していることは、被告の親権を否定する理由にはならない（下線部⑬）と判断した。⑤有責性に関しては、原告と被告にある（下線部⑥）と判断した。⑥きょうだいの不分離は、親権を行う子がAのみであることから適用外である。

2-2 母親優先の原則と継続性の原則の適用に関する問題点

裁判例1及び2は、母親優先の原則を適用せず、継続性の原則を適用したと考えられるが、以下ののような問題がある。

2-2-1 母親優先の原則の適用に関する問題

裁判例1は、「幼児の親権者が原則として母親とされるべきであるというのは、経験的及び科学的な観点からも、妥当であるというのがほぼ一般的な理解であり、実務の大勢からみてもこれを尊重すべきものとする」（下線部①）として母親優先の原則に触れたが、母親が子を監護養育し親権者となることが不相当と認められる特段の事情があると判断し、母親優先の原則を適用せず親権者を日本人夫に指定した。

裁判例2は、「Aが未だ5歳の幼児であること、原告が、Aに対して母親として深い愛情を抱いており、その監護養育能力には特に問題はないと考えられる」（下線部⑩）と判断したが、母親優先の原則を適用せず親権者を日本人夫に指定した。

母親優先の原則に関しては、我が国の司法におけるジェンダー・バイアスであるとの指摘を受けている¹³が、実務上は母親優先の原則が重視されている¹⁴。そのような状況において、母親優先の原則に触れた上で、外国人妻に適用しないこと自体が外国人妻に向けられる司法におけるジェンダー・バイアスであり、人権救済の最後の砦である司法において問題である。

2-2-2 継続性の原則の適用に関する問題

継続性の原則は、現状を追認するのではなく、出生時からの生育歴を総合的に判断するという考え方である。しかしながら、裁判例1では、原告と被告が別居し、被告がその実家でAと暮らし始めた平成14年4月10日ころから判決日である平成16年3月18までの養育環境のみに継続性の原則を適用していると考えられる（下線部②）。平成12年のAの出生時から平成14年4月10日ころの別居開始までの約2年間の生育歴に関しては判断されていない。Aの出生から別居に至るまでの約2年間、原告は被告と共に養育を行っていたと考えられ、その間の原告とAの心理的な継続性は考慮されていない。

裁判例2では、被告がその弟にAを引き渡した平成15年10月11日から判決日までの約1年半の養育環境のみに継続性の原則を適用していると考えられる（下線部⑦及び⑩）。平成11年10月のAの出生時から被告の弟に引き渡される平成15年10月11日までの約4年間、主に養育にあたっていた原告とAの心理的な継続性は考慮されていない。

このように、裁判例1及び2に適用されたと考えられる継続性の原則は、夫婦が別居する前の養育環境との継続性が考慮されていないという問題がある。

継続性の原則の問題点について、大谷美紀子は、以下の通り述べている（大谷 2011、pp. 21-22）。

親権者の指定について夫婦が合意できない場合は、家庭裁判所が親権者の指定を行うが（民819条）、その際、裁判所は、子の監護の継続性を重視し、子の監護状況が安定し特段の問題がなければ、子を事実上監護している親をそのまま親権者として指定する傾向がある。このことが、離婚に際し子の親権者となろうとする親が別居の時点で子の事実上の監護を確保しようとする傾向に拍車をかけている。しかも、共同親権状態において子を他方親に連れ去られた場合の法的救済の実効性に対する懸念から、子の監護を事実上確保した親は、単独親権者としての法的地位が確立するまでは、他方親による子の留置を恐れて面会を拒否することも多い。

裁判例1は、被告がAを連れて実家に戻ったことによって、原告と被告の別居が開始されている。裁判例2は、被告の弟がAを連れて京都の実家に戻ったことによって、原告とAの別居が開始されている。いずれの事案も、裁判所は、被告がAを連れ去った違法性はないと判断している（下線部⑤及び⑫）。

早川眞一郎によると、我が国の判例の動向として、子を連れて別居することは、裁判例において肯定的に評価する（違法・不当とは考えない）のが一般的である（早川 2012、p. 48）。しかし、大谷によると、この子連れ別居は日本においては普通のこととして容認されているが、外国人親は、共同親権者として法的な救済を受けることもできず、子が親から引き離されるという深刻な子どもの人権問題であると考え（大谷 2011、p. 21）。

日本人夫と外国人妻による国際結婚夫婦の夫婦仲が悪化した場合、日本人夫は我が国に戻れる実家があり、親族の援助が受けやすい環境であり、子連れ別居という実力行使に出ることが容易である。一方で、外国人妻は、母国を離れ慣れない我が国で暮らし、母国にいる親族の援助が受けにくい環境である。この不平等な環境を考慮した上で、子の出生から別居までの生育歴すべてを考慮し、継続性の原則を適用すべきである。

裁判例1及び2は、共に、日本人夫（あるいは、その親族）による子連れ別居を起因として新たに築かれた親子関係のみに継続性の原則を適用したという問題がある。

2-3 親権者指定の判断基準としての他の要因：「母親が外国人であること」と「外国人の母親の低い日本語能力」

裁判例1及び2は、母親優先の原則を適用せず、継続性の原則を適用した事案である。継続性の原則を重視したが、親権者指定の判断基準として他の要因があったと考えられる。それは、「母親が外国人であること」と「外国人の母親の低い日本語能力」という2つの要因である。

裁判例1は、「原告が外国人であることは不利に働くことは否めず、Aが我が国民であり現に我が国で暮らしているという現実には相当の重みがある」（下線部③）と判断している。つまり、母親が外国人であることを、母親が子を監護養育し親権者となることが不適当と認められる要因と判断したと考えられる。

裁判例2は、「原告は、日本語を全く理解することができないことから、就職先や交友関係も限定される」（下線部⑧）、「日常会話をほぼ全て日本語で行っているAとの間の意思疎通を含め、Aを引き取った後の生活に不安があることは否めないことが認められる。」（下線部⑨）と判断している。つまり、親権を行う子が日本で暮らす日本人の実子¹⁵である場合、親権者指定を求める者の日本語能力が低いことを不利な事情と判断したと考えられる。この判断に対し、外国人妻が自らの母語によって我が子とコミュニケーションをとることも可能である¹⁶と考えられるため、日本語能力が低いことを親権者として不利な事情と判断したことが適切であったか疑問が残る。仲潔は、我が国には日本社会における日本語使用という言語観があり、外国人の見えない壁になっていることを指摘している（仲 2009, p. 88）。裁判例2は、日本社会における日本語使用という言語観が反映され、「外国人の母親の低い日本語能力」を不利な事情と判断したと考えられる。

おわりに

裁判例1及び2は、親権者指定の判断基準として司法におけるジェンダー・バイアスである母親優先の原則を適用しない事案である。母親優先の原則よりも、日本人夫の子連れ別居を起因として新たに築かれた親子関係を重視して、継続性の原則を適用した。すなわち、裁判例1は、「外国人の母親であること」を不利な事情と判断し、裁判例2は、「外国人の母親の低い日本語能力」を不利な事情と判断し、母親優先の原則を適用せず、親権者を日本人夫に指定したのである。

本論では、外国人妻と日本人夫が幼い子の親権を争った国際離婚裁判例2つを扱い、外国人妻に司法におけるジェンダー・バイアスである母親優先の原則を適用しない事案があることを確認した。しかし、外国人妻が国際離婚裁判において親権者に指定されることが少ないという客観的なデータは公表されていないため、本論で扱った事案のみで司法におけるジェンダー・バイアスである母親優先の原則を外国人妻には適用しないと断定することはできない。

しかしながら、母親優先の原則を外国人妻に適用しない事案の存在を外国人妻に向けられるジェンダー・バイアスとして捉える視点は、人権擁護の最後の砦である司法において重要である。

今後、日本人夫と外国人妻による国際離婚裁判が一定数を占めていく我が国の司法において、「外国人の母親であること」や「外国人の母親の低い日本語能力」によって生じる外国人妻に向けられるジェンダー・バイアスを排除していくことが求められる。

(かとう・なおこ／お茶の水女子大学人間文化創成科学研究科

比較社会文化学専攻博士後期課程在籍)

掲載決定日：2013（平成25）年12月11日

注

- 1 人口動態調査 (<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=0000010288>) (2013年9月6日最終アクセス) によると、我が国における国際結婚夫婦は、1965年には4,156組であり婚姻件数全件の約1%弱であったが、2011年は25,934組となり婚姻件数全件の約4%となった（厚生労働省 2013）。
- 2 人口動態調査 (<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=0000010288>) (2013年9月6日最終アクセス) によると、我が国における国際離婚件数は、2011年は17,832件であり、1992年の7,716件と比較すると約2倍以上の増加となっている（厚生労働省 2013）。
- 3 司法統計 (<http://www.courts.go.jp/search/jtsp0010>) (2013年9月6日最終アクセス)。
- 4 親権者とは親権を行う者のことであり、親権とは、未成年者を保育・監護・教育する職分である（大江 2005、p. 155）。我が国では、父母が協議上の離婚をする場合、父母の一方を親権者と定めなければならない（民法第819条第1項）、裁判離婚の場合は、裁判所が父母の一方を親権者と定める（民法第819条第2項）。
- 5 司法におけるジェンダー・バイアスとは、司法の中で、性別によって行われる不合理な差別や区別、一方の性だけに課される不合理な不利益である（市毛ほか 2005、p. 11）。
- 6 東京地判平成16年3月16日判例集未登載（平成14年（タ）944号）、東京地判平成16年11月25日判例集未登載（平成15年（タ）760号）。例えば、東京地判平成17年10月5日判例集未登載（平成16年（タ）47号）は、「長女は、5歳であり、その日常の監護養育に母性によるきめ細かく温かい撫育が必要である」と判断して、親権者を原告である母親に指定した。
- 7 「母親優先の原則」は、「母性優先の原則」と一般的に言われており、乳幼児期の母子の相互関係が子の心理発達に必要不可欠であるという乳幼児心理の知見の増大によるものであるが、生物学上の母親ということだけでなく、子と母性的な関わりと持つ養育者と理解して「母性優先の原則」と言われるようになった（中山 2002、p. 182）。しかしながら、実務上、「母親優先の原則」と「母性優勢の原則」は明確に区別されず、共に母親に対して使用される表現であるという現状を踏まえ、本論では、統一して「母親優先の原則」と述べる。
- 8 面会交流とは、非親権者や非監護者が、子と会ったり手紙や電話などで交流することをいう（榊原 2012、p. 201）。「民法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第61号）により民法第766条が改正（平成24年4月1日施行）され、「父母が協議上の離婚をする場合、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない（民法第766条第1項）」と面会交流が明文化された。
- 9 判決の要旨における①～⑬の番号及び下線部は、著者が付したものである。
- 10 「1（5）原告と被告の別居後、Aは、朝食後被告に連れられて保育園に行き、被告の妹に迎えられて夜までその家族と過ごし、被告の終業後は朝まで被告及びその両親（祖父母）と過ごすという生活を送っている。」
- 11 面接交渉とは面会交流のことである。「民法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第61号）により民法第766条が改正（平成24年4月1日施行）される以前は、面会交流のことを面接交渉と呼ぶことがあった（榊原 2012、p. 201）。
- 12 「継続性の原則」は、「現状尊重の原則」とも言われ、監護者の変更が子の心理的不安定をもたらすため、子の現状を無暗に変えてはならないという精神分析学の知見によるものであり、実務上は、現状を追認せず、出生時からの生育歴を総合的に判断する（中山 2002、pp. 182-183）。
- 13 第二東京弁護士会両性の平等に関する委員会（1999）『司法におけるジェンダーバイアス』（<http://niben.jp/or/ryosei/gender/sassi/sassi.html>）（2013年9月6日最終アクセス）。
- 14 秋武憲一は「実務上、ともすれば、子の監護を父親がしている場合に母親から子の引渡しが求められると、監護状況の実態等を具体的事実関係の下で十分検討することなく、母親が監護するのが相当であるとして、この観点だけから子の引渡しを認める傾向がないわけではない」と指摘している（秋武 2004、p. 237）。
- 15 日本人の実子とは、出生時、父または母のいずれか一方が日本国籍を有している子のことをいう。

- 16 猿橋順子は、「たとえ帰国する見込みがなくとも、二つの文化を継承するダブルの子どもにとって、両親それぞれの言語は等しく尊重されることが望ましい」と述べている（猿橋 2009、p. 55）。

参考文献

- 秋武憲一「母から父に対する子らの引渡しの仮処分を求める審判前の保全事件において、子の引渡しを命じた原審判が、その即時抗告審において、保全の必要性を肯定すべき切迫した事情を認めるに足りる疎明がないとして取り消され、子らの引渡しを求める申立てがいずれも却下された事例」『判例タイムズ』1154号（2004）：pp. 236-237.
- 李仁子「マイノリティとジェンダー——在日コリアン二世・三世の見合いから」田中雅一ほか編『ジェンダーで学ぶ文化人類学』世界思想社、2005年。
- 市毛由美子ほか「司法におけるジェンダー・バイアスの現状と課題」『自由と正義』56号（2005）：pp. 11-21.
- 大江忠『要件事実民法（5）親族・相続 第3版』第一法規、2005年。
- 大谷美紀子「別居・離婚に伴う子の親権・監護をめぐる実務上の課題」『ジュリスト』1430号（2011）：pp. 19-27.
- 榊原富士子「離婚に伴う子どもの問題」渡辺惺之監修『涉外離婚の実務』日本加除出版、2012年。
- 猿橋順子「国際離婚外国人女性の支援を考える——言語管理とエンパワメントの視点から」河原俊昭ほか編『国際結婚 多言語化する家族とアイデンティティ』明石書店、2009年。
- 棚村政行「家事事件とジェンダー」第二東京弁護士会両性の平等に関する委員会司法におけるジェンダー問題諮問会議編『事例で学ぶ司法におけるジェンダー・バイアス 改訂版』明石書店、2009年。
- 仲潔「国際離婚に伴う言語問題——制度的問題点と言語観を中心に」河原俊昭ほか編『国際結婚 多言語化する家族とアイデンティティ』明石書店、2009年。
- 中山直子「子の引渡しの判断基準」『判例タイムズ』1100号（2002）：pp. 182-183.
- 早川眞一郎「『国際的な子の監護』をめぐる問題について」『判例タイムズ』1376号（2012）：pp. 47-55.

参考判例

- 静岡家沼津支審昭和40年10月7日判タ198号199頁
- 東京地判平成16年3月16日判例集未登載（平成14年（タ）944号）
- 東京地判平成16年3月18日判例集未登載（平成15年（タ）283号）
- 東京地判平成16年11月25日判例集未登載（平成15年（タ）760号）
- 東京地判平成17年5月19日判例集未登載（平成16年（タ）159号、同342号）
- 東京地判平成17年10月5日判例集未登載（平成16年（タ）47号）

〈翻訳〉

男性の形式と女性の形式について
Ueber die männliche und weibliche Form

ヴィルヘルム・フォン・フンボルト著

Wilhelm von HUMBOLDT

杉田孝夫・菅野健／訳

杉田孝夫／解題

- 335 男性の形成（Bildung）と女性の形成に共通に表れる類（Gattung）としての統一（Einheit）ということ
ことを別にしても、双方の性差（Geschlechtsverschiedenheiten）は、それ自体互いに完全な調和
（Uebereinstimmung）のなかにあり、そのことによって一つの全体へと融合していくのである。性差
による特徴を度外視するにせよ、あるいは同一視するにせよ、いずれの場合でも、人間（Menschen）
の像（Bild）をその普遍的な性質のうちに獲得するのである。それゆえ双方の形態（Gestalt）の特徴は、
相互に関連し合っている。すなわち一方における力（Kraft）の表現は、他方における弱さ（Schwäche）
の表現によって和らげられ、女性の繊細さ（Zartheit）は男性の強さ（Festigkeit）によって支えられ
るのである。一方の目は満たされない思いで他方を求め、一方はただ他方によってのみ補われるのであ
る。そしてまさに完全な人間という理想¹がそうであるように、人間の美の理想もまた、双方に分配さ
れているので、われわれは、結合することによって美が生み出されることになる二つの違った原理のう
ち、いずれの性においても他方の性が凌駕するのを、見るのである。きわめて明白なことは、男性にお
ける美ということを考える場合には、むしろ悟性（Verstand）が、形式の優位性（*formositas*）や技術
的規範に合致した明確さという特徴によって満足を与えられるのに対して、女性における美というこ
とを考える場合には、むしろ感情（Gefühl）が、素材（Stoff）の自由な豊かさや愛らしい優美さという特
徴（*venustas*）によって満足を与えられる、ということなのである。もっとも、双方どちらも、二つの
336 特質を併せもつのでないならば、美という名を要求することはできないのではあるが。しかし、最高の
完成された美というものは、ただたんに双方の結合だけではなく、また形式と素材の、技術的規範性と
自由の、精神的統一と感覚的統一の、絶妙極まるバランス²をも必要とするのである。そしてこれが得
られるのは、ただ両性に特徴的なものを思考のなかで融合させ、純粹に男性的なものと純粹に女性的な
ものをもっとも緊密に結びつけたところから、人間というものをイメージするときだけなのである。

しかし、そのような純粹な男性性（Männlichkeit）と女性性（Weiblichkeit）もまたただ見つけだす
ということだけでも無限に困難なことであり、経験においては絶対に不可能なことである。経験におい
ては、つねにその個人に独自の特徴が現れるのであって、それは、その個人の内部にあるその性に普遍
的な特徴を、場合によっては他のさまざまな性質が入り込むことによって歪めていたり、場合によっ
てはたまたまみずからの限界を知らされることによって、最高の完成（Vollendung）に至るのを妨げて
いたりしているものなのである。すなわちその異質なもの（Fremdartige）は悟性によってそこから切
り離されなければならないし、個人のこうしたさまざまな限界は取り除かなければならず、そうするこ

とによって、純粋な性による特徴³というものが現れることになるのである。しかし、悟性はただ不十分な抽象化をすることしかできず、ここでわれわれにとって重要なのは、まさに完全な感覚的イメージ⁴なのである。というのも、性の特徴の真の精神⁵というものは、ただ、ありとあらゆる個々の性質が生き生きと作用し合うところにのみ現れうるからなのである。

ところで、この困惑からわれわれは産出的構想力⁶によって救い出されることになるのであるが、この構想力は、経験の領域から理念的な領域へと移行し、すべての偶然による余剰とすべての偶然による限界をその対象から切り離し、理性（Vernunft）という無限なものに、いつもはただ時間のなかで偶然にそして制限されて生まれる現実の個人が示すのとまさに同じ明確な形式を与えるものなのである。ギリシア人は、このすばらしい能力をとりわけ自然によって与えられ、オリンポスの山に理念的な形姿⁷を住ませたのであった。さて、ギリシア人が純粋な独自性と美を求めたとき、ギリシア人は神々の領域に向かい、そこで地上にはなかったものを見出したのであった。ある存在のもっともひそやかな特徴を、まだ開ききっていない蕾みのうちに摘み取り、この繊細さのなかに、ある明確な形姿で包み込むという技法において、この民族を凌駕する者は何世紀にも亘って現れることはなかった。ただギリシアの芸術家のみが、理念そのものを個体化するというに成功したのであり、われわれもまたギリシアの芸術家から、いまここで問題になっている主題について、この上なく満足できる解明を得ることになるのである。

女神たちの領域において、われわれは、女性性の理念に、まず最初にデイオーネ⁸の娘において出会うのである。ありとあらゆる甘美な魅力を包み込んでいる小さくて華奢な骨格、豊満な体つき、切なく思い焦がれているかのように潤んだ瞳、憧れに満ちて開かれた口、人を遠ざける厳粛さよりもむしろ乙女のはにかみが滲み出ている優美なしとやかさ、風のそよぎのように全身を覆い尽くしているこの世ならざる優雅さは、か弱さそのものを基盤としながらも、その上に強さを築き上げる性のあり方を告知している。女神の領域に近づくものは、愛と喜びを吸い込むのであり、女神のまなざしそのものが好意的に、そのようにしたいという気持ちを起こさせるのである。ギリシア人のヴェーナーネ⁹を描き出したのは、偉大で遠大な理念である。それは、すべてを生み出し、生きとし生けるありとあらゆるものを貫いて流れている力なのだ。この理念のために、ギリシア人は、ありとあらゆる生み出す存在のうちでもっとも美しい、女性という、咲き誇るばかりの理想の形姿¹⁰以上に幸福な象徴を選ぶことはできなかったのだ。そして最初の、まだ定かならざる願望で胸がふくらむ瞬間以上に幸福な瞬間を選ぶことはできなかった。

この最初の青春時代においては、女性性はより純粋であるように思われ、他の性質をまだ完全には我がものにしていないというまさにその理由でむしろ孤立しているかのようにさえ感じられる。それは性格というよりも瞬間と傾向性の気分である。きわめて心のこもった表情において¹¹、道徳的さらには知的な性格の極めて生き生きとした表現において、たしかに女性的な特質は明らかになるのではあるが、しかしその特質がもっとも素直なかたちで現れるのは、肉体的な形態と感覚的表現においてなのであり、まさにこれが理念にまで高められ、美の女神から輝き出てくるのである。それゆえ、われわれは、われわれの曖昧な感情が女性の形態について期待するものを、美の女神のなかにもっとも容易なかたちで再び見出すことになるのである。そしてわれわれが美の女神を見るときにわれわれの内部に引き起こされる印象を吟味するならば、われわれは自分が溢れんばかりの豊かな魅力に包み込まれてしまっているのを感じることになるのである。その魅力は、すばらしく美しい構成¹²によって保たれ、繊細な優美

さによって慎み深さを与えられるのである。それゆえ、美の女神は、われわれにとってより人間的なものに思われ、けっして神性を否定することがないにもかかわらず、われわれは美の女神に親しげな希望を抱いて近づくのである。

338 愛の女神からははっきりと明白に表出されているものが、 Ἐὶ Ἄρ' Ἄρ' ¹³の形態においては、まだひそやかに、そして未発達のままに安らっている。ありとあらゆる女性の魅力を備えながら、彼女は、愛という甘美な喜びを撥ねつけ、ただ男性の仕事¹⁴だけを楽しむのである。同じ考えをもった大勢の女性の遊び仲間たちのまっただなかで、彼女は、森の奥深くまで、無慈悲な弓を手にして獲物を追いかけ、みだらな目をして近づいて来るならず者を、厳しく罰するのである。この乙女の礼節によって、彼女は、 Μινελῶα ¹⁵と同類である。しかし、二人の女神の性格は、それにもかかわらず本質的に異なっている。ユピテル¹⁶の恐るべき娘においては、叡智の真剣さが女性のあらゆるか弱さを消し去ってきたのである。それを示しているのは、冷静で、思案に耽る伏し目がちなまなざしである。ディアーネの目は、生き生きとした欲望を伴ってめざすべき対象にひとと向けられている。彼女はただ好みをつぎからつぎへと変えてきたのであった。女性性は、彼女にとって異質なものではない。むしろ彼女は、どこにおいても男性的な力を示してはいないのである。快活な無邪気さにおいて、彼女は自分自身にみずから気づいていないだけなのである。彼女は、けっして一つの類（Gattung）の理念ではなく、むしろ個人的な雰囲気、あるいはある段階の年齢の理念なのである。一つの性を他の性へと結びつける繊細な憧れは、その発展過程において、内向する意識の穏やかな影響を受ける必要があるのである。しかし、青春の感情の最初のほとぼしりは、ディアーネのまなざしのように、遠くをさまようのである。それゆえ、最初期の乙女の時代は、ある種の無感覚を、いやそれどころか、女性の柔和さのかなりの部分はさまざまな感覚の発達によるのであるから、ある種の厳しさを伴うことも希ではないのである。ただ、いくつかの特徴は、非常にすばやくこの時期をすり抜けていくので、この厳しさはまだほとんど感ぜられず、別の時期にさらに長く現れるということもあるのである。この状態は、独特の形態を生み出し、それをラトーネ¹⁷の娘は、芸術家の手によって受け取ったのであった。女性の魅力は、甘美なまでの美しさで彼女のなかから溢れ出てくるというよりは、まだ内に秘められていて、自分自身にも気づかれていないのである。全身の骨格はしっかりしてきているが、ほっそりとしなやかな軽快さを有している。そして全体の印象は、魂が内部に沈潜しているというよりは、外部の別のさまざまな対象を目ざしていることを表わしている。しかしその際、神々しいまでの女性性の第一の性格、つまり気品を備えた優美さは、背後に隠れれば隠れるほど表に出てくるという、きわめて高度なかたちで姿を現すのである。ディアーネの厳しさをもまた、すでに詩人たちの想像力は、和らげて表現してきたのであった。夜の孤独と、耳をつんざくばかりの猟のまっただなかの沈黙が、女神を内部に沈潜させるとき、彼女はエンディミオン¹⁸の魅力に心を動かされるのである。生真面目なパラス¹⁹の弱さを誰も責めることはできないのである。

339 シセリア²⁰の優美さとユーノ²¹の気品を比較すると、女性らしさが新たな拡大された領域へと移行していくのがわかる。前者において、それは活発で活動的である。後者においては、それは穏やかに全存在から滲み出てくるものであり、ただそれ単独で現れるものでも、愛情あるいは激情のそれぞれの瞬間に現れるものでもなく、きわめて密接に、神々しいまでの人格（Persönlichkeit）のなかに織り込まれ、性格（Charakter）にまでなったのだった。たしかに、詩人たちの書いたものを読む者にとっては、復讐の念に燃える嫉妬で敵を追い、煙を上げるイーリウム（トロイア）の廃墟を見て楽しんでいる女神の姿のなかに、これらの特徴を見出すことは、難しいに違いない。しかし神々の普遍的な性格は、感覚的

な民族の戯れの想像力が作り上げてきた物語とは区別されなければならない。なぜなら、ユピテルの好色が、神々の父にとって本質的なものではないように、ユーノの嫉妬と復讐心は、天の女神にとって本質的なものではないからである。しかし詩人たちの書いた物語においてさえ、その女神は、崇高さという特徴も柔和さという特徴も否定することはなく、ただ瞬間瞬間に、その特徴を激情の力が曇らせるだけなのである。ただ最高の女性的な優美さと気品に包まれて、彼女は造形芸術家の手によって姿を現わすのだが、造形芸術家は、みずからの想像力に、容易に理解される理由によって、詩人よりも、恣意性を許さなかったのである。たしかに、ここでもまた、厳かな気高さが、その女神のまわりを聖なる弧を描いて取り囲んでいる。しかし、ひそやかな崇拜者は、彼女に心を捧げ近づくことに成功したのであり、そのようにしていまや突然、彼を優雅な美が包み込むのである。造形芸術家と詩人が同じ神聖を取り扱った違いは、明らかに、性の道徳的かつ肉体的形成についての概念の発展の仕方の違いに基づいているのである。なぜなら、肉体的な表現に限定されていた芸術家は、必然的に、外的形態の理念がより純化して生み出されているというまさにその点において、詩人を凌駕していなければならなかったからである。それに対して、詩人がその女神について描いたイメージは、性の道徳的規定に向けられていたのであった。彼の模範は、貞淑な妻であり、秩序と家庭的であること（Häuslichkeit）を愛する友であるのだが、しかしまた同時に、それらの正義＝法（Rechte）の熱心な守護者なのであった。そしてこの存在を、彼は神々の女王のなかに理念化したのであった。

340 こうしてわれわれはこれらの副次的概念についてわれわれの想像力（Phantasie）を純化したのであるから、われわれにはこの神性のなかに真の女性性の像が、ただ崇高な段階において現れるのである。女性性はけっして個々の特徴においてその姿を現すのではなく、形態全体のまわりに柔らかなヴェールを投げかけているのであり、そのあいだから神性が自由に妨げられることなく姿を覗かせているのである。それゆえそれはまた、ある一定の個々の状態がそのつど内包する制限のなかに現れるのではなく、むしろありとあらゆるまだ発展していない資質を包み込んでいるのであって、悟性と想像力に、無限の領域を追求させるのである。なぜなら、愛の神のように、魅了されていく憧れによってでもなく、ラトネの娘のように、若さによる無邪気さによってでもなく、ユーノが女性（das Weib）を滲み出すのは、穏やかで、全存在のまわりに広がる豊かさによってだからなのである。欲望の影もまた消え去り、内的な自己満足を、彼女は現世の制限の領域から取り去るのである。彼女の高貴な姿、彼女の大きくて丸い目、そして彼女の口の気高い印象は、彼女に、あらゆる乏しさの痕跡を消し去る気品を与えているのである。しかし彼女がここで女性らしさをいわば否定しているようでありながら、彼女にそれがあるのは、彼女のすべての他の美しさのお陰なのである。女性的なもの（das Weiblich）とは、彼女の存在の豊かさであり、女性らしくゆったりと溢れ出てくる力、人を快くする力なのであり、そして同時にその両方ともに、愛らしい優美さと青春のあらゆる魅力に飾り立てられているのである。なぜなら、すべての神が、ありとあらゆる人間的なものを楽しみ、かつそれに苦しむという特権を享受しながらも、現在という瞬間を越えて、死すべき者たちと同様に、制限的な結末を体験することがないように、ユーノもまた永遠に純潔の花嫁として、ゼウスの抱擁のなかに戻ってくるからなのである。

それにもかかわらず女性的なものは、彼女の内部の彼女本来の資質のなかにはないように思われるし、性格によってずっと変わることがなく、自然の手によって作り出されているものではないように思われる。むしろそれは、神性と一つになり、自然によって高められるのである。それゆえ、その女神の姿は、より大胆に立ち上がり、目はより自由に大きく弧を描き、口はより誇り高く命ずるのであり、性

341 の制約から解き放たれ、彼女はただ性の長所だけを付与されているのである。神と女性の特質²²の表現は、相互のなかに消え去り、それぞれが他方によって互いに高められ、あるいは抑制されるのである。容易に自制を欠く、溢れんばかりの豊かな女性性は、自己自身を支配する豊かさへと変えられ、外的な必然性に左右される女性の力は、むしろ内的な必然性と結びつくように思われる。それに対して、恐るべき偉大な神性が恐怖を引き起こしうるところでは、女性の柔和さが、それを追いつくのである。彼女を通して、神々の額が告げる確たる恣意に左右されるのではなく、物事の高位の秩序と結びついているのである。そして女神を取り囲む厳粛な深刻さは、あらゆる厳しさの外観を失うのである。というのも、それは、女性的な振る舞いと慎ましさを発しているからなのである。

つまり、ここで、女性性が、新たな姿で現れるのである。われわれが見るのは、女性的なものの独自の理念ではないし、その長所並びに必然的な制約を示すべく定められている姿ではない。それは、精神的特質²³一般の理念なのであり、その精神的特質が、ある肉体を受け入れるために、一方の性に属することをどうしても明らかにせざるをえず、いま、女性²⁴を選んだ、ということなのである。なぜなら、性の形式には左右されない、さらにもう一つの中間の形式というものが存在するに違いないからである。それは、人間性（Menschlichkeit）の純粹型、あるいはこれを理念的に高められたものと考えたならば、古代人の考えた神性（Göttlichkeit）の純粹型なのであり、それを目ざしてそれぞれ個々の性は、みずからを高めていくべきものなのである。しかし、まさにこの要請がここで達成されるのは、神性が、自然の性格としての女性の性格を消し去り、意志の性格として表わし、それに無限の広がり認め、そして、その制約を取り払うことによって、その長所そのものに新たな輝きを分ち与えたときなのである。壮麗な形態のそれぞれの性格は、女性的である。しかし同時に、紛うことなく、そのそれぞれから神性が語りかけてくるのである。そしてそのようにして、女性たちと女神たちのもとでは、人間性と神性とがますますその度合いを高め、まさに女性性がその存在全体をより生き生きと輝かせることになるのである。

342 これらの理念においても、現実そのものにおいても、女性の美しさが心に生み出すさまざまな印象に静かに身を任せ、それらのある一定の普遍的な概念に帰せしめようとするのであれば、あらゆる方向から感覚に訴えかけてくるのは、愛らしさ（Lieblichkeit）であり、優美さである。均整の取れた華奢な骨格が、美しく起伏をなす曲線に包まれ、あらゆる部分が豊かさと柔らかさを示し、淡くはあるが鮮やかな色が混じり合い、きめ細やかで滑らかな肌が全身を覆い、長く優美に流れる巻き毛が垂れている。—— このような特徴こそは、たとえ多種多様な姿のなかで現れるのであろうとも、見る者の想像力にとどまり、いかなる真の女性的形態においても、否定されえないものなのである。それゆえ、女性的形態の特徴的指標は、輪郭の連続した安定さなのであり、一つの部分は別の部分から、いわば流れ出ているように思われるのである。その安定さが、姿のうちから輝くばかりに溢れ出てくる力を魅力的な豊かさへと変え、あらゆる個々の特徴を、自然な容易さで、調和ある一つの全体へと結びつけるのである。

ただ感覚にのみ訴えかけてくるこの物質的な魅力は、それが優美さとなるためには、精神のさらに高次の要請に満足を与える形態を獲得しなければならないのである。それがなければ、物質的魅力は、美の領域へと入っていくことができず、ただそれだけが、物質的魅力を優雅さへと高めるものなのである。たしかに、女性の肉体の形成において、芸術的規範となっているものは、包み込む外側の柔らかさと、輪郭のはるかにゆるやかな流れによって、隠されているのである。しかし、それは消えてはならないものであり、真に美しい女性の構成において、技術的な完璧さは、まさに古代のいくつか遺されている芸

術作品において、少なくとも触覚の導きの助けを借りるならば、実際に目に見えるものとなっているかのように、透けて見えてくるに違いない。構成の感覚的調和²⁵から、純粹に規範となっているものが窺えるに違いないように、もしもその姿が完成されたものということであるのなら、この両方によってさらに性格の道徳的調和²⁶という表現が要請されるのである。そして気品と自立性が、体つきと顔つきから、輝き出てくるのである。尊大な支配志向を表わすこともなく、すっと立つその姿は、いつもは生きているすべてのものを結びつけている束縛から解放されていることに満足を感じるのである。その姿は、みずからの力で立ち、進んで、みずからの自由と調和する、ある秩序の法則に従うのである。つまり、精神の表現は、女性の形成においては、ないことに気づかされるであろう、などということではまったくなく、それはむしろ、ただあの好ましい優雅さにのみ、みずから進んで順応していくのである。

343 純粹に人間の形成ということについて期待されている以上に、大いなる優美さというこの特徴に関して、女性性は、至るところに難なく認識されうるのである。ところで、たしかに、高次の男性的な美しさにおいて、男性性は、すぐに明らかになるに違いない。ただここには、きわめて注目すべき違いが現れるのだが、それは、男性性は、もしそれが存在するのであれば、容易に気づかれるというよりも、それが無いところでは、無いことに気づかされるというものである。本来の性の表現というものは、男性において際立っているものではなく、純粹に男性性の理念を、かのヴェーナスにおける純粹に女性性の理念のように個別化するということは、ほとんど不可能なことであろう。両性の形態を一見しただけでは、男性における性構成は、他の全身体とははるかにわずかにしか結びついていないということに気づくのである。女性においては、自然は、紛うことなき慎重さをもって、性を示す部分だろうと示さない部分であろうと、ありとあらゆる部分を一つの形式のなかに流し込み、美さえもそれに従属させたのである。男性においては、ここで慎重さを大いに欠いたのであった。自然は、男性に、ただ性に属するものからむしろ独立することを許し、この性に属するものを、全体との調和には頓着することなく、ただ暗示しただけで満足したのである。しかし、もしかすると、自然はまた、男性の性格を、ただより繊細に、男性の他の本性のなかに織り込んだのかもしれないし、それを、より大いなる力の表現で、すなわちはるかに活発ですばやい努力（Anstrengung）で、控えめに示したのかもしれない。しかし、この格別の特性は、かならずしも男性の性に帰せられるものではない。なぜなら、それは、いかなる面からも、純粹な人間性の性格と矛盾するものではないからであり、純粹に人間的な形式に独自のものでありうるからである。ちょうどそれと反対の性格が、女性の形式に独自のものでありうるようである。そしてそれゆえ、性差から大いに独立しているということは、直接的にともに男性の陶冶の概念に属していることなのである。

男性の形態が力と自由を現わせば現わすほど、日常の判断でさえも、彼がいつそう男性的であることをいよいよ明らかにするのである。力は、女性的な美しさにおいてよりもさらに多く、多くの人を打ち負かしてきたに違いないのであって、われわれはむしろ力が、純粹な優雅さを傷つけることによってさえ、きわめて明らかに現れ出てくることのほうを、力が逆に優雅さに屈してしまうことよりも、許してしまうことになるのである。それゆえ男性的な美しさというものは、力が強められるその度合いに応じてますます高められるのであり、享受するということのほうを活動するというよりも優先すればするほど、ますます低下していくのである。どのようにして力を増大させるかというそのやり方さえどうでもよいことではないのである。努力によって鍛錬するどころか、力に十分に栄養を与えれば与えるほど、ますます男性的ではなくなるように思われることであろう。そのようにして、古代人はパックス²⁷

を考え出したのである。彼を特徴づけているのは十分な豊かさである。陽気な陶酔状態で、彼は大地を歩き回り、遠くの力強い諸民族を、彼の意志の努力によってよりも、むしろ彼の本性のあり余る力によって、征服したのであった。彼の形態は他の神々よりもさらに繊細で若々しいものであり、彼の腰はより女性的な曲線を示しており、彼の骨格の全体的構造は、よりふくよかで丸みを帯びている。彼は男性の行動力を備え、まさにその性の独自性を性格において表現することによって、それにもかかわらず、女性的なものの境界へと近づいていくのである。ヴィーナスのように、彼は自然の力を現わしており、まさにヴィーナスと同様に、高位の神々よりもはるかに密接に、自然と結びついているのである。しかし、まさしくヴィーナスが純粋に女性的なもののもっとも忠実な像であるように、バックスは男性的なものからの逸脱を現わすのである。そしてそもそも、男性というものは、つねに、その性に支配されればされるほど、ますます性から外れていくものなのであろう。このことは、全体的に、女性にもまた当てはまることであるにもかかわらず、そして感情の激しさにおいて、女性的なもののもっとも愛らしい特徴が消滅するにもかかわらず、ここではその境界ははるかに広がり、女性においては、その性に委ねられる程度がきわめて高いのに対して、男性はその性をほとんど至るところで、人間性のために犠牲にしなければならないのである。しかし、まさにこのことが改めて、彼の形態が、性の制限から大いに自由であることを証明するのである。なぜなら、その本来の自然の規定を思い出させることなしに、彼は、最高の男性性を示すことができるからである。それに対して、女性的な美しさの精確な観察者にとっては、その本来の自然の規定は、たとえいかに繊細にとにかく女性性が存在全体を覆っていようと、つねに明らかになるからである。すでにおのずから、男性の体格はほとんど完全に、人間の肉体についてそもそも抱きうる期待と一致しているのであり、男性の特殊性（Partheilichkeit）だけが、男性の体格をいわば、女性の体格の違いからむしろ逸脱と思われる規則へと高めているのではないのである。きわめて公平な観察者ならば、女性の体格は、多くのことを形態によって克服すべく、生きとし生けるもののある一定の自然の目的を表現しており、男性の体格は普遍的な自然の目的を表現していることを、告白しなければならないのである。

しかしまた、男性の形態にも、いまだになお、性の独自性²⁸の形跡が十分に残っている。それは、最高の美しさが現れるべきところにおいてであり、純粋な人間性においては、消失しているに違いないものなのである。もしも女性の肉体が、波打つ曲線によって縁取られつつも、ゆるやかな平面を示すものであるとするならば、男性に特有の力の激しさは、肉体に浮かび上がる腱を高め、少ない肉に覆われた強い骨格があらゆる輪郭をさらにくっきりと暗示するのである。あらゆる角張ったところは、一定の部分に分けられ、大胆な描き手が、厳密な正確さをもって、しかし優美さを気にかけることなく描く素描に似ているのである。ここで極端に描かれているものは、当然、また自然の真理を克明に観察することによって、大いなる洗練を許すのである。しかし、最高に洗練されても、ある決定的なことが残ることになるであろうし、それは厳しさの境界に近づいているものなのである。そのような理念は、芸術通の判断によれば、フェルネーセのヘラクレスである。長い仕事の後、彼は、みずからの力強い道具に支えられて、休息している。巨人たちや怪物たちを、彼は打ち負かしたのであったが、口から発する命令や手振りで敵を易々と滅ぼす神々の力によってではなく、死すべき者の努力によって闘ったのであり、大変な苦勞をして勝利を勝ち取ったのであった。剣闘士の肉体もまた、同種のものである。努力と筋力の鍛錬の跡は、彼らの内から輝き溢れ出ており、享受の楽しみの表現は至るところにあり、男性の力がかすかにしか現れていないところにおいてさえもそうである。強さ、決然さ、そして容易に厳しさになり

うる輪郭の鋭さが、つまり男性の形態の第二の本質的指標を形成するのである。すでに自然の手あるいは道徳的文化が、これらの特徴をほどよく和らげてこなかったところでは、それらは、男性的な美しさからふたたび、性から大いに独立していることによって獲得した自由のなにかを奪い取ることになるのである。

346 神的なものの本性においては、すべては、類の概念の純粹さと完全さを志向する。両性の性格もまた、類の概念のなかで消失し始め、神々の若々しい形姿においては、男性の肉体の鋭い線は、決然さを打ち消すことなく、厳しさを取り去る柔和な優美さのなかに消え去るのである。ヘラクレースがオリンポスへと舞い上がり、ヘーベの抱擁のなかで苦勞の多い地上の生を忘れるとき、彼の肉体的形態はまたはるかに純化した美を包み込んでいるのであり、解き放たれた五体は若々しい軽やかさで動き回るのである。この理想に近づくことは、人間にもまた試みることができるのであり、人間的な美しさを男性的な美しさに結びつけることによってようやく男性的な美しさを完成させる手助けをすることになるのである。大体において魂は、内部からこの長所を生み出すことができるのである。しかし、さらにこの長所は、道徳的性格の表現を強めるべきものではなく、本来の美を高めるべきものであるかぎりには、自然の賜物なのである。とりわけこのことは青春時代に当てはまるのであり、子ども時代の形態がある程度より女性的であるとするならば、青春時代というのは、両性の狭い境界上にあるのである。かくして、男性の本来の美しさが、そのもっともすばらしい輝きを示すことになる。あらゆる窮屈な制限は取り除かれ、すべては、優雅さによって和らげられてはいるのだが、強さを備えた活力のもっとも生き生きとした表現へと凝縮していくのである。そのような真に男性的なものの理想を、われわれはヴェネチアのポロに見る。最高の男性的な力と決然さが、彼において、もっとも美しい神々の青春の表現となっているのである。その形態のありとあらゆる特徴は、柔和に、そしてしばしばただ繊細な感覚にとってのみ感じ取りうるように描かれている。さらに、彼の手にある弓と背中の矢筒がわれわれを恐れさせるのだが、それでも神の静穏な崇高さが、われわれを安らかな畏敬の念で貫くのである。

もしもわれわれの感覚が、至るところに美をもまた要求するほどに、十分に美に慣れているのであれば、われわれは、男性の形態にきわめて頻繁にともなうことになる厳しさを見逃さなくなるであろうし、その厳しさに類（Gattung）よりもむしろ性（Geschlecht）をより多く想起させられることになるであろう。しかしながら、われわれが彼における形式の美（Schönheit der Formen）によりもむしろ決然さ（Bestimmtheit）に注目するのであれば、重要なのはわれわれの内部における美的刺激の欠如というよりもむしろ、彼の形態の全精神なのである。この決然さは、女性において魅力（Reiz）と優雅さ（Anmuth）がそうであるのと同じように、男性の形態の特徴的な指標なのである。それゆえ、女性には優美さの欠如が許されないのと同じように、男性には、決然たるところがないことと空虚さは許されないのである。このことが、男性の内部に自立した力の高度な表現を生み出し、すべての個々の部分を、われわれが非常に好んで女性の肉体の場合にはとどまることになる形式の感覚的統一によりもむしろ、生き生きとして自立した存在の概念の統一に結びつけるのである。

347 しかしながら、これらの特徴によって、男性の形態に予感されるのはただ完全さ（Vollkommenheit）だけであろうし、もしも体格のかの厳密な正確さがすぐには魅力的な優雅さと結びつきえないのであれば、美に関しては失望が起こることであろう。しかし、このことは、男性の美において実際当てはまるのである。悟性（Verstand）を満足させる概念の抽象的統一が、実行の生き生きとした統一によって、感情を満足させるのであり、最高の決然さと輪郭の多様性をもって、ある形式から別の形式へのこの上

なくささやかな移行が起こりうるのである。もしも、われわれのもとにあって、体操訓練の欠如、形態を歪める過酷な労働、不安や機械的作業からのわずかな解放、そして美にとっては不利な時代全体の傾向が、このことを生きている男性の肉体において証明することを一層困難にしてきたのであれば、われわれはただ古代の芸術作品に向き合えばよいのである。厳しさの影もまたそこでは排除されており、男性の形態の輪郭は同様に穏やかに流れているのであるが、ただ女性においてよりも素材がより節約されているだけなのである。とりわけこのことは、男性の最高の理想において明らかになるのであり、そこでは、肉体的特質を知的かつ道徳的特質が支えているのである。つまり魅力と優雅さは、女性の形式と結びつくのに劣らず、男性の形式とも結びつくのであるが、ただそれらは、女性の形式に対しては、法則そのものを与え、男性の形式に対しては悟性の法則を遂行するように思われる。

両性の形態のこの描写に際して、同時にまたそれらの内的特質が想起されないということは不可能である。そのことによって観察の純粹さを乱すことのないように、観察者がそれらを比較することをどれほど避けたいと思っても、類似性は、彼の意に反してさえ、彼の脳裏に浮かび上がってくるにちがいない。なぜなら、そもそも有機的存在のいかなる形態も純粹に、ただそれ自身に依存しているわけではなく、それぞれが有機的存在の概念によって、そしてその有機的存在に内在する力によって規定されるからである。無機的な自然においては、あらゆる形態はたんなる物体であり、恣意的なものではないのだが、しかし少なくとも内的法則によるものではなく、外的作用によって相互に重なり合っているのである。物体としての影響力以外には、力による痕跡はなにもない。それゆえ、この種の形式には、想像力 (Phantasie) がそれらに恣意的に漠たる類似性によって付与しようとする以外のいかなる意味もないのである。このことに極めて近くはあるのだが、植物界においてはすでに事情はまったく違っている。植物は、みずからの生命力によって成長し、幾重にも分かれた根と枝を伸ばし、異質の素材を受け入れかつ固有の素材を区別するのである。ここにおいては、自然のままの分離されない物質がはるかに安全な地面の上に安らいているところではないのであり、形態はもはやたんに機械的な法則によっては捉えられないのである。そこには内的に形成していく力が現れる。しかしながら物質 (Materie) はこの力を志向するのであり、それゆえ、あらゆる有機体は闘いの光景を呈することになり、その闘いにおいては、あるときにはある部分が、またあるときには別の部分が優勢を保つのである。物質が抵抗するのをやめるのであれば、それはその力を助長するのであり、その力に、まさに内的営みにおいて自立を受容するように、形ある素材を与え、その力を軽快さによって和らげるのである。これら二つの要素の性質と関係、その力の及ぶ範囲、そして物質がその力を具現化するあり方が、多かれ少なかれ価値ある形成 (elder Bildungen) の段階を規定するのであり、その段階に応じて、自然の形態にその位階が示されることになるのである。しかしこの動きにおいて注意しなければならないのは、外的形成を越えないことである。直接的に形態はここで重要な力を告知しなければならず、そしてまた実際にこのことを行うのである。全体がいくつかの個々の部分に分かれ、軽快さと活発さを獲得するところにおいては、そしてこのように分かれて、そもそも輪郭において、均斉と規則が支配するところでは、造形力が明らかになり、それがこれらのたんなる物質の法則からは説明できない諸現象を生み出し、活動にその広がり¹⁾と限界²⁾を規定するのである。前者はとりわけ人間的形態において明らかになり、それは、ただたんに、あらゆる有機的形成のように、造形力と柔軟な実質 (Stoff) をそもそも示すだけではなく、また無制限のただ個々の動きのためだけに規定されているのではない力と、その力に抵抗するのではなく、むしろそれを迎え入れるように思われる実質 (Stoff) をも示すのである。

他のすべての動物界を通じて、それぞれの存在に、辿るべき一定の数の道が示されていて、それ以外のあらゆる道が拒まれているのを、われわれは見るのである。しかし、それぞれの存在は、みずからの限界を実際に打ち破ることができないだけでなく、このことを願うことさえできないのであり、その傾向はその能力と同様に制限されているのである。それに対して、人間の活動にはけっして一定の方向だけが定められているわけではない。人間の本性に直接的に拒まれているように思えることに対して、人間は、内的な困難を訓練によって、外的な困難をありとあらゆる手段によって取り除くことができるのであり、完全に不可能なことでさえ、少なくとも希求すべく試みることはできるのである。ところで、この独自性を示すのもまた直接的に彼の形態であり、そのさまざまな骨格の特徴は、強制という考え方そのものを受け入れず、ただ自由によってのみ説明できるその形態の特質なのである。²⁹たしかに、このことが明らかになるのは、なんらかの個々の特徴のなかにおいてではなく、体格全体の形姿においてであり³⁰、あらゆる部分の自由な調和のなかにおいてなのである。それゆえそれはまた、ただ見られ、感じられるだけなのであって、言葉では表現されえないものなのである。しかし、たとえ人間が、彼に特有のこの自由によって、有限性という制限を越えるように思われようとも、彼はそのようにしてそれゆえまだ自然という限界から抜け出しているのではなく、これらの限界が人間の体形のなかで、ただ広げられているだけなのである。なぜなら、物質が精神の自由な活動をその鈍重さと緩慢さによって制限することで、物質はまたその穏やかな持続性によって、恣意が現れる激しい力を和らげるからである。そして精神はその厳しい合法則性 (Gesetzmässigkeit) によって物質に強制を加えることで、同時に絶えず形式を破壊しようとする物質の過剰さを制限するからである。

人間は、男性と女性とからなる存在として、自由と自然必然性とを結びつけているのであるから、ただ双方の完全極まりない均衡によってのみ、純粋な人間性の理念に到達するのである。もしも道徳的品位が主張されるべきであるならば、たしかに意志がしなければならぬであろうが、しかし抵抗する自然に対してではなく、人間と調和する自然に対してであり、まさにこのことが外的形成 (Bildung) をもまた告知しなければならぬであろう。しかしここで、構想力 (Einbildungskraft) は、現実から見放されているのを知るのであるが、それは、現実が構想力に対して、どこにも、そのような純粋な、ありとあらゆる性の特徴を超越した存在の形態を示すことがないからであり、それゆえ、構想力にとっては、ただそのようなイメージを描くだけでも困難なことにさえなるのである。なぜなら、構想力が一方の性の性格を消し去ろうとすることによって、それは他方の性の性格をそこに据えるという危険を犯すからであり、あるいは、もしもこのことを避けようと欲するならば、残されている特徴 (Merkmal) を定かならざるところにまで弱めるという危険を犯すからなのである。しかし、それにもかかわらず、ときには現実においてさえ、たとえただある形態のいくつかの特徴だけであるにせよかすかにきらめき現れることがあるということは否定できないのであり、その形態は、純粋に人間的なものとして、男性と女性の形態の真ん中に位置しており、だれもおぼろげながらそのイメージをみずからの魂のうちに抱いているのであるから、だれによっても誤認されることはないのである。ときどき、もしこう表現することがゆるされるのであれば、なにか超女性的なものが見出されるのであるが、それを実際だれも、非女性的とか男性的とか呼ぼうとはあえて思わないのである。そして、まさにそのようにして、男性たちのもとで、その性には帰しえない諸特徴に出くわすことになるのである。このあり方には、例えば、ある種の落ち着いた偉大さというものがあり、それは、自然によってではなく、意志の強さによって生ずるものであり、女性の形態においてはけっして非女性的とは思われぬであろうものなのであるが、

しかし男性の形態においてもまた、男性的というよりもむしろ人間的と呼ばれなければならないものである。この特徴および似たような諸特徴を（おそらく、男性の形態のうちのなにが、完全に女性的なものを保持しつつ、女性の形態に移されうのか、とみずからに問うことによって、それを探し出そうとすることが、あるいはもっとも正しいのであろうが、）一つの像（Bild）へと凝縮させるのであれば、明確な芸術的特徴が現れることになるのであろうが、しかしそれは、厳しさや暴力性からは同じように遠くに離れているであろうし、この厳しさや暴力性と優美さが結びつくことになるであろうが、その優美さは、厳しさや暴力性を排除しようとするこなしに、同じように、それから排除されることもないのであろう。しかし、一方が他方に屈するのであれば、そのとき、それぞれが弱まることになるであろう。両方を完全に捉えようとする努力によって、観察者はどちらをもその純粋さにおいて見ることはなくなるであろうし、融合が結合の代わりに現れることになるであろう。

351 本来の違いは、理想の統一体においては消失することになるのではあるが、人間の形態におけるこれら両方の特徴のうち、それぞれの性において、一方が主として支配的なものであって、他方はただそれがないということに気づいていないというだけのことなのである。それによって両方が、ある目に見えない全体の半分のように、相互に関連し合い、その相互の欠如のゆえに、その半分の理想において補うよう心情を強制するのである。男性の形態においては、精神のより厳しい面が支配的であり、女性の形態においては、精神のより自由な面が支配的なものである。前者においては意志が、後者においては自然が、より大きく語りかけるのである。より強大な力と、個々に定められた自然の目的への依存のより少なさが、男性がどのような状態にも耐え、自己再生産することをずっと可能にしているのと同様に、女性性を現わすものはまた、そのより高度な生育、だんだんとふくらみを増していく胸、より強固な骨格であり、筋肉のしなやかな動きなのである。より小さな範囲においてではあるのだが、より大きな豊かさに恵まれ、よりなめらかな輪郭を与えられ、女性は、同じように大きな動きを享受するのだが、しかしその動きは、よりわずかな力によって、はるかにしなやかなものとして現れるのである。男性においては、意志がこの上なく完全な勝利を得たのであり、資質を、ほとんど本来の性を完全に抹消するほどにまで、つくり上げてきたのであった。女性においては、資質は、みずからの独自性をより主張する術を心得ていたのであったし、それは受け入れることによって、みずからの屈服という表現を避けるのである。ところで、このようにして、双方の性のそれぞれが、たしかにそれぞれのすべての独自性において人間の全体を示すのではあるが、しかしむしろ一方的な方向性においてであるのだが、必然的につねに一方が他方へと向かわなければならないのである。まさに一方の側が優勢であるということによって、不可避免的に、いつかまた他方が支配的になるのを見たいという欲求が、そしてそうなることによって、たとえ現実においてではないにせよ、しかし少なくとも想像力において、乱されたバランスを再び生み出したいという欲求が生ずるのである³¹。

両方の性が純粋で性を超越した人間の理念に対する関係は、またそれら双方の美が、美の理念に対する関係と同じである。両者のなかにおいて人間が表現されている、とわれわれは聞いた。なぜなら、それぞれが、両方の、人間のなかで一つになる本性を現わしているからである。ただ、これら両方の本性のうちの一方が優位を占めている、というだけのことなのである。まさに、そのようにして、いまやまた両方に美が近づいてくるのであるが、しかし、それぞれのなかにおいて、それらのうちのただ一つの要素だけが支配的なものであるが、それにもかかわらず他の要素を排除することはない。人間において自

然必然性が自由と結びつくように、美において素材 (Materie) と形式 (Form) が一緒になるのをわれわれは見るのである。高貴な人間においては、理性の命令は傾向性 (Neigung) の自由な願望として、激情の声は理性的な意志の表現として現れるように、高次の美においては、形式の合法則性は、素材の自由な動きとして、そして恣意の誕生は法則の作用として現れる。それゆえ、人間性が姿を現すところでは、美もまた可能になるであろう。なぜなら、人間性と美は相互に、現実と現象のように、原像と模写のように、対応し合い、人間性が明確化³²されるように、美もまたつねにそうなるであろう。より厳しい意志の支配の表現は、男性の形成 (Bildung) において、より形式の決然さ (Bestimmtheit) を生み出すことになるであろう。より大いなる自然の自由の表現は女性の形成において資質の静態性 (Stätigkeit) を支えることになるであろう。しかし、もしもそれぞれがこれら両方の長所をみずからの内部で一つにすることがなく、そしてそれがただたんに一方を他方から区別し、そして両方を理念から区別する、それら一方の側の優位 (Uebergewicht) でしかないということであるならば、両方の形態は、美に対するあらゆる要求を断念しなければならないであろう。なぜなら、すべて現実的なものがその制限によって巻き込まれる闘いを超越し、類を互いに区別している独自性から解き放たれて、美の理想ならびに人間の理想は、完全極まりない平衡 (Gleichgewicht) を主張するからである。それゆえ、形式衝動 (Formtrieb) と事象衝動 (Sachtrieb) は、同じように満たされ、自由な遊戯 (Spiel) において、相互の機能を交換するのである³³。

もしも美の双方の原理の平衡が崩されはするが、しかし同時にまたその結びつきが破棄されないのであれば、単純な理念的美の代わりに、二つの違った、しかし完全ではない類が生まれるのである。双方が、美の感情を特徴づける調和を生み出すのであるが、しかしそれぞれがこの目的に向かって違った道を通して近づいていくのである。一方が、理性の合法則性の圧倒的表現によってみずからを打ち出すことによって、同時にその描写の優美さによって、構想力は関心を引かれるのである。もう一方は、外見的な恣意性によって構想力におもねることによって、それは構想力を同時に真の必然性によって、法則に従わせるのである。このことをわれわれは、両性の美の感情に対する作用のなかで知るのである。男性は、より複雑な形式によって、まず第一にただ悟性 (Verstand) だけを求めるのであり、悟性の充足は、ようやく後になって真の美的感情のなかに消え去ることにおいてあるのだ。女性は、そのより単純な形式によって、構想力により多くの自由を与え、まず第一にただその素材 (Stoff) の豊かさによって、感情を引き出すのであり、長くとどまり深く研究することによってはじめて、美の真剣な要求も充足されるのである。しかし、この途上においては、つねに一方の側に優位が、それゆえ他方の側には欠如が位置することになるのであるから、双方いずれも美的感情を充足させることはないのである。というのも美的感情はその本性上、完全なものを求め、理念に至るまでは休息を知らないからである。それゆえ一方の形成からそれは他方へと移行し、一方の独自性 (Eigenthümlichkeit) によって相反する他方の独自性を止揚する (aufheben) ことで、少なくとも瞬間的にであれ理念を保持するために、両方を一つの全体へと結びつけようとするのである。二重の性の形成の理念的な美に対するこの関係は、それぞれがただ、他方と向き合い、それぞれが (より大胆なイメージを使うのであれば) ようやく他方のなかで完全なかたちで鳴り終わる和音だけを奏でるかぎりにおいてのみ、本来真に美しいものとして現れるということを引き起こすことになるのである。ここでもまた、両性は相互に依存し合っているのである。なぜなら、それぞれに制限され、両性はここでもまた、ただ内的な結合によって³⁴完成 (Vollendung) を獲得するのである。しかし、まさに性の形成の制限が想像力にたえず理念を生み出す

ことを促すように、この能力の制限は必然的にふたたび性の形成へと舞い戻ってくるのである。想像力が、形式の支配を素材の自由に対してまったく同等に釣り合わせようとしても無駄であろう。なぜなら、想像力はつねにただ一方の側からしか出発することができないからであり、想像力はまさに一方か他方に優位を認めるであろうし、そうであることによって、みずからは気づかずに、男性と女性の形成に回帰するであろう、からである。

しかし、完成をめざす美的感情が一方の性の形成から満たされずに他方の性の形成に移行するのであれば、それはここにおいてはみずから両方の固有の特質によって支えられるのである。なぜなら、それらの特徴的な相違にもかかわらず、男性と女性の形成は、それぞれにおいて、性の特別な表現を人間性の普遍的な表現が支えるということによって、互いに接近し合うからである。人間性の普遍的な表現によって資格が与えられる理念との一致は、性の特別な表現の制限によって限定されることで、われわれが男性的美と女性的美と呼ぶ特殊な美が生ずるのである。性の性格がなければ、男性は独自の美を有することはできないであろう。たとえ女性の形成が、まさに女性的であるという限りにおいて、美により近いように思われるのであろうとも、女性の場合もまったく同じことなのである。至るところで、性を制限と捉えることに慣れなければならないのであるが、それは、性が、類の概念を内包する素質の総体から、つねにいくつかを一方的に除外しているからなのである。人間性において、性は、自発性と感受性が理念においては一緒に作用する相互の自由を止揚しており、それぞれが、みずからの存在において現れるために、（それらは互いに実際、けっして完全になしですますことはできないものなのであるから）一方は他方の下位に置かれざるをえないのである。ところで、自発性（Selbstthätigkeit）が受容性（Empfänglichkeit）を抑圧しているところでは、現象においてもまた、素材は形式に仕えているに違いないのであり、自発性が受容性に屈しているところでは、反対のことが起こるに違いない。しかし、すべての美は形式と素材の自由な結合に基づいているのであり、たとえ美が（最高のレベルのものではないにせよ）それら二つの要素のうち一方の側の優位と折り合いをつけるのであろうとも、それは実際けっして他方の完全な抑圧、あるいは同じことに帰着するのであるが、両方の実際の分離をけっして許すことはないのである。

しかしながら、すでに経験の範囲のなかで多様なかたちで確認できることを、さらに概念によって証明しようとすることは、およそ必要ではない。男性のなかにも女性のなかにも、われわれの美的感情は、ただ人間の性格が性の性格を高貴なものにしている限りにおいてのみ、美を見出すのである。陶冶されていない男性本来の性格は、道徳的な人間の性格との関係を除外して捉えるならば、諸特徴に厳しさと激しさの刻印を押すのであり、あまりにも鋭い形式の輪郭線は、素材のありとあらゆる柔らかさを一掃してしまい、それゆえまた必然的に悟性を合法則性によって満足させることもないのである。それに対して、女性の形成は、もしもわれわれが女性的なものをまさに人間の陶冶（Cultur）を除いたものとして考えるならばなのであるが、ただ緩慢さと弛緩性をほのめかす不格好な豊満さを示しており、素材の豊かさが形式のありとあらゆる痕跡を隠蔽するのである。はるかに自由に飛躍することはどんな場合にもできず、形態はただ欲求の表現によってのみ活気づけられ、そのことによって無力な激しさという好ましからざるイメージを与えるのである。それゆえ、性の性格を別個のものとして考えることができるのであれば、生み出す力の表現はただエネルギーの激しい緊張のなかに、受容する力の表現はただあり余るばかりの素材の豊かさのなかに存在するのであり、前者が個々の目的に向けられた悟性を、後者が粗野な感覚（Sinnlichkeit）を、一面的に充足させることによって、それぞれが美的感情を満たす

ことはないままになるのであろう。

- 355 性の性格は実際のところただ美のより高次の人間の性格との結びつきのなかでのみ可能であるという
ことは、性の性格をこれから切り離して捉えるときになお一層明らかになる。人間性の領域を離れるや
否や、美もまた失われていくのである。しかしそのときはまたすぐに両性の間に、それらの本質的な独
自性のなかで必然的に根拠づけられている違いが現れるのである。男性は、たとえそれが完全にたんな
る本来の性格に引き戻されるというかたちであるのだとしても、それでもつねに力の表現を保持してお
り、その力は、たしかに粗野な荒々しさをともなっていて、恐ろしく嫌悪感を抱かせるものなのではあ
るが、しかし実際つねに、ありとあらゆる道徳的要求が除外されるところではとくに、関心と驚きを引
き起こすのである。それに対して、女性においては、そういう場合に、素材 (Materie) が力を抑えて
いるのであり、この力のなさというものは、いかなる優美さをもってしても補われないのである。ここ
から、動物界においては両性が、美という点に関して、人間とはまったく逆の関係にある、という明白
な現象が説明されなければならないのである。なぜなら、人間においては、弱いほうの性が強いほうの
性に対して、美に関して、ただ完全に同等というのではなく、むしろその点において勝ってさえいるの
であるが、それに対して、まさにありとあらゆる動物のメスは、同じ類のオスに対してはるかに美しく
ないからである。この違いの根拠を有機的体系のなかに求めようとしても無駄であらう。というのも、
肉体の本来の構造によって認識される性の違いの根拠は、自然の法則の類似性に従って、必然的に至る
ところで同じものであるに違いないからである。動物においてもまた、実際人間においてと同様の肉体的
独自性が見出されるのである。動物においてもまた、メスは、オスと比較して、絶対的に小さく、弱
く、華奢な骨格で、豊満さに恵まれている。それゆえ、動物の普遍的本性は、ただかの現象の根拠を含
んでいるのである。みずから威厳を要求することはできないのであるから、それは、メスの小ささ、弱
さ及び穏やかさによって全面的に失われ、ただなおオスの大きさ、力および決然性によって獲得されう
るものなのである。動物におけるメスの肉体的弱さは、道徳的強さによって高められることはないのだ
から、それは、たんなる無力の表現として現れ、その無力の表現はまた、肉体的弱さが美の能力を有す
ることになるとき、人間の女性の形態において³⁵ ようやく解消されているに違いないのである。しかし
356 動物の肉体に関しては、ただ肉体的長所だけが要求されるのだから、オスの独立性の表現が法則を欠い
た恣意の表現へと変化しても、それに対して何の問題もないのである。

しかしながら、動物のところまで下りていくことなしに、上述の主張がまた人間の本性そのものの例
によって確認される。まだなんの文化も持たず、野蛮な始源の状態で暮らしている諸民族のもとでは、
女性の形態は、美に関してはほとんどまったく男性の形態と比較しようもないのである。そして、たと
え文明化した諸民族のもとでも³⁶ また、ときに同じような不釣り合いが認められる場合、さらに克明に
研究すれば、おそらくまた同じような原因に到達することになるであらう。少なくともわれわれは、わ
れわれのもとでもまた、男性と女性の形態が放恣な不道徳さの刻印を示すところでは、人間性が高貴さ
を失っているところでは、そして理性の自由が抑圧されているところでは、そして少なくともまだ肉体的
な力の表現によってある種の自制を得ている男性よりも、女性のほうがつねになお嫌悪と反感を催す
印象を引き起こすということを見知っているのである。ところで、すべてこのような場合には、同じ現象
が回帰する。至るところで、女性の形態は、ただ最高の表現のためにつくられているのであり、人間
の美として現れないところでは、その美しさはそもそも疎遠なもの (fremd) なのである。しかし、こ
のことはもちろんただ美的判断においてのみ当てはまることなのである。つまり、性ではなく、人間が

決断を下すところでは、ということである。ここでは区別なく、一方の性の形成が他方の性の傾向におもねり、容易にここでそれぞれが他方に勝利を得るのである。ただ、より繊細な動きを示す魂において、美しいものに対する感情がありとあらゆる感覚 (Empfindung) を調和的に響き合わせてきたところにおいては、この傾向もまたさらに高い要求の下位に位置づけられているのであり、ただそこでのみ、たんなる性衝動は、人間的愛へと変容し、感覚の制限された領域から想像力による理念的な領域へと移行するのである。それ以外の場合には、この趣味 (Geschmack) の不純さは、ただなんらかのかたちでこちら側に接触するありとあらゆる対象へと広がっていくのである。そして、もしもわれわれが社会生活の領域において、教育、流行、礼儀について、芸術作品、演劇、著作などについて、要するに、もっとも広義の悟性において趣味の領域に属するすべてについて下される判断を克明に探求するのであれば、私心のない賞賛が真実の美を飾ることがいかに稀であるかを、われわれは驚きをもって認めることになるであろう。

つまり、性の性格は、男性的な美と女性的な美を理念的な美から遠ざける一つの制限として見なされなければならないのである。そしてそれが形式に影響を及ぼす限りにおいて、それは、形式に対して、みずからを理念にまで高めることを不可能にするであろう。しかし、ただ制限によって無限なるものに上昇していくこと、ただ素材 (Materie) によって形式に、ただ分離によって調和に到達するということが、有限な自然の法則なのであるから、性の美は、たとえそれがそれ自体だけは理念の美に永遠に矛盾するにもかかわらず、実際、理念の美に至る唯一の道なのである。さらに人間はただ、性に属している限りは、この制限に結びついているのであるが、しかし、同時に自由な、性を超越した人間性への傾向性を内包している限りは、その制限から解放されているのである。この傾向性のおかげで、人間は、性の限界によって拒まれている完成を、自由に手に入れるのであり、一面的な自然の性格を道徳的性格によって、理念にすべく補完するのである。そして、この道徳的性格が、自然の恵みによってであれ、あるいは理性の内的作用によってであれ、さらには外的形成によるのであれ、生き生きと語れば語るほど、性の性格の表現はその一面性をより多く失うのである。われわれは、人間性と性の結びつきから、新たな中間の美が現れるのを見るのであり、これは普通、男性の美と女性の美として理解されるものである。そこにおいて、理念の均衡はただ、有限な自然の制限がそれを必然的なものになっている分だけ妨げ、そのものが、形態にきわめて個別的に特徴の混合を与えるので、そのことによってそれは新たな魔法を獲得するのである。それは、ただ人間性というのでもなく、男性や女性として現れる性でもないのである。独自の、内的に完結した形態は、その両方なのであり、たんなる人間性とかを一面的に想起させるものではないのである。個別的にはそれ自体あまりにも容易に物理的暴力の外観を得る男性の強さの表現は、人間の尊厳 (Würde) の表現によって和らげられ、男性を憂慮すべき無秩序へと陥らせる恣意の盲目的支配は、理性の支配に従う以前に、道徳的自由として姿を現わそうとするのである。そのようにして、芸術の理念においては、英雄の男性的反抗心は、神の柔和な崇高さに屈するのであり、それゆえわれわれは、この神のなかに、ほとんど最後の痕跡に至るまで消し去られている男性的なものの性格が、ただ純粋な人間性と一致しているのを再発見するのである。

しかし、女性の美においては、女性的なものは、さらに緊密に人間性と結びついているのである。そして、男性の場合以上に、双方からなる新しい中間の形成が生まれでて、特徴を同時に双方から借用しつつ、それぞれの一面的な表現を同じように欺くばかりに隠し去るのである。なぜなら、完成の最高の段階においてさえ、女性的なものの表現は、きわめて明白に、純粋な人間性の表現と並んで維持される

のであり、たとえそれが絶えずそのなかに混じり込んでいくのであろうとも、それにもかかわらずそれはけっしてそのなかに没してしまうことはない。ただこの独自性にもかかわらず、女性は、男性に劣らず、みずからの美に対して、一面的な性の形成から独立した完成を与えることができるのである。たしかに素材の圧倒的な支配が完全に破棄されることはありえず、つねに女性の形態に伴う肉体的な弱さと依存性が消し去られることもありえないのである。しかし人間性の力がかの肉体的な弱さを支えることによって、それは、道徳的な、みずからの力によって和らげられた強さのイメージを生み出すのであり、まさにそうすることによって、かの自然の依存性は、みずからが与えた法則への自発的な服従へと変容するのである。それゆえ、同様に束縛されない力が、男性と女性の形成から語りかけてくるのであるが、ただそれは前者においては制限のない作用範囲に広がっていくように、後者においては自発的に和らいでいくように思われるだけなのである。

しかし、両性はけっして有限性から逃れることはないので、両性における形態のこの理念的な完成には永遠の障害が対抗するのである。そして最高の美は、けっして現実には達成されえないのである。かのバランスが現象において具現されることになるには、有限なものが無限なものにならなければならないであろうが、そのときでさえ、人間の感覚はそれを捉えることはできないであろう。ただここでもまた、二重の性の性格の表現は、その目的に近づく方法を示すのであり、現象から理念へとみずからを高めようとする観察者にもまた、それは助けとなるのである。双方の性の形成は純粋な人間性の形成と似ているのであるから、それら双方は真の美の感情を彼（観察者）のうちに呼び覚ますのである。しかし、それぞれは特別な類を形成するのであるから、彼の注意もまたそれぞれによって主として美の双方の類の一方に向けられるのである。そのことによって、彼は理念の双方の要素を、個々に分かりやすい明瞭さで、受け取るのだが、理念の本質がそこにある統一は解体されることになる。かくして何ものにも妨げられることなく、彼はそれを想像力の創造する力によって、形成しようことができ、彼の外部の現実からただ制限された素材だけを借用することにより、みずからを内的な自発力で制限のない理念へと高めることができるのである。

それゆえひとは、性の形成そのものを客観的に見るのかもしれないし、あるいは、それが生み出す印象を主観的に見るのかもしれない。だから、ただ理念との比較においてのみ制限的な限界である性の性格は、有限的な自然の制限ということを考慮すれば、完全性への一つ的手段ということになるのに違いないのである。男性的なものの表現は諸特徴の規定性（Bestimmtheit）によって形式の支配をむしろ強調するのであり、そしてそれに純粋な人間性の表現が穏やかに伴うので、それは、男性的なものの一面的な側面を主として現わすのにそれ自体どうしても必要である以上に遠く理念から離れることはありえないのである。女性的なものの表現は、諸特徴の優美さ（Anmuth）によって、より生き生きとしてイメージにおける素材の自由を示すのであり、まさに純粋な人間性と同じ表現の方法に支配されるのである。ところで、性を超越した人間を想起するよりも、男性はより情熱的に、女性はより柔和に現れるのであり、それゆえ、男性的な美は緊張を促し、女性的な美は安らぎを招くといわれるのがつねなのである。しかし、これらの表現はただ、異なった性の形成の洗練されていない感覚への、そしてとりわけ、一方の性の形態が他方に引き起こす印象への、共通の作用を現わしているだけなのである。もしも男性の緊張した力が快い安らぎを求め、女性の不確かな憧憬が決定的統一を求めるのであれば、それらの相互の形態は、双方に対して満足を与えなければならないのであるが、その満足は欲求に副うものなのであるから、つねに利己的であり、美的判断にとっては不都合なものなのである。

人間が美しいものの観察に身を捧げているところでは、人間はありとあらゆる党派性から離れ、性を超越してただ人間性にのみ属さなければならないのである。ただそのような幸福な瞬間においてのみ、人間は、みずからの存在を最高のバランスへと合致させ、それによって自然に似、それによって神性に似るさまざまな力を一つに溶け合わせることに成功するのである。この目標に向かって、男性の形式と女性の形式は、人間を、さまざまな道を通して導くのである。女性の形式は、まず第一に、その優美さによって感覚を魅了するのである。しかし、素材は完全に形式であり、見かけの恣意性は完全に必然性であり、感覚的魅力の豊かさはただ繊細で洗練された精神性の表現に他ならないのであるから、まず最初

360 初に呼び覚まされた感性的感覚は、神聖な純粋さで³⁷、精神的感覚へと流れ込んでいくのである。男性の形式は、感覚に語りかけることによって、直接的に同時に決然として精神に行動を要求するのである。しかし、形式は、その内部においては素材として、必然性は自由として、そして精神的尊厳は、感覚的優美さを身にまとして現れるのであるから、まず最初に生き生きと活発化される精神的感覚は、感性的感覚へと移行していくのである。前者においては、心情 (Gemüht) は、遊戯 (Spiel) から真剣さ (Ernst) へと、後者においては、真剣さから遊戯へと動いていくのであり、そして双方の場合において、二つの異なった感覚が生まれ、そのあいだで心情は絶えず揺れ動き、その感覚を心情はつねに再生産するのであるから、双方の形成のそれぞれは、混じり合った気分を生み出し、そのなかでそれぞれの本来の性格は、相対する性格によって和らげられているのである。この結びつきによって女性の形態は弛緩させる特質を捨て去り、男性の形態は緊張させる特質を捨て去るのである。そして前者は力を吹き込まれることによって、後者は優美さによって和らげられることによって、双方が生き生きと心に働きかけるのである。それに対して、双方の形式のそれぞれに対する好意 (Zuneugung) は、みずからの性格と他方の性格との調和に依存するのであり、より穏やかな感覚 (Empfindung) はむしろ女性の美のもとに、より精力的な感覚は男性の美のもとにとどまることになるであろう。ところで、このようにしてそれぞれの観察は、みずからに類似した一面的な気分から発するのだが、混じり合った気分を生み出すのがつねであることによって、心情 (Gemüht) はつねに一方によって他方のために、そしてそのようにして、双方によって理念的な美³⁸のために受け入れられるのである。

それゆえ、最高の作用を求めるべき芸術家 (Künstler) は、双方の形態の研究を相互に分離したり、あるいはただ一方の側の表現に身を捧げたりしては、絶対にならないであろう。しかし、そのような一面性をこの上なく慎重に避けたとしても、当の芸術家は実際けっして双方において同様に幸福であることはないであろうし、彼を主として一方の側に引き寄せる傾向を克服することはけっしてできないであろう。なぜなら芸術家の天才 (Kunstgenie) もまた、性の性格を感じずからなのであり、純粋な理念性 (Idealität) を求める緊張極まりない努力は、性の性格を実際ただ高貴なものにすることはできるのであるが、消し去ることは困難であろうからである。男性的な形成は、釣合いの正確さ ((Richtigkeit der Verhältnisse)) で、芸術の要求を満たすのであり、女性的な形成は、輪郭の優美さによって、美に対する感情の要求を満たすのである。しかし、感情は、悟性がそれを育成したときにのみ

361 確たる導き手なのであり、それゆえ芸術家の卵は、まず最初に男性の形態で練習しなければならないのである。というのも彼はそこで芸術の技術的部分がしっかりと明瞭に描かれているのを見出すからなのである。彼がこの研究において相当の進歩を遂げたときによりやく、彼の目にもまた、形式の同じ必然性を、女性の優美さの覆いの下にもまた発見することに成功するであろうし、彼の [芸術家としての] 訓練 (Ausbildung) の最後の困難な歩みは、この必然性を、魅力を傷つけることなしに描くことにな

るであろう。感性の最高の段階においては、女性の美の表現は、より困難なものである。なぜなら、男性の美が芸術家に対して行うありとあらゆる要求に、さらにもっとも困難な要求が付け加わるからである。つまり、それは芸術家が、女性の美の外観を避けるというもっとも厳しい合法則性を証明することによってなのである。それに対して、よりわずかな完全性（Vollkommenheit）のみが要求されるのであれば、女性の形態は、ふたたびより簡単なものになる。なぜなら、男性の形態においては、真実に対するあらゆる欠点は、あまりにも明白なものであり、いっそう深い研究がすでにそれらすべてを避けることを要求するのであるが、それに対して、女性の形態においては、凡庸な芸術家ならびに平凡な批評家は、たんなる女性的なものの外面に、つまり、柔らかさ、好ましさおよび魅力に満足してしまい、その彼方にある、真実の虚偽とまでは言えなくとも、実際すくなくとも空虚さを、はるかに容易に見逃してしまうからである。

しかし、主として女性の美を描くべく定められている真の芸術家においてさえ、まず最初に想像力は、柔和な安定性と愛すべき優美さに対する要求を貫くのであり、彼自身、（このような表現が許されるのであれば、）芸術の感性的部分から出発するのであるが、ただ彼はそこにとどまるのではなく、そこから理念（Idee）へと移行していくのである。ところで、この女性の美を彼は、その最高の純粋さと厳密さで捉え、表現しようとする。しかし、かの想像力の優位のゆえに、彼は、視線の鋭さよりもむしろ柔和さを、手腕の大胆さよりもむしろ繊細さを有しているのであり、個々の特徴を正確に区別するように思われるよりも、むしろ全体をほとんど気づかれることのないそれらの移行性によって結びつけるのである。まったく逆に、男性の美を描くべく定められている芸術家においては、まず最初に、形式の決然性と必然性に対する精神の要求が生まれる。彼は、芸術の精神的部分から出発するのであり、鋭い眼力でその形態の特徴を捉え、それを力強い特徴をもって描き、同時にそれを優美な気品さに包み込み、そうすることによって真実から美へとみずからを高めていくのである。たしかに、いかにここで構想されているのかを描写するに際して、現実と緊密に結びついているものをあまり切り離さないようにすることは、避けられないことである。しかし、実際否定しようもなく、これら双方の違った芸術家の資質における、そのような相反する特質の優位性は支配的になるのであり、理念的な美の研究³⁹を通してたしかに和らげられはするであろうが、けっして完全に消し去られることはないであろう。

それゆえ、たとえどのような関係において、異なった性の陶冶が観察されるのであろうとも、それはつねに二重の関係性のなかで見出されることになる。つまり、自分自身に対する関係性と理念に対する関係性においてである。そして、双方の性がその内的な、相互に支え合う資質によって、人間の力を、有限な範囲を超えて、拡大するのとまったく同様に、それは、外的な異なった形態によって、美的感情（Schönheitsgefühl）を理念に向かって導いていくのである。なぜなら、たとえ外的形成が内的な有機的規定から理解されることがどれほど困難であらうとも、それにもかかわらず、自然の隠された関係性そのものを探し出すことは、報われるべきことだからである。そしてここでは、双方の性のどちらも、その内的独自性に従えば、みずからが実際に現わしているのとは違った別の形態のもとで現れることは不可能であったということを納得するためには、なんら骨の折れる努力を必要とはしないからである。男性においては、力の優位が特徴的であり、しかも、生み出すべく定められ、素早く集中することができ、つねに一点から外をめざす力である。それゆえわれわれは、その力がすばやく筋肉を緊張させ、妨害してくるありとあらゆるものを力強く片づけ、絶えざる活動にみなぎりつつ、安らかな享受を遠ざけるのを見るのである。そうすることによって、その力は造形芸術に近づくのであり、造形芸術は、まさ

にその力と同様に、生ける原理に死せるものを支配する権利を与えるのである。

それに対して、受容する力 (empfangende Kraft) は、さらに大いなる豊かさを有している。それは、根源的に生み出すというよりも、むしろ活動に応えるべくつくられているのであるが、情熱に欠けているところのものを持続性 (Beharrlichkeit) によって補うのである。それゆえ、輪郭の連続した安定性、繊細さと柔和さによって、女性的なものは、外的な形態においてもまた現れ出ているのであり、そのことによって外的な形態に、たとえ美が欠けているのであろうとも、しかし少なくともつねに快い魅力を与えるので、その快さは非常にしばしば本来美的なものと混同されるのである。ところで同時に、女性的なものは、いかなる部分にも主に前面に出ることを許さず、そしてただ最高の感性的まとまり (sinnliche Einheit) がそれに完全に相応するのであるから、女性の形態はそもそも男性の形態よりもより美に近いところに位置しているのであり、たとえその内容を欠いているところにおいてさえ、少なくとも美の形式を有するのである。なぜなら、あらゆる強制からの自由はすべての美の魂であり、真の美はただ、それがこの特性をもって最高の現実性 (Realität) と決然性 (Bestimmtheit) とを結びつけることによってのみ区別されるのであるから、すでに形式のたんなる安定性、流動性および大胆さは、かの本質的な美の性格を身につけているので、美の類似物と思われるに違いないからなのである。ここに議論の余地もなく、主として男性から女性に向けられる美の要求が基づいている。男性においては、美は付け足しであり、男性のなかの一面的な性の性格に打ち勝つ人間の自由な贈り物である。女性においては、美は、その性が果たす責任として、女性的なものそれ自身のように要求されるのである。それゆえ、女性的なものと同様、美はまた内面的なものの判断においても考慮されうるのであり、ある程度義務化されうるのである。なぜなら、女性性 (Weiblichkeit) の内的性格は、美以外のいかなる表現をももちえないからである。しかし、不当にも、ただみずからの制限された類でしかありえないこのまだ内容のない美は、かの真正の理念的な美と混同されることになるであろう。その真正の理念的な美に向かって、むしろそれぞれの性は、ただ純粋な人間性をより多くみずからの内に主張しようとすることによってのみ、つまり、男性的なもの (das männliche) はより多く自由 (Freiheit) を、女性的なもの (das weibliche) はより多く必然性 (Nothwendigkeit) を獲得しようと試みようとすることによってのみ、みずからを高めていくことになるのである。

しかし、この二重の努力によって、本来の美はかならずしも高められるわけではない。非常にしばしば、形態はそのことによってただ生き生きとした表現 (Ausdruck) を得るだけであり、その表現は本質的に微によってさまざまなのである。たしかに、経験においては、双方はしばしば相互に混同され、われわれは、たんに面白いということではかないであろう形態が美しいと名づけられるのを耳にすることも稀ではない。いつもは非常にしばしば感性 (Sinnlichkeit) によってなのであるが、ここでは美的感情は悟性によって惑わされ、唯一美に対して感受性のある調和的心的気分というものがいかに稀であるかが、あらためて明らかになるのである。表現が支配的なところでは、心情が諸特徴を制禦し、それらがみずからの自由に従うことを妨げるのである。それゆえ、そのような形成は、たんなる美的形成同様に、自己自身によってみずからを現わすことはなく、注意は、外的形態から内的性格へと引きつけられていくのである。それに対して、端的に好ましい形成⁴⁰は諸特徴の最高の自由を告知するのである。つまり、それらの諸特徴は、いかなる一定の表現とも結びつくことはなく、ただ優美な安定性のみみずからを委ねるのである。それゆえ、たしかにここでは、まなざしは形態を離れてなにか別のところに導かれることはないのだが、しかしこの空虚さのもとにとどまるということは、同様にまなざしには不

可能なのである。その双方の中間に位置するただ美しい形態だけが、内的に完成していて、感性をも精神をも満足させるすべてを同時に含んでいるのであり、ただその内部においてのみ、この上なく内容に富んだ表現が同時に、諸特徴のこの上なく自由な優美さと結びついているのである。しかし、それゆえいまや観察者はまた、そこにおいて、みずから大胆極まりない期待が凌駕されているのを見出すのであり、彼はその全存在を完全極まりないまとまりとして見るので、彼の想像力はもはや、外的形態を内的意味から分離することはない。つまり、美の形態には性格が欠けているという理由によってではなく、美の形態が、自由を犠牲にすることなしに、性格を際立たせているという理由によって、美は表現と区別されえないのである。表現がただ現在の状態の描写に、つまり狭い現実限定されることによって、美はむしろ性格の全体（Total）を、そしてそこからありとあらゆる個々の表現が流れ出てくる性格の無限の能力を表現するのである。しかし無限なるものは現実においては到達しえないのであるから、当然のことながら、最高の人間の美は、ある悟性においてただ表現であり続けるだけであり、だからただ表現を美に近づけることだけが重要なのである。一時的な激情のイメージから、表現は永遠の性格のイメージへと高められなければならない、しかもただたんに一面的なものによってだけではなく、ありとあらゆる面から調和的に形成されている性格のイメージへとなるのである。

365 奇異な現象ではあるのだが、美の表現は危険をはらんでいるにもかかわらず、われわれの時代のよりよき趣味はもっぱらほとんどそこに向けられているのである。絵画においても造形芸術の作品においても、われわれは、諸性格の描写に関して優雅さと美とを忘れていたのであり、そこにあるのはしばしばただ諸性格の瞬間的な情熱的気分だけなのである。もしも詩人がわれわれをただ性格表現によって満足させようとするならば、われわれは、そこに美が基づいている全体の構成の欠陥を見逃してしまうのであり、まったく同様に、もしも作家がわれわれをただ大胆で独創的な言い回しによって引きつけるのであるならば、われわれはそもそも描写の芸術的統一の欠如を許してしまうことになるのである。流行の恣意的要求を超越している真の作曲家は、同様の不平を述べるのであり、美の法則をまた日常生活の対象へと適用することに慣れてきた者は、われわれの交際においても、われわれの礼節においても、われわれの習俗においても、たとえ悟性が内容と性格によって個々にどれほど満たされるのであらうとも、非常にしばしば、必要な優美さと真の美に対する努力を見失っているのに違いない。ここで、完全に相対立する性格の二つ国民（Nationen）が次第しだいにわれわれの趣味（Gechmack）に及ぼしてきた影響というものを想起せず、そしてその視線を期待に満ちて、内容をも、形式をも再びみずからの権限のなかに取り込み、双方に対し相互に排除し合うことを妨げてきた第三の国民に、向けさせないようにするということは、ほとんど不可能なことである。特別の国民的性格に普遍的な理性の性格の作品だけにありうる完成というものが期待されうるならば、なのであるが。しかし、この道以外で真の美に突き進むということがどれほど困難であらうとも、まさにこの途上において、真の美を完全に見失うという危険はふたたび存在するのである。

美それ自体以上に、女性性は、この危険に晒されているのに違いない。というのも、女性性は、ただたんに美に近いというだけではなく、また表現によって失われていく側から美に近づいていくからなのである。そして実際、もしもかの支配的な時代の趣味に⁴¹、女性の陶冶に対する影響力がありうるものとするならば、真の女性性に対する表現においては、配慮がなされなければならないであらう。なぜなら、ここでもまた、魅力的なものが、美的なものと混同されることが稀ではないからであり、さまざまな表現方法そのもののなかで、はるかに強く際立った表現よりも、むしろ柔和で望ましい表現のほうが

あとに位置づけられるからである。純粹な感情の判断よりも、はるかに頻繁に感覚あるいは悟性の一面的な要求に支配されるということが、そもそも女性たちの宿命であるように、彼女たちの美の判断にさ
 366 いしてもまた、(もしも実際感覚的なものを超越するのであるならば) 精神、機知、活発さというなん
 らかの際立った表現に対して、さらにきわめて大いなる考慮がなされるのに対して、穏やかではるが、
 柔和で繊細な感情の表現は、あまりにも容易に見過ごされるのである。いまでもなお、ただ魅力的な
 のを求め、まさにあたかもみずからの無気力さを意識するかのように、至るところに目を見張るばかり
 の魅力を要求することを、人は完全にはやめることはない。それゆえ、その一貫した美の調和が最も多
 く受け入れられる、まさに最高の性格の表現は、またいまでもなお、もっとも多く誤解されるのであ
 り、より目につく悟性の輝きが、ただ強調されることによってのみ興味深いものとなりうる、控えめな
 感覚の表現よりも、優先されるのである。なんら卓越したものを有することはないのだが、しかしそこ
 から感情の繊細さ、穏やかなつつましさ、あらゆる真なるものと善なるものに対する控えめな熱意が語
 りかけてくる、まさに真に女性的な形態は、両義的な賞賛によってはねつけられることになるのである
 が、それは、報われるというよりもむしろ恥じ入らせられるのがつねである。しかし外的陶冶における
 真の女性性の性格にとって、趣味の雰囲気以上に破滅的なものはないのであるが、それは、時代のより
 よき方向性に従えば、終わりに近づいていてまもなく、もはや支配的なものではなくなるであろうとは
 いえ、それにもかかわらずいまだになおあまりにも一般的なものである。なぜなら、女性の形態の独自性
 は自由と全体の調和に基づいているのだが、しかし表現はつねに個々の特徴を多かれ少なかれ際立たせ
 るものなのであるから、表現は全体と必然的に対立せざるをえず、非常にしばしばある種の形成の非女
 性性は、表現のたんなる強調に基づいているものと見なされることになるであろうからである。

しかしながら、女性の形態の完全さを、美とは関わりのないものとしてさえ確信している者は、それ
 ゆえ、男性の形態に対してよりも女性の形態に対して、少なからざる表現を認めようとするのであろ
 う。女性の形態はむしろ、その本性によって悟性よりも感覚に頼るのであるから、さらに慎重に空虚
 さを避けなければならないのである。たしかに、その内部において表現がなされうる境界は、女性の形
 態においては、実際はるかに狭いのであるが、ただ、女性の肉体は、大いなる柔軟性と微妙な多様性
 によって特徴づけられうるのであり、そのことによって、とりわけ表現の繊細さを有するのである。なぜ
 なら、くっきりと際立った個々の特徴においてではなく、緊密に形態全体のなかに織り込まれ、一見し
 たところではほとんど気づかれず、高貴な単純さを身にまとい、内的性格は、真に女性的な造形のなか
 に現われるに違いないからである。しかしこの完全な調和が達成されないのであれば、魂が前へ前へと
 突き進もうとするよりも、ただみずからを垣間見せることに甘んずることが、より女性的でさえあるの
 367 である。つまり、明らかに、女性の美は表現と、しかしただ最高の表現とのみ調和しうるのである。一
 時的な傾向や激情の制限された状態ではなく、ただ性格だけが、幸運にも女性の美において現れるので
 あり、それはまた、ただその力の調和的な統一のなかに、そしてその資質の全体性のなかにのみ、現れ
 るのである。それゆえ、女性性は、悟性の表現よりも容易に、想像力と感情の表現を許すのであるが、
 それは、悟性がむしろ分離に向けられているのと同様、想像力と感情は結合に向けられているからなの
 である。とはいえ、悟性の力自身、女性においては、分離的というよりも結合的に作用するのであり、
 そこから主として、われわれが精神と名づける独自の現象が生ずるのであり、それを男性は必ずし
 も同じように容易に手に入れるとは限らないのである。それゆえ美と女性性は、形態における表現対
 して、完全に同じ関係に位置しているのである。同様に表現は両者に危険を及ぼし、同様に両者と結合

しうるのである。

それに対して、男性の造形の独自性の表現は、事情がまったく違うのである。それは、個々の顕著な諸特徴に基づく場合もあれば、あるいは他の全体の形態にさらに繊細に組み込まれているとされる場合もあり、全面に押し出されることもあれば、控えめに背後にとどまることもありうるのである。だからそれは、たしかに強さによって両性を互いに接近させる美を損なうこともありうるが、しかしそのさい、男性性の特徴的なものは、失われるよりもむしろ獲得されることになるであろう。それゆえそれは、女性においては、純粋な人間的形態から期待されるよりも秘められているとするならば、男性においては、より明瞭に際立ったものとなっているのである。それゆえそれはまた、男性の造形においては、より明瞭に目につくものに対して、女性の造形においては、未熟な目にはしばしば見逃されさえするのである。しかし男性の形態における調和は、感ぜられるというよりもむしろ考え出させるものなのであるから、男性の表現は、女性の表現よりもしばしば謎めいていて、奇異なものに思われるのである。女性の表現は、形態全体と結びついていて、この結びつきによって説明されるのである。しかし、まさにそれゆえに、女性の表現は、完全に理解されるためには、本来繊細で多面的に訓練された感覚を、男性の表現は、強烈な鋭い洞察力と経験によって裏打ちされた判断力とを必要とするのである。

もっとも自由な領域は、形態の動きの表現にあり、ここでとりわけ女性の性格は、顔の一定の特徴よりもはるかに明白に変転する表情の動きのなかに現れるあらゆる独自性を示すのである。まさに女性の形態は、男性の形態よりも表現力に富んでいるのである。そして情感に満ちた音楽の和音のように、ありとあらゆる女性の動きは、より繊細かつ柔和な雰囲気満ちているのに対して、男性はここでもまた、おおいなる激しさと厳しさを示しているのである。女性の魂のなかでは、想像力はつねに悟性に、感覚は理性に先んずるのであり、そうであることによって、その双方は、みずからもまた絶えず相互に移行しあうことによって、共同で心情の統一を生み出すのであるが、それを男性はただ懸命な努力によって目ざすのである。だから、女性においては、内的な生もまた、外的な現象形態⁴²と切り離されることが少なく、魂はみずから容易に、造形的な構造のなかに現れるのである。おのずと無制限な自由な輪郭が特徴となるのであり、それによってたんなる表現が美となっていくのである。なぜなら、そこから語りかけてくるのは個々の動きではなく、魂全体なのであり、しかも、そのなかでは想像力と感覚が支配的であるがゆえに、不安定なものや定かならざるものよりも、厳しいものや堅固なものを避ける女性の魂だからなのである。しかし、ただたんに形態だけではなく、さらに力強く感覚を呼び覚ます声もまた、両性における同様の独自性をみずから担っているのである。より柔和に、より好ましい音調で、しかし多様に変化する絶妙な響きで、声は女性の口から鳴り響くのである。単純ではあるが、しかし激しく強烈に、声は男性の口から鳴り響き、双方が魂の感情をその性格に従って表現するのである。

女性の形態が内的なものを映し出す忠実で明るい鏡となるのはその繊細な柔和さによるのであるが、それこそは、異性との交際がもたらす独特な喜びなのである。それほどまでに直接的にわれわれに語りかけてくるものは他にはなく、それゆえまた、それほどまでに深い感情を呼び覚ますものではなく、それほどまでに和やかな気分を引き起こすものはないのである。行動によって容易に我を忘れてしまう男性を、ふたたび我に返らせ、悟性が分けてしまうものを感情によって結びつけ、男性のゆるやかな歩みを先へ先へと進ませ、そして、男性が目ざす最高の理性の統一を具体的に表現することが、この性のすばらしい使命なのであり、この性の外的形成はまたきわめて忠実にこの使命を果たすのである。それゆえ、女性の力はまた、主として生き生きとした現在に基づくのであり、しかも感覚に対してではなく、

369

想像力に対してなのである。たしかに、まさにこのことはまた男性にも当てはまるのであるが、それは、彼がみずからの形態全体の高貴さをもって現れるときなのである。彼の形態もまた、心を力強く捉え、彼の魂の気分をさわめて繊細な特徴で描く独自の言語である。しかし、内的なものをこの優雅さにまでもたらし、そのような柔軟性を有する外的な構成を可能にするためには、かれはみずからの性からいわば離脱し、自然の目的を超越しなければならないのである。つまり、高度な使命そのものが要求する以上のことを果たさなければならないのである。それに対して、女性は、その形態の生き生きとした表現そのものを失うことのないように、ありとあらゆる女性の独自性を、慎重に慎重に維持すべく努めなければならないのである。そして、この努力が完全に失敗に帰することになるのであれば、女性は、ただたんに自然の使命と外的な日々の生の営みを果たすことだけしかなくなってしまうように成り下がるか、あるいは本来なすべきではない領域の仕事をするようになってしまうか、なのである。なぜなら、ここでもまた女性性は、たんなる自然の目的という境界を超えるや否や、ただ最高のものだけを与えられるべく定められているからである。そして、女性性に対して他の要求をする者は、ただその性についての無知を晒すことになるのである。

(すぎた・たかお／お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授
 かの・けん／お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科准教授)

注

- 1 「完全な人間の理想」(das Ideal der menschlichen Vollkommenheit) と、「人間の美の理想」(das Ideal der menschlichen Schönheit) が対置されている。
- 2 原語はdas genauerste Gleichgewichtである。
- 3 原語はder reine Geschlechtscharakterである。
- 4 原語はein vollständiges sinnliches Bildである。
- 5 原語はder wahre Geist der Geschlechtseigenthümlichkeitである。
- 6 原語はdie productive Einbildungskraftである。
- 7 ゼウスを指している。
- 8 ディオーネ (Dione) は、古い上格の女神で、ゼウスとのあいだにアプロディテー (Aphrodite) を生んだ。以下ギリシア神話の女神については、呉茂一『ギリシア神話』上・下 (新潮文庫, 1979年) を参照。
- 9 ウェヌス (Venus) は古代ローマの美と愛の女神で、古代ギリシア神話では女神アプロディテ (Aphrodite) に当たる。
- 10 原語はIdealgestaltである。
- 11 原語はIn der seelenvollsten Mineとあり、フンボルトはフランス語のla mineをドイツ語的に用いている。ちなみに現代のドイツ語つづりはdie Mieneである。
- 12 原語はBauである。
- 13 ディアナ (Diane) はギリシア神話のアルテミス (Artemis) に当たる。ゼウスとティタン神族のレトの娘で、アポロの双生の妹。独身を通す許しを父神から得、アルテミスにならって純潔を守ることを誓わせられたニンフたちとともに、もっぱら山野に狩りをして過ごした。
- 14 原語はBeschäftigungenである。
- 15 ミネルヴァ (Minerva) は、古代ローマの技術工芸の女神で、古代ギリシアのアテナ神と同一視された。
- 16 Jupiter 古代ローマの最高神で、ギリシア神話のゼウスと同一視された。
- 17 Latone ローマ神ラトナ (Latona) で、ギリシア神話のアルテミスの母神レートー (Leto) のこと。ラトナの娘とはアルテミスのこと。
- 18 Endymionはギリシア神話で、小アジアのカリアの羊飼いの美少年。月の女神セレナ (Selene) は、ラトモス山中で眠って

いる少年を見て、恋心を覚え、その美しさを飽かず眺めていられるようにと、彼を永遠の眠りを与え、日が暮れると彼の側降り立って夜を過ごしたという

- 19 Pallas アテナ神の別名。
- 20 シセリア (Cytheren) は、アプロディテ Aphrodite [=Venus] の異名。
- 21 Junoはローマの最高の女神でユピテルの妃。ギリシア神話のゼウスの妃ヘラと同一視された。
- 22 原文はDer Ausdruck der göttlichen und weiblichen Naturである。
- 23 原文はdas Ideal einer geistigen Naturである。
- 24 原文はdas weiblicheである。
- 25 原文はaus der sinnlichen Harmonie des Bauesである。
- 26 原文はein Ausdruck der sittlichen Harmonie des Charaktersである。
- 27 Bacchus 古代ローマ神話で酒神、ギリシア神話のディオニソス (Dionysos) に当たる。
- 28 原文はGeschlechtseigenthümlichkeitである。
- 29 原注 「たとえただ最初の根本的諸特徴においてであろうとも、ここで人間に関して生じたのと同じようにして、あらゆる動物の種類の骨相学 (Phzsionomik) が構想されうるであろう。そこではただ主として二つの障害が避けられるべきで、戯れの想像力 (Einbildungskraft) の恣意に対しても、生き物の内的特質を熟知している悟性に対しても、一面的な優位を認めるべきではないであろう。それゆえ、1. たんなる気まぐれに従うのではなく、至るところ、発生学 (Naturgeschichte) に導かれて、形態に影響を及ぼすかぎりにおいて、本来の体格 (Körperbau) から発すること。2. すでに上で想起されているように、生物の内的な完全性の概念に従い、その形態の骨相学的判断にいかなる影響も許さず、それに少なくとも最初は惑わされないこと。たとえさらに完全な動物たちがその形態に関して、より低い位置を与えられていたり、あるいはその逆であったりしてもである。動物界に関しては、後に、植物界への移行を多くの点で容易に見出すことができるであろう。」
- 30 原文はin dem ganzen Habitus des Körperbauesである。
- 31 ここまでが『ホーレン』第3号 (Horen, 3, S80-103) に掲載され、これ以降は第4号 (Horen, 4, S. 14-40) に掲載された。全集では、I. S. 351の中央に一行スペースを入れて、それ示している。
- 32 原語はspecificirt ist である。
- 33 「この段落及び以下に続く諸段落において、読者は『ホーレン』の第1号および第2号の『義的教育に関する書簡』において提示されている美の概念を想起されたい。」という原注があり、それに関連して全集第1巻352頁脚注に「特にシラー『全集』第10巻、324頁 (Schiller, Sämtliche Schriften 10,323) を参照」とある。
- 34 原語はdurch ihre innige Gemeinschaftである。
- 35 原語ではin der weiblich-menschlichen Gestaltである。
- 36 原語ではunter gebildeten Nationenである。
- 37 原語ではin unentweihter Reinheitである。
- 38 原語では die Ideal-Schönheitである。
- 39 原語ではdas Studium des Ideal-Schöneである。
- 40 原語はdie bloss gefällige Bildungである。
- 41 原語はjenem herrschenden Zeitgeschmackである。
- 42 原語はErscheinungsweiseである。

〈解題〉

本稿は、ヴィルヘルム・フォン・フンボルト (Wilhelm von Humboldt, 1767-1835) の論文 “*Ueber die männliche und weibliche Form*” の全訳である。原著は、シラー (Friedrich von Schiller, 1759-1805) が編集主幹となって、コッタ社から創刊された雑誌『ホーレン』 (*Horen*) の第3巻80-103頁 (1795 3, 80-103)、第4巻14-40頁 (1795 4, 14-40) に掲載されたのが初出である。『ホーレン』は、1794年に刊行が決定し、6月にはフィヒテ、ゲーテ、フンボルト、ヴォルトマンが編集委員として迎えられた。カントにも協力を依頼している。これはシラーが『人間の美的教育について』の構想にさいして、カントの『判断力批判』の美学論から大きな示唆を得たことと関係している。『ホーレン』は、1795年1月から刊行が始まり1797年まで全3巻36冊が出版された。寄稿論文のなかには、ゲーテの第二書簡、「ローマ悲歌」「文学的サンキュロッティズム」「ドイツ人亡命者の談話」、シラーの「人間の美的教育について」、フィヒテの「真実に対する純粋な関心への活発化と増大に関して」などがある。フンボルトは1794年から1795年にかけて、性差に関する論文を二編書いている。第一論文「性差およびその有機的自然に及ぼす影響について」は『ホーレン』の第2号 (*Horen*, 1795 2, S. 99-132) に掲載された (杉田孝夫・菅野健訳 お茶の水女子大学ジェンダー研究センター編『ジェンダー研究』第16号, 2013年, 75-93頁所収)。本稿はそれに続く第二論文である。

フンボルトがなぜ性差論を書くに至ったのかその事情はかならずしも明らかではないが、すでにそれ以前に習作「ソクラテスとプラトンの神性、摂理、不死性について」 (*Sokrates und Platon über die Gottheit, über die vorsehung und Unsterblichkeit*, 1785. 1787), 「宗教について」 (*Über Religion*, 1789) を経て、「新しいフランス憲法に触発された国制考」 (*Ideen über Staatsverfassung, durch die neue französische Konstitution veranlasst*, 1791)、生前刊行されることのなかった幻の名著「国家活動の範囲を規定するための試案」 (*Ideen zu einem Versuch die Grenzen der Wirksamkeit des Staats zu bestimmen*, 1792) を書いた後、古代研究「古代、とりわけ古代ギリシアの研究について」 (*Über das Studium des Altertums und des griechischen insbesondere*, 1793) や人間形成に関する断片「人間の陶冶の理論」 (*Theorie der Bildung des Menschen. Bruchstück*, 1793) を書いている。またフンボルトは1789年12月16日にカロリーネ・フォン・ダッヘレーデンと婚約し、そのクリスマスに二人はヴァイマルのレンゲフェル姉妹の家の客となり、そこでレンゲフェルと妹の婚約者であるシラーと初めて対面することになり、シラーはそのあとすぐにフンボルトをイエーナの自宅に招き数日共に過ごしている。これがシラーに私淑することになるきっかけであった。ちなみにヴィルヘルムとカロリーネの二人は1791年7月29日に結婚している。こうした草稿執筆の経緯等を考慮すれば、おそらく人間形成あるいは陶冶に関する関心が前提にあって、シラーの影響のもとに、その問題枠組みのなかで両性の陶冶のあり方を比較考察する方向に向かったのであろう。そのことは「男性の形式と女性の形式について」のなかにもシラーの『人間の美的教育について』からの引用が散見されることから窺える。またヤコービの哲学小説『アルヴィル』や『ヴォルデマール』なども構想の背景にあったことは疑いない。ちなみにフンボルトは1794年には、『ヴォルデマール』の書評を『一般文芸新聞』 (*Allgemeine Literaturzeitung vom Jahre 1794*, 3, 801-807 (Nr. 315, 26, September). 809-816 (Nr. 316, 27, September). 817-821 (Nr. 317, 27, September) に発表している。二編の性差論を書いた後、フンボルトは「比較人類学の構想」 (1795年) を執筆する。

ヴィルヘルム・フォン・フンボルトについては、さしあたり亀山健吉『フンボルト 文人・政治家・言語学者』（中公新書525, 1978年）、吉永圭『リバタリアニズムの人間観 ヴィルヘルム・フォン・フンボルトに見るドイツ的教養の法哲学的展開』（風行社、2009年）、フレデリック・C・バイザー（杉田孝夫訳）『啓蒙・革命・ロマン主義 近代ドイツ政治思想の起源 1790-1800』（法政大学出版局、2010年）第5章「ヴィルヘルム・フォン・フンボルトの初期政治理論」（221頁-272頁）が参考になる。

本訳稿の訳出に際しては、プロイセン王立科学アカデミー版全集第1巻（Wilhelm von Humboldts Gesammelte Schriften, Herausgegeben von der Königlich Preussischen Akademie der Wissenschaften, Band I. Erste Abteilung: Werke I. Berlin B. Behr's Verlag, 1903, Photomechanischer Nachdruck, Walter de Gruyter & Co. Berlin, 1968, S. 335-369）を底本とした。訳文の欄外の数字はアカデミー版全集第1巻の対応頁をさす。

なお原文で隔字体で強調されている部分は、訳出に際しては傍点を付した。本文中、イタリック表示のラテン語は、訳文においては訳語のあとに（ ）を付して原語をイタリックで表記した。テキストを理解する上で重要なキーワードには訳語のあとに（ ）を付して原語を示した。文中に頻出するdie Form, die Gestaltはそれぞれ「形式」「形態」と訳し、das weibliche, das männlicheは「女性的なもの」、「男性的なもの」、die Weiblichkeit, die Männlichkeitは「女性性」、「男性性」と訳した。またBildungは、文意に応じて、「陶冶」「形成」「造形」と訳し分けた。[]内は訳の補いである。

（すぎた・たかお／お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授）

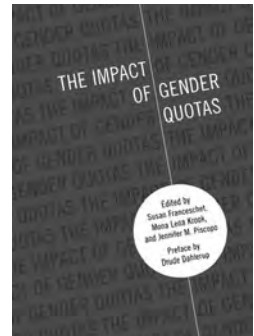
〈書評〉

Franceschet, Susan, Mona Lena Krook, and Jennifer M. Piscopo 編著

The Impact of Gender Quotas

(Cambridge University Press, 2012年 ISBN: 978-0199830084 US\$26.96\$)

YOON Jiso



Women make up 20.3 percent of parliamentarians around the world today (IPU 2012). The world is witnessing the rapid diffusion of gender quotas aimed at improving the historical underrepresentation of women in government—women continue to do better when legislative or voluntary quotas are used. How effective have these quotas been in meeting their original objectives of increasing gender representation? Have undesirable female candidates entered political office as a result of gender quotas? Franceschet et al.'s book (2012) addresses these questions regarding the impact of quotas using in-depth case studies of twelve countries from five regions around the world: Western Europe, Latin America, sub-Saharan Africa, Asia and the Middle East. This review summarizes major findings of the book, and discusses important contributions in the field of women and politics. I conclude the review by discussing implications these findings have on gender representation in East Asia—a region that is not covered in detail in Franceschet et al.'s book.

The book begins by conceptualizing the impact—"whether the means by which women enter politics influence how, why and to what extent their presence affects different types of representative process" (p. 4). Specifically, the authors distinguish three important types of political representation: "descriptive representation is understood as the numbers and the kinds of women elected, substantive representation is conceptualized as the form and content of policymaking, and finally symbolic representation is theorized as public attitudes toward women in politics and trends in the political engagement of female constituents" (p. 13).

The book, then, discusses a total of twelve countries, assessing how quotas affect descriptive, substantive, and symbolic representation in each country. That is, chapters 2, 3, and 4 examine the differences in the profiles of male and female representatives in France, Argentina and Uganda (a distinction made between quota and non-quota women), finding that though backgrounds may differ, female politicians are not necessarily less qualified than their male counterparts. Similarly, assessing what kind of female representatives appeared since the adoption of reserved seats in Morocco, chapter 5 finds that political patronage plays an important role in determining who wins access to power, which applies similarly to both men and women.

Next, chapters 6 through 9 assess how the form and the content of policies change as quota women enter government; however, the empirical evidence on this topic is mixed. Chapter 6 shows that female legislators generally give more priority to minority issues than male parliamentarians in Brazil, although such focused attention on women's issues runs the danger of marginalizing female

legislators, by seeking soft issues rather than hard issues that deal with the essence of government policymaking (e.g., economy, defense). Chapter 7 similarly shows that female representatives act on behalf of women as they gain experience in England. By contrast, as chapters 8 and 9 show, an increase in the number of female legislators has not made much difference in South Africa or Afghanistan, although these findings are not surprising considering the fact that the two countries are nascent democracies, where political institutions are quite young and unstable.

Finally, chapters 10 through 13 examine how public perceptions and attitudes changed as a result of gender quota adoption and implementation. Whereas the Belgian case in chapter 10 shows that quotas widen the gap between male and female legislators in the ways in which political elites think about issues of underrepresentation, other chapters analyzing how “public” attitudes change as a result of quotas find that it is quite difficult to precisely assess the impact of quotas on symbolic representation. That is, though Mexico, Rwanda, and India cases do illustrate how public perceptions of women and leadership changed, studies are unable to confirm whether this is a direct outcome of gender quotas, or a part of broad cultural and political changes occurring over time.

Overall, these findings have important implications for understanding the impact of quotas cross-nationally. Most importantly, quotas in no way encourage under-qualified female candidates to enter government. Additionally, a greater number of women in parliament does change policymaking in a country—more attention is paid to women’s concerns (e.g., domestic violence, and women’s rights) as more women enter government—although the specific degree of impact depends on the context. For instance, a greater number of women in parliament does not necessarily result in policy changes in nascent democracies. Finally, quotas and women legislators do change the ways in which the public think about government and representation, but specific ways in which symbolic representation takes place remain unclear and inconclusive.

The book has distinct strengths that deserve a further mention. First, the book clearly conceptualizes the impact of gender quotas on distinct types of political representation (i.e., descriptive, substantive, symbolic). Second, the book examines the impact of quotas across countries and regions around the world by relying on the common concept of representation. Finally, the geographical scope and methodological diversity the book offers to assess the impact of gender quotas around the world is unprecedented and truly impressive.

At the same time, however, the book also has several caveats. Most importantly, different ways of operationalizing key concepts like descriptive, substantive and symbolic representation across countries make it difficult to assess the true impact of quotas comparatively. This is most problematic in the case of substantive representation—measuring when and how women parliamentarians have made a difference in politics and policymaking in a country. Additionally, the political variable, or the political context that affects the impact of quotas remains unclear. For instance, do gender quotas work better under certain electoral and party systems? What political and social characteristics promote or prevent women’s political representation?

Though the book does not discuss much about the impact of quotas in Asia, the findings of the

book have important implications for understanding gender representation in the region. Regional averages of women in parliament statistics show that women comprise 17.9 percent of parliaments in Asia today. This is well below the average in the Nordic countries (42.0%), and significantly lower than that of sub-Saharan Africa (20.4%). Furthermore, East Asia remains a region where there is relatively little research on gender representation. Most discussions are limited to analyzing the impact of quotas on descriptive representation, particularly because the number of women in government remains low in these countries. Whether electoral or party quotas have assisted gender representation in government in East Asia remains largely unexplored.

Japan, in particular, remains a country where the number of female representatives is still very low in comparison to established democracies, as well as many developing democracies. Women comprise 8.1 percent of the Lower House, 16.1 percent of the Upper House (see Inter-Parliamentary Union website: <http://www.ipu.org/english/home.htm>), and 10.4 percent of subnational parliaments (Eto 2010). The absence of legislative gender quotas, and different electoral rules present at the national and local elections complicates means to increase gender representation. Furthermore, socio-cultural factors (e.g., gender roles, and bias against women's involvement in politics) also contribute to women's underrepresentation in parliament. Nevertheless, political parties (e.g., The Japan New Party in the early 1990s, the Liberal Democratic Party in the early 2000s) have made successful attempts to implement gender quotas voluntarily in order to increase the number of female representatives. Similarly, the women's movement associated with the Life Club Co-operative made important advancements in getting their representatives elected in local legislatures (Le Blanc 1999). The impressive strides made by women's groups in Japan in subnational parliaments suggest that women's electoral success can be promoted not only through institutional means (i.e., quota provisions and electoral reforms), but also through noninstitutional mechanisms (i.e., social movements).

On the other hand, women in public office became the focus of public attention when Park Geun-hye—a fifth term National Assembly member before announcing her decision to run for president—became the first woman President of Korea in 2013. Korea has adopted gender quotas at both national and subnational parliamentary elections since the early 2000s (Shin 2014). Yet, whether quota women have made any policy difference, or affected how the public think about politics remains relatively unknown (but for an exception see Kim and Oh 2010). It is particularly important to examine these questions given the recent discussions of electoral reforms in Korea over abolishing party nominations in provincial and municipal elections (Park 2013). Though the goal of the reform is to eradicate the negative influence of political parties in having too much control over local governance and politics, party involvement in local elections makes it impossible for political parties to commit to nominating a certain proportion of female candidates (implementation of quotas). If evidence finds that quotas have assisted women's representation descriptively, substantively, and symbolically in Korean politics, any movement that obstructs the implementation of gender quotas should be treated with caution.

In sum, Franceschet, Krook and Piscopo's edited volume on the impact of gender quotas does a

stunning job of conceptualizing political representation, and applying them in various national contexts using different research methodologies. The editors as well as authors of individual country chapters deserve applause for their accomplishments and academic contributions in the field of comparative politics. Few comparative studies to date integrate theories of electoral and party systems with minority representation, and extend the discussion to different regions around the world (for an exception see Kittilson and Schwindt-Bayer 2012). In this regard, the book is a significant addition to growing research on cross-national studies of gender and politics.

(ゆん・じそ／カンザス大学政治学部専任講師)

引用文献

- Eto, Mikiko. "Women and Representation in Japan." *International Feminist Journal of Politics*. 12. 2. (2010) : pp. 177-201.
- Franceschet, Susan, Mona Lena Krook, and Jennifer M. Piscopo, eds. *The Impact of Gender Quotas*. New York: Cambridge University Press, 2012.
- Inter-Parliamentary Union (IPU). *Women in Parliament in 2012: The Year in Perspective*, 2012.
- Inter-Parliamentary Union (IPU). "Women in National Parliaments." Accessed December 1, 2013. <http://www.ipu.org/wmn-e/classif.htm>.
- Kim Hyunhoi, and Yusoek Oh. "The Gender Quota System in Korean Politics: Ten Years' Experience." *Current Trends and Prospect*. 79. (2010) : pp. 140-82. (In Korean.)
- Kittilson, Miki Caul, and Leslie A. Schwindt-Bayer. *The Gendered Effects of Electoral Institutions*. Oxford: Oxford University Press, 2012.
- Le Blanc, Robin. *Bicycle Citizens: The Political World of the Japanese Housewife*. Berkeley, California: University of California Press, 1999.
- Park, Gilja. 2013. "The Debate Over Abolishing Party Nominations in Municipal Elections." *Women Times*. August, 10.
- Shin, Ki-young. "Women's Sustainable Representation and the Spillover Effect of Electoral Gender Quotas in South Korea." *International Political Science Review*. 35. 1. (2014) : pp. 80-92.

〈書評〉

スーザン・M・オーキン著 山根純佳、内藤準、久保田裕之訳
『正義・ジェンダー・家族』

(岩波書店 2013年 360頁 ISBN: 978-4000258739 4620円)

吉澤 京助



本書は、1989年に出版されたスーザン・M. オーキン (Susan Moller Okin) *Justice, Gender and the Family*の邦訳である。これまでの正義論では多くの場合、公的領域における正義ばかりが取り上げられ、私的領域に属する家族は無視されてきた。そんななかで、むしろ家族において正義を実現させることこそが社会全体での正義の実現に繋がると主張しているのが本書である。

本書は全8章構成になっているが、その内容は大きく3つに区分可能だ。オーキンはまず、第1章「ジェンダーと正義」と第2章「正義は家族に届かないのか？」でそれまでの正義論が家族について語ってこなかったことと、ジェンダー不平等を無視してきたことを批判している。正義について語る際、家族は正義の徳を適用するにはふさわしくない場として排除されることが多い。それはつまり、家族は愛情によって成り立っているのだから、そのような関係に正義を持ち込む必要はないし、もし持ち込んでしまえば関係が危機にさらされるかもしれない、という主張である。しかし、彼らの言う愛情こそが多くくの妻に、家庭内の無償労働やその他数多くの抑圧をただ耐え続けさせるための口実として機能してきたということは、私たちのよく知るところである。

さらに、正義論において家族を無視してはならないもう一つの理由は、子どもへの配慮が重要だからである。正義論が扱ってきた個人というのは成人であることが前提であったが、その前段階には必ず子ども時代を経験しているはずだ。成人した個人が正義の感覚をすでに身につけているのだとすれば、その多くは家族のなかで培われるものであろう。にもかかわらず、その家族が正義を実現できていないならば、正義の感覚を身につけた成人を排出することもできていないということになる。実際、現在の成人はその思考をかなりジェンダー化されてしまっているため、未だにジェンダー不平等な社会が継続されているのだ。

第3章から第6章にかけて、著者は、同時代の英米圏における主流の正義論のいくつかをとりあげ、それぞれについてジェンダー視点から論駁していく。最初に登場するのはコミュニタリアンによる正義論で、アラスデア・マッキンタイア (Alasdair MacIntyre) とマイケル・ウォルツァー (Michael Walzer) をその代表として取り上げている (第3章「コミュニタリアニズム」)。まず、マッキンタイアの主張を見てみよう。彼は、アリストテレスから続く哲学的伝統のなかに正義を見出せると考えている。それは、伝統への愛着がわたしたちの人生に根拠を与え、一体感をもたせ、疎外感や空虚感に陥らないためだという。ところで、伝統というものは対立したり並列したりしながら複数存在している。それなのにマッキンタイアは、どうして特定の伝統のみが普遍的な正義を見出せるのだと主張できるのだろうか。さらに、マッキンタイアはジェンダー中立的な言語使用によってごまかしているが、彼が支持する哲学的伝統は、明らかに女性差別的な内容を含んでいる。よって、特定の集団を差別するような理論である以上、正義の理論とは呼べないとして、オーキンは彼の理論を退けた。

一方、ウォルツァーは、自らの属している社会のなかで共有された文脈に基づいた理解に従って正義を実現しなければならないと述べている。この主張も社会という文脈に依存しているという点でマッキンタイアの理論と類似しているが、ウォルツァーの場合、社会変化のための異議申し立てに一定の価値を認めているため、マッキンタイアよりは既存の価値観との癒着が少ないとも言える。それでもやはり、社会に対する異議申し立てが通常、支配の徹底された社会になればなるほど不可能になっていくという解消できないパラドックスが存在することを考えれば、彼の理論も採用することはできない。

次に取り上げられているのは、リバタリアンによる正義論である（第4章「リバタリアニズム」）。ここでは、ロバート・ノージック（Robert Nozick）が展開している権原理論に基づいた主張について批判している。ノージックの権原理論は、正当に獲得された財産それ自体についてはもちろん、その財によって生産されたものについても、その所有権は生産に用いた財の所有者に属するというものだ。だからこそ彼は再分配的な正義論を嫌っているし、当然、家庭外での労働によって獲得された賃金はすべて、働き手の正当な財産であると考えている。ところで、彼の理論を用いたとき、すべての子どもは母親一人の正当な所有物と見なされてしまう。この帰結は、反フェミニズムの人びとはもちろん、ある個人が誰かの所有物として他者に完全に依存しなければならないという意味で、フェミニストにとっても望ましくないものである。よって、ノージックの理論もまた、正義の理論としては問題含みであることが分かる。

最後に挙げられるのが、ジョン・ロールズ（John Rawls）の理論である（第5章「公正としての正義」）。彼の理論はそれまでのものと比べれば、圧倒的にジェンダー不平等に対して敏感だ。彼はまず、ある制度の構成員たちが、その社会構造のなかで自分が占める立場が分からないような状況に置かれたと仮定する（原初状態）。そして、そのような構成員たちから同意されるような構造やルールをその制度が備えている場合、正義が実現されていると考えたのである。これだけを見たときには、ロールズの理論はジェンダー不平等を解消するために大きな武器となるように思える。しかしここで彼は、原初状態のなかの当事者を、家族の長として定義してしまった。現在の社会では未だ家族の長はほとんどが男性である。また、仮に男性家長と同数の女性家長がいる社会になったとしても、この定義の下では、家族内の正義について語ることはできない。ロールズもまた、それまでの理論家と同様に家族内での正義にじゅうぶん目を向けることはできなかったのだ。

オーキンが以上で批判した理論はいずれも、社会を公的領域と私的領域に二分し、公的領域での正義のみを論じることに終始してしまっているという点で共通した問題を抱えている。たとえ公的領域での個人が平等に扱われるような社会になっても、私的領域において性別役割が存続し、家族の構成員が平等に扱われないような状況が続くならば、その社会はやはり正義が実現された社会とは言えないのだ（第6章「越境する正義」）。

このような批判を展開した後でオーキンは、第7章「結婚と女性の脆弱性」と第8章「結論」において、女性が脆弱にさせられている大きな原因は結婚制度にあると述べている。女性はまず、幼少期から結婚（子育て）の予期によって人生の選択肢を狭められ、個人のキャリアよりも男性の結婚相手としてふさわしい存在となるために脆弱にさせられる。そうして無事に結婚すると、今度はフルタイムでの賃労働を諦めて家事労働に多くの労力を割くことになり、より脆弱になってしまう。こうして多くの労力を結婚とその関係の維持に注がざるを得ない女性たちは、自律する力を失っていくのだ。さらに悪いことに、離婚した場合にはそれまでの労力が無に帰すため、女性の脆弱性はピークに達してしまう。

オーキンはこのように女性を脆弱にする制度を批判した後で、以下のような解決策を提案している。

- 1 両性が等しく賃労働と家事労働に従事するような社会制度を構築すること。
- 2 1のような社会においても、個人の選択自由として家族内での役割分担を望む場合にはその意志を尊重すること。ただしその場合にも家族構成員の平等を保つ必要があり、そのために企業は賃労働をする者と家事労働をする者に半分ずつ賃金を支払うこと。

ここで2について注意しなければならないのは、企業が支払うのは家事労働それ自体の賃金ではないということだ。家事労働は賃労働をする者のキャリア形成に大きく寄与しているのであって、賃労働をする者の賃金は本来的に、家事労働をする者と協力することで獲得されているものであるため、半分ずつ支払われるべきなのであるという。この批判は現在の社会に対してもなお有効なものである。その上で考えるべきは、実現可能な政策論につなげることは可能か、ということだ。オーキンの問題提起を空論に終わらせるか否かはこの問題を私たちがどのように引き受けるかにかかっているのかもしれない。

本書で明らかになった最も重要なことは、正義の理論は私的領域として無視されてきた家族についても包摂したものでなければならないということだ。ジェンダー不平等の大きな原因は、家族内での性別役割分業にある。このことをこれだけ分かりやすく叙述している本書は、フェミニズムの視点から正義論を考える上で、大きな助けとなるものであろう。

ひとつだけ問題点を挙げるとすれば、オーキンは繰り返し、「女性」あるいは「男性」と書かれるべき箇所を「人」とする中立的な書き方に対して批判的態度を取っているにもかかわらず、彼女自身も同様の過ちを犯してしまっているということだ。彼女はいくつかの章で同性愛者カップルやシングルマザーについてわずかに言及しているけれども、ほとんどの議論は異性愛カップルを前提としたものである。さらに、子どもをもたないカップルあるいは個人についての言及はほとんどなされていない。彼女は人として成長するための機会として子育てを想定しているが、社会には子育てを望まない人々、子どもを持ちたくない・持てない人も存在するということを忘れてはならない。

以上のような課題はあるものの、本書は、今なお解決されずにいる無償労働や男女間の賃金格差といったジェンダーに起因する問題解決を考える上で、非常に多くのことを教えてくれるものである。私的領域における正義を考えることは、本書においてオーキンが取りこぼした問題を考える際にもやはり、重要な視点となるはずだ。

(よしざわ・きょうすけ／お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科
ジェンダー社会科学専攻博士前期課程在籍)

〈書評〉

北原恵編著

『アジアの女性身体はいかに描かれたか
——視覚表象と戦争の記憶』

(青弓社、2013年 304頁 ISBN: 978-4787233523 3,570円)

小西 あゆみ



昨今、戦時下の日本と植民地における文化的状況についてポストコロニアリズムの視点から論じられる機会も増えてきたが、本書はこの問題を取りわけジェンダーの視点から切り取っている。編者によると本書は、2010年夏に大阪大学で開かれた、慰安婦表象を中心とした女性身体表象についてのシンポジウムを端緒に企画されたという。本書はこの研究分野の現段階の成果として受け止められるであろう。本書は3部構成からなり、日本人女性美術家の活動、植民地の女性・慰安婦表象についての7本の論文と、現代アーティストによる1本のエッセイ、韓国近代美術研究史の概要、現代アーティストを紹介する4つのコラムで構成される。以下、論文を中心に内容をみていく。

「第1部 女性美術家は帝国日本をどう生きたのか」、「第1章 戦時下の日本の女性画家は何を描いたか」で、小勝禮子は、女性画家である長谷川春子と赤松俊子（丸木俊）を中心に論じている。ここでは近年発見され戦時中に描かれた長谷川の絵画3点、また女性美術家奉公隊の活動、それから赤松の絵本が紹介されていた。これらを概観しながら、小勝は、女は平和を担うといった一般的な女性観とはうらはらに、女性画家が戦争に協力していった事実を示している。女性画家が戦況にのまれていくなか、際立って注目されるのは、赤松によるインドシナの人々を描いた2点の絵画《アンガウル島へ向かう》、《休み場》である。小勝はそれらの作品を、「同時代の男性画家たちの「南洋の楽園」に向けたオリエンタリズムの眼差しをも超える、壊れやすい肉体をもった「人間」の存在の、脆弱さとかげがえのなさに肉薄したもの」と評する。確かに白黒の図版からさえ繊細な肉体表現と重苦しい雰囲気が伝わり、赤松がこれらに帝国日本に対する批判を込めたのではないかと考えさせられた。図らずも赤松の南洋を舞台にした絵本は戦争協力的とみなされうる側面を有していたが、これらの絵画を赤松に描かせた背景や発表時の反応などを検討することによって赤松の一面的ではない眼差しを考察することができるであろう。次の論考でこれらが明らかにされることが期待される。

「第2章 戦時下の美術家・長谷川春子——《ハノイ風景》（1939年）の絵を中心に」で北原恵は、長谷川の植民地での足跡を丁寧に追っている。長谷川の残した出版物では、彼女の「従軍」の経験があたかも武勇伝のように生き生きと語られる。北原はそれらの記述を紹介しながら、長谷川が階級や性差を乗り越え、彼女の主体性を拡張していった側面を指摘する。さらに北原は、戦後に戦時中の女性画家の活動が忘れ去られてしまったことの意味を女性帰還兵の議論と合わせて考えることを促しているが、この指摘は示唆に富んでいる。これは女性画家に対する単なる無関心といった話ではなく、言説の場におけるジェンダー規範を逸脱していた女性画家に対する作為的な無視と象徴秩序の回復とが共犯関係にあったことが浮かびあがる。

「第2部 植民地と/の女性表象の政治性を問う」、「第3章 日本統治下の植民地の美術活動」で、ラ

ワンチャイケン寿子は、植民地における官展の作家を取り上げ、彼/彼女らの作品における「地方色」、日本の作家・作品との「同質性」に注目している。例えば、ゴーガン《海辺の女性》を参照した、朝鮮の作家李仁星による《秋のある日》は、日本に統治の根拠として「未開」のイメージを提供している。その一方で、ラワンチャイケン寿子は、ここに描かれている土着のイメージは作家のアイデンティティでもあり、また荒廃した情景は「日本統治下の朝鮮の大地と人が瀕死の状態にあること」の暗示でもあると示唆し、「地方色」の両義性を指摘し、解釈の可能性を広げている。論文で述べられている通り、「地方色」や「同質性」が強調されている作品は帝国日本の価値観に迎合しているとして看過されがちなのに、今後批評や作家の意図について精査されることが期待される。

「第4章 植民地期韓国のモダンガールと遊女」で、金恵信は、まず、植民地韓国において、モダンガールの表象が植民地の近代化を可視化するものとして、多く描かれたことを論じている。そして、妓生のイメージは朝鮮の画家、また日本人の画家らによって多く描かれ、「国際的に消費され」たことを指摘する。特に興味深いのは、日本画壇の重鎮の作家による、例えば、速水御舟の《蝸蝓（カルボ、妓生の蔑称）》、土田麦僊《平牀》について、淫らな娼婦と品のある芸者という妓生の二面的なイメージのありようが論じられ、しかも、妓生を取引する場面を描いた土田の《妓生の家》が「郷土色」の範を示すものであったと、重要な批判がなされていた箇所である。これらの指摘や批判はもっともであると感じるが、モダンガールや妓生を二面的な女性像として考察する際、男性主体のありようを合わせて論じていれば分析がより豊かになったのではないか。各男性画家のジェンダー/セクシュアリティ、画家達のホモソーシャルな関係性などの観点からみていけば、女性像が生産される構造が明確になるのではないか。

「第5章 近代化のための女性表象——「モデル」としての身体」で、児島薫は、日本近代の男性画家が、ヌードの女性を描くことで男同士の連帯を築いていたこと、また、西洋では女性化された日本を着物服の女性として発表し、日本では西洋の女性イメージを発表するなど、「女性身体の使い分け」を通して、特権的な男性画家の主体を構築していった過程を論じていた。美術学校において女性ヌード・デッサンが盛んに教えられる現在の状況やその位置づけを考える上でも、本稿は大変興味深かった。また、特に藤島武二を中心とする男性画家による植民地の女性像についての分析は強い説得力をもっていたと思う。従来、藤島の民族服の女性像とルネサンスの様式との関連は、そのイメージが大家による特異なものであるにもかかわらず、深く追求されてこなかった。児島は、藤島が、かつては栄えていたが現在は衰退した場としてイタリアを女性的な場とみなすフランス近代の男性画家のまなざしを共有するとともに、彼らに同一化し、植民地をイタリアになぞらえて、イタリア・ルネサンス期に描かれた横顔の肖像画に倣って民族服を着た植民地の女性を描いた、と分析している。美術史研究の分野では、ジェンダーの視点から、また政治的な関係を考慮しイメージの分析を進める余地が多く残っているのではないかと改めて思う。

「第3部 「慰安婦」表象は戦争の記録をどう語るか」、「第6章 古沢岩美が描いた「慰安婦」——戦争・敗戦体験と「主体」の再構築」で、北原恵は、まず、古沢による娼婦像が過剰なセクシュアリティの表象として原爆と結びつけられていたこと、また、古沢の従軍によって得られた娼婦観と慰安婦観、それが「清潔」な「美少女」のイメージから「不潔」で「不気味」なものへと変化したことを示す。そして、古沢自身が語る「慰安婦へのオマージュ」として制作された《なぐさめもだえ》(1949)の複雑な画面構成の一つ一つのモチーフを読み解き、機械の時代へと進んでいかなければとする古沢の進歩的

な歴史観が表されていること、さらに画面手前の女が慰安婦の「宿命の赤い糸」を乗り越えている、ということも古沢の関連作品を参照しながら論じている。北原は、本作を、脅威的な存在として認識されるようになった娼婦像が統御され、男性主体が回復する過程にある作品として位置付けている。

「第7章 日本映画にみる〈在日〉女性と朝鮮人〈慰安婦〉、その声の不在」で、高美智は、1960年代の3本の映画を取り上げている。まず大島渚『日本春歌考』について、女でもあり在日でもあるという二重のマイノリティである金田は「女の歌」として「満鉄小唄」という満鉄の朝鮮人売春婦の春歌をうたうが、同年代のベ平連に参加する日本人男子・女子学生たちに流用される、そうした構造をもつ映画であるという分析がなされる。また、岡本喜八『血と砂』を例に、1960年代の男のロマンティズムの対象として慰安婦が日本兵と友好的に描かれる傾向を指摘する。さいごに鈴木清順『春婦伝』について、田村泰次郎による原作がコロニアルなまなざしで朝鮮人慰安婦を描いていたのに対して、映画作品では、日本人慰安婦が乗り越えられなかった日本の帝国主義を乗り越える、強い主体性と批評を担う存在として朝鮮人慰安婦が描かれていることが指摘されていた。

第3部では、日本人男性画家・映画監督による在日朝鮮人、慰安婦表象が取り上げられていた。この部では、日本人男性にとって都合のいいようにいかに娼婦・慰安婦像が書き換えられていたかということ、また体制への批判として彼女たちの声が流用され、発せられるも、その声はほんの僅かなものであったのではないかと感じた。これらの論考を読んだ後で、当事者について関心が向いた。コラムで紹介されていたイトー・タリーやアルマ・キントらの活動はダイレクトに性暴力の問題と向かい合っており、彼女らの作品を通して他者の痛みに触れられるような感覚を抱く。当事者の声へのアプローチがさらに必要であるし、そうしたアプローチは戦争と女のテーマを考えていく強い動機にもなりうるのではないか。

実際のところ、15年戦争と以降の日本社会の問題についてリアリティをもって受け止められていなかった自分を感じていた。だが本書を読んで、嶋田美子が述べていたように (p.207)、問題が見えなかった自身の視線を振り返り反省するきっかけになった。本書は、戦争美術の議論で省かれていた女性画家の関与を論じ、慰安婦表象を読解した貴重な一冊であるが、読後は、個人がこの問題をどのように受け止め向き合うか、その態度が問われる一冊である。

(こにし・あゆみ／埼玉県立高等学校非常勤講師)

〈夜間セミナー記録刊行〉

何春蕤著 館かおる・平野恵子（共編）

大橋史恵・張瑋容（共訳）

『「性／別」攪乱——台湾における性政治』

（御茶の水書房 2013年 295頁 ISBN：978-4-275-01055-1 3,800円＋税）

館 かおる



1996年5月に設立されたジェンダー研究センター（以下IGSと略）は、その前身の女性文化資料館及び女性文化研究センターと同様に、文部省令では10年の時限付きの学内共同研究教育施設であったが、新たに外国人客員研究員制度が認められたことは、IGSの活動をより活発で多彩なものにした。しばらくは、欧米の大学や研究所所属のジェンダー研究者を招聘することが比較的多かったが、次第にアジア、特に東アジアの研究者との連携も重視するようになった。

2000年以降は、中国研究が専門のワシントン大学のタニ・バーロウ教授の招聘を機に、アジアからの研究者を招聘することを企図した。（以下敬称略）そこで2003年5月-2003年7月には、何春蕤（台湾国立中央大学教授）、続けて2003年10月-2003年12月には、戴錦華（中国 北京大学比較文学・比較文化研究所教授）、2004年1月-2004年3月には、李小江（中国 大連大学性別研究センター教授兼センター長）、2004年11月-2005年1月には、金恩実（韓国 梨花女子大学女性学部准教授兼アジア女性学センター長）を招聘した。

その後2004年4月に国立大学が法人化し、文科省による定員枠として継続的に外国人客員研究員の招聘が認められることは無くなった。しかし、これまで27人の外国人客員研究員を招聘して夜間セミナーを開講してきたことは、日本のジェンダー研究の展開に幾ばくかの貢献をしたと思われる。

本書は、こうした意図のもとに何春蕤（Josephine Ho）を招聘して開催したIGSのセミナーの意義を伝えるべく編まれた。

何春蕤の夜間セミナーは、「東アジアにおけるジェンダー／セクシュアリティ理論と政治の諸課題」と題して、全5回の講義で構成された。本書は、何春蕤の5回の講義とコメンテーター報告、そして今回、何春蕤が書き下ろした4論文と既発表の1論文、そして終章に、編者と翻訳者による、何春蕤教授へのインタビューのまとめを加え、編集・刊行したものである。なお、セミナーは、当時IGS教授であった伊藤るりと同研究機関研究員の秋林こずえが担当し、本書の翻訳もその時の翻訳を基にした。

本書の構成は、以下の目次にある通りである。

日本の読者へ 何春蕤

序章

第一章 バックグラウンド——もはや単純ではないジェンダー・ポリティクス

第二章 ボルノグラフィと女性の性的行為主体性

コメント 根村直美

第三章 セックスワークにおけるセルフ・エンパワーメントと職業的行為遂行性

——なぜフェミニストはセックスワーカーを読み解くことができないのか

コメント 水島 希

第四章 スパイス・ガールズから「援助交際」へ

——台湾におけるティーンの少女たちのセクシュアリティ、そのいくつかの編成体

コメント 田崎英明

第五章 反人身売買から社会的規律へ——台湾における「女性運動」の役割の変遷

コメント 竹村和子

第六章 アイデンティティの具現化——トランスジェンダーの構築

コメント 三橋順子

第七章 トラブルの撲滅——ある訴訟の捏造

第八章 トラブルの統御——台湾におけるグローバル統治とクイアの存在

第九章 トラブルの統治——台湾のジェンダー・ポリティクスにおける「年齢」的転回

第十章 ジェンダー統治をめぐる新たな政治

終章 何春蕤へのインタビュー 館かおる・大橋史恵・張瑋容

編者あとがき、関連年表及び参考文献

台湾におけるセクシュアリティ／ジェンダー研究の指導的研究者として知られる何春蕤は、中国語の単著や編書として、『豪爽女人：女性主義與性解放』（1994）、『性心情：治療與解放的新性學報告』（1996）、『性／別校園：新世代的性別教育』（1998）、編著に『性工作研究』（2003）、『跨性別』（2003）『連結性—兩岸三地性／別新局』（2010）など多数の著書、編書がある。

何春蕤が、台湾社会において、特にセクシュアリティに関わる研究と運動に多大な影響を与えたことは確かであり、例えば、台湾女性史入門編纂委員会編『台湾女性史入門』（2008）での「性解放運動」の項目には、「1987年の台湾における戒厳令の解除後に表現の自由が解放され、メディアには『性』の話題が溢れだした。当時のフェミニストは、立法化と社会解放運動を通して、ポルノ、少女売春、レイプ、セクシュアルハラスメントなどの、女性の身体を搾取したり、物のように扱う現象をなくすことをめざした」が、こうした女性運動の高まりの中で何春蕤は、「性の解放運動を呼びかける『豪爽女人』を出版し、戒厳令解除初期の台湾を驚愕させた」と、何春蕤がもたらしたインパクトが記述されている。

台湾の近年の動きについては、文学領域でも、黄英哲・白水紀子・垂水千恵編『台湾セクシュアル・マイノリティ文学シリーズ』全四巻（2008-2009）が日本で刊行されている。同書には、ゲイ、レズビアン、トランスジェンダー、クイアなどの性的多様性を主題にした、長篇や中・短篇小説や評論が収められている。同書では、刊行の意図を、中国に比して台湾では、セクシュアル・マイノリティ文学が質量ともに社会的に認知され、政治と性を考える上でも興味深い観点となっていると述べている。

本書の終章では、私たちのインタビューに応じて、何春蕤は「動物性愛ウェブページ事件」にみる当時の台湾社会の状況、台湾におけるセクシュアリティ認識の大きな転回、フェミニズムやトランスジェンダー等の性の多元的差異の容認と政策・法律等改正と運動団体との関係などにつき、具体的に語っている。運動を重視し、過激で活動的と見做されていることが多い何春蕤であるが、彼女の語りから、決して表層的ではない、何春蕤の理論と運動の関係性の理解を深めることになる。

このような、何春蕤のチャレンジングな精神に呼応して、本書のタイトルも、夜間セミナーでのタイトルではなく、新たに『「性／別」攪乱——台湾における性政治』と題することにした。何春蕤の仕事の内実は、まさに夜間セミナーのタイトルにあるように、ジェンダー／セクシュアリティの「理論と政治」に他ならないのであるが、それを「性／別」攪乱と表現する卓見に、何よりも瞠目したからである。ジェンダー／セクシュアリティ研究を漢字文化圏において、激烈と言えるまでに真摯に追究してきた、何春蕤の格闘を如実に示す言葉として、「性／別」攪乱という表現以外にあり得ないと思えた。

さらに、ジェンダー研究センターという名称の大学組織に所属している私は、何春蕤の表現の創造性に強い感動をおぼえた。何春蕤は、国立中央大学性／別研究室の創設者であり、創設以来のコーディネーターである。同研究センターの名称は、漢字では「性／別研究室」とあり、英語では、Center for the Study of SEXUALITIESと表記している。何春蕤らの「性／別」研究は、英語表記では、大文字の複数形の SEXUALITIESが当てられており、いわゆるセックス、ジェンダー、セクシュアリティをダイナミックに再編した、The Study of SEXUALITIESの創成を意図し、その実現を目指し続けていると思われたからである。

「性／別」研究室という表記には、何春蕤並びに「性／別」研究センターの教員たちの熟考する姿が込められている。翻って日本では、英語をカタカナに置き替え、「ジェンダー」「セクシュリティ」「セックス」と表記し、その国、地域の歴史的、文化的、社会的、政治的文脈を踏まえ、その概念を思考し抜く努力を怠りがちな学術界の状況を突かれた思いがした。

近年では、日本の研究者と台湾の研究者の交流の機会も増え、互いにジェンダー／セクシュアリティの研究を紹介しあい、論じる機会もふえてきた。本書も、その一端を担うことができたと願っている。

(たち・かおる／お茶の水女子大学ジェンダー研究センター教授)

ジェンダー研究センター彙報＜平成24年度＞

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

職名は発令時による

平成24（2012）年度研究プロジェクト概要

	年月日	テーマ	報告者、評者等
IGS セミナー	ジェンダー研究センター提供科目「国際ジェンダー論」連続講座		
	平成24年5月9日	第1回「女子・女性教育から教育とジェンダーへ——ユネスコの経験を中心に」	【講師】菅野琴（IGS客員研究員、元ユネスコ本部職員）
	平成24年5月16日	第2回「女子教育のスケールアップ——ジェンダー主流化による女子教育の転換」	【講師】菅野琴（IGS客員研究員、元ユネスコ本部職員）
	平成24年5月23日	第3回「教育分野でのジェンダー分析の課題、質的経験の量的測定の挑戦」&「ジェンダー視点で原発問題を考える」	【講師】菅野琴（IGS客員研究員、元ユネスコ本部職員）
	平成24年5月29日	公開シンポジウム「原発」と「サステイナビリティ・サイエンス」——ジェンダー視点からの課題を考える	【報告】国末憲人（朝日新聞GLOBE副編集長）、吉田由布子（「チェルノブイリ被害調査・救援」女性ネットワーク事務局長）、堀尾多香（日本ユネスコ国内委員会協力官）、菊川穂（一般社団法人エル・システムジャパン代表理事） 【コーディネーター・司会】菅野琴（IGS客員研究員、元ユネスコ本部職員）、館かおる（IGS教授）
公開 シン ポジ ウム	平成24年12月1日	「ジェンダー・クオータの比較政治学」 【共催】法政大学大学院政治学専攻・お茶の水女子大学ジェンダー研究センター	【報告】三浦まり（上智大学教授）、ステイール若希（東京大学准教授）、淵元初姫（法政大学兼任講師） 【ディスカッサント】申琪榮（IGS准教授）、菊池啓一（筑波大学研究員）、福田円（国土館大学准教授） 【モデレーター】衛藤幹子（法政大学教授）
	平成25年1月23日	お茶の水女子大学「ジェンダー格差センシティブな働き方と生活の調和」研究プロジェクト（WORK-FAM）最終成果報告会「家族のウェルビーイングとワーク・ライフ・バランス政策——女性のキャリア形成と男性の育児参加を実現するために」 【主催】WORK-FAM 【共催】IGS	【報告】永瀬伸子（本学教授）、石井クンツ昌子（本学教授）、菅原ますみ（本学教授）、神尾真知子（IGS客員研究員、日本大学教授）、館かおる（IGS教授） 【司会】戒能民江（IGS客員教授、本学名誉教授）
特別 講義	リベラル・アーツ「テクノサイエンスとジェンダー」		
	平成24年11月12日	第1回「科学的な観察」の客観性に潜むものは何か？ 【関連】IGSプロジェクト「科学技術とジェンダー」に関わる研究の諸局面の検討」	【講師】小川真里子（IGS客員研究員、三重大学教授）

特別講義	平成24年11月19日	第2回「リンネの植物分類は何に注目して創られたのか？」 【関連】IGSプロジェクト「[科学技術とジェンダー]」に関わる研究の諸局面の検討」	【講師】小川眞里子（IGS客員研究員、三重大学教授）
	平成24年11月26日	第3回「人間を哺乳類にしたのは、なぜ？」 【関連】IGSプロジェクト「[科学技術とジェンダー]」に関わる研究の諸局面の検討」	【講師】小川眞里子（IGS客員研究員、三重大学教授）
講演会	平成24年7月2日	「日米のワークライフバランス——ジェンダー格差センシティブな視点から」 【主催】WORK-FAM（文部科学省・日本学術振興会委託事業） 【共催】お茶の水女子大学 ジェンダー研究センター 【後援】内閣府男女共同参画局	【報告】スーザン・ハウスマン（アップジョン研究所主任エコノミスト）、ジョアン・ウイリアムズ（カリフォルニア大学Hastings校教授）、永瀬伸子（本学教授） 【コメンテーター】小林洋子（内閣府男女共同参画局推進課長） 【司会】申琪榮（IGS准教授）
研究会	平成24年7月17日	「フェミニズムで読む世界資本主義講座」 【主催】フェミニスト政治経済学研究会 【共催】IGS	【講師】伊藤誠（東京大学名誉教授） 【ディスカッサント】足立眞理子（IGSセンター長） 【司会・コーディネーター】落合絵美（本学大学院博士後期課程）、長田華子（本学リサーチフェロー）
	平成24年7月18日	2012年度第1回IGS研究報告会 【主催】IGS	【報告】ユン・ジソ（IGS研究協力員、カンザス大学政治学部専任講師） 【ディスカッサント】菊池啓一（Ph.D. Candidate, ピッツバーグ大学政治学部）、大木直子（本学リサーチフェロー） 【司会】徐阿貴（IGS研究機関研究員）
	平成25年3月7日	2012年度第2回IGS研究報告会 【主催】IGS	【報告】大海篤子（IGS研究協力員、東京都市大学非常勤講師）、徐阿貴（IGS研究機関研究員）
学会	平成24年4月21日	日本フェミニスト経済学会2012年度大会「ワーク・ライフ・コンフリクトの現在」 【主催】日本フェミニスト経済学会 【協賛】IGS	【コーディネーター】川口章（同志社大学教授） 【報告者】藤本哲史（同志社大学教授）、斎藤悦子（本学准教授）、脇坂明（学習院大学教授）、 【討論者】伊田久美子（大阪府立大学教授） 【挨拶】足立眞理子（IGSセンター長）
「グローバル社会における平和構築のための大学間ネットワークの創成」事業	「災害、復興とジェンダー公平な国際共生社会の構築」プロジェクト		
	平成24年7月23日	第1回公開研究会 【主催】IGS 【協賛】お茶の水女子大学 グローバル協力センター	【報告】船橋晴俊（法政大学社会学部教授、法政大学サステイナビリティ研究教育機構長） 【コーディネーター・司会】館かおる（IGS教授）
	平成24年12月12日	第2回公開研究会 【主催】IGS 【協賛】お茶の水女子大学 グローバル協力センター	【報告】菅野琴（IGS客員研究員、元ユネスコ本部職員） 【司会】館かおる（IGS教授）
	平成25年1月14日	国際シンポジウム「災害、復興におけるジェンダー公平性を問う」 【主催】IGS 【協賛】お茶の水女子大学 グローバル協力センター	【報告】バリチャート・クロンカント（元JICA防災能力向上プロジェクト・コンサルタント）、アラビヤニ・アブバカル（旧アチュ・ニアス復興庁・女性、ジェンダーとこどもの福祉部長）、平野恵子（IGS研究協力員、本学大学院研究院研究員）、池田恵子（静岡大学、東日本大震災女性支援ネットワーク研修担当） 【コメンテーター】足立眞理子（IGSセンター長） 【司会】申琪榮（IGS准教授） 【挨拶】北林春美（本学グローバル協力センター准教授） 【サイドイベント：フォトボイス（写真と声）】 「女性たちが見た・経験した大震災」

1. 人事関係

1) 運営委員会名簿 (括弧内は在任期間)

ジェンダー研究センター長・人間文化創成科学研究科教授	足立 真理子	(平成19年4月1日～)
ジェンダー研究センター員・人間文化創成科学研究科教授	舘 かおる	(平成8年5月11日～)
ジェンダー研究センター員・人間文化創成科学研究科准教授	申 琪榮	(平成20年4月1日～)
ジェンダー研究センター員・人間文化創成科学研究科教授	石井クンツ昌子	(平成20年4月1日～)
ジェンダー研究センター員・人間文化創成科学研究科教授	棚橋 訓	(平成20年4月1日～)
人間文化創成科学研究科教授	米田 俊彦	(平成16年4月1日～)
人間文化創成科学研究科教授	真島 秀行	(平成16年4月1日～)
人間文化創成科学研究科教授	宮尾 正樹	(平成19年4月1日～)
人間文化創成科学研究科教授	小玉 亮子	(平成23年4月1日～)
人間文化創成科学研究科准教授	斉藤 悦子	(平成24年4月1日～)

2) スタッフ名簿 (括弧内は在任期間)

センター長 (併)	足立真理子	(平成19年4月1日～)
センター教員	舘 かおる	(平成12年4月1日～)
	申 琪榮	(平成20年4月1日～)
客員教授 (国内)	戒能 民江	(お茶の水女子大学名誉教授) (平成23年4月1日～)
客員研究員	神尾真知子	(日本大学法学部教授) (平成23年4月1日～)
	菅野 琴	(元駐ネパールユネスコ代表・元ユネスコ本部職員・国立女性教育会館客員研究員) (平成20年4月1日～)
	伊藤 るり	(一橋大学大学院教授) (同上)

研究協力員

研究機関研究員

研究支援推進員

事務局員

アカデミック・アシスタント

アカデミック・アシスタント

研究員 (科学研究費) 滝 美香

小川眞里子

(三重大学人文学部教授)

(同上)

大海 篤子

(東京都市大学非常勤講師)

(平成20年4月1日～)

山崎美和恵

(埼玉大学名誉教授)

(平成20年4月1日～)

高橋さきの

(お茶の水女子大学
東京農工大学非常勤講師)

(同上)

根村 直美

(日本大学経済学部教授)

(同上)

崔 京実

(中国中央編訳局文献部日本語処副訳審)
(平成23年10月1日～
平成24年9月30日)

ジソ・ユン

(カンザス大学政治学部専任講師)

(平成24年5月14日～

平成24年7月22日)

平野 恵子

(清泉女子大学他非常勤講師)

(平成24年6月1日～

平成25年3月31日)

徐 阿貴

(平成22年4月1日～

平成25年3月31日)

板井 広明

(平成22年12月1日～)

花岡ナホミ

(平成18年4月1日～)

吉原 公美

(平成22年5月1日～)

城石 梨奈

(平成22年7月1日～)

2. 会議関係

<運営委員会の開催>

平成24年6月7日/11月29日/12月12日、平成25年2月19日

3. 研究調査活動

1) センター研究プロジェクト

「国連機関の災害・危機対応におけるジェンダー主流化」

【研究担当】

菅野琴（IGS 客員研究員・元駐ネパールユネスコ代表・元ユネスコ本部職員・国立女性教育会館客員研究員）

館かおる（IGS 教授）

【研究内容】

本研究では、国際社会におけるジェンダー平等や持続可能な開発への公約を背景に国連機関のジェンダー平等・主流化政策とその実施の課題が検証された。特に教育分野におけるジェンダー平等の包括的理解を女子教育からのパラダイム転換のプロセスと重ねあわせて精査することで深化させた。お茶の水女子大学ジェンダー研究センター提供科目「国際社会ジェンダー論」では、その一端が論じられた。さらにフクシマでの経験を背景に、災害復興、防／減災や危機管理の必要性が強調される今日の世界の現実をジェンダーの視点から捉えなおす目的で5月29日に公開シンポジウム『原発とサステナビリティ・サイエンス—ジェンダー視点から生態系の課題を考える』が開かれた。学外から4人のパネリストを招聘し、チェルノブイリ原発事故の経験と世界における『フクシマ』の課題を討論の基点としながら、日本と世界のこれからの課題、特に持続可能な社会への転換という文脈のなかで問われている科学のあり方、科学と人間の関係についてジェンダーの視座から議論した。12月12日には「災害・復興におけるジェンダー公平な国際共生社会の構築プロジェクト」第2回研究会を開催し、G. フジ・ジョンソン著、船橋晴敏他監訳『核廃棄物と熟議民主主義——倫理的な政策分析の可能性』の報告とジェンダーの視座からの活発な討議があった。また、研究会と並行して原発に関するDVDの視聴会を12月12日、12月14日、12月17日、12月19日、12月21日の5回にわたり開催した。

「グローバル金融危機以降におけるアジアの新興/成熟経済社会とジェンダー」

＜科学研究費基盤研究A＞

【研究担当】

足立眞理子（IGS センター長）

館かおる（IGS 教授）

申琪榮（IGS 准教授）

斎藤悦子（お茶の水女子大学准教授）

姉齒暁（駒澤大学教授）

山田和代（滋賀大学准教授）

伊田久美子（大阪府立大学教授）

グレンダ・ロバーツ（早稲田大学教授）

伊藤るり（一橋大学大学院教授、IGS 客員研究員）

金井郁（埼玉大学准教授）

堀芳枝（恵泉女学園大学准教授）

長田華子（本学リサーチフェロー）

滝美香（科研費研究員）

【研究内容】

本年度も引き続き、前年度に実施した実態調査をより本格化させ、量的・質的調査として完成させていく。また、既存統計資料の収集に励む。高齢化対応産業に関しては、中国における車いす利用普及度の現実を踏まえ、さらに精査する。理論的には、フェミニスト経済学の最新知見を吸収するとともに、経済理論、国際経済学、グローバリゼーション研究、移動研究などの関連研究会を随時開催する。

「ジェンダー・格差センシティブな働き方と生活の調和」

＜文部科学省・日本学術振興会委託事業 法政策班＞

【研究担当】

戒能民江（本学名誉教授、IGS 客員教授）

神尾真知子（日本大学教授、IGS 客員研究員）

申琪榮（IGS 准教授）

【研究内容】

本研究は、ジェンダーおよび格差に敏感な視点から、キャリア形成と家庭・地域・社会活動が可能な働き方の設計をめざして学際的な研究を実施し、政策提言を行うことを目的とする。法政策班は、①格差に着目し、非正規労働者の均等待遇、パート労働・派遣労働および賃金格差について、労働法研究者等との対話を通して、ジェンダー・格差センシティブなワーク・ライフ・バランス政策について検討した。②日本への示唆を得るために、アメリカ合衆国 EEOC のワーク・ライフ・バランスに関するガイドライン・好事例集の翻訳を行った。③5年間の研究成果を踏まえて、育児・介護休業法の有期雇用者への適用拡大、時間外労働の法規制強化、均等法の間接差別禁止の拡大など、ワーク・ライフ・バランス型社会を実

現するための政策および労働法を中心とした法制度改革をめざした政策提言を行った。

「韓国のジェンダー主流化の取り組みにおけるナショナル・マシナリーの研究」

<科学研究費補助金基盤研究 C>

【研究担当】

申琪榮 (IGS 准教授)

【研究内容】

本年度も引き続き夏にソウルでフィールドワークや関係者へのインタビューを実施し、政権交代期におけるジェンダー政策の変化について考察した。また、12月に行われた韓国の大統領選挙でジェンダー政策関連公約やナショナル・マシナリーの役割の変化を考察した。大統領選挙では女性候補者が当選する史上初の結果となったが、それ故にジェンダー問題は候補者の性別に集中され、ナショナル・マシナリーの役割自体の議論は少なかった。しかし、前政権と違い、女性家族賞の予算は増加し、大臣も大統領の側近の女性政治家が任命された。

「韓国の多文化主義と結婚移住女性の文化的権利——政策・運動・主体」

【研究担当】

徐阿貴 (IGS 研究機関研究員)

【研究内容】

この研究は、2000年代以降急速な展開を見せている、韓国における多文化主義の議論を、とくに結婚移民女性に焦点をあて、政策と運動の相互作用的なダイナミズムをフェミニスト政治社会学に依拠して分析することで、グローバル化や低出生率に直面する東アジアの文脈から、ネーションの再編成を人種／エスニシティ、ジェンダー、階級構造から明らかにし、「多文化」言説が果たしている役割を析出することである。2012年度は、社会運動領域における実態把握につとめた。具体的には、性暴力や国際結婚などの領域で展開されている、韓国の女性運動にみるトランスナショナルなアプローチに焦点をあて、以下の2つの調査を実施した。

1. 移住女性の表象と主体形成—ソウル国際女性映画祭多文化映像プログラム

2. 性暴力を中心とした越境的な女性運動—戦争と女性の人権博物館および「基地村」女性支援

「食の倫理と功利主義——食をめぐる規範・実践・ジェンダー」

【研究担当】

板井広明 (IGS 研究支援推進員)

【研究内容】

本年度の研究実績の概要は、「研究の目的」に記した、イギリス 18 世紀の動物論と現代の食の倫理に関する文献資料の収集、および 18 世紀英国における動物の位置づけをめぐる当時の資料を検討する作業を行なった。

18 世紀英国における動物論の検討として中心的な対象になる功利主義者ベンサムが遺した草稿類や動物虐待防止協会からの送付資料(主に BOX CIX の草稿類)をロンドン大学 UCL の稀覯本コーナーで 1 週間ほど閲覧・撮影して、ベンサムと動物虐待防止協会との関わりを検討した。その結果としては残念ながらベンサムの実践運動への関わり、つまり動物虐待防止協会との密接な結びつきは見出すことはできなかったが、ベンサムの動物に関する見解が彼の言語論との関わりにおいて展開されていることがより明確になった。ベンサムの言語論は快苦へと還元するパラフレーシスという哲学的方法に即して言語を定義するものであり、その関連から動物への配慮の議論も展開されている。

またベンサムが提案した監獄をはじめとする諸建築の改革プランであるパノプティコンにおいて供せられる食事について、ベンサムが遺したレシピなどが載っている草稿を検討した。経済性の観点から行われる監獄などの「統治」ゆえ、そのレシピもまた臓物を利用するものや米を利用するものなど、またロンドン北部の田園都市レッチワースを視察し、ハワードの田園都市構想における食の位置づけの確認をした。それはつまり都市部への流入による郊外の衰退から郊外の再活性化および人々のための新たな都市の設計だった。ただ残念ながらそこには循環型農業の構想はあってもそれ以上の食の構想はなかった点で、来年度はまたアメリカの食にまつわるさま

ざまな運動をフィールドワークする予定である。

「災害、復興とジェンダー公平な国際共生社会の構築」

【研究担当】

館かおる（IGS 教授）

足立真理子（IGS センター長、教授）

申琪榮（IGS 准教授）

菅野琴（IGS 客員研究員・元ユネスコ本部職員・国立女性教育会館客員研究員）

日下部京子（タイ・アジア工科大学院大学准教授）

Kristi Poerwandari（インドネシア大学ジェンダー研究センター所長）

グローバル協力センター教員・職員

平野恵子（IGS 研究協力員・清泉女子大学他非常勤講師）

その他、外部専門家招聘

【研究内容】

2011 年 3 月の東日本大震災と付随して生じた原発事故は、東北地域未曾有の災害であっただけでなく、現在進行形の「人災」として、開発や科学技術の在り方そのものに大きな疑義を提出することとなった。地域の経済基盤に深刻な打撃を与え、効率主義的経済発展がむしろ生活の不安定化要因となりうることを明らかにしたのである。さらに、災害状況の継続は地域のジェンダー・階層・エスニシティ格差の構造と、異なる被害負担の現実を露呈させており、復興過程におけるジェンダー課題を浮かび上がらせることは持続可能な共生社会の構築を目指す上で喫緊の課題である。

本プロジェクトは以上のような問題意識に基づき、今回の東日本大震災で明らかになった諸問題の背景、国際社会の災害復興へのアプローチとその具体的な事例考察、およびジェンダー・格差公平な国際共生社会の構築にむけた学術的成果収集を行った。

具体的には、公開シンポジウム 1 回、研究会を 2 回、国際シンポジウムを 1 回開催した。また、2012 年 9 月 3 日～9 月 10 日の日程にて、インドネシア共和国・アチェ特別自治州、ジャカルタ首都特別州において調査を実施した。

プロジェクトの最終成果報告として、タイ・インドネシアか

ら実践者、研究者を招聘し、ジェンダー公平な国際共生社会の構築にむけて議論する国際シンポジウム「災害、復興におけるジェンダー公平性を問う」を 2013 年 1 月 14 日に開催した。報告者及び報告題目は以下のとおりである。パリチャート・クロンカント（JICA 防災能力向上プロジェクト・コンサルタント）「台風警報への老年者の避難意思決定—タイ南部農村部を事例として—」、アラビヤニ・アブバカル（旧アチェ・ニマス復興庁・「女性、ジェンダーとこどもの福祉部長」、平野恵子（お茶の水女子大学大学院研究院・研究員）「インドネシアにおける地方分権化と災害復興・対策—ジェンダー主流化の観点から—」、池田恵子（静岡大学、東日本大震災女性支援ネットワーク研修担当）「災害・復興の経験を『災害に強い社会の構築』に活かす—大津波からインドネシアは何を学んだか、日本は何を学ぶのか—」。

「「科学技術とジェンダー」に関わる研究の諸局面の検討」

【研究担当】

小川真里子（IGS 客員教授・三重大学教授）

館かおる（IGS 教授）

根村直美（IGS 研究協力員・日本大学教授）

高橋さきの（IGS 研究協力員・本学非常勤講師）

横山美和（本学大学院博士後期課程院生）

【研究内容】

「アジアの女性科学者に関する研究」の活動としては、2012 年 9 月にソウルで開催された東アジア科学技術社会論学会（EASTS）で、韓国・台湾の共同研究者とラウンドテーブルの運営を行ない、小川真里子 IGS 客員研究員が口頭発表を行った。（Roundtable on Statistics of Women Scientists and Engineers in Taiwan, Japan and Korea, The 10th East Asian STS Conference, September 6~8, 2012, Seoul National University）。なお、2012 年 1 月に小川、館、横山が携わり、お茶大ジェンダー研究センターで行った、韓国・台湾・日本の共同研究については、同年 11 月に開催された科学技術社会論学会の年会で小川が、口頭発表を行った。さらに、米国国立アカデミーの研究カOUNCILが主宰した「化学、数学、コンピュータ科学分野における女性研究者」に関する世界的な共同研究の成

果報告書 *Blueprint for the Future* の日本語訳を小川が作成中である。

なお、館担当の本学の文理融合 LA「テクノサイエンスとジェンダー」の講義において、小川教授が特別講義及び博士課程院生の横山美和が講義を行った。高橋さきの研究協力員も、本学の文理融合 LA「テクノロジーとジェンダー」の演習において、研究成果を提示した。また今年度の研究成果として、小川が、“Japanese Women Scientists: Trends and Strategies,” in Neelam Kumar ed., *Gender and Science: Studies across Cultures* (New Delhi: Cambridge University Press India, 2012) chapter7: pp. 150-171、「なぜ、女子に理系分野なのか」岩手大学男女共同参画室『科学・技術教育と女性』2013年1月27-39頁等の論考をまとめた。なお、館は、「『原発』とジェンダー、サステイナビリティ」に関わる資料収集につとめ、高橋は、『犬と人が会合するとき: 異種協働のポリティクス』(2013 青土社)の翻訳を行った。横山は、論考「19世紀後半米国の女性医師 M. P. ジャコービーの『栄養論』とフェミニズム—『月経』と『貧血』の解釈を中心に—」が『女性学』(日本女性学会研究ジャーナル) 第20号(2013年3月)77-98頁に掲載された。

韓国、日本、アメリカ、欧州連合(EU)の比較研究

【研究担当】

尹智炤(カンザス大学専任講師)

申琪榮 (IGS 准教授)

【研究内容】

本研究は、私の博士論文研究テーマでもある韓国、アメリカ、欧州連合(EU)における権利擁護と政策立案についての研究をさらに展開していくことを目的としている。日本、韓国、アメリカ、及び欧州連合における公共政策立案の比較を促進する方法を採択し、日本の政策コミュニティから25の代表的な政策課題(問題)のサンプルのデータを収集することを提案する。

本プロジェクトの目的は、日本の政府インサイダー及び外部の利益集団が自らの声を反映させるため、いかに政策立案過程に参加しているかを明らかにし、さらに他国(韓国、アメ

リカ、ヨーロッパ)との比較分析をすることにある。ここに述べたそれぞれの国は、国家の社会的利益にそれぞれ異なったレベルの国家権力を擁しているため、政策立案への独自の参加パターンを持つものとされている。

4. 研究交流・社会連携部門

平成23年4月から平成24年3月の間の活動は次の通りである。

(1) 研究交流会

平成24年7月18日に第1回IGS研究報告会を開催。ユン・ジソ(IGS研究協力員、カンザス大学専任講師)が「Dominating the News: Government Officials in News Coverage of Policy Issues in the US and Korea」と題する報告を行い、菊池啓一(Ph.D. Candidate, Department of Political Science, University of Pittsburgh)、大木直子(本学リサーチフェロー)がコメントをおこなった。司会 徐阿貴(IGS研究機関研究員)。平成25年3月7日に第2回IGS研究交流会を開催。大海篤子(IGS研究協力員、東京都市大学非常勤講師)が「女性国会議員選出の背景を探る」、また、徐阿貴(IGS研究機関研究員)が「在日朝鮮人女性のサバルタン公共圏と主体形成——大阪の夜間中学の運動事例」と題して報告をおこなった。

(2) IGSセミナー、シンポジウム、講演会、ワークショップ

① 平成24年5月9日、5月16日、5月23日(IGSセミナー)

ジェンダー社会科学専攻「国際ジェンダー論」連続講座(全4回)、ジェンダー研究センター提供科目、講師: 菅野琴(IGS客員研究員、元ユネスコ本部職員)。

② 5月18日(公開シンポジウム)

「『原発』と『サステイナビリティ・サイエンス』——ジェンダー視点からの課題を考える」ジェンダー研究センター提供科目、ジェンダー社会科学専攻「国際ジェンダー論」履修科目。国末憲人(朝日新聞 GLOBE 副編集長)が「国際原子力機関 IAEA の役割——保障措置、原子力安全、核セキュリティ」、吉田由布子(「チェリノブイリ被害調査・救援」女性ネットワーク事務局長)が「放射能汚染が未来世代に及ぼすもの——リプロダクティブ・ヘルスの視座から」、堀尾多香(日本ユネスコ国内委員会協力官)が「サステイナビリティ・サイエンス」のあり方——日本ユネスコ国内委員会か

らの提言」、菊川穂（一般社団法人エル・システマジャパン 代表理事）が「原発事故後の福島の子どもたち」と題した報告を行った。コーディネーター・司会：菅野琴（IGS 客員研究員、元ユネスコ本部職員）、館かおる（IGS 教授）。

③7月18日〈講演会〉

公開講演会「日米のワーク・ライフ・バランス」、お茶の水女子大学「ジェンダー格差センシティブな働き方と生活の調和」研究プロジェクト（WORK-FAM）スーザン・ハウスマン（Upjohn Institute for Employment Research シニアエコノミスト）が「米国における家族と仕事の変化——進歩と課題」、永瀬伸子（お茶の水女子大学教授）が「日本女性のキャリアと出産——両立の現状と課題」、ジョアン・ウィリアムズ（カリフォルニア大学ヘイスティング法科校教授）が「家族責任差別 Family Responsibilities Discrimination——ワーク・ライフ・バランスの課題解決にむけて」と題した報告を行い、小林洋子（内閣府男女共同参画局推進課長）がコメントした。司会：申琪榮（IGS 准教授）。

④7月23日〈研究会〉

「グローバル社会における平和構築のための大学間ネットワークの創成」事業 「災害、復興とジェンダー公平な国際共生社会の構築」プロジェクト第1回公開研究会 船橋晴俊（法政大学社会学部教授、法政大学サステナビリティ研究教育機構長）がサステナビリティ概念について講演した。館かおる（IGS 教授）。

⑤11月12日、11月19日、11月26日〈特別講義〉

リベラル・アーツ「テクノサイエンスとジェンダー」（全3回）、講師：小川真里子（IGS 客員研究員、三重大学教授）。

⑥12月1日〈公開シンポジウム〉

「ジェンダー・クオータの比較政治学」三浦まり（上智大学）が「日本におけるジェンダー・クオータの成立条件」、スティール若希（東京大学）が「民主的平等、政策有効性、リスク軽減——日本政治におけるジェンダー・クオータの緊急の必要性を3.11から考える」、淵元初姫（法政大学）が「スコットランドにおけるジェンダー・クオータ：権限移譲（Devolution）と女性の政治参加」と題し報告を行った。また申琪榮（IGS 准教授）が「韓国との比較の視点から」、菊池

啓一（筑波大学）が「ラテン・アメリカとの比較の視点から」、福田円（国士舘大学）が「台湾との比較の視点から」と題してコメントした。

⑦12月12日〈研究会〉

「グローバル社会における平和構築のための大学間ネットワークの創成」事業 「災害、復興とジェンダー公平な国際共生社会の構築」プロジェクト第2回公開研究会 菅野琴（IGS 客員研究員、元ユネスコ本部職員）を報告者としてジュヌヴィエーヴ・フジ・ジョンソン著『核廃棄物と熟議民主主義——倫理的政策分析の可能性』について文献講読を行った。

⑧平成25年1月14日〈公開シンポジウム〉

「グローバル社会における平和構築のための大学間ネットワークの創成」事業 「災害、復興とジェンダー公平な国際共生社会の構築」プロジェクト 国際シンポジウム パリチャート・クロンカント（JICA 防災能力向上プロジェクト・コンサルタント）が「台風警報への老年者の避難意思決定——タイ南部農村部を事例として」、アラビヤニ・アブバカル（旧アチェ・ニアス復興庁・女性、ジェンダーとこどもの福祉部長）が「アチェの女性——紛争・津浪後の未来をみつめて」、平野恵子（IGS 研究協力員、お茶の水女子大学大学院研究院研究員）が「インドネシアにおける地方分権化と災害復興・対策——ジェンダー主流化の観点から」、池田恵子（静岡大学教授、東日本大震災女性支援ネットワーク研修担当）が「災害・復興の経験を「災害に強い社会の構築」に活かす——大津波からインドネシアは何を学んだか、日本は何を学ぶのか」と題し報告をおこなった。各報告に対し足立真理子（IGS センター長）によりコメントがなされた。また、サイドイベントとして、「フォトボイス（写真と声）——女性たちが見た・経験した大震災」が東日本大震災女性支援ネットワークの提供により開催された。

⑨1月23日〈公開シンポジウム〉

WORKFAM 最終成果報告会「家族のウェルビーイングとワーク・ライフ・バランス政策——女性のキャリア形成と男性の育児参加を実現するために」永瀬伸子（お茶の水女子大学教授）が「女性の就業継続と日本の雇用慣行」、館かおる（IGS 教授）が「『女性活躍社会』へのロールモデル形成政

策（福井県の事例から）」、石井クンツ昌子（お茶の水女子大学教授）が「男性の育児参加とワーク・ライフ・バランス」、菅原ますみ（お茶の水女子大学教授）が「子どもの発達と父親と母親のQOL」、神尾真知子（IGS 客員研究員、日本大学教授）が「新たなワーク・ライフ・バランス」と題し報告をおこなった。また、麻生裕子（連合総合開発研究所 主任研究員）、岩田克彦（職業能力開発総合大学校教授）、加藤邦子（宇都宮共和大学 子ども生活学部教授）、呉本紀子（パナソニック株式会社エコソリューションズ社ダイバー推進室主事）、後藤憲子（ベネッセ次世代育成研究所主任研究員）、松田茂樹（第一生命経済研究所 主任研究員）、三橋明弘（旭化成アミダス株式会社 企画管理部長）がコメントした。

(3) 関連研究会

①「フェミニスト経済学研究会」

＜コーディネーター＞足立真理子（IGS センター長）、伊田久美子（大阪府立大学教授）

②「映像表現とジェンダー」研究会

＜コーディネーター＞館かおる（IGS 教授）、小林富久子（早稲田大学教授）

＜事務局＞磯山久美子（立教大学ほか非常勤講師）、臺丸谷美幸（本学大学院博士後期課程）ほか。

③「日米女性政治学研究者交流シンポジウム（JAWS）」

＜コーディネーター＞申琪榮（IGS 准教授）

＜事務局＞大海篤子（IGS 研究協力員・東京都市大学非常勤講師）、大木直子（本学リサーチフェロー）

④「国際移動とジェンダー（IMAGE）」研究会

＜コーディネーター＞伊藤るり（IGS 客員教授、一橋大学教授）

＜メンバー＞足立真理子（IGS センター長）、小ヶ谷千穂（横浜国立大学准教授）、定松文（恵泉女学園大学教授）、稲葉奈々子（茨城大学准教授）、大橋史恵（早稲田大学助教）、呉泰成（一橋大学大学院博士後期課程）、越智方美（独立行政法人・国立女性教育会館）、平野恵子（IGS 研究協力員）

(4) 国際連携プロジェクト（AIT）

＜アジア工科大学院大学（AIT）との連携事業＞

AIT との大学間学術交流協定に基づく、「ジェンダーと開発」領域における大学院生のための交換研修プログラム。

本年度は、本学学生や国内外の協定校学生等を対象にした「英語によるサマープログラム」（2012 年 7 月 23 日（月）～27 日（金））を AIT 院生の日本での研修プログラムとして活用し（AIT から 8 名参加）、来日期間中に本プログラムの履修生との研究交流の機会を設けた。研修テーマは、履修生の関心を汲み「セクシュアリティ」とした。また、前年度同様コーディネーターとして本学ジェンダー学際研究専攻院生 2 名が主体的に参与し、担当教員の監督の下でプログラムの企画・運営を担当。研修プログラムは、研究課題の設定、調査、研究発表という一連のプロセスを、体験的に学習することに主眼が置かれた。

【担当】足立真理子（IGS センター長）、館かおる（IGS 教授）、申琪榮（IGS 准教授）、中村雪子（本学博士後期課程）、鳥山純子（本学博士後期課程）、吉原公美（IGS アカデミック・アシスタント）

5. 教育・研修部門

①研究員

該当なし

②学部出講・大学院担当

＜人間文化創成科学研究科博士後期課程ジェンダー社会科学専攻＞

足立 真理子

フェミニスト経済学（前期）

フェミニスト経済学演習（後期）

ジェンダー学際研究論文指導（通年）

ジェンダー学際研究報告 基礎・発展（通年）

館かおる

ジェンダー史論（前期）

ジェンダー史論演習（後期）

ジェンダー学際研究論文指導（通年）

ジェンダー学際研究報告 基礎・発展（通年）

申琪榮

比較政治論（前期）

ジェンダー学際研究論文指導（通年）

ジェンダー学際研究報告基礎・発展（通年）

＜人間文化創成科学研究科博士前期課程ジェンダー社会科学専攻＞

ジェンダー基礎論（前期 オムニバス）

ジェンダー社会経済学（前期）

ジェンダー社会経済学演習（後期）

国際社会ジェンダー論演習（前期 日下部京子・AIT 准教授と共同）

館かおる

ジェンダー基礎論演習（前期）

国際社会ジェンダー論（前期集中、菅野琴・IGS 客員研究員と共同）

国際社会ジェンダー論演習（前期 日下部京子・AIT 准教授と共同）

ジェンダー論特別講義（後期）

ジェンダー社会科学論（通年 開発ジェンダー論コース全教員）

申琪榮

フェミニズム理論の争点（前期）

フェミニズム理論の争点・演習（後期）

国際社会ジェンダー論演習（前期 日下部京子・AIT 准教授と共同）

＜学部＞

足立 真理子

ジェンダー2 グローバル経済とジェンダー（後期）

グローバル化と労働Ⅰ（後期）

館かおる

ジェンダー7 テクノサイエンスとジェンダー（後期）

生活科学部 ジェンダー論（前期）

申琪榮

生活科学部、グローバル文化学環 比較ジェンダー論（後期）

高橋さきの

リベラルアーツ・ジェンダー24 テクノロジーとジェンダー（前期）

6. 社会貢献

ジェンダー研究センター

- ・諸外国/国内の女性関係行政部門、民間団体（NGO の女性問題担当者等）、研究者等の視察受け入れ、日本の男女共同参画等の現状について解説など

足立真理子

〈講演等〉

- ・大阪府立大学女性学研究センター2012 年度第3 回女性学講演会「女性と経済——フェミニスト経済学のあゆみ」（2012 年11 月4 日）

〈その他〉

- ・ロンドン・スクール・オブ・エコノミクスとの交流
- ・ケンブリッジ大学との交流

館かおる

〈委員〉

- ・ジェンダー史学会常任理事

〈講演等〉

- ・福井県主催 未来きらりプログラム「福井の特徴を活かした女性リーダー像の育成」（2012 年9 月5 日）
- ・日仏会館主催、フランス国立科学研究センター共催「女性史—ジェンダー史：フェミニズム的アプローチの国内的視点からグローバルな視点へ」「日本における女性史・ジェンダー史——今日のアプローチと主題系」（2012 年10 月6 日）
- ・グループみこし主催「藤枝濤子氏のシスターフッド——リブ運動と研究・教育・政策をつなぐ『ジェンダー平等の種を蒔きつけて—藤枝濤子の軌跡』刊行記念会」（2012 年12 月2 日）
- ・パリ第7 大学招待講演「日本初の女性原子核物理学者 湯浅年子」（2013 年3 月25 日）「近代日本天皇制とジェン

ダー」(2013年3月27日)

申琪榮

〈委員〉

・日本フェミニスト経済学会幹事

〈講演等〉

・なくそう戸籍と婚外子差別・交流会

「韓国の家族法改正とその後」(2012年8月18日)

・国際ジェンダー学会2012年度大会公開シンポジウム「政治を動かそう——政策形成過程とジェンダー・ストラテジー」、「ジェンダー課題の政策形成過程——2005年韓国家族法改正からの考察」(2012年9月2日)

・高麗大学(韓国ソウル市)平和と民主主義研究所

「政治領域における女性代表性向上と制度の役割」(2012年10月26日)

・港区女性男女共同参画センター

「みんなで取り組もう! ポジティブアクション クォーター制」(2013年2月2日)

徐阿貴

〈講演等〉

・シンポジウム「在日コリアンの現在と未来」パネル報告(東京大学現代韓国研究センター、2012年11月27日)

・「“識字”を研究する視座——在日朝鮮人女性による夜間中学の運動から」(大阪市立大学大学院創造都市研究科、2013年1月23日)

・第32回山川菊栄記念婦人問題研究奨励金(通称山川菊栄賞)授賞式記念講演

「『在日朝鮮人による「下位の対抗的な公共圏」の形成』を執筆して」(2013年2月11日)

7. 文献・資料収集/情報提供/閲覧活動

1) 主要収集資料

湯浅年子博士の資料整理

【担当】 館かおる(IGS教授)、山崎美和恵(埼玉大学名

誉教授)、城石梨奈(IGS アカデミック・アシスタント)

2) 資料提供

■ 公益社団法人日本化学会 化学遺産委員会委員長(田巻氏: 独立行政法人 科学技術振興機構 「光エネルギーと物質変換」研究領域事務所 技術参事) 日本化学会の化学遺産認定審査のため、化学遺産委員6名が見学、黒田チカ関係の資料提供

■ *Actualite Chimique* (2012年5月号) へ、湯浅年子関係資料提供

■ 公益社団法人日本化学会理事・化学遺産委員・科学史学会理事 新井和孝へ、ビデオ「女性科学者の群像 保井コノ・黒田チカ・湯浅年子」同解説提供

■ 香川大学発行ニューズレター第12号へ、保井コノ関係資料提供

■ 小口昭衛(お茶の水学術事業会会員) へ、湯浅年子関係資料提供

■ 『化学史研究』Vol.39 No.4、2012年号へ、湯浅年子関係資料提供

■ 株式会社学研パブリッシング歴史群像別冊『CARTA』冬号(2012年11月刊行) へ、保井コノ関係資料提供

■ 蟻川芳子監修『女子理学教育をリードした女性科学者たち』明石書店(2013年) へ、保井コノ・黒田チカ・湯浅年子・辻村みちよ関係資料提供

■ 『週刊朝日』(2月19日発売号) へ、黒田チカ関係資料提供。

■ 『歴史 REAL 特集「女たちの幕末・明治」』(2013年3月8日発売号) へ、保井コノ関係資料提供

■ 『和光純薬時報』vol.81 no.3 (2013年7月号) へ、黒田チカ関係資料提供

■ その他、ジェンダー研究センター刊行物等

3) リファレンスサービス資料及び情報の提供・閲覧・貸出・常設展示

■ コピーサービス: 常時附属図書館情報サービス・情報システム係で担当

- ホームページ（和文・英文）の更新実施
- 図書以外に関する情報提供

4) 図書・資料寄贈（敬称略）

掲載は、日本語文献：寄贈者名『書名』（著者名）、外国語文献：寄贈者名 書名（イタリック）（著者名）の順とした。

＜日本語文献＞

白百合女子大学 21 世紀ジェンダー研究会『海峡を越えて：京畿高等学校の思い出』（太田孝子）、日本女性学習財団『僕の解放前後：一九四〇―一九四九』（柳宗鎬）、日仏会館『かの冬、そして秋：僕の朝鮮戦争』（柳宗鎬）、特定非営利活動法人グループみこ『女性と社会』、東北大学グローバル COE『観る・集める・考える：発見のためのフィールドワーク』（原ひろ子）、東京女子大学女性学研究所『異文化交流史の再検討：日本近代の「経験」とその周辺』（ひろたまさき、横田冬彦編）、竹村和子『女性の学びを拓く：日本女性学習財団 70 年のあゆみ』（日本女性学習財団編）、『男性同性間の HIV 感染対策とその介入効果に関する研究：厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業平成 22 年度総括・分担研究報告書』（市川誠一）、『男性同性間の HIV 感染対策とその介入効果に関する研究：厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業平成 21 年度総括・分担研究報告書』（市川誠一）、『ジェンダー平等と多文化共生：複合差別を超えて：東北大学グローバル COE プログラム「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」』（辻村みよ子、大沢真理編）、『男性同性間の HIV 感染対策とその介入効果に関する研究：厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業平成 20 年度～22 年度総合研究報告書』（市川誠一）、『アジアにおけるジェンダー平等：政策と政治参画：東北大学グローバル COE プログラム「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」』（辻村みよ子、スティール若希編）、『ジェンダーと教育：横断研究の試み』（愛知淑徳大学ジェンダー・女性学研究所編）、『女性と情報』（昭和女子大学女性文化研究所編）、『メディアとジェンダー』（国広陽子、東京女子大学女性学研究所編）、『文学、社会、歴史の中の女性たち：学際的視点から』（長島世津子、釘宮明美編著）、『父親の心理学』（尾形和男編著）、『「男女共同参画審議会部会における論点整理」

に対する意見・要望第 1 分冊』、『世界 118 位の現実：クオータは突破口となるか？：国際女性デー記念シンポジウム報告書』（上智大学グローバル・コンサーン研究所）、『フィリピンにおける女性の人権尊重とジェンダー平等』（キャロリン・ソブリチャ著、館かおる、徐阿貴編、徐阿貴、ニコルス林奈津子、越智博美訳）、『メタ・セクシュアリティ』（秋山さと子）、『全国母子福祉研究会資料』（全国未亡人団体協議会編）、『「男女共同参画審議会部会における論点整理」に対する意見・要望第 2 分冊』（内閣総理大臣官房男女共同参画室）、『ひめゆり平和祈念資料館：公式ガイドブック』（中山良彦編）、『「池袋・買春男性死亡事件」報告集：女にとって性的自立・性的自由とは』（池袋事件を考える会編）、『虫と草：ある生物教室の記録』（浦口真左）、『記録写真集沖縄戦：太平洋戦争最後の死闘 90 日』（那覇出版社編）、『オーバードクター白書：全国一斉アンケート調査報告』（OD 問題連絡会アンケート委員会編）、『ジェンダーと国際教育開発：課題と挑戦』（菅野琴、西村幹子、長岡智寿子編著）、『婦人問題を中心とした一般教育科目の教育方法・教育内容の改善・充実のための実験的調査研究報告書』（お茶の水女子大学婦人問題プロジェクト研究会編）、『総合科目「婦人問題」プロジェクト研究資料昭和 54 年度』（太田次郎編）、『「女性のライフコースの多様化と女子大学の役割」シンポジウム報告書：特定研究』（お茶の水女子大学女性文化研究センター特定研究プロジェクト編）、『ライフコースの多様化の時代の大学教育と女性』（お茶の水女子大学女性文化研究センター平成 5 年度特定研究プロジェクト編）、『現代日本社会における国際移民とジェンダー関係の再編に関する研究：女性移住者のエンパワーメントと新しい主体形成の検討にむけて』（研究代表者伊藤るり）、『東アジアにおける植民地的近代とモダンガール』（研究代表者館かおる 2005 年度研究報告集）、『東アジアにおける植民地的近代とモダンガール中間報告書』（研究代表者館かおる）、『東アジアにおける植民地的近代とモダンガール最終報告書』（研究代表者館かおる）、『女たちの便利帳 1992～1993』（女性の情報をひろげる会編）、『女たちの便利帳：女性の情報をひろげる 1』（女性の情報をひろげるジョジョ企画編）、『女たちの便利帳：女性の情報をひろげる 3』（女性の情報をひろげるジョジョ企画編）、

『女たちの便利帳:女性の情報をひろげる 4』(女性の情報をひろげるジョジョ企画編)、『全国組織女性団体名簿 1992 年版』(市川房枝記念会出版部)、『全国組織女性団体名簿 1998 年版』(市川房枝記念会出版部)、『全国組織女性団体名簿 2000 年版』(市川房枝記念会出版部)、『全国組織女性団体名簿 2002 年版』(市川房枝記念会出版部)、『全国組織女性団体名簿 2004 年版』(市川房枝記念会出版部)、『フィリピン女性エンターテイナーの夢と現実:マニラ、そして東京に生きる』(ドーン編著;ドーン・ジャパン訳)、『エミリー・デュ・シャトレとマリー・ラヴワジエ:18 世紀フランスのジェンダーと科学』(川島慶子)、『アジア中間層の生成と特質』(服部民夫, 船津鶴代, 鳥居高編)、『女たちの便利帳 1991』(女性の情報をひろげる会編)、『タイ都市スラムの参加型まちづくり研究:子どもと住民による持続可能な居住環境改善策』(秦辰也)、『民主化の虚像と実像:タイ現代政治変動のメカニズム』(玉田芳史)、『タイ政治・行政の変革:1991-2006 年』(玉田芳史, 船津鶴代編)、『アジアのモダンガールと「世界」:グローバル資本、植民地的近代、メディア表象:国際ワークショップ = *Modern girl, Asia and beyond: global capital, colonial modernities and media representations*』(研究代表者館かおる)、『アディクションアプローチ:もうひとつの家族援助論』(信田さよ子)、『パブリック・セックス:挑発するラディカルな性』(パット・カリフィア著;東玲子訳)、『性をめぐる基礎知識:秘的エロスを呼び醒ます性の新しき道標』(大島清ほか)、『政治思想のなかの女:その西洋的伝統』(スーザン・モラー・オーキン著;田林葉, 重森臣広訳)、『トラウマとジェンダー:臨床からの声』(宮地尚子編)、『成熟と老い』(安井信子, 沢山美果子, 今関敏子)、『他者の自伝:ポストコロニアル文学を読む』(中井亜佐子)、『オルタナティヴ・ヴォイスを聴く:エスニシティとジェンダーで読む現代英語環境文学 103 選』(横田由理ほか編)、『美人論』(井上章一)、『少年への性的虐待:男性被害者の心的外傷と精神分析治療』(リチャード・B・ガートナー著;宮地尚子ほか訳)、『クィア・パラダイス:「性」の迷宮へようこそ伏見憲明対談集』(伏見憲明)、『サフィストリー:レスビアン・セクシャリティの手びき』(パット・カリフィア著;原美奈子訳)、『クィア・ジェネレーションの誕生!』

(クィア・スタディーズ編集委員会編)、『クィア物語論:近代アメリカ小説のクローゼット分析』(松下千雅子)、『ラカン派精神分析入門:理論と技法』(ブルース・フィンク著;中西之信ほか訳)、『家族を容れるハコ家族を超えるハコ』(上野千鶴子)、『グローバル・セックス』(デニス・アルトマン著;河口和也, 風間孝, 岡島克樹訳)、『母を失うということ:娘たちの生き方』(ホープ・エーデルマン著;吉澤康子訳)、『クローン、是か非か』(マーサ・C・ナスバウム, キャス・R・サンスタイン編;中村桂子, 渡会圭子訳)、『どうにもとまらない歌謡曲:七〇年代のジェンダー』(舌津智之)、『私はトランスジェンダー:二つの性の狭間で…ある現役高校教師の生き方』(宮崎留美子)、『からだはどこにある?:ポップカルチャーにおける身体表象』(日比野啓ほか編)、『クィア・イン・アメリカ:メディア、権力、ゲイ・パワー』(ミケランジェロ・シニョリレ著;川崎浩利訳)、『テクノゴシック』(小谷真理)、太田孝子『ケアの倫理からはじめる正義論:支えあう平等』(エヴァ・フェダー・キティ著;岡野八代, 牟田和恵編著・訳)、『欲望問題:人は差別をなくすためにだけに生きるのではない』(伏見憲明)、『植民地幻想:イギリス文学と非ヨーロッパ』(正木恒夫)、菅野琴『売ら売らないはワタシが決める:売春肯定宣言』(松沢呉一, スタジオ・ポット編)、昭和女子大学女性文化研究所『オンナらしさ入門(笑)』(小倉千加子著)、市川誠一『セクシュアル・ヴィジョン:近代医科学におけるジェンダー図像学』(ルドミラ・ジョーダノヴァ著;宇沢美子訳)、『家族学のみかた。』(朝日新聞社)、『ジェンダー・フリー・トラブル:バッシング現象を検証する』(木村涼子編)、原ひろ子『売春論:loveforsell』(酒井あゆみ)、『人工の冬』(アナイス・ニン著;矢口裕子訳)、戒能民江『男であることを拒否する』(J. ストルテンバーク著;蔦森樹監修;鈴木淑美訳)、『なぜ女は女が嫌いなのか:もっと上手につきあう知恵』(シェア・ハイト著;石渡利康訳)、『21 世紀の女性政策と男女共同参画社会基本法』(大沢真理編著)、『セクシュアリティの社会学』(井上俊ほか編)、愛知淑徳大学ジェンダー・女性学研『性のペルソナ:古代エジプトから 19 世紀末までの芸術とデカダンス下』(カミール・パーリア著;鈴木晶ほか訳)、阿部主計『グローバリゼーションの時代:国家主権のゆくえ』(サスキア・サ

ッセン編著;伊豫谷登士翁訳)、ジェンダー研究センター『ディアスポラの知識人』(レイ・チョウ著;本橋哲也訳)、『自然界における両性:雌雄の進化と男女の教育論』(アントワネット・ブラウン・ブラックウェル著;小川眞里子,飯島亜衣訳)、『ハンナ・アーレント:「生」は一つのナラティブである』(ジュリア・クリステヴァ著;松葉祥一,椎名亮輔,勝賀瀬恵子訳)、『ホモセクシュアリティ』(土屋恵一郎編;富山太佳夫監訳)、『脱構築とプラグマティズム:来たるべき民主主義』(C. ムフ編;J. デリダほか著;青木隆嘉訳)、『憲法とジェンダー:男女共同参画と多文化共生への展望』(辻村みよ子)、『ダナ・ハラウェイと遺伝子組み換え食品』(ジョージ・マイアソン著;須藤彩子訳)、『女性学/男性学』(千田有紀)、『自己決定権とジェンダー』(江原由美子)、『私という旅:ジェンダーとレイシズムを越えて』(リサ・ゴウ,鄭暎恵)、『ゲイ文化の主役たち:ソクラテスからシニョリレまで』(ポール・ラッセル著;米塚真治訳)、『フーコーとクイア理論』(タムシン・スパーゴ著;吉村育子訳)、『ゆらぎ』(佐倉統)、『フロイトとラカン:精神分析論集』(ルイ・アルチュセール著;石田靖夫,小倉孝誠,菅野賢治訳)、『ジェンダーで学ぶ宗教学/田中雅一,川橋範子編』(),『性のペルソナ:古代エジプトから19世紀末までの芸術とデカダンス上』(カミール・パリアア著;鈴木晶ほか訳)、『歴史とトラウマ:記憶と忘却のメカニズム』(下河辺美知子)、『物理学者湯浅年子の肖像:最後まで徹底的に=Portrait de Toshiko Yuasa: jusqu'au bout』(山崎美和恵編著)、『ロリコン:日本の少女嗜好者たちとその世界』(高月靖)、『社会的経済が拓く未来:危機の時代に「包摂する社会」を求めて』(大沢真理編著)、『語る老女語られる老女:日本近現代文学にみる女の老い』(倉田容子)、『働く女性とマタニティ・ハラスメント:「労働する身体」と「産む身体」を生きる』(杉浦浩美)、『共依存・からめとる愛:苦しいけれど、離れられない』(信田さよ子)、『母が重くてたまらない:墓守娘の嘆き』(信田さよ子)、『女装と日本人』(三橋順子)、『からだはどこにある?:ポップカルチャーにおける身体表象』(日比野啓ほか編)、『主婦たちのオーレ!』(遥洋子)、『援助者の思想:境界の地に生き、権威に対抗する』(リンダ・ジンガロ著;鈴木文,麻鳥澄江訳)、『なぜ女性はケア労働をするのか:性別分

業の再生産を超えて』(山根純佳)、『ハーランズ・レース』(パトリシア・ネル・ウォーレン著;北丸雄二訳)、『謝雪紅評傳』(陳芳明)、『『婦女雑誌』からみる近代中国女性』(村田雄二郎)、『男女共同参画の死角と誤算:特集』(インパクト出版会編)、『総動員体制と映画』(加藤厚子)、『侵略=差別と闘うアジア婦人会議速報 No. 1~会報 No. 16』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『侵略=差別と闘うアジア婦人会議会報 No. 17~会報 No. 32』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『侵略=差別と闘うアジア婦人会議会報 No. 33~会報 No. 50』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『侵略=差別と闘うアジア婦人会議会報 No. 51~会報 No. 69』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『侵略=差別と闘うアジア婦人会議'70年[No. 1]』、『侵略=差別と闘うアジア婦人会議'70年 No. 2』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『侵略=差別と闘うアジア婦人会議'70年 No. 3』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『侵略=差別と闘うアジア婦人会議'70年 No. 4』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『侵略=差別と闘うアジア婦人会議'71年 No. 1』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『侵略=差別と闘うアジア婦人会議'71年 No. 2』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『侵略=差別と闘うアジア婦人会議'71年 No. 3』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『侵略=差別と闘うアジア婦人会議'71年 No. 4』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『侵略=差別と闘うアジア婦人会議'72年 No. 8』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『侵略=差別と闘うアジア婦人会議'73年 No. 1』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『侵略=差別と闘うアジア婦人会議'73年 No. 2』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『侵略=差別と闘うアジア婦人会議'73年 No. 3』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『侵略=差別と闘うアジア婦人会議'72年 No. 9』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『侵略=差別と闘うアジア婦人会議'72年 No. 10』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『侵略=差別と闘うアジア婦人会議'73年 No. 4』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会

[illegible][illegible]

うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『集会託児 No. 2』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『集会託児 No. 3』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『キーセン観光に反対する女たちの会 No. 3』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『キーセン観光に反対する女たちの会 No. 4』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『育休反対連絡会 No. 1』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『育休反対連絡会 No. 2』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『三・八国際婦人デーNo. 1』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『三・八国際婦人デーNo. 2』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『優生保護法 No. 1』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『各地区婦人運動:’64-’66No. 7』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『反戦運動:’68-’69No. 1』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『反戦運動:’68-’69No. 2』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『反戦運動:’68-’69No. 3』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『婦人運動:’68-’69No. 1』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『婦人運動:’68-’69No. 2』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『飯島愛子論文集 No. 1』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『飯島愛子論文集 No. 2』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『品川区内婦人運動 No. 1』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『品川区内婦人運動 No. 2』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『品川区内婦人運動 No. 3』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『品川区内婦人運動 No. 4』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『品川区内婦人運動 No. 5』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『各地区婦人運動:’64-’66No. 1』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『各地区婦人運動:’64-’66No. 2』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『各地区婦人運動:’64-’66No. 3』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『各地区婦人運動:’64-’66No. 4』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『各地区婦人運

動:’64-’66No. 5』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『各地区婦人運動:’64-’66No. 6』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『母親大会:’66-’69No. 1』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『母親大会:’66-’69No. 2』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『母親大会:’66-’69No. 3』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『侵略=差別と闘うアジア婦人会議’71年 No. 5』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『侵略=差別と闘うアジア婦人会議’71年 No. 6』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『侵略=差別と闘うアジア婦人会議’72年 No. 1』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『侵略=差別と闘うアジア婦人会議’72年 No. 2』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『侵略=差別と闘うアジア婦人会議’72年 No. 3』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『侵略=差別と闘うアジア婦人会議’72年 No. 4』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『侵略=差別と闘うアジア婦人会議’72年 No. 5』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『交流会運動 No. 1』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『交流会運動 No. 2』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『交流会運動 No. 3』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『アジア婦人会議発行パンフレット類 2』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『安保を闘う婦人連絡会を中心に No. 1』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『安保を闘う婦人連絡会を中心に No. 2』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『資料;各巻内容一覧;活動年表ほか』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『飯島愛子論文集』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『原本抜粋』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『アジア婦人会議発行パンフレット類 1』(侵略=差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編)、『フランス女性なぜ結婚しないで子どもを産むのか』(井上たか子編著)、『女性の問題に関する公開質問状への回答全文』(国際婦人年をきっかけとして行動を起こす女たちの会編)、『国連婦人の10年中間年4月会議プログラム・資料』()、『国連婦人の10年中

間年日本大会記録』()、『男女同権確立のために:行動へのよびかけ』(婦人に対する差別撤廃に関する国際連合宣言;国際婦人青少年問題研究会訳)、『ジェンダー法学のインパクト』(ジェンダー法学会三成美保ほか編集委員)、『固定された性役割からの解放』(ジェンダー法学会榊原富士子ほか編集委員)、『暴力からの解放』(ジェンダー法学会戒能民江ほか編集委員)、『ジェンダー法学が切り拓く展望』(ジェンダー法学会辻村みよ子ほか編集委員)、『パートタイマーの手引き:あなたは損をしていませんか!』(国際婦人年をきっかけとして行動を起こす女たちの会労働分科会編)、『男女共学をすすめるために:一問一答』(国際婦人年をきっかけとして行動を起こす女たちの会教育分科会編)、『世界の労働』(国際労働局東京支局編)、『女の分断を連帯に:1年目の記録』(国際婦人年をきっかけとして行動を起こす女たちの会編)、『行動する女たちが明日をひらく:2年目の記録』(国際婦人年をきっかけとして行動を起こす女たちの会)、『ジェンダー平等の種を蒔きつけて:藤枝濤子の足跡』(藤枝濤子著;グループみこし編)、『同窓会会員名簿:西村山郡立実科高等女学校,山形県立谷地高等女学校,山形県立谷地高等家政女学校,山形県立谷地高等家政女学校専攻科,山形県立谷地高等学校併設中学校,山形県立谷地高等学校』(谷地高等学校同窓会編)、『翠ヶ丘同窓会会員名簿 1985』、『さくら会会員名簿』、『同窓会名簿』(岩尾豊編集責任)、『抱節会会員名簿:創立 90 周年記念』(伊津野京子編)、『同窓会員名簿』()、『会員名簿』(熊本県立第一高等学校清香会編)、『会員名簿:創立百十周年記念』(日本名簿出版編)、『常磐会会員名簿』(福岡県立京都高等学校常磐会事務局編)、『会員名簿』(和洋学園同窓会むら竹会九段分会編)、『会員名簿:創立 50 周年記念』(徳島県立小松島高等学校同窓会事務局編)、『会員名簿昭和 57 年』(新潟県立長岡大手高等学校同窓会名簿刊行委員会編)、『会員名簿:創立 90 周年記念昭和 60 年版』(愛媛県立西条高等学校道前会名簿刊行委員会編)、『同窓会名簿』()、『会員名簿昭和 61 年』(北陸学院同窓会)、『糸高:創立 80 周年記念同窓会名簿』(福岡県立糸島高等学校同窓会編)、『同窓会会員名簿昭和 60 年』(日本名簿出版編)、『国際婦人年日本大会:記録:1975・11・22:International Women's Year』(国際婦人年日本大会残務整

理委員会)、『第一高女 85 年の歩み』(津田露)、『男女の平等をめざして自立・連帯・行動:’85 にむかって前進:全国婦人の集い討議資料第 19 回』(全国婦人の集い実行委員会編)、『男女の平等をめざして自立・連帯・行動:’85 にむかって前進:全国婦人の集い討議資料第 18 回』(全国婦人の集い実行委員会編)、『性差別にくさびを!:労基法改悪に反対し私たちの男女雇用平等法をつくろう!!』(私たちの男女雇用平等法をつくる会)、『ロシナンテ:女教師は語る』(ロシナンテの会編)、『“女だから・・・”は許さない!』、『アジアの安定と繁栄に寄与する婦人の役割:講演集』(九州地区地域婦人会連絡協議会福岡アメリカ文化センター)、『ここにも女性差別が:憲法無視の法律家養成』(司法研修所における女性差別を許さぬ女性法律家の会編)、『金蘭会会員名簿 1981』()、『女と政治』(国際婦人年をきっかけとして行動を起こす女たちの会)。

〈外国語文献〉

東北大学グローバル COE Gender equality in multicultural societies : gender, diversity, and conviviality in the age of globalization(Tsujimura Miyoko and Osawa Mari)、Korean Women's D, Birth outcomes of late pregnant women and suggestions for policy support (José Rizal ; translation from the Spanish and introduction by Jovita Ventura Castro)、Building a policy paradigm for Korea's transition to multiethnic and multicultural society (V) : the achievements and future challenges of the Korean government's multicultural society policies (Mitra Q. Sison-Duque)、Alternative plans for improving safety of girls and women in community environment (III) : actual condition and countermeasures against sexual assault-domestic violence-sex trafficking of juvenile females (Christophe Loviny)、Policies for promoting training outcomes of women with interrupted-careers based on vocational skills development accounts (Japan International Cooperation Agency Regional Support Office for Asia (RAS))、Strengthening gender equality policy in the Asia-Pacific region : developing a workshop module for the experts' capacity building in Cambodia and Indonesia (Beth Day)、The future of the family and foresight for women and family policies in Korea (I) (Dolores S. Feria ed.)、Status and policy

issues of young female dropouts (Jason Vann)、*Flexible working arrangements and changes in family life* (Asunción López Bantug)、*Research on the development of integration indicators for marriage immigrants* (Anthony Slide)、*Development and validation of a South Korean male gender role conflict scale* (Cherry Smyth)、*Gender-responsive budgeting initiatives : introduction and progress at the national level* (the full original screenplay by Guinevere Turner and Rose Troche ; with a foreword by Lea Dalaria)、*A study on the effective establishment of the gender mainstreaming system (IV) : activation strategies for gender mainstreaming focusing on gender impact assessment* (Colette Guillaumin)、*Reduction of poverty and the promotion of gender equality through official development assistance : Bangladesh* (Lynne Segal)、*Accomplishments of the 30-year efforts for women's integration in social development and an outlook for the future (I)* (Deborah S. Wilson and Christine Moneera Laennec ed.)、*Development of a community care network model for childcare support for working parents* (Ruth Vanita)、*The impact of the Korean long-term care insurance system on its beneficiaries and family caregivers : focusing on quality of life and family relationships* (Elizabeth Weed and Naomi Schor ed.)、*Basic research for gender-responsive budget analysis : the case of mobility policy for vulnerable groups* (Rictor Norton)、*Reduction in the number of self-employed women since the year 2000* (Alan Soble)、ジェンダー研究センター *Women in a changing society : views from Japan (tentative title)*(Alan Sinfield)、*Nolime tangere* (Cahill, Ann J. ; Hansen, Jennifer)、*In the beginning ... : a nation, a president* (Cahill, Ann J. ; Hansen, Jennifer)、*The pearl road : tales of treasure ships* (Cahill, Ann J. and Hansen, Jennifer)、*Trafficking in persons in the Greater Mekong Sub-region (GMS) : focusing on the roles of shelter for women and children : seminar report* (Japan International Cooperation Agency Regional Support Office for Asia (RAS))、*The Manila Hotel : the heart and memory of a city* (Ihab Hassan)、*Goodbye to winter : the autobiography of Sophie Schmidt-Rodolfo* (Claude J. Summers ed.)、*The Philippines and its public enemy no. 1* (Robin Stevens ed.)、*Lolo José : an*

intimate portrait of Rizal (Robert J. Stoller)、*The politics of working life* (Jane Rule)、*Primitivism and identity in Latin America : essays on art, literature, and culture* (Gabriele Griffin ed.)、*Feminismo en México, ayer y hoy* (Robin Bernstein and Seth Clark Silberman ed.)、*En busca de las diabras : sobre arte popular y genero* (Arlene Stein)、*Managing like a man : women and men in corporate management* (Richard Ekins and Dave King ed.)、*Creatividad invisible : mujeres y arte popular en América Latina y el Caribe* (Sue Wilkinson and Celia Kitzinger ed.)、*Debates en torno a una metodología feminista* (Catharine R. Stimpson)、*Japanese women : report of mid-decade April meeting of 1980 national conference of nongovernmental organizations of Japan* (Ken Plummer)、*Frida Kahlo : mujer, ideología y arte* (Maxine Baca Zinn, Pierrette Hondagneu-Sotelo, Michael A. Messner ed.)、戒能民江 *Not an easy choice: a feminist re-examines abortion* (Magdalene Ang-Lygate, Chris Corrin, and Millsom S. Henry ed.)、*Legal feminisms: theory and practice* (Shane Phelan ed.)、*Gender, power and the household*(Joseph Bristow)、*The Legal relevance of gender: some aspects of sex-based discrimination* (Lucy Sargisson)、*Feminist perspectives on public law* (edited and with an introduction by Johanna Meehan)、*Family law* (Judith McDaniel)、*The family and the new right* (Pat Califia and Robin Sweeney ed.)、*Gerontology : responding to an ageing society* (Jonathan Ned Katz ; foreword by Gore Vidal ; afterword by Lisa Duggan)、*The subversive family : an alternative history of love and marriage* (Susan Cavin)、*Understanding child abuse* (Lillian Faderman and Brigitte Eriksson)、*Effective intervention in domestic violence & child maltreatment cases : guidelines for policy and practice : recommendations from the National Council of Juvenile & Family Court Judges Family Violence Department* (Bennett L. Singer ed.)、*Children and the law : papers presented at the SSRC Law and Psychology Conference, 1981* (Margaret Gillon)、*Family law and political culture: Scandinavian laws in comparative perspective* (Susie Bright)、*Law and body politics : regulating the female body* (Axel Madsen)、*Law and parenthood* (Sue Scott and David Morgan ed.)、*Matrimonial causes and proceedings* (Judith

- Roof and Robyn Wiegman ed.), *The sexual exploitation of children* (Andrew Sullivan), *The next generation: lives of Third World children* (Sabrina Petra Ramet ed.), *Guide to the social services 1993: 81st* (Judith Roof), *Women and work* (Scott Bravmann), *Allies in healing: when the person you love was sexually abused as a child* (Philip Brett, Elizabeth Wood, Gary C. Thomas), *Shattered dreams: marital violence against overseas-born women in Australia* (Neil Miller), *Pensions in marriage breakdown* (Robert J. Corber), *In love and in danger: a teen's guide to breaking free of abusive relationships* (Justin Clemens and Russell Grigg, ed.), *Child abuse* (Laura Harris and Elizabeth Crocker ed.), *Daniel and his therapist* (Jan Campbell ed.), *Rethinking the family: some feminist questions* (Judith Mayne), *Rape* (Judith Mayne), *Disabling laws, enabling acts: disability rights in Britain and America* (Chris Straayer), *Contemporary cases in women's rights* (Chris Straayer), *Rethinking abortion: equal choice, the Constitution, and reproductive politics* (Patrick Califia), *Community care assessments: a practical legal framework* (Trisha Franzen), *The law and vulnerable elderly people* (Nicole Matthews), *A guide to the Family Law Act 1996* (Arthur F. Marotti [et al.]), *RU 486: the pill that could end the abortion wars and why American women don't have it* (Claudia Card), *Women, oppression and social work: issues in anti-discriminatory practice* (Marshall W. Alcorn, Jr), *Abortion law and politics today* (D. Richard Laws, William O'Donohue), *Women, health, and healing: toward a new perspective* (Lily Burana, Roxxie, Linnea Due ed.), *Women in England, 1870-1950: sexual divisions and social change* (Martin Duberman, Martha Vicinus, and George Chauncey, Jr ed.), *Review of child care law: report to minister of an interdepartmental working party* (Elizabeth Cowie ed.), *Social Security Act 1986: chapter 50* (edited by Mireille Calle; translated by Catherine McGann), *Family law* (Katherine Kearns), *Feminist theory and violent empiricism* (Marcia Ian), *Experiences of community care: case studies of UK practice* (Rosemarie Tong), *Women and human rights* (Susan Alice Watkins, Marisa Rueda and Marta Rodriguez; edited by Richard Appignanesi), *Family and child law statutes* (Sandra Pollack and Denise D. Knight ed.), *Attitudes toward rape: feminist and social psychological perspectives* (Elaine Showalter), *Applications of feminist legal theory to women's lives: sex, violence, work, and reproduction* (Tamsin Wilton), *Social services law* (Andy Medhurst and Sally R. Munt ed.), *Property distribution on divorce* (Hélène Cixous; translated by Sarah Cornell and Susan Sellers), *Recollecting our lives: women's experience of childhood sexual abuse* (Naomi Tucker ed.), *Women under attack: victories, backlash, and the fight for reproductive freedom* (Arthur Osborne; foreword by S. Radhakrishnan ed.), *Families, politics and the law: perspectives for East and West Europe* (Dell Richards), *Child support: the legislation* (Teresa de Lauretis), *Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women: a commentary* (Teresa de Lauretis; edited and with an introduction by Patricia White), *Children's rights: a participative exercise for learning about children's rights in England and Wales* (Tatiana Teslenko), *Women's health from womb to tomb* (Tatiana Teslenko), *Debating gender, debating sexuality* (Alison R. Webster; foreword by Sara Maitland), *Sexual divisions in law* (Robert J. Corber), *Justice, gender, and the family* (Gilbert Herdt), *Positioning feminist theory within the law* (Elizabeth Lapovsky Kennedy, Madeline D. Davis), *The costs of welfare* (Patricia Beattie Jung and Ralph F. Smith), *Engenderings: constructions of knowledge, authority, and privilege* (Phylis Johnson, Michael Keith ed.), *The logic of women on trial: case studies of popular American trials* (Richard Plant), *Living together: a guide to the law* (Peter M. Nardi and Beth E. Schneider), *The Children Act 1989: the private law* (Gary Kinsman), *Child poverty and deprivation in the UK* (Claudia Moscovici), *The rights of woman: the essential question-and-answer guide to women's legal problems* (Suzanna Danuta Walters), *Caring for children: the 1990 report: report for the European Commission's Childcare Network on childcare services and policies in the United Kingdom* (Erica Burman), *Family law* (Roger N. Lancaster and Micaela di Leonardo ed.), *Tolley's child care law handbook* (edited with an introduction by Andrew Parker and Eve Kosofsky Sedgwick), *Violencia marital en*

Cuba: principios revolucionarios vs. viejas creencias (Claudia Card ed.), *Law update 1993* (Laura A. Markowe), *Working your way to the bottom: the feminization of poverty* (Kelly Oliver), *Double identity: the lives of working mothers* (Biddy Martin), *Women and children last: the plight of poor women in affluent America* (Susan C. Greenfield and Carol Barash ed.), *Women and the public sphere: a critique of sociology and politics* (Derek Longhurst ed.), *Teenage mothers and their partners: a survey in England and Wales* (Joanne Brown ed.), *Child custody and the politics of gender* (Roger Horrocks; consultant editor, Jo Campling), *Law, crime and sexuality: essays in feminism* (M. Jacqui Alexander and Chandra Talpade Mohanty ed.), *Feminist action* (Jamake Highwater), *Your job in the 80s: a woman's guide to new technology* (Monika Reinfelder ed.), *The act concerning equality between women and men at work : the equal opportunities act* (Maggie Humm), *Sexual assault: how to defend yourself* (Hélène Cixous ; with an introductory essay by Susan Rubin Suleiman; edited by Deborah Jenson ; translated by Sarah Cornell ... [et al.]), *Women in Britain* (Leo Bersani and Ulysse Dutoit), *Parents and children* (Pat Califia), *The family, law and society: cases and materials* (Slavoj Žižek), *The Family: context or client?* (Martha C. Nussbaum), *Report together with the proceedings of the Committee* (David M. Estlund and Martha C. Nussbaum ed.), *The Human Rights Watch global report on women's human rights* (Luce Irigaray; translated by Catherine Porter with Carolyn Burke), *Understanding and preventing violence* (Elizabeth Abel ed.), *Women's studies: a reader* (Drucilla Cornell), *The real facts of life: feminism and the politics of sexuality, 1850-1940* (Laura Mulvey), *Intimate violence in families* (Drucilla Cornell), *Two careers, one family: the promise of gender equality* (edited by Susan Sellers ; with a preface by Hélène Cixous ; and foreword by Jacques Derrida), *Women's rights in the workplace : know your rights : the questions and the answers* (Nancy Lublin), *Abortion and divorce in Western law* (Elizabeth Wright), *Political and historical encyclopedia of women* (Jacques Lacan), *Wills, inheritance, and families* (edited and with

new introductions by Karla Jay and Allen Young; foreword by Cindy Patton), *A policy for young children: a framework for action* (Chris Holmlund and Cynthia Fuchs, ed.), *Courts and communities: confronting violence in the family: conference highlights* (Henry L. Minton, ed.), *Family violence: emerging programs for battered mothers and their children* (Sue Wilkinson and Celia Kitzinger ed.), *Family violence: improving court practice: recommendations from the National Council of Juvenile and Family Court Judges' Family Violence Project* (Carol Smart ed.), *Family violence legislative update vol. 2* (Charis Thompson), *Family violence legislative update vol. 3* (Joan Wallach Scott ed.), *Family violence legislative update vol. 4* (Annamarie Jagose), *Sex, race and the law: legislating for equality* (Lynda Birke), *Policing sexual assault* (Daniel Boyarin), *The politics of women's rights* (Paul Burston and Colin Richardson ed.), *Postmodernity and the fragmentation of welfare* (Lisa Duggan and Nan D. Hunter), *Changing social work and welfare* (Alexander Doty), *Social work and social welfare yearbook v. 3* (Lynda Hart), *The nude: a study of ideal art* (Al Clark), *Masculinity, law and the family* (Arlene Stein ed.), *Child abuse: towards a knowledge base* (Claudine Griggs), *Principles of family law* (Christopher Craft), *Sex equality: law and economics* (ensemble conçu et réalisé par Luce Irigaray; avec la participation de Rachel Bers), *Familiar exploitation: a new analysis of marriage in contemporary Western societies* (Sally Minogue ed.), *Inequalities in marriage: Australia and beyond* (Michael Moon), *Statistical handbook on violence in America* (Nancy J. Chodorow), *Family violence legislative update vol. 5* (Margrit Shildrick), *The youth court: one year onwards* (Nan Bauer Maglin and Donna Perry, ed.), *Children, the new law: the Children Act 1989* (Anne MacKay ed.), *Children, parents and the state* (Charles Flowers ed.), *Frontiers of family law* (Harry M. Benshoff), *Gender perceptions and the law* (Shailja Patel; traduzione in italiano a cura di Marta Matteini e), *Families at risk* (Barbara Summerhawk and Kimberly Hughes ed.), *No more "nice girl": power, sexuality and success in the workplace* (Beth A. Firestein, ed.), *Canadian feminism and the law: the Women's Legal*

- Education and Action Fund and the pursuit of equality* (Peggy Reeves Sanday and Ruth Gallagher Goodenough ed.), *Family law* (Anthony R. D'Augelli, Charlotte J. Patterson ed.), *Women-in-law: explorations in law, family, and sexualiy* (Monica Dorenkamp and Richard Henke ed.), *A matter of justice: lesbians and gay men in law enforcement* (edited by Thomas Domenici, Ronnie C. Lesser ; foreword by Adrienne Harris), *Breaking even: divorce, your children and you* (Richard Dyer), *Divorce matters* (Sonya Andermahr, Terry Lovell, Carol Wolkowitz), *Sexual harassment on college campuses: abusing the ivory power* (Keith Boykin), *Social welfare law* (Cahill, Ann J. and Hansen, Jennifer), *Home knitted law: norms and values in gendered rule-making* (Carren Strock), *Hidden hands: women and economic policies* (Jonathan Ned Katz), *When men kill: scenarios of masculine violence* (J.C. Suarès ed.), *Women and the law : you and your rights* (Pat Califia), *Marriage and the family in Canada today* (Pat Califia, ed.), *Children of social worlds: development in a social context* (Diane DiMassa), *Fetal rights, women's rights: gender equality in the workplace* (Wayne M. Bryant), *Positive discrimination, social justice, and social policy: moral scrutiny of a policy practice* (Heather Findlay ed.), *All work and no pay : women, housework, and the wages due* (Erica Fischer; translated from the German by Edna McCown), *Family law* (Sigmund Freud ed.), *Mediating and negotiating marital conflicts* (Boel Berner ed.), *Is it in force? 1995: a guide to the commencement of statutes passed since 1st January 1970* (Obioma Nnaemeka ed.), *Gender, families, and elder care* (Elaine Pigeon), *Tolley's discrimination law handbook* (Carol Ascher, Louise DeSalvo, Sara Ruddick ed.), *Splitting up: a guide to Splitting: a case of female masculinity separation and divorce in Scotland* (Richard Ekins), *Family law in Washington State: your rights and responsibilities* (Drucilla Cornell, Michel Rosenfeld, David Gray Carlson ed.), *Child abuse and neglect: facing the challenge* (Gill Jagger), *General police duties* (Jeanette Winterson), *Out of the margins: women's studies in the nineties* (Rebecca L. Copeland, ed.), *Sexual harassment: a guide for understanding and prevention* (Julia Kristeva; edited by Toril Moi), *Sex & secrets: crimes involving Australian women since 1880* (Kathy Weingarten), *Children, rights, and the law* (Naomi Zack ed.), *Women and the law* (Mioko Fujieda, Michiko Kanda, Hiroko Hashimoto and Chikako Uemura ed.), *The public nature of private violence: the discovery of domestic abuse* (Kyoko Kusakabe ed.), *A sourcebook on child sexual abuse* (이화분집필||가족법 개정 운동 60 년사), *The family and marriage in Britain: an analysis and moral assessment* (Kathleen McDonnell), *Varieties of sexual experience: an anthropological perspective on human sexuality* (Clare McGlynn ed.), *The rights and wrongs of children* (Linda McKie, Sophia Bowlby and Susan Gregor, Jo Campling ed.), *Divorce: where next?* (Sheila McLean, Noreen Burrows ed.), *Family rights: family law and medical advance* (Susan Millns and Noel Whitty ed.), *The politics of child welfare: inequality, power and change* (Barbara Mitchels), *Postmodern legal feminism* (Pamela Abbott and Claire Wallace), *Sex discrimination handbook* (Kevin Morgan ed.), *The state and the family: a comparative analysis of family policies in industrialized countries* (Ferdinand Mount), *Ours by right: women's rights as human rights* (David N. Jones ed.), *Changing our lives: doing women's studies* (Louis W. McHardy ed.), *Alternative dispute resolution: fundamentals of family mediation* (Sally Lloyd-Bostock ed.), *When the bough breaks: the cost of neglecting our children* (David Bradley), *Who cares: looking after people at home* (Jo Bridgeman and Susan Millns ed.), *Social security policy in Britain* (Chris Barton, Gillian Douglas), *Juvenile and family law digest* (A.K. Biggs and J. Strong), *Citizen's income and women* (Judith Ennew), *Juvenile and family court journal* (Judith Ennew, Brian Milne), *Breaking through!: women surviving male violence* (Family Welfare Association), *Sex discrimination at work* (Ross Davies), *Equality* (Laura Davis), *The crimes women commit, the punishments they receive* (Patricia Easteal), *Roe v. Wade: United States Supreme Court* (Stephen Gailey), *The sexual abuse of children* (Barrie Levy), *Psychology, public policy, and law: an official law review of the University of Arizona College of Law and the University of Miami School of Law* (Christina Lyon,

Peter de Cruz)、申琪榮 가족법개정운동 60 년사 (Lynda Morgan)、竹村和子 *The silent feminists: America's first women directors* (Barrie Thorne with Marilyn Yalom)、*Lesbians talk queer notions* (Sylvana Tomaselli and Roy Porter)、*Go fish* (Caroline Gooding)、*Racism, sexism, power and ideology* (Leslie Friedman Goldstein)、*Straight sex: the politics of pleasure* (Mark A. Graber)、*Bodily discursions: genders, representations, technologies* (Richard Gordon; foreword by Sedley)、*Sappho and the Virgin Mary: same-sex love and the English literary imagination* (Sally Greengross ed.)、*Feminism meets queer theory* (Maryly La Follette, Robert Purdie)、*The myth of the modern homosexual: queer history and the search for cultural unity* (Lawrence Lader)、*The philosophy of sex and love: an introduction* (Mary Langan and Lesley Day ed.)、*Cultural politics: queer reading* (Ellie Lee ed.)、*Simone de Beauvoir* (Ellen Lewin and Virginia Olesen ed.)、*Hélène Cixous* (Jane Lewis)、*Luce Irigaray* (Gt. Brit. Dept. of Health and Social Security)、*Lacanian ink*、*The right promethean fire: imagination, science, and cultural change* (N. V. Lowe, G. Douglas)、*The Gay and lesbian literary heritage: a reader's companion to the writers and their works, from antiquity to the present* (Eva Lundgren ; translated from Norwegian by Linda Schenck)、*Girlfriend number one: lesbian life in the 90s* (Bruce Lynch and Richard Perry)、*Theme for diverse instruments*、*Outwrite: lesbianism and popular culture* (Colleen A. Ward)、*Generation Q: gays, lesbians, and bisexuals born around 1969's Stonewall riots tell their stories of growing up in the age of information* (D. Kelly Weisberg ed.)、*Sex and sensibility: stories of a lesbian generation* (John Williams)、*Blending genders: social aspects of cross-dressing and sex changing* (K.H.P. Wilkinson, Margaret R. de Haas)、*Representing the other: a Feminism & psychology reader* (Women's Research Centre)、*Where the meanings are: feminism and cultural spaces* (the Committee for Abortion Rights and Against Sterilization Abuse)、*Telling sexual stories: power, change, and social worlds* (Mavis Maclean and Jacek Kurczewski ed.)、*Through the prism of difference: readings on sex and gender* (Edward Jacobs and Gillian Douglas)、

Desperately seeking sisterhood: still challenging and building (Japanese Association of International Women's Rights ed.)、*Playing with fire: queer politics, queer theories* (Peter Jenkins)、*Sexuality* (Penny Kane)、*Contemporary feminist utopianism* (Nikki R. Keddie)、*Feminists read Habermas: gendering the subject of discourse* (Katherine O'Donovan)、*The lesbian couples' guide: finding the right woman and creating a life together* (Susan Moller Okin)、*The second coming: a leatherdyke reader* (Frances E. Olsen)、*The invention of heterosexuality* (Nicholas Deakin, Robert Page)、*Lesbian origins* (Naomi Scheman)、*Lesbians in Germany: 1890's-1920's* (Janice Schuetz)、*Growing up gay/growing up lesbian: a literary anthology* (Anne Barlow)、*Lesbians in print: a bibliography of 1,500 books with synopses* (Anne Barlow)、*Susie Bright's Sexwise: America's Favorite X-Rated Intellectual Does Dan Quayle, Catharine Mackinnon, Stephen King, Camille Paglia, Nicholson Baker* (Jonathan Bradshaw)、*The sewing circle: Hollywood's greatest secret : female stars who loved other women* (Nicola Charles, Janice James)、*Body matters: essays on the sociology of the body* (Bronwen Cohen)、*Who can speak?: authority and critical identity* (Stephen Cretney)、*Virtually normal: an argument about homosexuality* (Leo Goodman, Maggie Rae)、*Gender reversals and gender cultures: anthropological and historical perspectives* (Claudia Hasanbegovic)、*Reproductions of reproduction: imaging symbolic change*、*Queer fictions of the past : history, culture, and difference* (Hilda Scott)、*Queering the pitch: the new gay and lesbian musicology* (Sue Sharpe)、*Out of the past: gay and lesbian history from 1869 to the present* (Ruth Sidel)、*In the name of national security: Hitchcock, homophobia, and the political construction of gender in postwar America* (Janet Siltanen and Michelle Stanworth ed.)、*Jacques Lacan and The other side of psychoanalysis: reflections on Seminar XVII* (Madeleine Simms and Christopher Smith)、*Femme: feminists, lesbians, and bad girls* (Carol Smart and Selma Sevenhuijsen)、*Psychoanalysis and the time of life: durations of the unconscious self* (Carol Smart)、*The woman at the keyhole: feminism and women's cinema* (Joy Holland)、*The woman at the keyhole: feminism and women's*

- cinema* (Ursula Huws for Leeds TUCRIC)、*Deviant eyes, deviant bodies: sexual re-orientations in film and video*、*Deviant eyes, deviant bodies: sexual re-orientations in film and video* (Dan Lena and Marie Howard)、*Sex changes: the politics of transgenderism*、*Spinsters and lesbians: independent womanhood in the United States* (Brenda M. Hoggett)、*Comic politics: gender in Hollywood comedy after the new right* (Brenda M. Hoggett, David S. Pearl)、*Reading with a difference: gender, race, and cultural identity* (Gordon Horobin ed.)、*Lesbian choices* (House of Commons Social Services Committee)、*Narcissism and the literary libido: rhetoric, text, and subjectivity* (Human Rights Watch, Womens's Rights Project)、*Sexual deviance: theory, assessment, and treatment* (Albert J. Reiss, Jr., and Jeffrey A. Roth, ed.)、*Dagger: on butch women* (Stevi Jackson ed.)、*Hidden from history: reclaiming the gay and lesbian past* (Margaret Jackson)、*Representing the woman: cinema and psychoanalysis* (Richard J. Gelles and Claire Pedrick Cornell)、*On the feminine* (Lucia Albino Gilbert)、*Psychoanalysis, historiography, and feminist theory: the search for critical method* (Tess Gill and Larry Whitty)、*Remembering the phallic mother: psychoanalysis, modernism, and the fetish* (Mary Ann Glendon)、*Feminist thought: a comprehensive introduction* (Christine Fauré, editor; translated by Richard Dubois et al.)、*Introducing feminism* (Janet Finch)、*Contemporary lesbian writers of the United States: a bio-bibliographical critical sourcebook* (the Under Fives Unit, National Children's Bureau in association with the Voluntary/Statutory Under Five Group)、*The female malady: women, madness, and English culture, 1830-1980* (Meredith Hofford, Christine S. Bailey, Susan J. Dansie ed.)、*Lesbian studies: setting an agenda* (Family Violence Department of the National Council of Juvenile and Family Court Judges)、*Lesbian and gay studies: a critical introduction* (Honorable Stephen B. Herrell, Meredith Hofford)、*Three steps on the ladder of writing* (National Council of Juvenile & Family Court Judges)、*Bisexual politics: theories, queries, and visions* (National Council of Juvenile & Family Court Judges)、*Ramana Maharshi and the path of self-knowledge: a biography* (National Council of Juvenile & Family Court Judges)、*Lesbian lists: a look at lesbian culture, history, and personalities* (Jeanne Gregory)、*Freud's drive: psychoanalysis, literature and film* (Jeanne Gregory and Sue Lees)、*Figures of resistance: essays in feminist theory* (April Carter)、*Feminist utopian novels of the 1970s: Joanna Russ & Dorothy Bryant* (John Carter ed.)、*Feminist utopian novels of the 1970s: Joanna Russ & Dorothy Bryant* (Pam Carter, Tony Jeffs and Mark K. Smith ed.)、*Found wanting: women, Christianity and sexuality* (Pam Carter, Tony Jeffs and Mark K. Smith ed.)、*Homosexuality in cold war America: resistance and the crisis of masculinity* (Kenneth Clark)、*Third sex, third gender: beyond sexual dimorphism in culture and history* (Richard Collier)、*Boots of leather, slippers of gold: the history of a lesbian community* (Brian Corby)、*Heterosexism: an ethical challenge* (S.M. Cretney)、*Queer airwaves: the story of gay and lesbian broadcasting* (Hector L. MacQueen ed.)、*The pink triangle: the Nazi war against homosexuals* (Christine Delphy and Diana Leonard)、*Social perspectives in lesbian and gay studies : a reader* (Ken Dempsey)、*The regulation of desire: homo and hetero sexualities* (Adam Dobrin)、*From sex objects to sexual subjects* (National Council of Juvenile & Family Court Judges)、*Material girls: making sense of feminist cultural theory* (Bryan Gibson)、*Challenging women: psychology's exclusions, feminist possibilities* (Andrew Bainham)、*The gender/sexuality reader: culture, history, political economy* (Andrew Bainham)、*Performativity and performance* (Andrew Bainham ed.)、*Adventures in lesbian philosophy* (Christine R. Barker, Elizabeth A. Kirk, and Monica Sah ed.)、*Redefining the self: coming out as lesbian* (Nicola Madge)、*Womanizing Nietzsche: philosophy's relation to the "feminine"* (Rosemary Agonito)、*Femininity played straight: the significance of being Lesbian* (Sherene Razack)、*Inventing maternity: politics, science, and literature, 1650-1865* (P.M. Bromley)、*Gender, genre and narrative pleasure* (Julia Brophy and Carol Smart ed.)、*A psychosocial exploration of love and intimacy* (Robin A. Buhrke)、*An introduction to the study of sexuality* (Jacqueline Burgoyne)、*Feminist genealogies, colonial legacies, democratic futures*

(Jacqueline Burgoyne, Roger Ormrod and Martin Richards), *The mythology of transgression: homosexuality as metaphor* (Michele A. Paludi ed.), *Amazon to Zami: towards a global lesbian feminism* (David Pearl and Kevin Gray), *Feminism and film* (Hanne Petersen), *"Coming to writing" and other essays* (Anne Phillips), *Forms of being : cinema, aesthetics, subjectivity* (Kenneth Polk), *Public sex: the culture of radical sex* (Maggie Rae), *Enjoy your symptom!: Jacques Lacan in Hollywood and out* (G. N. Ramu ed.), *Women and human developmen: the capabilities approach* (Martin Richards and Paul Light ed.), *Sex, preference, and family: essays on law and nature* (Suzanne Uttaro Samuels), *This sex which is not one* (John Edwards), *Writing and sexual difference* (Wendy Edmond and Suzie Fleming ed.), *Transformations: recollective imagination and sexual difference* (John Eekelaar and Mavis Maclean ed.), *Death 24x a second: stillness and the moving image* (Desmond Ellis, Noreen Stuckless), *At the heart of freedom: feminism, sex, and equality* (Euan Callum ed.), *The Hélène Cixous reader* (Jeffrey W. Dwyer, Raymond T. Coward, eds.), *Pandora's box: feminism confronts reproductive technology* (Paul Edwards and Judy Wajcman), *Lacan and postfeminism* (Erik Camayd-Freixas and José Eduardo González eds.), *Le sinthome, 1975-1976* (Paul Nicholls), *Lavender culture* (David Nichols), *Between the sheets, in the streets: queer, lesbian, gay documentary*, *Gay and lesbian studies* (Wendy Stainton Rogers, Denise Hevey and Elizabeth Ash eds.), *Heterosexuality: a feminism & psychology reader* (Fraser Sampson), *Regulating womanhood: historical essays on marriage, motherhood and sexuality* (Jane Aaron and Sylvia Walby eds.), *Making parents: the ontological choreography of reproductive technologies* (Arjun P. Aggarwal), *Women's studies on the edge* (Judith A. Allen), *Lesbian utopics* (Philip Alston, Stephen Parker, John Seymour eds.), *Feminism, animals and science: the naming of the shrew* (Susan Atkins and Brenda Hoggett), *Unheroic conduct: the rise of heterosexuality and the invention of the Jewish man* (Martha Albertson Fineman, Roxanne Mykitiuk eds.), *A queer romance: lesbians, gay men and popular culture* (David Finkelhor with Sharon Araj), *Sex wars:*

sexual dissent and political culture (Ronald Fletcher), *Making things perfectly queer: interpreting mass culture* (Suzanne G. Frayser), *Fatal women: lesbian sexuality and the mark of aggression* (M.D.A. Freeman), *Making Priscilla* (Michael Freeman ed.), *Sisters, sexperts, queers: beyond the lesbian nation* (Elaine Sutherland and Alexander McCall Smith eds.), *S/he: changing sex and changing clothes* (Nick Frost, Mike Stein), *Another kind of love: male homosexual desire in English discourse, 1850-1920* (Mary Joe Frug), *Sexes et genres à travers les langues: éléments de communication sexuée: français, anglais, italien* (Barbara S. Gamble ed.), *Problems for feminist criticism* (Anne Hélène Gauthier), *A small boy and others: imitation and initiation in American culture from Henry James to Andy Warhol* (Joanna Kerr ed.), *Femininities, masculinities, sexualities: Freud and beyond* (Gabriele Griffin), *Leaky bodies and boundaries: feminism, postmodernism and (bio)ethics* (John M. Haynes; English version edited by Thelma Fisher and Dick Greenslade), *"Bad girls"/"good girls": women, sex, and power in the nineties* (Sylvia Ann Hewlett), *Wolf girls at Vassar: lesbian and gay experiences, 1930-1990* (Cherrill Hicks), *Out, loud & laughing: a collection of gay & lesbian humor* (Michael Hill), *Monsters in the closet: homosexuality and the horror film* (chief researcher, Dong-Sik Kim; co-researchers, Young-Taek Kim, Tae-Hee Kim, Sang-mi Kim), *MigrITUDE: un viaggio epico in quattro movimenti : parte prima : quando parla il Sari : la Madre = MigrITUDE : an epic journey in four movements : part 1 : when Saris speak -- the Mother* (chief researcher, Yi-Seon Kim ; co-researchers, Moo-Suk Min), *Sparkling rain: and other fiction from Japan of women who love women* (chief researcher, Deuk-Kyoung Yoon), *Bisexuality: the psychology and politics of an invisible minority* (chief researcher, Sung-Jung Park; co-researchers, Yun-Jeong Choi, Hye-Sook Jeon), *Beyond the second sex: new directions in the anthropology of gender* (chief researcher, Eun-Kyung Kim; co-researchers, Soo-Yeon Lee), *Lesbian, gay, and bisexual identities and youth: psychological perspectives* (Chang, Hye-Kyung; co-researchers, Kim Eun-Ji), *Negotiating lesbian &*

gay subjects (chief researcher, Chung, Hae-Sook; co-researchers, Oh, Eun-Jin, Choi, Ja-Eun), *Disorienting sexuality: psychoanalytic reappraisals of sexual identities* (chief researcher, Seung-Ah Hong; co-researchers, Mee-Hwa Lee, Dong-Ki Kim), *Now you see it: studies on lesbian and gay film* (chief researcher, You-Kyoung Moon ; co-researcher, Ki-Teak Jeon), *A glossary of feminist theory* (chief researcher, Soo-Yeon Lee ; co-researchers, In-Soon Kim, Ji-Hyeon Kim), *One more river to cross: black and gay in America* (chief researcher, Sun-Joo Cho; co-researchers, Young-Sook Kim), *Julia Kristeva* (Chief researcher, Kyung-Hee Kim; co-researchers, Dool-Soon Kim), *Married women who love women* (chief researcher, Sun-Ju Lee; coresearchers, Hwa-Soon Byun, Sayed Saikh Imtiaz), *Gay/lesbian almanac: a new documentary* (chief researcher, Wha-Soon Byun; co-researchers, Ae-Kyung Yang, Sun-Ju Lee, Hee-Young Moon), *Hollywood drag* (researcher in charge, Kim Young-Ran; co-researcher, Hwang Jung-Im; assistant researcher, Park Jin-Young), *Melting point: short stories* (chief researcher, In-Hee Choi; co-researchers, Eun-ji Kim, Soo-Yeon Chung, Nan-Joo Yang), *Doing it for Daddy: short and sexy fiction about a very forbidden fantasy* (chief researcher, Kyoung-Hee Ma; co-researchers, Mi-Hye Chang, Hyo-Seon Kim, Jeong-Mi, Yoo), *Hothead paison: homicidal lesbian terrorist* (chief researcher, Young-Ock Kim; co-researchers, Sun-Haeng Lee, Min-Soo Kim), *Bisexual characters in film: from Anaïs to Zee* (Eli Bartra, Anna M. Fernández Poncela, Ana Lau ; prólogo de Ángeles Mastretta), *A movement of Eros: 25 years of lesbian erotica* (Eli Bartra), *Aimée & Jaguar: a love story, Berlin 1943*, *Dora: an analysis of a case of hysteria* (Judy Wajcman), *Gendered practices: feminist studies of technology and society* (Eli Bartra (compiladora)), *The politics of (m)othering: womanhood, identity, and resistance in African literature* (Eli Bartra (compiladora)), *Queer impressions: Henry James's art of fiction* (Hermione Parker ed.), *Between women: biographers, novelists, critics, teachers and artists write about their work on women* (the National Council of Juvenile and Family Court Judges editorial Advisory Board), *Male femaling: a grounded theory approach to cross-dressing and sex-changing*,

Hegel and legal theory (Robert Spicer, Lin Spicer), *Judith Butler: sexual politics, social change and the power of the performative* (Lucy Smith), *Sexing the cherry* (Rita J. Simon and Jean Landis), *Woman critiqued: translated essays on Japanese women's writing* (Bo Schambelan), *The Kristeva reader* (Miriam Saphira), *The mother's voice: strengthening intimacy in families* (Executive Committee of 1980 National Conference of Nongovernmental Organizations of Japan, United Nations Decade for Women World Conference), *Race/sex: their sameness, difference, and interplay* (University of Arizona. College of Law, University of Miami. School of Law, American Psychological Association), 日下部京子 *Gender, roads, and mobility in Asia* (Eli Bartra)。

5) 来館・閲覧者

学生・研究生・大学院生 3名

大学院以上の研究者 4名

その他 2名

お茶の水女子大学ジェンダー研究センター『ジェンダー研究』

編 集 方 針

1. 本年報に論文、研究ノート、研究動向紹介（研究文献目録等を含む）、書評、ジェンダー研究センターの事業に関する報告（研究プロジェクト報告、夜間セミナー報告等を含む）、彙報の各欄を設ける。
2. 本年報の掲載論文は、投稿論文と依頼論文から成る。
3. 投稿論文は、投稿規程第4条により、査読の上、編集委員会が掲載の採否を決定する。
 - 3-1 投稿論文1本に対して査読は2名以上で行うこととする。
 - 3-2 査読者は、原則として、編集委員会のメンバー、また必要に応じて学内外の専門分野の研究者から選定する。投稿論文執筆者が本学大学院生である場合にはその指導教官を査読者に加える。
 - 3-3 投稿論文には番号を付し、執筆者名は伏せた状態で査読を行う。
 - 3-4 査読結果は共通の査読評価用紙を用い、定められた基準により評価する。
 - 3-5 掲載決定日を本文末に記す。
4. 依頼論文、ならびにジェンダー研究センターの事業に関する報告は、編集委員会で閲読し、必要に応じて専門分野の研究者の助言を求めた上、編集委員会が掲載の採否を決定する。
5. ジェンダー研究センターの事業に関する報告のうち、編集委員会が論文として掲載することが適当であると判断した場合には、投稿論文に準じて査読を行った上、論文として掲載することがある。
6. その他各号の枚数、部数、企画等、年報の編集に関する諸事項は、編集委員会が検討の上、決定する。
7. 『ジェンダー研究』に掲載された内容は全てジェンダー研究センターのホームページおよびお茶の水女子大学教育・研究コレクションTeaPotに登録、公開される。
8. 投稿論文や研究ノート等には、英文要約を添付する。200語以内とする。
9. 投稿論文や研究ノート等には、その内容を的確に表すキーワードをつける。5語以内とする。
10. 翻訳投稿をする場合、原則として論文「解題」を行う。

投 稿 規 程

（2011年6月改訂）

（2008年1月追記）

- 1 『ジェンダー研究』の内容は、女性学・ジェンダー研究に関する、学術的研究に寄与するものとする。
- 2 投稿者は、原則として、本学教職員・大学院生・研究生・研修生・卒業生、本センターの研究員、研究協力員、および本センター長が認める本センターの活動に関係の深い研究者（研究プロジェクト参加者、研究会報告者など）とする。
- 3 投稿する原稿は未発表の初出原稿とする。
- 4 投稿原稿は完成原稿とし、編集委員会がレフェリーによる審査の上、採否を決定する。
- 5 投稿申し込みをした後で投稿を辞退する場合は、速やかに編集委員会に申し出ること。
- 6 原稿料の支払い、掲載料の徴収は行わない。ただし、図・表その他が多い場合には、執筆者による自己負担となることがある。
- 7 掲載原稿は、抜き刷りを30部贈呈する。なお、それ以上の部数については、あらかじめ申し出があれば執筆者の自己負担によって増刷できる。
- 8 原稿執筆における使用言語は原則として日本語または英語とする。日本語／英語以外の言語による投稿に関

しては、編集委員会において検討する。

- 9 投稿原稿は原則として、
 - 9-1 日本語の原著論文は注・図表を含めて20000字以内、
英語の原著論文は注・図表を含めて8000語以内、
 - 9-2 日本語の研究ノートは注・図表を含めて15000字以内、
英語の研究ノートは注・図表を含めて6500語以内、
 - 9-3 日本語の研究活動報告は注・図表を含めて6000字以内、
英語の研究活動報告は注・図表を含めて4500語以内、
 - 9-4 日本語の書評は4000字以内、英語の書評は3000語以内とする。
- 10 日本語については当用漢字とし、現代仮名づかいを用いる。なお、引用文等に関して旧漢字、旧仮名遣い等の問題が生じる場合には、前もって申し出ること。
- 11 図・表・写真および特殊な文字・記号の使用については編集委員会に相談すること。
- 12 原則として原稿はワードプロセッサで入力し、原稿を印刷したもの2部を提出すること。原稿のデータファイル（ワード等の書類ファイルかテキストファイル）をCD-R等の媒体に記録して、それを添付して提出のこと。
- 13 図・表は手書きでもよい。ただし、ワードプロセッサで入力する場合は同一ディスクに別文書として入力する。
- 14 本文、引用文、参考文献、注については、別に定める『ジェンダー研究』執筆要項に従う。
- 15 翻訳の投稿に関しては、投稿者が原著者から翻訳許可の手続きを行い、許可取得後に投稿する。そのさいの費用に関しては投稿者が負担する。なお、翻訳投稿をする場合、原則として論文「解題」を行う。
- 16 掲載論文の著作権はお茶の水女子大学ジェンダー研究センターに帰属するものとする。転載を希望する場合には、ジェンダー研究センターの許可を必要とする。
- 17 他の文献等から図、表、写真などの転載を行う場合は、原則として投稿者が自らの責任において必要な手続きを行う。そのさいの費用に関しては投稿者が負担する。

追記（2008年1月）

1. 論文等の提出時には、名前、論文タイトル（副題も含む）の英語表記も表紙に記しておく。
ただし、タイトル等の英語表記は、確認のうえ編集事務局で変更する場合もある。
2. 投稿論文や研究ノート等の最終原稿（※）には、英文要約を添付する。200 words以内とする。
なお、英文原稿の場合は、要約を日本語としてもよいが、事前に確認のこと。
3. 投稿論文や研究ノート等の最終原稿には、その内容を的確に表わすキーワードをつける。5ワードまでとする。
4. 翻訳の投稿に際しては、印字した論文2部のほか、原文のコピーを2部添えて提出する。

（※）掲載決定後に修正した原稿を指す。

編 集 後 記

お茶の水女子大学ジェンダー研究センター年報『ジェンダー研究』第17号が無事刊行の運びとなった。執筆者をはじめ、学内外の査読者の先生方、日本語・英語校正者、印刷会社、IGSスタッフ、その他さまざまな形で関与くださる方々のおかげであり、ご協力に深く感謝申しあげる。

本号は、これまでと若干構成が異なり、二つの特集を組んでいる。一つ目は昨年度1月14日に当センター主催で開催された国際シンポジウム「災害、復興におけるジェンダー公平性を問う」から報告者二人に寄稿いただいた。東日本と同じく大津波を経験したアチェから何を学ぶのか、と問いかける池田氏の論考は、3年の月日が経とうとする現在でもまだ出来ることはあるのだ、復興はこれからである、と希望を抱かせてくれる論考である。クロンカント氏の論考はタイの洪水における老年者の避難意思決定に着眼した意欲あふれる内容となっている。

二つ目は、お茶の水女子大学大学院教授として当センターおよびCOEプログラム「ジェンダー研究のフロンティア」(F-GENS)の研究プロジェクトに多大な貢献をされ、2011年に逝去された竹村和子先生の書評・研究ノート特集である。最後の書籍である『文学力の挑戦』『彼女は何を視ているのか』『境界を攪乱する』の三作について、当該分野をリードする三氏（越智博美氏、斉藤綾子氏、清水晶子氏）にご寄稿いただいた。続く研究ノートは、二人の若手研究者（三部倫子氏、山口菜穂子氏）にご自身の研究に引き寄せ執筆いただいている。企画の詳細な経緯は、特集冒頭の天野、館両編集委員の諸言を参照されたい。

投稿に関しては、本号では7本が提出され、厳正なる審査を経て、3本の論文と1本の翻訳論文が採用された。投稿論文および研究ノートは、生命保険業における労働のジェンダー化、更年期女性像の言説形成、そして国際離婚裁判例から外国人妻へのバイアスに焦点を当てた意欲的な論考3本となった。翻訳は、昨年度に引き続き、18世紀ドイツにおける性差に関する哲学的論考が採用された。なお、翻訳者の提案により原著ページ数を本文横に併記している。書評は、政治学、表象文化論の領域から3点取り上げた。また当センターの夜間セミナーを記録したシリーズ＜国際ジェンダー研究＞の新刊を、図書紹介として掲載している。

このように本号も、領域横断的かつ国際色豊かにジェンダー研究の成果を扱うものとなり大変充実した内容となった。

最後に、「女性文化研究センター」の時代から当センターの教員であった、館かおる先生が今年度で退官される。本号も館先生の惜しみないご尽力とご助言なしには完成しえなかった。ここに記して心から謝意を表したい。

編集事務局 平野 恵子（研究機関研究員）

お茶の水女子大学ジェンダー研究センター年報
『ジェンダー研究』

第17号 編集委員会

委員長	足立真理子	人間文化創成科学研究科人間科学系 ジェンダー研究センター長・教授
	森 義仁	人間文化創成科学研究科自然・応用科学系准教授
	天野 知香	人間文化創成科学研究科文化科学系准教授
	荒木美奈子	人間文化創成科学研究科人間科学系准教授
	水野 勲	人間文化創成科学研究科人間科学系准教授
	舘 かおる	人間文化創成科学研究科人間科学系 ジェンダー研究センター教授
	申 琪榮	人間文化創成科学研究科人間科学系 ジェンダー研究センター准教授
事務局	平野 恵子	ジェンダー研究センター研究機関研究員

平成26年 3 月17日 印刷
平成26年 3 月24日 発行

編集・発行 お茶の水女子大学ジェンダー研究センター

〒112-8610 東京都文京区大塚 2-1-1
Tel 03-5978-5846 Fax 03-5978-5845
E-mail igsoffice@cc.ocha.ac.jp
URL <http://www.igs.ocha.ac.jp/>

印刷・製本 株式会社コームラ

Tel 058-229-5858 (代) Fax 058-229-6001

Journal of Gender Studies

Ochanomizu University

No.17 2014
(Total of 34 Issues)

Contents

■ Special Issue: Disaster and Gender

Lessons from Earthquake and Tsunami Disasters in Indonesia and Japan:
Toward "Disaster Resilient Society"

IKEDA Keiko 1

Aged People's Evacuation Decisions in Response to Typhoon Warning:
Case Study of a Rural Southern Village in Thailand

Parichatt KRONKANT 13

■ Special Issue: TAKEMURA Kazuko's Feminism/ Gender Studies

Preface 1. Focusing on F-GENS activities

AMANO Chika 31

Preface 2. TAKEMURA Kazuko and Institute for Gender Studies,
Ochanomizu University

TACHI Kaoru 33

What Should We Stake on Literary Study?: The Challenge of
Kazuko TAKEMURA's *The Challenge of Power of Literature*

OCHI Hiromi 39

What Was Kazuko TAKEMURA Looking At:

SAITO Ayako 49

A Personal Book Review of Kazuko TAKEMURA's *What is she looking at?*

SHIMIZU Akiko 57

Facing the Violence of Subversion: A Review of
TAKEMURA Kazuko's *Kyōkai Wo Kakuran-Suru*

SAMBE Michiko 69

The Application of "*Tadashii sekushuariti (Heterosexuality)*"

YAMAGUCHI Nahoko 75

Theory to Experiences of Mothers of LGBS

Professor TAKEMURA Kazuko and Feminism

■ Article

Gendered Labor in Life Insurance Industry in Japan and South Korea

KANAI Kaoru and SHIN Ki-young 81

Forming the "Menopausal Woman" in Modern Japan:

HARA Yoko 103

In Light of the Discourse about "Endocrine Glands"

■ Research Report

Gender Bias Against Foreign Wives :

KATO Naoko 119

Analysis of International Divorce Cases in Japan

■ Translation and Commentary

Ueber die männliche und weibliche Form

Wilhelm von HUMBOLDT
Translated by SUGITA Takao and KANNO Ken
SUGITA Takao 129
153

Commentary

■ Book Reviews

FRANCESCHET, Susan, Mona Lena KROOK, and Jennifer M. PISCOPO
The Impact of Gender Quotas

Jiso YOON 155

Susan M. OKIN

YOSHIZAWA Kyosuke 159

Seigi Jenda Kazoku (Justice, Gender and the Family)

KITAHARA Megumi ed.

KONISHI Ayumi 163

Asia no josei shintai ha ikani egakaretaka: shikaku hyousyoushou to sensou no kioku
(How were asian women bodies represented:

Visual representation and memory of war)

■ Précis

Josephine, Chuen-juei HO

TACHI Kaoru 167

"*Sei/ Betsu*" *Kakuran: Taiwan ni okeru sei seiji*

(*"Gender/ Sexuality" Troubles in Taiwan*)

■ Report on the Activities of the Institute for Gender Studies, Ochanomizu University (2012.4.1-2013.3.31) 171

■ Editorial Guidelines 196

■ Editor's Postscript 198